

# 鉱工業プロジェクト選定確認調査 (中小企業振興に係る高度知的支援協力)

## 調査報告書

### 本編

世界銀行  
欧州復興開発銀行  
米州開発銀行  
アジア開発銀行  
経済協力開発機構  
米国国際開発庁  
ポーランド  
ブルガリア  
インドネシア  
マレーシア  
フィリピン  
タイ  
カンボディア  
ラオス  
ヴェトナム  
バングラデシュ

2000年3月

国際協力事業団  
鉱工業開発調査部

# 目 次

## 本 編

第1章 調査の概要 .....	1
1-1 背景、経緯 .....	1
1-2 調査目的 .....	2
1-3 団員構成 .....	2
1-4 調査日程 .....	4
第2章 中小企業振興と法制度 .....	8
2-1 中小企業振興と企業を取り巻く制度の枠組み （各法律、制度の概要、変遷と企業に及ぼす影響） .....	8
2-1-1 法制度 .....	8
2-1-1-1 設立、活動 .....	10
2-1-1-2 流動性 .....	15
2-1-1-3 競争 .....	19
2-1-2 税・会計制度 .....	21
2-1-2-1 会計制度 .....	21
2-1-2-2 税法（法人税、所得税、関税、付加価値税等） .....	24
2-1-3 中小企業振興政策 .....	25
2-1-3-1 中小企業振興関連法（中小企業基本法等） .....	32
2-1-3-1 中小企業の経営基盤強化に関する法、政策（融資、投資、倒産防止等） .....	34
2-1-3-1 中小企業の構造改革に関する法、政策 （技術政策、情報化、労働対策、環境、移行経済化促進等） .....	36
2-1-3-4 小規模企業対策に関する法、政策他 .....	38
2-2 中小企業振興政策モデルとそれを支援する関連制度の体系 .....	38

第3章	中小企業振興に関する他援助機関の取り組みと問題点	43
3-1	援助機関全体の傾向	43
3-2	国際開発金融機関	43
3-2-1	世界銀行	43
3-2-2	米州開発銀行	45
3-2-3	欧州復興開発銀行	46
3-2-4	アジア開発銀行	48
3-3	その他国際機関	49
3-3-1	経済協力開発機構	49
3-4	政府援助機関	50
3-4-1	米国国際開発庁	50
第4章	各国の中小企業振興に関する法制度整備状況	53
4-1	要約	53
4-2	全体の傾向	59
4-3	中・東欧	60
4-3-1	ポーランド	60
4-3-1-1	整備済み法制度	60
4-3-1-2	法制度実施面で生じている問題	63
4-3-1-3	国際会計基準導入により生じている問題	64
4-3-1-4	会計基準の企業レベルでの遵守状況と問題点	65
4-3-1-5	税制度の現状と問題点	66
4-3-1-6	中小企業政策の現状と問題点	67
4-3-1-7	今後の中小企業振興の方向性とさらに整備が必要な関連制度	71
4-3-2	ブルガリア	71
4-3-2-1	整備済み法制度	71
4-3-2-2	法制度実施面で生じている問題	74
4-3-2-3	国際会計基準導入により生じている問題	75
4-3-2-4	会計基準の中小企業レベルでの遵守状況と問題点	75

4-3-2-5	税制度の現状と問題点	76
4-3-2-6	中小企業政策の現状と問題点	77
4-3-2-7	今後の中小企業振興の方向性とさらに整備が必要な関連制度	78
4-4	アセアン（市場化達成国）	80
4-4-1	インドネシア	80
4-4-1-1	整備済み法制度	80
4-4-1-2	法制度面で生じている問題	83
4-4-1-3	国際会計基準導入により生じた問題	84
4-4-1-4	会計基準の中小企業レベルでの遵守状況と問題点	85
4-4-1-5	税制度の現状と問題点	85
4-4-1-6	中小企業政策の現状と問題点	86
4-4-1-7	今後の中小企業振興の方向性とさらに整備が必要な関連制度	89
4-4-2	マレーシア	90
4-4-2-1	整備済み法制度	90
4-4-2-2	法制度面で生じている問題	92
4-4-2-3	国際会計基準導入過程で生じている問題	92
4-4-2-4	会計基準の中小企業レベルでの遵守状況と問題点	93
4-4-2-5	税制度の現状と問題点	93
4-4-2-6	中小企業政策の現状と問題点	94
4-4-2-7	今後の中小企業振興の方向性とさらに整備が必要な関連制度	98
4-4-3	フィリピン	99
4-4-3-1	整備済み法制度	99
4-4-3-2	法制度面で生じている問題	101
4-4-3-3	国際会計基準導入過程で生じている問題	102
4-4-3-4	会計基準の中小企業レベルでの遵守状況と問題点	103
4-4-3-5	税制度の現状と問題点	103
4-4-3-6	中小企業政策の現状と問題点	104
4-4-3-7	今後の中小企業振興の方向性とさらに整備が必要な関連制度	107
4-4-4	タイ	108
4-4-4-1	整備済み法制度	108

4-4-4-2	法制度面で生じている問題	111
4-4-4-3	国際会計基準導入過程で生じている問題	112
4-4-4-4	会計基準の中小企業レベルでの遵守状況と問題点	113
4-4-4-5	税制度の現状と問題点	113
4-4-4-6	中小企業政策の現状と問題点	114
4-4-4-7	今後の中小企業振興の方向性とさらに整備が必要な関連制度	116
4-5	アセアン（市場化移行国）	117
4-5-1	カンボディア	117
4-5-1-1	構想段階法制度の現状	117
4-5-1-2	法制度面で生じている問題	118
4-5-1-3	国際会計基準導入過程で生じている問題	119
4-5-1-4	会計基準の中小企業レベルでの遵守状況と問題点	120
4-5-1-5	税制度の現状と問題点	121
4-5-1-6	中小企業政策の現状と問題点	122
4-5-1-7	今後の経済・企業制度の方向性とさらに整備が必要な関連制度	124
4-5-2	ラオス	124
4-5-2-1	構想段階法制度の現状	124
4-5-2-2	法制度面で生じている問題	127
4-5-2-3	国際会計基準導入過程で生じている問題	127
4-5-2-4	会計基準の中小企業レベルでの遵守状況と問題点	128
4-5-2-5	税制度の現状と問題点	128
4-5-2-6	中小企業政策の現状と問題点	129
4-5-2-7	今後の経済・企業制度の方向性とさらに整備が必要な関連制度	131
4-5-3	ベトナム	131
4-5-3-1	整備済み法制度	131
4-5-3-2	法制度面で生じている問題	134
4-5-3-3	国際会計基準導入過程で生じている問題	135
4-5-3-4	会計基準の中小企業レベルでの遵守状況と問題点	136
4-5-3-5	税制度の現状と問題点	136
4-5-3-6	中小企業政策の現状と問題点	137

4-5-3-7	今後の経済・企業制度の方向性とさらに整備が必要な関連制度	139
4-6	その他のアジア	140
4-6-1	バングラデシュ	140
4-6-1-1	整備済み法制度	140
4-6-1-2	法制度面で生じている問題	141
4-6-1-3	国際会計基準導入により生じた問題	141
4-6-1-4	会計基準の中小企業レベルでの遵守状況と問題点	142
4-6-1-5	税制度の現状と問題点	143
4-6-1-6	中小企業政策の現状と問題点	144
4-5-1-7	今後の経済・企業制度・中小企業振興の方向性と さらに整備が必要な関連制度	146
第5章	日本による高度知的支援協力	147
5-1	各種制度の整備に関する協力可能な項目案	147
5-1-1	法制度	147
5-1-2	税・会計制度	147
5-1-3	中小企業政策	148
5-2	協力実施案	149
5-2-1	各国における経済の発展度合による協力方法	149
5-3	今後の課題	154

## 第1章 調査の概要

### 1-1 背景、経緯

近年、中小企業振興の全般的な政策立案に関する開発調査の協力要請が増加しつつあるが、これに対して現状で行い得ている協力は、金融・経営技術などの分野ごとに施策を提言するというものである。そこで、これとは異なるアプローチとして、まず一国における経済開発とその中の中小企業振興の位置づけ、さらには企業発展段階を、経済学を中心として論理的に捉え、協力方法を体系的に描いていく試みが始められている。

そのような試みの1つとして、JICA鉱工業開発調査部において「中小企業振興に係る連携促進委員会」が11年度に開催されたが、同委員会において議論された内容としてアセアンの比較的素地が出来つつある国、或いは市場経済移行国等、その発展過程の違いに関わらず、適正な競争が行われる「場 (Level Playing Field)」が用意されることが重要であることが挙げられる。日本の経営における「場」の研究の中心的存在である伊丹教授による「場」の定義は、「場とは人々が参加し、意識・無意識のうちに相互に観察をしコミュニケーションを行い、相互に理解をし、相互に働き掛け合い、共通の体験をする、その状況の枠組みのこと」(伊丹敬之他「場のダイナミズムと企業」)であり、つまりは経営ノウハウ・技術・情報が蓄積される、さらには新たに創造される空間としているが、ここではそれをさらに広義に捉え、企業の存在し活動する市場そのものを「場」として定義し、世界中で中小企業振興を議論する研究者の共通用語となっている「Level Playing Field」を、ここでは敢えて「場」と訳したものである。そして、このような「場 (Level Playing Field)」を実現するためには、関連法制、会計制度等の整備を推進することが、採るべき第一歩となる点でも、上述の委員会においても概ねコンセンサスが取れている。

他方、JICA全体としても11年度より「国別事業実施計画」を策定しているが、これら各国毎の計画の中にも、法制度整備支援の必要性について触れられている国が大勢を占めている。

また、現在の世界的なマクロ経済学の議論では、ミクロ経済学的な市場重視の視点に立ち、経済成長についても、収穫逓減の法則を柱にして外生的要因に依拠する、つまり政府の政策のシフトは成長率に影響を与えないため、政府の積極的な介入を否定して、貨幣供給の増加率を一定に保つことが肝要であり、それを受けて個々が将来の期待に基づいて合理的に意思決定を行う、とする新古典派と、経済成長は内生的な技術進歩によって実現されるのであり、政府の介入は必要である、とするネオ・ケインジアンとの2派が大きな影響を及ぼしている。

しかしながら、政府の介入を善しとしない新古典派でさえ、同派の経済成長論の中心的学者の1人であるバローが述べているように、「新古典派モデルで投資や政策が何の役割も果たさなかったわけではない。(中略)限界税率を下げ、インフラを整備し、法律と契約がきちんと守られ、物価が安定する政策を取れば、長期的に経済成長率は高くなる」(Robert J. Barro “Getting It Right”) のであり、前述の「場 (Level Playing Field)」の整備という点では、両派の相違点を越えて重要視されていると言える。

では、このような関連法制度整備の推進のために、日本が協力していけることとは何かについては、日本政府内でも、各分野の専門家による専門知識面での支援が重要であるという考えが大勢を占めるようになってきた。実際のところ、政府が1999年8月に発表した「政府開発援助に関する中期政策」でも、法制度整備を含む政策・体制整備への支援として「知的支援」を謳っており、JICAも企業を取り巻く法制という点にこだわらなければ、既にいくつかの

国でそのような協力を実施してきている。しかし、企業振興に焦点を当てた法制度整備支援は、現実にはまだ具体例は非常に少ない。そこでこのような政府全体の流れを受けて、鉱工業開発調査部としても連携促進委員会に続く事業として、12年度より「高度知的支援協力調査団」を派遣することを予定している。

高度知的支援協力では、従来の開発調査には契約期間の長さ等の理由から参加することが困難であった、弁護士、会計士、税理士等の専門分野有資格者を調査団員として派遣し整備されている或いは今後整備すべき法制度に関する詳細な情報収集、及びその問題点の分析を行うこととなっている。

しかしながら、予備情報が少ない状況では、対象国を絞ること自体が困難である上、詳細な調査を行う団員を選定する際に、特にどのような専門性が必要とされるのかを判断することが難しい。また、調査団員決定後に、派遣前調査準備を効率的に行うことが可能な環境を整えておく必要性も勘案すると、関連法制度について、全般的な整備状況をあらかじめ整理しておくことが必要である。さらには、他ドナーとの協調・棲み分けも考慮していかなければならない。かかる背景から、11年度は、鉱工業プロジェクト選定確認調査団を派遣し、各国における企業特に中小企業を取り巻く法律・制度等の整備状況と、国際機関による当該分野における協力の実態とそのコンディショナリティー等を整理することとする。

## 1-2 調査目的

12年度より実施予定である「高度知的支援協力」の前段階として、国際機関による企業振興のための法制度整備への協力の現状を確認するとともに、各国における法律・制度等の整備状況を調査・整理することによって、詳細な調査を行う際に、団員に必要とされる専門性を考慮する参考とする。また、調査団員決定後に、効率的な派遣前調査準備を行うために、これらの情報を活用する。

## 1-3 団員構成

- (1) 団長： 近藤 正幸（高知工科大学大学院起業家コース教授）  
米国、英国、仏、ブルガリア、ポーランド、タイ部分参加
- (2) 総括： 楠田 昭二（JICA鉱工業開発調査部計画課長）  
インドネシア、ヴェトナム部分参加
- (3) 顧問： 二階堂 幸弘（外務省経済協力局開発協力課長）  
インドネシア部分参加
- (4) 技術協力政策： 池田 章（外務省経済協力局開発協力課企画官）  
米、英、仏部分参加
- (5) 技術協力政策： 永井 克郎（外務省経済協力局開発協力課首席）  
ヴェトナム部分参加
- (6) 技術協力行政： 田村 修司（通産省通商政策局技術協力課技術協力専門職）  
英、仏、フィリピン、バングラデシュ部分参加
- (7) 技術協力行政： 奥村 浩信（通産省通商政策局技術協力課）  
米部分参加



- (8)技術協力行政：瀧川 利美（通産省通商政策局技術協力課）  
タイ部分参加
- (9)技術協力行政：藤原 秀平（通産省通商政策局技術協力課）  
ラオス部分参加
- (10)技術協力行政：加藤 陽子（通産省通商政策局技術協力課）  
マレーシア部分参加
- (11)技術協力行政：横尾浩一郎（通産省通商政策局経済協力課）  
ヴェトナム部分参加
- (12)協力計画： 山田 健（JICA地域部準備室中近東・欧州グループ）  
ブルガリア、ポーランド部分参加
- (13)協力計画： 大塚 和哉（JICAアジア第一部東南アジア課）  
フィリピン部分参加
- (14)協力計画： 相馬 厚（JICAアジア第一部東南アジア課）  
カンボディア、タイ部分参加
- (15)協力計画： 古川 真理（JICAアジア第一部インドシナ課）  
ラオス部分参加
- (16)協力計画： 松本 高次郎（JICAアジア第一部東南アジア課）  
マレーシア部分参加
- (17)協力計画： 片山 裕之（JICAアジア第一部東南アジア課）  
インドネシア部分参加
- (18)調査・企画： 舟橋 學（JICA鉱工業開発調査部計画課）  
米国、英国、仏、ブルガリア、ポーランド、フィリピン、タイ部分参加
- (19)法制度： 椿本 祐弘（大和総研）  
全日程参加
- (20)税・会計制度：大塩 多起男（朝日監査法人）  
全日程参加
- (21)中小企業政策：末武 透（朝日監査法人）  
全日程参加

## 1-4 調査日程

## 第1次現地調査 日程

日順	月日	曜	宿泊地	近藤、舟橋、椿本、大塩、末武	他団員
1	12/5	日	ワシントン DC	東京→ワシントン DC	池田、奥村(同左)
2	6	月	◇	午前 USAID (Micro Enterprise Development) 午後 JICA USA	◇
3	7	火	◇	午前 The World Bank (Private Sector Participation in Infrastructure) 午後 The World Bank (Micro Enterprise Division)	◇
4	8	水	◇	午前 The World Bank, USAID 午後 The World Bank, Inter-American Development Bank (Sustainable Development Division) ワシントン DC→	奥村(ワシントン DC 泊) 池田(同左)
5	9	木	パリ	→パリ 午前 JICA France 午後 OECD	奥村(ワシントン DC→) 池田(同左)、 田村(別会議より合流)
6	10	金	◇	団内打合せ、資料収集	奥村(→東京) 池田、田村(同左)
7	11	土	ロンドン	パリ→ロンドン	◇
8	12	日	◇	団内打合せ	◇
9	13	月	◇	午前 European Bank for Reconstruction and Development 午後 JICA UK	◇
10	14	火	ウィーン	終日 EBRD(Turn Around Management) TAM Group との昼食 ロンドン→ウィーン JETRO Vienna Center	池田、田村(ロンドン→) 山田(東京→ウィーン)
11	15	水	ソフィア	ウィーン→ソフィア 午後 JICA/JOCV Bulgaria, Embassy of Japan	山田(同左)
12	16	木	◇	午前 Ministry of Justice & Legislative European Integration, Privatization Agency, Accounting Firm 午後 Ministry of Labour and Social Policy, Agency of Small and Medium Enterprises, 日系商社	◇
13	17	金	◇	午前 Ministry of Industry 午後 Bulgarian Chamber of Commerce and Industry JICA/JOCV Bulgaria	◇
14	18	土	ワルシャワ	ソフィア→ワルシャワ 団内打合せ	◇
15	19	日	◇	専門家との打合せ	◇
16	20	月	◇	午前 Ministry of Economy (Department of Economic Policy Measures) 午後 JICA/JOCV Poland, Embassy of Japan	◇
17	21	火	◇	午前 Privatization Agency, American Chamber of Commerce in Poland, Accounting Firm 午後 Ministry of Labour and Social Policy, JETRO	◇

18	22	水	◇	午前 Ministry of Interior and Administration 午後 Polish Agency for Foreign Investment, Polish Chamber of Commerce JICA/JOCV Poland, Embassy of Japan	◇
19	23	木	機内	ワルシャワ→フランクフルト→	◇
20	24	金		→東京	◇

## 第2次現地調査 日程

日順	月日	曜	宿泊	橋本、大塚、末武	他団員
1	1/10	月	マニラ	東京→マニラ	天野、田村、大塚、舟橋(同左)
2	11	火	◇	午前 JICA Philippines, Embassy of Japan 午後 Asian Development Bank, National Economic Development Authority	◇
3	12	水	◇	午前 Board of Investment 午後 Dept. of Trade & Industry	◇
4	13	木	◇	午前 Dept. of Labor & Employment 午後 Dept. of Finance	◇
5	14	金	◇	午前 Chamber of Commerce and Industry 午後 Accounting Firm, JICA Philippines	◇
6	15	土	バンコク	マニラ→バンコク	田村、大塚、舟橋(マニラ→東京) 天野、相馬(東京→バンコク)
7	16	日	プノンペン	バンコク→プノンペン	天野、相馬(同左)
8	17	月	◇	午前 JICA Cambodia 午後 Embassy of Japan, Ministry of Justice	◇
9	18	火	◇	午前 Ministry of Economy & Finance 午後 Ministry of Planning	◇
10	19	水	◇	午前 Ministry of Social Affairs, Labor, Vocational Training and Youth Rehabilitation 午後 Ministry of Commerce	◇
11	20	木	◇	午前 Sumitomo Corporation 午後 Chamber of Commerce and Industry	◇
12	21	金	◇	午前 Council for the Development of Cambodia Ministry of Industry, Mines & Energy 午後 Accounting Firm, JICA Cambodia	◇
13	22	土	バンコク	プノンペン→バンコク	天野(プノンペン→バンコク)
14	23	日	◇	資料整理	天野(バンコク→東京) 近藤、瀧川、舟橋(東京→バンコク)
15	24	月	◇	午前 JICA Thailand, Embassy of Japan 午後 Thammasat University, JETRO	近藤、瀧川、相馬、舟橋(同左)
16	25	火	◇	午前 Chamber of Commerce 午後 Ministry of Industry	◇
17	26	水	◇	午前 SIFC, Ministry of Labor & Social Welfare 午後 Japanese Chamber of Commerce and Industry, Law Firm, Ministry of Commerce	◇
18	27	木	◇	午前 Ministry of Finance 午後 Ministry of Commerce, Thailand-Japan Technology Evaluation Institute	◇

19	28	金	◇	午前 Accounting Firm 午後 JICA Thailand	◇
20	29	土	ケイエンチャン	バンコク→ヴィエンチャン	近藤、瀧川、相馬、舟橋(バンコク→東京)
21	30	日	◇	資料整理	天野、藤原、古川(東京→ケイエンチャン)
22	31	月	◇	午前 JICA Laos, Embassy of Japan 午後 Ministry of Industry & Handicraft, Accounting Firm	天野、藤原、古川(同左)
23	2/1	火	◇	午前 Ministry of Trade & Tourism 午後 Ministry of Finance, Cooperation & Investment Commission	◇
24	2	水	◇	午前 Bank of Lao PDR 午後 Ministry of Labor & Social Welfare	◇
25	3	木	◇	午前 Chamber of Commerce and Industry, National Economic Research Institutes 午後 Ministry of Justice	◇
26	4	金	◇	午前 UNDP, Accounting Firm 午後 JICA Laos	◇
27	5	土	バンコク	ヴィエンチャン→バンコク	天野、藤原、古川(ケイエンチャン→バンコク)、田村(東京→バンコク)
28	6	日	ダッカ	バンコク→ダッカ 午後 JICA Bangladesh	天野、藤原、古川(バンコク→東京) 田村(バンコク→ダッカ)
29	7	月	◇	午前 Embassy of Japan, Ministry of Finance 午後 Ministry of Planning, Ministry of Industries, Ministry of Finance	田村(同左)
30	8	火	◇	午前 Board of Investment, Ministry of Labor & Employment 午後 Ministry of Law, Justice & Parliamentary Affairs, Export Processing Zone Authority	◇
31	9	水	◇	午前 Ministry of Commerce, IMF, Federation of Chambers of Commerce and Industry 午後 Internal Revenue Office	◇
32	10	木	◇	午前 JBIC 午後 JETRO, Accounting Firm	◇
33	11	金	◇	資料整理	◇
34	12	土	ダッカ→クアラルンプール	ダッカ→クアラルンプール	田村(ダッカ→バンコク)
35	13	日	◇	資料整理	田村(バンコク→東京)、加藤、 松本(東京→ダッカ)
36	14	月	◇	午前 JICA Malaysia, Embassy of Japan 午後 中小企業金融公庫	加藤、松本(同左)
37	15	火	◇	午前 Small & Medium Industries Development Corporation 午後 Malaysian Industrial Development Authority	◇ ◇
38	16	水	◇	午前 Ministry of Entrepreneur Development 午後 Federation of Malaysian Manufacturers, Japanese Chamber of Commerce and Industry	◇
39	17	木	◇	午前 Department of Inland Revenue, Ministry of Domestic Trade & Consumer Affairs 午後 Bank Industri Malaysia Berhad	◇
40	18	金	◇	午前 Credit Guarantee Corporation, Malaysian Industrial Development Finance Corporation 午後 Accounting Firm, JETRO, JICA Malaysia	◇

4 1	1 9	土	ｼﾞｬｶﾙﾀ	クアラルンブル→ｼﾞｬｶﾙﾀ	加藤、松本(ｼﾞｬｶﾙﾀ→東京)
4 2	2 0	日	◇	資料整理	楠田、片山(東京→ｼﾞｬｶﾙﾀ)
4 3	2 1	月	◇	午前 JICA Indonesia, Embassy of Japan 午後 Bappenas (国家開発計画庁)	楠田、片山(同左)
4 4	2 2	火	◇	午前 Ministry of Manpower, Ministry of Industry & Trade 午後 University of Indonesia	◇ 二階堂(東京→ｼﾞｬｶﾙﾀ)
4 5	2 3	水	◇	午前 Accounting Firm 午後 Ministry of Finance	楠田、二階堂、片山(同左)
4 6	2 4	木	◇	午前 Bapepam (資本市場管理庁)、 Chamber of Commerce and Industry 午後 Ministry of Cooperative, Small & Medium Enterprise	◇
4 7	2 5	金	◇	午前 Ministry of Law & Legal Affairs 午後 Secretariat Cabinet, JICA Indonesia	◇
4 8	2 6	土	ﾊﾉｲ	ｼﾞｬｶﾙﾀ→ﾊﾉｲ	楠田(同左)、二階堂、片山(ｼﾞｬｶﾙﾀ→東京)
4 9	2 7	日	◇	資料整理	永井、横尾(東京→ﾊﾉｲ)
5 0	2 8	月	◇	午前 JICA Vietnam, Embassy of Japan 午後 Ministry of Planning and Investment, JETRO	楠田、永井、横尾(同左)
5 1	2 9	火	◇	午前 Ministry of Finance 午後 Ministry of Industry, JBIC	◇
5 2	3/1	水	◇	午前 Ministry of Science, Technology and Environment 午後 Ministry of Trade, Pentax	◇
5 3	2	木	◇	午前 Ministry of Labor, War Invalids & Social Welfare 午後 Chamber of Commerce and Industry	永井(ﾊﾉｲ→東京)
5 4	3	金	◇	午前 Accounting Firm, UNIDO 午後 JICA Vietnam	楠田、横尾(同左)
5 5	4	土		ﾊﾉｲ→東京	◇

## 第2章 中小企業振興と制度

### 2-1 中小企業振興と企業を取り巻く制度の枠組み

第1章において、調査の背景・経緯でも説明したように、「Level Playing Field」整備には企業を取り巻く法制度面を整えることにより、企業が活動を行いやすい環境を用意していくことが求められる。そこで、第2章では、個々の法律や制度が企業活動とどのように結びついており、どのような影響を及ぼすのかを見ていくこととする。

#### 2-1-1 法制度

企業とりわけ中小企業にとって、持続的な成長を果たし、経済社会そのものの発展とその雇用維持に貢献していくためには、「適正な競争の場（Level Playing Field）」が設定されるべきことが必要である。また、「場（Playing Field）における適正な競争」が実効的に機能するためには、その「場（Playing Field）への参入」についての機会が公平に確保され、「場（Playing Field）での自由な活動」が担保されるべきである。

これをさらに具体的に表現すれば、この「場（Playing Field）」とは「制度的インフラ（Institutional Infrastructure）」であり、「適正な競争の場（Level Playing Field）の設定」とは「制度的インフラの構築（Institutional Infrastructure Building）」である。そして、各々の企業活動がどのような経済的・社会的効果と結びつくのかについての予測可能性が制度として安定していなければならない。すなわち、制度的インフラの中核である法制度が整備され、その履行が保障され、法的安定性が確立していることが必須の要件である。

また、企業にとっての「場（Playing Field）への参入」についての論点としては、事業を行うための会社設立や事業認可制度等の問題が挙げられる。

さらに、「場（Playing Field）での自由な活動」についての論点としては、契約の履行を担保し、適正な競争や企業統治（Corporate Governance）を保障する法制度の確立が要件として問題となる。事業活動、物資や人的資源の調達についての規制が必要最小限であること、さらに収益意欲との関連で、租税や関税制度等が企業の活動意欲を阻害するような程度のものでないことも重要である。こうした観点から、契約法、商取引法、会社法、各種事業規制法、競争法（独占禁止法、不正競争防止法等）、知的財産権法、税法の整備と適正な施行が必要となってくる。

また、「場（Playing Field）への参入」の反面となる要素として、「場（Playing Field）からの退出」についての法制度を整備することにより、ベンチャー精神又はリスク・テイキングを促すとともに、反射的に「参入」を容易にするということも重要な要件である。すなわち、企業又は企業家がリスクをとることを可能とするような法制度の整備であり、このような観点から倒産法の整備が必要である。

さらには、自由な企業活動を担保するためには、種々の分野において「流動性」が保証されていることも重要な要件である。その点で、倒産法の整備は「企業の流動性」を促進するという観点からも重要である。開業・廃業率が経済のダイナミズムを表わす有力な指標とも言えるのは「企業の流動性」という視点からである。そして、「人材の流動性」を高めるという観点からは労働法の整備が必要であり、「物資の流動性」を高めるという観点からは国内における事業規制の緩和とともに、輸出・輸入に係る法制度整備も重要である。加えて、競争法、知的財産権法、技術移転法の整備は、「技術の流動性」を高めるという観点からも重要であり、いずれの分野においても、「国際間の流動性」を考慮した上での法制度整備も必要となる。

以上のことを理解した上で、今回の調査対象である移転経済国・発展途上国における法整備を考えるにあたっては次のような点に十分な考慮が必要である。

法制度の整備にあたっては、必要条件として法の定立が重要であるが、さらに十分条件を満たすための要件として重要であるのはその施行である。その意味で、形式的意味での法律の整備以上に重要であるのは、それを施行していくための実質的な法となる施行令等の整備である。

罪刑法定主義、租税法定主義等の近代法上確立した原則から必要だと考えられる法、また最高規範である憲法の明文で法律の制定が要件とされている法、憲法の理念からして法律で定められるべき国民の基本的な人権に直接関連する規定等については、形式的意味での法律で定めるべきである。しかしながら、法の目的によっては、必ずしも法律によらず政令等によることが可能であり、効果的である場合もある。従って、立法作業にあたっては、その立法の必要性、目的、その施行体制整備の可能性を十分に検討する必要がある。すなわち、規律対象と状況によっては、「法律の留保」についての具体的配慮が必要であるということである。立法にあたっては、その内容が自国の経済・社会等の発達状況に適合したのかについての精査が必要である。なぜなら、立法が複雑になり、立法作業が長期になるほどその法律について国民に理解される度合いが低く、円滑な施行が困難になるからである

他国の法律を参考とする場合は、当該国において当該法律が円滑に機能しているのかどうか、そしてその法律が施行されている要件となっている社会的・経済的・政治的・歴史的・文化的背景についての十全な検討が必要である。この点に関しては、我が国における西洋法「継受」の過程におけるいわゆる「法典論争」等の歴史も参考となろう。

法の円滑な施行にあたっては、施行令以下の実施法令とともに、当然ながら法の施行を支える司法制度の整備についても考慮しなければならない。

[ 参考 ]

[ 法律の留保 ]

法律による行政の原理の内容の一つをなすものであって、行政権は、法律の根拠がなければ、活動できないことをいう。ただ、この原理は、行政権のすべての行為が法律の根拠をもたなければならないことまでも意味するものではない。従来の通説によれば、個人の権利又は自由の侵害にわたる場合にだけ、法律の根拠が必要であると解されている。したがって、授益的な行為の場合には具体的な法律の根拠は必要でないと考えられており、実務もこれにしたがっている。(有斐閣「法律学小辞典」)

[ 法の継受 ]

他国の法制度をとり入れること。とり入れられた国を「母法国」、とり入れた国を「子法国」といい、両国の間に「法系」の関係が生ずる。立法的継受と司法的継受、全面的継受と部分的継受などが区別される。日本では、律令制による中国法の継受、明治以降の西洋法、特にフランス法・ドイツ法の継受、第二次大戦後の憲法・刑事訴訟法などを中心とするアメリカ法継受などの例がある。(有斐閣「法律学小辞典」)

[ 法典論争 ]

明治22年(1889)から、明治25年にかけて民法及び商法の実施延期か断行かをめぐって展開さ

れた論争。明治政府は、条約改正促進のために近代的諸法典の作成を急いだ一環として、民法もフランス人お儒い学者ポアソナードとその薫陶を受けた日本人に起草させ、フランス民法の色彩の強い草案を作り、それにある程度の補正を加えて明治23年に法律として公布した。しかし、この過程で各方面からその内容に対する批判が起こり、実施を延期して国情に合ったものに修正すべきことを主張する者と、予定どおりの実施を主張する者の2派に分かれて、激論がたたかわされた。このころやはり法律として公布されていた商法(明治23 法32)も、その前提になる民法がこのような状態であったため、やはり実施延期が主張され、結局明治25年11月、帝国議会は両法の実施延期を議決し、その結果新設された法典調査会(議長；伊藤博文)で修正作業を行うこととした。(有斐閣「法律学小辞典」)

#### 2-1-1-1 設立、活動

##### (1) 会社の設立と登記(会社法・商業登記法)

事業を行うための「場(Playing Field)」へ参入するためには、個人企業としての参入でなければ、団体を形成する必要がある、通例では会社を設立することになる。会社は法人であるが、法人格は社会的に形成された実体に対して付与されるにすぎない。しかし、実体がどのようなものでもよいというのではなく、その実体が法定の要件を満たして形成されたときに法人格が認められるのである。そして、我が国をはじめとする近代会社法(商法)では、実体の形成にあたり遵守すべき準則を定め、一方それが守られないかぎり法人格の付与を拒否するとともに、他方それが守られる限り当然に法人格を認める。すなわち「準則主義」がとられるのが一般である。

歴史的には、当初は株式会社の設立についても免許主義がとられたが、19世紀後半に至って、免許主義は経済の自由をいたずらに制限することになって、当時勃興してきた経済の要求に合わなくなったために、準則主義に移行し、同時に弊害防止のため、初めは不十分であったその準則を漸次厳格なものとした。

ただし、この例外として、特に一般公衆の保護を要する事業(銀行・証券・保険・信託・鉄道・電気・ガス事業等)を営むには、特別法により営業免許が必要とされる。このような免許は理論的には営業に関してのみであって、会社の設立自体には関係ないが、その実際効果は設立免許に非常に接近している。

我が国では、このような営業免許が必要とされる事業は、上で述べたような特に一般公衆の保護を要する事業に限定されており、会社設立段階における参入障害は少なく、経済活動段階における規制が主たる問題点である。しかしながら、一部の移行経済国、例えばヴェトナムでは、従来からほとんどの事業への参入について事業許可を要していたために、会社の設立が実質上は免許主義になっており、企業の新規設立による新規参入についての大きな障害要件となっていた。中小企業による意欲的な市場参入を円滑化し、経済の自由を確保するためには、事業許可についての規制緩和と会社設立についての準則主義の確立が最低限の要件である。

また、会社が法人格を取得するには、さらに設立の登記がなされなければならない。本店の所在地における設立の登記によって会社は成立する。準則主義においても、設立手続の最終段階として設立登記がなされ、これにより人格が認められることになる。ただし、その際登記官は形式的に準則によったかどうかを審査するだけで、実質審査は行わない。

こうした会社という法的人格者の存否を決するために行われる会社設立の登記だけでなく、



一般に一定の営業上の重要事項について取引社会に公示して、それによってその会社と取引関係に入ろうとする第三者に対して不測の損害を被らせないようにするため、商業登記制度が確立していることが不可欠の要件である。

## (2) 企業統治 (Corporate Governance) (商法・会社法)

一般に企業統治 (Corporate Governance) の問題と考えられるのは、会社の内部機関による相互牽制による経営適正化メカニズム、株主・債権者等の企業の利害関係者による会社経営に対する牽制、資本市場等からの企業経営へのコントロール等の制度である。

中小企業の多くは同族による経営であり、大部分は株式非公開であるから、資本市場からの規律を受けることは少ないこともあり、従来は、企業統治 (Corporate Governance) とは大企業についての問題であり、中小企業にとってはそれほど問題性を持たないと考えられがちであった。しかしながら、中小企業は一般的には価格支配力を持たないことから、大企業以上に市場競争による規律を受けるのであり、また、金融機関・取引事業者等の利害関係者、親会社等の関連会社も経営効率に対して規律を与えるものである。さらに中小企業の組織内部においても、取締役会による職務執行の監督、監査役による監査などの規律が機能するべきである。従って、こうした企業統治 (Corporate Governance) の機能について定められた会社法が整備され、適正に施行されることは企業の活動にとって必須の基礎的的要件である。

商法を大きく会社法と商取引法とに分けると、商取引法の分野は、世界中どの国の法を見ても部分が多いのに対して、会社法は各国でかなり顕著に異なる。また、法律の規定の上からは各国の法律があまり変わらなくても、実態的にどういう運用がなされているかという点を見ると、かなり違う場合がある。例えば、我が国は昭和25年 (1950年) の改正で、アメリカの会社法を相当広く導入したが、特に企業統治 (Corporate Governance) の面等で、その実態的運用はかなりアメリカと異なっている。EUではディレクティブ (Directive) に合わせて、各国の会社法を改正することになっている。しかし、たとえ規定は同じになっても、実態でどこまで各国が同じになるのかと言う問題は残ると考えられる。

なお、株式会社法については、我が国では「商法」の中の一編として、商行為法、海商法とともに規定されている。そして、株式会社の大小、公開非公開を問わずこの「商法」が適用されているが、今回の調査国の中では、大陸法系の国においても、商法典とは別に会社法又は企業法を整備する国も多く、また、タイのように公開株式会社のために独立した会社法を整備する国もある。

我が国の商法では、社員の責任の態様に基づいて、合名会社、合資会社及び株式会社の3種を認め (商法第53条) その他に有限会社法により有限会社が認められる。有限会社は商法上の会社ではないが、商法以外の法律の適用については商法の会社に含まれる (有限会社法第89条)。各国の商法、会社法を見ると、大部分の国において、我が国の合名会社、合資会社及び株式会社の3種にほぼ相当する会社の類型として、Partnership、Limited Partnership、Limited Liability Companyについての規定が見られる。

我が国の商法 (会社法) は、1899年にドイツ法をモデルとして制定され、1950年に米国法を参考として、株主の地位強化等についての大改正を行った。その後、1981年に、監査役の権限強化、総会屋への利益供与禁止などについて、1990年に優先株等による資金調達制度について、1993年に株主代表訴訟制度に関する改正を行い、1997年に合併手続きの簡素化の他にストックオプション制度を導入した。また、1998年には自己株式取得規制の緩和、1999

年に株式交換成度の導入、2000年には会社分割法制の導入（予定）等の改正を行ってきた。しかしながら、こうした部分的な改正では、企業活動が国際化し経営手法や会計基準も欧米型に変化しつつある現状に対応するためには必ずしも十分でないため、法務省は2002年度を目指して、商法の株式会社法制を1950年以来50年ぶりに抜本改正するという方針を打ち出した。

この背景には、株式を公開し海外進出する企業から非公開の中小商店までを、株式会社という区分で一つの商法で規定してきた日本の法体系が限界にきているということがある。

具体的な検討事項としては、

コーポレートガバナンス（企業統治）についての法整備

情報開示制度

資金調達手段の整備

有限会社法の見直し

などが挙げられている。

[ 参考 ]

[ E U Directive ]

Directiveは、加盟国の法制度に差異があることを前提にしながら、各加盟国の法制度を近似させるために用いられる法形式である。Regulationとは異なり、Directiveは加盟国の立法者のみを名宛人としており、加盟国の国内立法を経て始めて各加盟国の国内法となる。Directiveは、市場統合のための諸々の障壁を除去するために有力な法形式であり会社法や税法の領域で多く用いられている。

[ E Uの会社法 ]

EU法上は、「会社」は株式会社に限定されず、有限会社や組合も含む広い概念で使用されている。そしてさらに54条3項(g)は、委員会及び閣僚理事会に「会社が、その社員及び第三者の利益を保護するために加盟国において要求される保障を平等なものとするために調整する」責任を負わせている。したがって、EU域内の企業活動の自由を保障するために、まず加盟国の会社法の異なる法規制を調和・接近させるために、個々の領域に関するDirectiveを公布して、国内法の整備を義務づけている。会社法のDirectiveに関しては、これまで13次にわたって出されている（一部は閣僚理事会で未採択）。

[ 日本の合名会社・合資会社・有限会社 ]

我が国の合名会社・合資会社はほとんどが休眠会社であって、戦後に設立された数は極めて少ない。その理由は、税法上のメリットがないからだと考えられる。ドイツにおける合名会社・合資会社、アメリカでこれらに相当するPartnership, Limited Partnershipが現在でも多い理由は、その税法上の有利性であると考えられる。つまり、ドイツ法やアメリカ法の下では、合名会社・合資会社には法人格がない。したがって、合名会社・合資会社という形でビジネスを行うと、会社には法人税がかからず、会社の損益は直接に社員に帰属する。このため、一方では二重課税を排除できるとともに、他方ではこの会社形態を節税のための手段として使えるのである。つまり、会社資金をビルや航空機とかの資産に投資し、減価償却費を経費として落とせば、損失が出て利益が出ない形となり、高額所得のある社員の節税になるのである。そして、何年か経って、キャピタル・ゲインが選られるようになった時に資産を売って利益を出すとい

うのが、ドイツやアメリカにおける人的会社（合名会社・合資会社）の典型的な使い方であると言われる。

有限会社が中小企業に適した会社形態であるにもかかわらず、従来からそれほど利用されなかった理由は、会社経営者と従業員のミエからだと言われている。有限会社制度の利用度を高めるためには、株式会社なみに規制を強化するという方向ばかりでなく、もっと中小企業の経営者にとって魅力的な有限会社法の立法論的研究が必要ではないかという提案もなされている。（江頭憲治郎 1993「日本の会社と会社法」）

### (3) 融資制度のための法整備（担保法）

企業活動のための資金需要を満たすために、融資制度の確立は不可欠である。融資にあたっては、その制度的前提として担保制度が確立していることが不可欠である。この場合企業の所有と経営の分離がなされず、実態上は株主有限責任の原則が必ずしも機能してしないことが多い中小企業の場合は、経営者による人的担保（保証）制度の重要性も大きい。物的担保制度の確立が特に重要であることは言うまでもない。そして、この場合の担保制度としては、担保提供者がその目的物の使用収益を継続する必要性、そのためにはその目的物について公示方法が確立していることの必要性、担保目的物の市場価額算定の容易性等からして、不動産抵当制度が中心となることも必然である。

言いかえれば、個人・法人による不動産に関する権利が明確となり、不動産登記制度が確立していない限り、企業融資制度の整備は不可能であるか又は極めて限定的なものとならざるを得ない。不動産に係る法律上の権利の明確化と不動産などの登記・登録制度の確立は、企業活動を活発化するためには不可欠な要件である。

ちなみに、我が国では、借入れを行うために提供している物的担保は、大企業の7割は自社保有の不動産であるが、中小企業においては、自社保有の不動産に加えて、約4割の企業が役員不動産も担保として提供していると言われる。また、借入れに際して行われる個人保証については、大企業の過半数が行っていないのに対して、8割近くの中小企業では代表者の個人保証が必要となっており、2割の中小企業においては代表者以外の役員による個人保証も行っている（「平成11年度中小企業白書」）

ただし、他面では、我が国を含めて、こうした物的担保主義が過度に強調される結果として、特に中小企業における融資制度利用の困難を来していることにも十分な配慮が必要である。中小企業を含め企業の資金需要が多様化し、設備資金だけでなく運転資金についての資金需要が増大する中で、こうした物的担保主義の過度な強調を是正していくべき必要がある。このためには、物的担保のみではなく、事業から生み出される将来のキャッシュ・フローに着目した融資を確立していく必要性が高い。そして、こうした将来のキャッシュ・フローを借入れの返済原資として認めていくためには、企業会計制度を明確・透明化していくとともに、企業活動の自由を保障するための制度整備が不可欠である。

[ 参考 ]

#### [ 企業の所有と経営の分離 ]

人的会社たる合名会社に典型的にみられるように、少数の機能資本家たる社員によって構成されている小規模な会社においては、出資者たる社員が直接会社経営を担当するものとされており、企業の所有と経営は一致している。これに対して、物的会社の典型たる株式会社では、広範囲の層から多くの資本を集積する大規模な企業形態を予定しており、このような会社にお

いては、その社員の大多数は会社経営に関与せず、専ら投資による収益のみを求める無機能資本家たる株主によって構成されることになり、会社経営は経営専門家としての取締役に委ねられることになる。

このような会社所有者たる出資者が企業経営に直接関与せず、企業経営が出資者の資格から切り離された経営専門家に委ねられる状況を所有と経営の分離と呼んでいる。(有斐閣「法律学小辞典」)

#### [ 株主有限責任の原則 ]

株主は、会社に対して株式の引受価額を限度として出資義務を負う他は、いかなる義務も負担することはないという原則。株主は会社債権者に対して債務を負うわけではなく、株主の財産は会社に対する出資を通じて間接的に会社債権者の引当てになるにすぎないから、間接有限責任である。

株主有限責任の原則は株式会社制度の本質であって、これに反する定め(損失分担や損失てん補の責任や追加出資を株主に負わせるもの)をすることは、定款や株主総会決議によっても不可能である。(有斐閣「法律学小辞典」)

#### (4) 資本市場の整備(証券取引法)

さらに高い成長率を指向し、経営の革新を図ろうとする企業とりわけ中小企業が、自らの自立性を確立し機動性を活用するためには、過度の借入れ依存から脱却し自己資本の充実を図ること、すなわち間接金融依存から直接金融へと方針変更していくことが必要である。こうした指向を支援し現実化していくためには、その制度的基盤として、中小企業が活用することが可能な資本市場の整備が必要である。

こうした観点から見て、最近我が国においても大きな動きが出ている。一つは、1999年11月11日に、東京証券取引所に新しい証券市場としてMOTHERS (Market Of The High-growth and Emerging Stocks) が発足したことであり、さらに大阪証券取引所と提携したNASDAQ (National Association of Securities Dealers Automated Quotations) JAPAN制度が2000年6月の開設を予定していることである。

MOTHERSの特徴は、企業の大小を問わず次世代を担う高成長性を有する企業を上場対象とし、過去の実績を問う財務数値基準や設立後経過年数は要件としない、上場審査においては企業内容やリスク情報等の開示状況に重点をおく等である。

また、2000年3月21日、大阪証券取引所理事会は、ナスダックの基準を踏襲しながら、収益、純資産などの観点から上場企業を審査すること、流動性を確保するために上場廃止基準も厳格に設定すること等を定めたナスダック・ジャパン市場制度要綱を決定した。

いずれの市場でも、過去の収益性や継続性には拘泥せず、将来の成長性を重視し、透明性(企業情報の開示)と株式の流動性確保に力点をおいているのが共通の特徴であると言える。今回の訪問国の中では、マレーシアにおいて1997年10月に、MESDAQ (Malaysia Exchange of Securities Dealing and Automated Quotation) の設立構想が発表された。

同市場は1999年4月30日から取引が開始されたが、これは、登録対象企業として主として新興ハイテク関連企業を想定するものである。タイにおいても1999年6月に、「中小企業の再生と発展」というコンセプトを掲げて、中小企業の資金調達を目的とした第二の株式市場であるMAI (Market for Alternative) が開設されている。

## (5) 法令の公布

近代国家においては、法令等の成文法は国民の知り得る状態におくということが要求される。また、法制度についての予測可能性を保障するという意味で、法令の公布手続きが重要である。昔は法令の公布は、必ずしも履行されるとは限らなかった。例えば我が国でも徳川時代の御定書百箇条（当時の刑法典）などは、秘密法であって、裁判を行う奉行達だけに知らされており、国民自身には知らされていなかったと考えられている。しかし、近代国家においてはそういうことは許されないのであって、法律が成立しても公布がなければ国民を規律することはできない。「罪刑法律主義」を原則とする刑事法や「租税法律主義（課税要件法定主義・課税要件明確主義）」を近代税制の基本原則とする租税法の分野ではこの点が特に重要である。

「公布」とは、既に国法として成立している法律、政令等を公表して、一般国民がその正文を知ることの出来るようにし、効力を発生せしめることをいう。我が国では、公布の方式を定める法は制定されていないので、公布文の書式や官報への掲載による公布等、公布にかかわる事柄は、慣行として明治憲法下の公式令が定めていた方式に準拠して行われている。憲法改正、条約、法律及び政令については天皇が公布し（憲法7条）、その他の法令については、その制定機関が公布する。

なお、最大判昭和32年12月28日は、「法令の公布は、国家が官報に代る適当な方法をもって行うものであることが明らかな場合でない限り、公式令廃止後も通常官報をもってされるものと解するのが相当である」旨を判示している。

今回の訪問国においても法令の公布は官報によって行われるのが通例であり、このことが憲法に明記されている国もある。しかしながら、一部の国では、規定はあっても公布の実施が不透明又は不徹底で、企業への課税においても恣意的又は不意打ちという印象を与えている国もあった。「法の下での平等」を実効化するため又は法令の民衆への周知徹底を図るという観点から、公布手続きの施行は重要な問題の一つである。

### 2-1-1-2 流動性

#### (1) 企業の流動性（倒産法）

「場（Playing Field）からの退出」についての法制度すなわち倒産法を整備することはリスク・テイキングを容易にするとともに、「企業存在の流動性」を促進するという意味からも重要である。そして、先に述べたように、「場（Playing Field）からの退出」についての法制度を整備することは、反射的に「場（Playing Field）への参入」を容易にすることにもなる。

そうした意味で、開業・廃業率が経済のダイナミズムを表わす有力な指標とも言えるのである。しかるに、日米の開業・廃業率を比較すると、米国では開業率、廃業率ともに我が国を上回っているとともに、開業率が廃業率を一貫して上回っており、企業の新陳代謝が盛んに行われていると言われる（「平成11年度中小企業白書」）。そして、「米国では、我が国よりも多産多死型の社会風土が形成されており、この新陳代謝から生じる企業間競争の活発化が米国経済のダイナミズムの源泉になっている（「平成10年度中小企業白書」）」と言われるのである。

我が国では、

開業率の低下傾向

廃業率が開業率を上回る逆転現象の持続

### 事業所の規模が中小であるほど開廃業率が高水準で推移

等の点が特徴として挙げられるが、米国においても、80年代までに倒産法制が整備された結果、迅速な手続き、財産保全措置により、事業失敗の場合のリスクを最小限に軽減するとともに、家族の扶養権が一定の程度で保護されるようになったことが、ベンチャー企業の活躍に対して重要な役割を果たしたとする指摘がなされている。経営資源の活用を図るという観点からは、いわゆる清算型だけではなく更正・再建型の倒産法制整備も重要である。

ところで、我が国の企業倒産の実情を見ると、中小企業が利用できる倒産制度が実質上未整備であるため、その大多数は私的整理で処理されていると言われる。このため、中小企業にとって、破産に至るまで手続申立ができず、市場からの円滑な退出が困難になっているとともに、再建型手続きがとれないために、経営資源の活用を図ることができない結果となっている。また、中小企業では、企業の所有と経営の分離がなされず株主有限責任の原則は形骸化しており、企業債務を経営者が個人保証していることが一般的であるため、倒産した事業の経営者が再起することを困難にしている。

このため、我が国においても、倒産申立要件の緩和、債務者の事業継続や担保権実効の制限等を可能とする新しい再建手続制度の創設、予納金の分納化による裁判費用負担の軽減、企業債務を個人保証している経営者等の更正手続きの創設その他、中小企業にとって使いやすい簡素・迅速な新再建型手続きの創設と事業失敗者の再挑戦の容易化が提言されている（中小企業政策研究最終報告、平成11年5月）。

こうした動きを受けて、我が国においても、企業の倒産手続きの迅速化を目指す民事再生法が2000年4月1日から施行される。倒産に伴う資産の劣化や従業員の離散を食い止め、早期の再建を促すとともに、営業譲渡などをスムーズに進めるのがねらいである。民事再生法施行により、これまで中小企業にとっての代表的な倒産法となっていた和議法（1923年施行）は廃止される。この民事再生法施行により、日本の産業界は、倒産後にも出直しができる米国型の倒産法制に近づくことになる。

## (2) 人材の流動性（労働法、社会保障法）

企業とりわけ中小企業の核となる経営手法、技術等のソフトな経営資源は、通常は企業経営者、従業員などの人材に具現化されるものであり、企業内部における人材の充実、企業とりわけ中小企業にとっての基本的課題である。中小企業については、財務や品質管理等の基礎的経営管理基盤の弱さが企業としての成長を制約している場合が多い。こうした場合、中小企業にとって、自ら人材育成の強化に努める必要があることは当然としても外部からの人材活用も必要である。中小企業にとって、良質な人材を獲得するためには、企業自らの労働条件を改善するとともに、労働者が円滑に移動できるような市場の整備、「人材の流動性」を担保するような制度の確立が必要である。

以上のような意味で、中小企業が相対的に遅れている労働環境の改善、福利厚生の実、労働力移動に対して中立的な退職金・年金制度の確立等を促進するための法制度整備が、中小企業振興のための重要な要件と考えられる。

なお、我が国における中小企業における労働力確保のための法律としては「中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律」（平3法57）がある。

(3) 物資、サービス等の流動性（運送法・輸出入法）

企業活動に必要な物資、サービス等が円滑に供給されることも、事業実施のための必須要件であることは言うまでもない。この要件を満たすためには、物資、サービス等の流通に対する規制が最小限であることが必要である。特に、全ての必要物資等を国内で自給自足するような封鎖体系を採ることがほとんど不可能な現代社会にあつては、国内だけでなく国際間の物流について必要な法制度の整備と、それに基づく規制緩和の必要性が高い。

我が国は島国であるから、輸出または輸入される貨物は、船舶(海上運送)または航空機(航空輸送)により運送されている。しかし、大陸諸国では、その他、鉄道またはトラックによる国際運送も行われている。

例えば、市場統合の確立を目指すEUは、そのために「商品の移動に対する制限がなく人とサービスと資本の自由な移動に対する障害を廃止し、共同市場の適切な機能に必要な法律の接近と、共同市場のための間接税の接近を図る域内統一市場を作り上げる」ことを域内市場白書において確認しており、域内市場白書は、そのために

物理的障壁の撤廃

技術的障害の撤廃

財政的障壁の撤廃

という3つの政策課題を明らかにしている。このうち、物理的障壁とは、加盟国間の国境における人及び物の移動に対する諸手続きや諸規則を指す。特に物資の移動に関しては、関税が撤廃された後でも、国境における検査、検疫、書類作成、待機時間等のいわゆる非関税障壁が存在する。したがって国境規制が最大の課題となるが、これまで、

商品分類と記号化の調和

EU統合関税率表の適用

通関書類の統一

という3つの措置が導入・実施された。今後の課題としては運輸面特に道路輸送に関して、共通の運輸政策を実施していくことが要請されている。

道路輸送に関しては、アジア特に大メコン圏(GMS; Greater Mekong Sub-region)においても課題となっている。ADBでは、道路網整備への支援を進める一方で、こうした基盤整備をより効果的に社会経済の発展に結びつけていくために、GMS地域内における通商と人の自由な往来を妨げている制度的な障害を取り除いていく必要性を認識し始めている。

GMS地域における越境交通についての阻害状況としては、次のようなものがある。

少数の例外を除いて自動車の他国への進入は一般的に禁止されている。このため、積替え(乗換え)が必要とされ、交通費用の増大をもたらしている。

貨物の国境通過のために長時間を要することが多い。

手続が簡易でないため、荷主に対して余分な負担を課する結果となっている。

旅券発行が制限され、取得費用が高額である。

こうした状況に対処するために、ADBは1997年にGMS地域における物品及び人の国境間移動を促進するための技術協力を決定し、1998年9月には、「GMS地域における物品及び人の国境間移動」(Cross-Border Movement of Goods and People in the Greater Mekong Sub-region)についての報告書を発表した。

圏域内の国際輸送交通を促進するための努力はASEANによっても続けられてきた。現在GMSの6国の内5国がASEANに加盟し、中国も準加盟国(Full Dialogue Partner)であり、ASEANによる作業との整合は不可欠である。

既にASEANでも、国際物流を促進するための協定（Framework Agreement on Facilitation of Goods in Transit）についての第一公式原案を作成して、1998年3月にPhuket（タイ）で開催された第2回経済・運輸上級担当官合同会議（SEOM-STOM；The Joint Senior Economic Officials Meeting - Senior Transport Officials Meeting）で発表している。これは、1998年12月にハノイで開催された第6回ASEANサミットに提案され、承認された。

また、関連する協定として次のようなものがある。

ASEAN諸国による国内運転免許の認定についての協定（The Agreement on the Recognition of Domestic Driving Licenses by ASEAN Countries, Kuala Lumpur, 1985）

ASEAN加盟国が発行した業務用車両等に対する検査証の認定についての協定案（The draft Agreement on the Recognition of Commercial Vehicle Inspection Certificates for Goods and Public Services Vehicles Issued by ASEAN Member Countries）

多重輸送についてのASEAN基本協定（The ASEAN Framework Agreement on Multi-model Transport）

今回の訪問国の中では、ラオスが内陸国（Land-locked Country）であることもあり、こうした多国間協定の必要性が高い。しかしながら、ラオスでは、道路交通規制法については省令レベルの不完全なものしか整備されていない。道路関連法体系上の欠缺を解消すること、現在の政令、規則類を整理し簡明な制定法にすることが必要である。また、車両検定関係の法令整備も緊急の課題である。現状では、道路運送上、ラオスは隣国であるタイ、ヴェトナム等と対等の立場にない。例えば、ラオスの車両がバンコック港まで運送することが認められておらず、このことによる運送費のコスト増が、ラオスの輸出品の国際競争力を弱めている。他国と対等の立場、相互性(Reciprocity)を主張するためには、国際的レベルの運転免許制度、車両検定制度等についての法制度整備が緊急に必要である。

#### (4) 技術の流動性（知的財産権法・技術移転法）

我が国の中小企業の研究開発活動についての現状を見ると、平均的には大企業に比べて低水準にとどまっているが、個々の企業単位で見れば、研究開発に積極的に取り組む企業が数多く存在する。また、中小企業の中には、限られた研究開発資源の投入で効率的に成果を生み出している企業も多い。特許を保有している企業割合を見ても、一般的には、従業員1000人以上の大企業が、研究開発部門従業者一人当たり保有件数で中小企業を大きく上回っているものの、個々の企業を見ると、中小企業でも多くの特許を保有する企業が存在する。（「平成11年度中小企業白書」）

技術開発を促進し、そうして開発された技術の流動性を高め、社会全体で広く活用するためには、工業所有権等の知的財産権制度の整備が必要である。

アジアの諸国におけるいわゆるSupporting Industry等についての知的財産権問題が我が国にとって大きな問題となるのは、1980年代後半に入り、日本企業のアジア諸国への海外進出件数が急増し、生産拠点の海外移転を始めとする国際分業化が急速に進展したことと関連する。こうした国際分業化の進展は、日本自身の産業構造の変革をもたらすとともに、日本からの技術移転を活発化させている。

我が国からアジア諸国への技術移転の効果としては、

技術移転は、投資先国（ホスト国）への円滑な進出と現地化のために有効である。技術移転によって、ホスト国の技術発展や技術者育成に貢献でき、その結果、産業の振興、雇用促進、国内生産量増大、輸出振興に寄与できる。



技術移転によって、自社開発の技術製品市場を拡大し、自社開発技術への需要を高める。  
技術移転によって、その対価としてのロイヤリティ収入をもたらす、研究開発コストの  
有力な回収手段となる。

等が挙げられるが、こうした効果を発揮するためには、移転・投資先国（ホスト国）において知的財産権制度が整備されていることが必須の要件になる。

GATTのウルグアイ・ラウンド交渉は1993年12月15日に最終合意に達した。この中では貿易関連知的財産権協定（TRIPS；Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights）についても合意され、この内容は各国において批准・発効の手続きをとり、先進国は協定発効の日から1年以内、発展途上国は5年以内に適用されることが義務付けられている。そして、これを受けて多くの国において知的財産権法の改正又は制定が進められている。

なお、我が国の最近の新制度としては、技術移転機関（TLO；Technology Licensing Organization）がある。これは、大学等の技術に関する特許等の研究成果を民間企業へ移転する、すなわち産学連携を促進するための機関である。1998年4月に成立した「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律」が1998年10月から施行されて新設された。米国では、大学等における技術に関する特許等の研究成果を民間企業へ移転することを促進するための諸制度が整備され、情報産業等の活性化に貢献していると言われる。ところが、我が国においてはこれまでは、大学などの研究機関で新技術が発明されても民間事業者へその新技術が移転されることはほとんどなかった。TLOは、共同研究や特許のライセンス等を通じて、ベンチャー企業の創設等による新規事業分野の開拓や産業技術の向上に大きな寄与を果たすことを期待されている。

### 2-1-1-3 競争

市場機能が十分に働くためには、「適正な競争の場（Level Playing Field）」が実効的に整備されていること、すなわち公正な競争条件が確保されていることが前提になるが、中小企業者にとっては、資金や人材の調達において大企業と比較して、実質的には極めて不利な条件に置かれることが多い。また、中小企業が自身で経営ノウハウ、技術、情報等のソフトな経営資源を、自らの企業内に独自に保有することは極めて困難であり、これらの経営資源については、大企業に比べて企業規模に比して過大な調達コストがかかる結果となる。

我が国の中小企業行政では、こうした要素を考慮して、市場機能の不十分な面を補完し市場における競争条件を整備していく必要があるという観点に立って、従来から、調整・規制政策が位置づけられ、独占禁止法の適用除外カルテルや大企業との事業分野の調整など、行政が市場に直接に介入する施策が是認されてきた。

しかしながら、中小企業を巡る経済環境においても、多様な中小企業の増大、経済のグローバル化、市場競争において規模要因が支配的要素ではない事業分野の増大等の変化が起きている。こうした大きな環境変化を踏まえて、「中小企業政策研究最終報告、平成11年5月」においても、経済的弱者というような画一的中小企業観を根底として、弱者である中小企業の不利を補正するというような観点に拠る従来からの政策についての妥当性・有効性を見直すべきことを提言している。見直しにあたっては、「市場原理の尊重」、「経済的規制は原則として自由であるが、社会的規制は必要最低限であるべきである」という視点に立った政策の再検証を行うべきであって、「市場参入機会の確保」と「適正な取引条件の確保」を基本とするべきとしている。

後者の「適正な取引条件の確保」に関しては、規制緩和自体が中小企業にとって新たなビジネス

スチャンスをもたらすものであること。一方で、規制緩和後の市場においては、従来以上に公正な競争秩序を確保することが重要であり、「中小企業者に不当な不利益を与えるなどの不正な取引に対して厳正・迅速に対処」することが強く求められること。このため、独占禁止法、下請代金法のルールの厳格な適用により、適正な取引条件の確保を図ることが提言されている。

最後に、今回調査対象とした10カ国を法系で大別すると、Civil Law（大陸法）系に属するのは、ポーランド、ブルガリア、インドネシア、タイ、カンボディア、ラオス、ヴェトナムの7カ国であり、Common Law（英米法）系に属するのはマレーシア、フィリピン、バングラデシュの3カ国である。また、カンボディアを除いては民商法等の基礎的な法律の整備は終わっており、今後はその内容の充実と施行体制の強化が課題といえる。

10カ国を、東欧移行経済国、アセアン創立時参加諸国、インドシナ諸国、その他に大別して概観すると、以下の特徴が挙げられる。

東欧移行経済国（ポーランド、ブルガリア）では、近い将来のEU加盟を目指してEU基準による法整備を進めている。

アセアン創立時参加諸国（インドネシア、タイ、マレーシア、フィリピン）では、基礎的な法律の整備は終わっているものの、インドネシア、タイではアジア経済危機の後、世界銀行、IMF等の国際機関の指導を受けて倒産法、独占禁止法等の経済法規整備を進めている。

市場経済化への移行段階にある3国（カンボディア、ラオス、ヴェトナム）については、基礎的な法律整備がまだ十分ではない。

その他（バングラデシュ）においては、旧宗主国の制度を受け継ぎ英国式の法制度が相当程度整備済みである。

カンボディアにおいては、商法においてはCommon Lawに拠ることを既定の方針とする反面、民法・民事訴訟法については大陸法系に属する日本のJICA専門家による草案作成作業が続けられているという捻じれ現象が生じている（ただし、施行状態はともかくとしても、植民地時代の1920年にCivil Codeができてはいる。）現代では、会社法や商取引法の分野については、米国を始めとするCommon Law国でも法典化されているのが一般的であり、Civil LawとCommon Lawとの差はそれほど大きなものではなくってはいるといっても、その施行の面で問題が残るのではないかと懸念される。

また、ヴェトナムにおいては、「特別法は一般法に優先する」或いは「後法は前法を廃する」というような法原理が機能せず、現代的な民商法が整備されたにもかかわらず、社会主義に基づく旧規定が併存しているというような現象も見られるという。

民商法については、タイのように、両者が一つの法典（Civil and Commercial Code）に合体され、ここに非公開会社についての規定をおく反面、別途に公開（予定を含む）会社のためのPublic Limited Companies Actを持つという国もある。

労働法については、民商法が未整備であるカンボディアにおいても、19世紀末から奴隷労働を禁じたDecreeが出される等、古くから何段階にも亘って整備が進められてきており、ILOによる指導によって、多くの国において最も整備が進んでいる法分野である。

特許法、商標法、意匠法、著作権法等のいわゆる知的財産法については、「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」（TRIPS；Trade Related Aspects of Intellectual Property Rights協定）が1995年1月に発効し、先進国が1996年1月、途上国・旧共産圏国が2000年1月、後発途上国が2006年1月から実施することが定められている。これを受けて、各国でも法整備又は改正作業が進められている。

ただし、ポーランドで、世界銀行が米国の統一商事法典（UCC; Uniform Commercial Code）第9編に基づく担保付取引法の草案を提示したものの、同国の取引実態や法的伝統に合わなかったため受け入れられなかったという例に見られるように、多くの発展途上国・移行経済国にとって、特にその国の歴史・文化・政治・経済・社会背景と関連の深い法律については、当該国の実態に適合した法律を制定することは必ずしも容易ではないようである。

ブルガリアのように、一応の法整備を終わっても、制定された法令が必ずしも経済社会情勢に適合していなかった上に経済状況の変化が激しいことから、頻繁に改正を重ねているという状況も見られる。IMFの指導によって破産法を改正したインドネシア、タイにおいても、立法は行われたものの実効化されるという見込みは少なく、タイにおいては、改正破産法の再改正に歩み始めていると言われる。

#### [ 参考 ]

##### [ Civil Law ]

大陸法。ローマ法を淵源とし、その影響を強く受けた、ヨーロッパ大陸諸国において行われている法及びそれを継受した法。成文法主義を特色とする。Civil Lawという用語は「民事法」という意味でも使われるが、大陸法以外の国において民事法という意味で使われる場合には、日本法という民法よりは広い意味になることに注意すべきである。

##### [ Common Law ]

英米法。広義では、判例法だけでなく制定法も含めた英米法の全体を指す。しかし、英米でCommon Lawというときは、立法府によって新しく定立された制定法体系に対して、判例法の形で蓄積されてきた慣習法体系を指すのが普通である。

##### [ UCC (Uniform Commercial Code) ]

統一商事法典。アメリカ各州の商事取引法を現代化し、かつ統一するため作成された統一州法案。全州によって採択され、州法となっている。大陸法諸国のCommercial Code（商法典）と異なり、商事取引の「始めから終わりまでの間に生じるいっさいの局面」について規定する。我が国の民法と商法の双方に相当する内容を持つ。但し、会社法は含まれていない。会社法についても、モデル法として模範事業会社法（Model Business Corporation Act）が作成され、各州会社法に大きな影響を与えている。

## 2-1-2 税・会計制度

### 2-1-2-1 会計制度

中小企業と大企業の区別なく事業を営む企業体は、その経営活動を資金の移動に伴う財務活動の側面に焦点を合わせて、企業会計を作成してきた。その報告は企業の活動結果としての重要な経営情報を提供しており、現代の経済界では複式簿記の手法で財務諸表を作成することの社会的合意はすでに形成されている。この合意は日本のみならず世界の経済界でも同様である。

そこで、日本をはじめ各国は、法律の形を採るかあるいは実業界か会計士協会かの権威により会計基準を制定し関係者に遵守を求めている。さらに、国家財政を支える税金制度においても、企業の財務報告制度を尊重し課税の基礎としての所得額を企業の利益額に求めており、目

的は相違するが企業活動の結果の収益から原価費用を差し引いた余剰金額は国（税務署）、企業（経営者と株主）ともども重要視しているのである。

ところで、その算出過程を含む企業会計を信頼に値するため、会計基準を定めその遵守を企業に求めているが、その会計基準が不満足な状態では、企業の財政状態並びに経営成績を正確に把握出来ない。従って、企業の健全な発展のためにも社会全体の利益のためにも企業会計制度の改善統一は必要不可欠な急務である。また、経済発展のため外資を導入し、あるいは企業の合理化、課税の公正化、証券投資の民主化、産業金融の適正化等の合理的な解決にも資するものであるとともに、国民経済の民主的で健全な発展のための科学的基礎を与えるものである。

しかるに中小企業には、そのような会計報告制度を企業内に構築したくとも困難な問題（資金不足、人材不足）が山積していることがある。そこで企業の会計基準は大企業と中小企業の区別を設けることなく制定しているが、実際の運用においては特別の配慮が必要となる。例えば、日本の税務署は複式簿記によって作成された財務諸表を尊重するが、小企業が単式簿記で会計報告書を作成してきても、その信頼性を議論するよりも、その会計報告書を最大限活用する方向で税務調査に利用してきている。中企業においては、正確な原価計算制度を求めるより、予定価格で原価計算することを認めている。あるいは商的工業簿記のレベルでも容認している。

一方、発展途上国においても植民地時代に押し付けられた先進国の会計制度や税制度が今でもそのまま残って機能している例がある。そして、それと呼応するがごとく、最近の国際会計基準が先進国でも発展途上国でも採用され始め、その国際会計基準に各国の会計基準が統一化する傾向にある。しかし、採用された国際会計基準を実際に運用すると発展途上国の中小企業には多くの無理が生じるため、発展途上国の中小企業とアメリカのような高度に発展した大企業とでは比較してもその差異は歴然である。

しかし、時代の経過とともに情報化の波が発展途上国の中小企業にも押しよせ、安価で安易に正確な会計処理が出来る会計ツールが普及しはじめている。それゆえ、近い将来どこの中小企業でも正確な会計報告書が作成できるようになると予感是可以する。結果的には現時点では大企業と中小企業の財務管理能力に差異があり、中小企業の作成してくる会計報告は信頼性に乏しいものであるが、将来的には、予想以上に早くその問題も解決される可能性がある。ただし、これは、中小企業側に会計基準を導入するインセンティブがどのように創出されるかにかかっているため、根本的な企業側の導入したくない原因が解決されない限り、解決は難しい。

なお、国際会計基準と各国の会計基準（特に中小企業をとりまく法制度の1つとしての会計基準）を比較する際には、すべての国際会計基準との比較よりも主な相違点、 棚卸資産、 連結財務諸表、 減価償却、 インフレ会計、 キャッシュフローステートメント、 研究開発費、 法人税等の会計、 有形固定資産、 リース会計、 退職給付コストに焦点を絞り、それ以外の項目である 会計方針の開示、 開示すべき情報、 重大な誤謬及び会計方針の変更、 偶発事項及び後発事象、 工事契約、 セグメント別財務情報の報告、 収益の認識、 国庫補助金、 外国為替レートの変動、 借入レート、 特別利害関係、 投資（金融商品を含む）の会計、 銀行業等、 1株当たりの利益は中小企業の会計日常業務に関係しないか会計報告書作成上のテクニック上の論点であるので、ここでは省略する。

[ 参考 ]

[ 複式簿記 ]

財産と資本関係に影響を及ぼすすべての事象を、財産の増減と資本の変動の両面から継続的

に記録し、その記録に基づいて財産計算と損益計算を有機的に完成させる方法をいう。  
以上の特徴のいずれかを欠いた簿記は単式簿記と呼ばれる。複式簿記の名称は記録形式（貸借複記）に由来する。

#### [ 財務諸表 ]

一定期間における企業の経営活動の結果について、おもに経営成績と財政状態を中心に企業の利害関係者に情報として伝達される、基本的かつ体系的の一連の会計報告書である。特に貸借対照表と損益計算書とは基本財務諸表と称せられるが、最近における会計基準の国際的調和に伴い、キャッシュフロー計算書が第三の財務諸表として基本財務諸表のなかに位置づけられる傾向にある。

#### [ 会計基準 ]

企業の会計実践を指導し、会計目的を達成するための会計行為の解釈指針であり、一般に会計原則と同義とされ、互換的に用いられる。つまり、会計基準および会計原則は、広く会計上の測定・評価・開示に関連するルールおよび手続きを規制する社会的規範を意味するものである。最近日本では、会計を取り巻く経済的・国際的環境の変化に対応して、アメリカやイギリス等の会計基準および国際会計基準の動向をふまえ、国際的調和化を指向した会計基準の改定作業を進めている。

#### [ 単式簿記 ]

簿記はその構造にもとづいて単式簿記と複式簿記とに分けられる。ただし単式簿記は一般に積極的には定義されず、複式簿記以外の簿記と定義される。たとえば小遣い帳や家計簿は一般に金銭収支のみを記入する単式簿記である。したがって、歴史的には、単式簿記から複式簿記に発展したことになが、単式簿記は必ずしも時代遅れの旧式簿記と言う訳ではない。

#### [ 原価計算制度 ]

原価計算が、財務諸表の作成、原価管理、予算編成および予算統制等の諸目的を達成ししかも財務会計機構と有機的に結びつき、常時継続的に行われる計算体系であるとき、これを原価計算制度とよぶ。財務会計の枠外で随時断片的に行われる特殊原価調査とは区別される。

#### [ 国際会計基準 ]

国際会計基準は、国際会計基準委員会により作成・公表されている個別のテーマ毎の意見書を合冊した会計基準である。国際会計基準委員会はオーストラリア、カナダ、フランス、ドイツ、日本、メキシコ、オランダ、イギリス、アイルランド及びアメリカの会計士団体の合意で設立された。この委員会は多数の専門職業的会計士団体からなるプライベートセクターにより構成されている。国際会計基準委員会の目的は、国際的に調和統一された国際会計基準を作成公表すること、およびこの基準にもとづいて作成報告された財務諸表が国際的に承認され遵守されることを促進することである。

## 2-1-2-2 税法（法人税、所得税、関税、付加価値税等）

日本の税法においては、中小企業のための様々な税制度環境が整えられている。例えば個人事業者のための措置として、所得控除のほか、事業専従者給与（控除）制度、地方税における住民税及び事業税等により税負担の軽減が行われており、同時に法人事業者のための措置として、資本金が1億円以下の中小法人については、年間所得800万円以下部分の30%から22%への法人税の軽減、同族会社への留保金課税の留保控除等がある。このほか中小法人の貸し倒れ引当金の特例、法人住民税の均等割額の軽減等の特別な措置もある。

さらに、事業承継のための相続税措置、消費税に対する特例措置、設備投資・試験研究促進のための促進税制、エネルギー需給構造改革投資促進税制等の各種優遇税制により、中小企業の負担を軽減する措置が採られている。

一方、他先進国の税法においては中小企業の保護育成の観点から税制上優遇対策を図っている例は少ない（ドイツで中小企業の固定資産取得時に割増償却を認めており、法人課税所得に累進税率を適用している例はアメリカ、イギリス等にある）。これは、中小企業の保護育成の目的からすると、税制に政策手段を求めるのではなく、直接的な産業政策として資金手当て、技術供与、輸出入振興等の援助が効果的と考えられているからであり、そもそも税法は所得（利益）あるいは財産のある所から健全な社会の建設発展維持のための費用を応分に負担してもらう制度であるという認識による。

他方、発展途上国では税制度が確立し、税収が財政支出を賄える様になっている訳ではない。もし税収が財政支出を下回り、それが継続すれば外国からの借入で、いずれ累積債務問題化を招くか、国債発行で中央銀行が民間からの借入に依存しいずれマネーサプライの増加を通してインフレーションを引き起こすことになる。最も遅れた発展途上国では、植民地時代に中心であった関税収入がなお重要である。そもそも中小企業からの法人税収入が極度に低い、或いは望めず、大企業からの源泉課税頼りになってしまうため、時の経過とともに、酒・タバコや自動車燃料等に対する物品税収入や一般的な売上税や付加価値税が税収上重要になると想像され、ゆえに、80年代のメキシコやインドネシアで失敗した投資刺激減税は多くの目的のため非効率になったことにも見られるように、中小企業を対象とした優遇制度の効果にも疑問が残る。

ただし、税制改革にあたっては少なくとも以下の6つの選択が必要となると言われている。

- 税体系の改革か税行政の改革か或いは両方か
- 包括的か部分的か
- 収入増加的か収入中立的か収入減少的か
- 所得分配面で中立的か或いは公平な再分配的か
- 経済（産業）政策に中立的か干渉的か
- 同時進行的か段階的か継続的か。

また、過去の経験から、幾つかの結論が以下の様にまとめられる。

- 急ぎすぎた改革は失敗する
- 税行政を含む税システムの全体を対象にするべきである
- 単純化と税率引き下げは相互に連動する
- 税収不足は税改革を失敗に追い込む
- 間接税中心の税改革は成功する
- 税行政の施行が致命的に重要である。

## 2-1-3 中小企業振興政策

日本の中小企業振興政策及び調査対象国の中小企業振興政策に共通して見られることは、  
経営基盤強化：強い経営基盤を持つ中小企業であること。

市場変化対応：変動する経営環境や市場構造への対応。

少規模企業対策：失業対策や地域振興も絡めた弱者救済あるいはソーシャルセーフティ  
ネットの構築

の3つの要素があり、 に関しては、経営診断や財務支援、職業訓練等の支援により中小企業の経営基盤を強化することで、中小企業が、経営環境に起因する問題点を克服し、課題を解決し、自由競争市場で生き延び、成長していくことが可能と考えている。この点に関し、最近、経営学の立場から、企業を財務、顧客と市場、業務プロセス、学習と成長の4つの要素から見て、その中の要素の繋がりをバランスを保ちながら強化するというバランス・スコア・カードの考え方が注目されている。図「バランス・スコア・カードと中小企業施策要素」に簡単に模式したが、後述の 、 、 に関して考えられている金融対策等の政策や法規制は、これらの経営要素と関連性を持ち、これらの政策や法規制をツールとして政府が活用しながら、企業の経営要素を強化あるいは方向性をリードしていくことで、中小企業振興が可能と考えられている。

しかしながら、 に関し、計画経済から市場経済への移行のみならず、自由主義経済の市場も常に変化し、移行しているので、全体としてこの移行を望ましい形にリードしていく必要があると考えられる。例えば、グローバル化の動きは、移行経済国であろうと、古くからの自由主義経済国であろうと変わらず押し寄せていて、IT産業等のハイテク産業を担う健全な中小企業の育成をリードしていく必要性がある。この に関しては誤解を招きやすいが、基本的には企業の自由競争により産業構造変化が自然な形で起きていくべきであるという認識は共通している。

しかし、そのスピードを早め、また、構造変化の途中段階で起こりがちな歪みを押さえたいと考え、そのために政府が産業政策として積極的な役割を果たすべきかどうかについては議論が分かれている。

### (1) 中小企業振興を取り巻く全体の法制度・経済・社会・政策的枠組み

今回の調査対象国（ブルガリア、ポーランド、フィリピン、カンボジア、タイ、ラオス、バングラデシュ、マレーシア、インドネシア、ベトナム）及び日本の中小企業に関する法制度の整備状況を比較するための一覧表として、以下のような枠組みを考えてみた。

すなわち、図「中小企業振興に係わる法制度と政策の関連」に示したように、中小企業振興政策の基盤として、中小企業基本法があり、それに係わる関連法制度があるという枠組みがある。そこに対して、1つは、国家計画（産業政策や社会政策等の政策）の関係から影響があり、中小企業振興法制度グループの枠組みで中小企業政策として実施されてくる。このようなものとして、例えば国家計画や工業計画が関連しており、これが、例えば国家計画の中で取り上げられた地域開発と地域中小企業の振興、さらには中小企業振興のために手工業を中心とした組合組織形成施策といった形で結び付いていく。

もう1つは、経済制度あるいはその制度の中で動いている経済活動から影響される部分で、金融業界の弱い産業構造が効果的な中小企業への融資を行えないといった形で影響している。あるいは、金融再編により、かろうじて存在した政策金融機関が消滅するといった形で影響してくる。一方で、NGO等により小規模企業にはマイクロファイナンスが供給されるといっ

た形での救いもある。

さらには、中小企業振興の法制度の枠組みのさらに根本的な存在としての商法、刑法の枠組みがあり、これを無視する形では中小企業基本法やその関連法も存在しえなく、また商業取引において生じる紛争といったものはこの一般的な法の枠組みとしての商法等で処理されていく。

## (2) 中小企業振興に係わる法制度の枠組み概要

各国の中小企業振興に係わる法制度を比較しまとめたのが、表「各国の中小企業振興に係わる法制度の整備状況」である。

ここでは、中小企業振興に係わる法制度そのものに絞り込んで比較検討するために、日本の中小企業振興に係わる法制度を1つの枠組みとして置き、そこに、各国の中小企業振興に係わる法制度を当てはめ、あるいは日本側に相応しい欄が存在しない場合、その拡張として中小企業振興に係わる法制度の枠組みを考えた。

この考えでは、中小企業基本法をベースとし、それを支える、あるいは関連する法規制を3つのグループに分けて考えている。すなわち、経営基盤の強化、構造改革の支援、そして小規模企業対策である。

中小企業振興のためには、まず基本的に、中小企業そのものが強い経営基盤を持つ必要がある。このための、の中小企業の「経営基盤を強化するための政策」に関しては、金融対策、税制対策、組織化対策、取引適正化対策、事業分野の調整対策、官公需確保対策、倒産防止対策が含まれる。

強い経営基盤を持つ中小企業が形成された上で、中小企業産業セグメントを構造変化に柔軟なものに変えていく必要がある。この「構造改革の支援」に関しては、経営革新支援対策、新規創業等支援対策、技術力向上支援対策、ソフトな経営資源の充実、情報化対策、高度化対策、地域中小企業対策、中心市街地の活性化対策、流通合理化対策、労働対策、エネルギー・環境対策、国際化対策が含まれる。

の「小規模企業対策」は零細企業への対策に関する法規制である。中小企業と小規模企業とを分けて考えているのは、中小企業振興の目的が、自由競争市場において競争に打ち勝ち、企業がさらに発展し、大企業へ移行するための企業独自の努力を支援することであるのに対し、小規模ではむしろ共存や弱者の救済を目的としているからである。この、中小企業と小規模企業を分けて考える考え方は、日本のみならず、世銀、アジ銀、欧州開銀等国際援助機関にほぼ共通した考え方でもある。

各援助機関及び日本の中小企業振興政策において、細部では違いがあるが、基本的な考え方として、中小企業も大企業も、自由競争市場で、市場原理により企業が競争していくという考え方は一致している。また、小規模企業は、人間が生存していくための弱者保護の観点で実施されるという考え方でも一致している。

しかしながら、世銀、アジ銀、欧州開銀等では、中小企業は大企業から保護されるべきという主張を認めず、当初からの完全な自由競争を強調しているのに対し、日本では、中小企業は大企業から保護されるべき存在と考え、少しづつ力をつけさせることによって、完全な自由競争に慣らしていくというグラジュアリズムを採択している点に政策や法規制上の差があると言えよう。

また、中小企業振興を進めていく上での、産業モデルも、ハイテク型中小企業がネットワークで結びつく大田区モデルや台湾型の産業モデルと、重工業や多国籍企業と裾野産業に属



する中小企業が結びついて、支援関係を作る日本型モデルの2つのモデルがある。

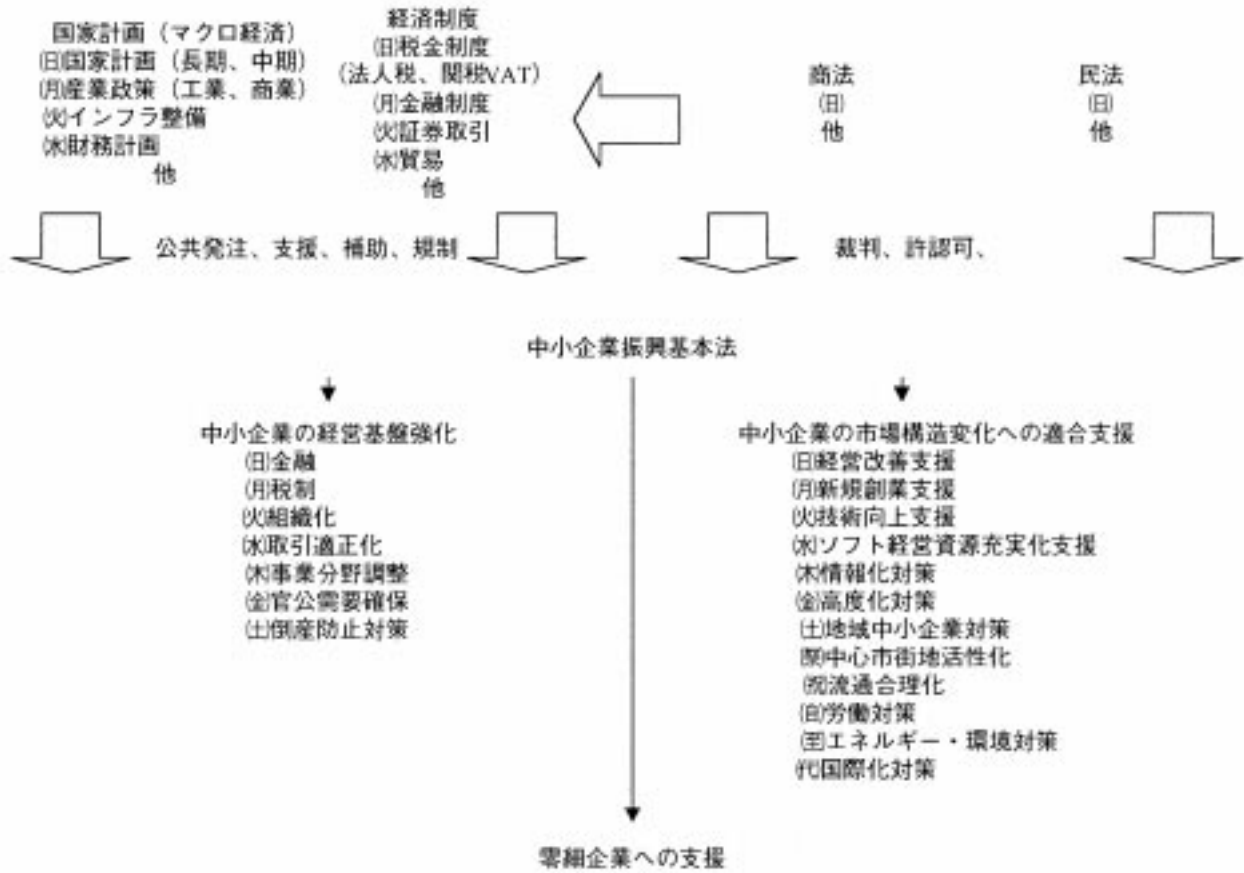
中小企業振興政策の中心となる中小企業振興法の存在であるが、フィリピンやインドネシアの事例が示しているように、存在することが自動的に中小企業が振興されることを保証しているわけではない。マレーシアのように、中小企業基本法はなくとも、関連する法規制をうまく組合していくことで効果的に振興させていくことが可能である。

### (3) 中小企業の定義

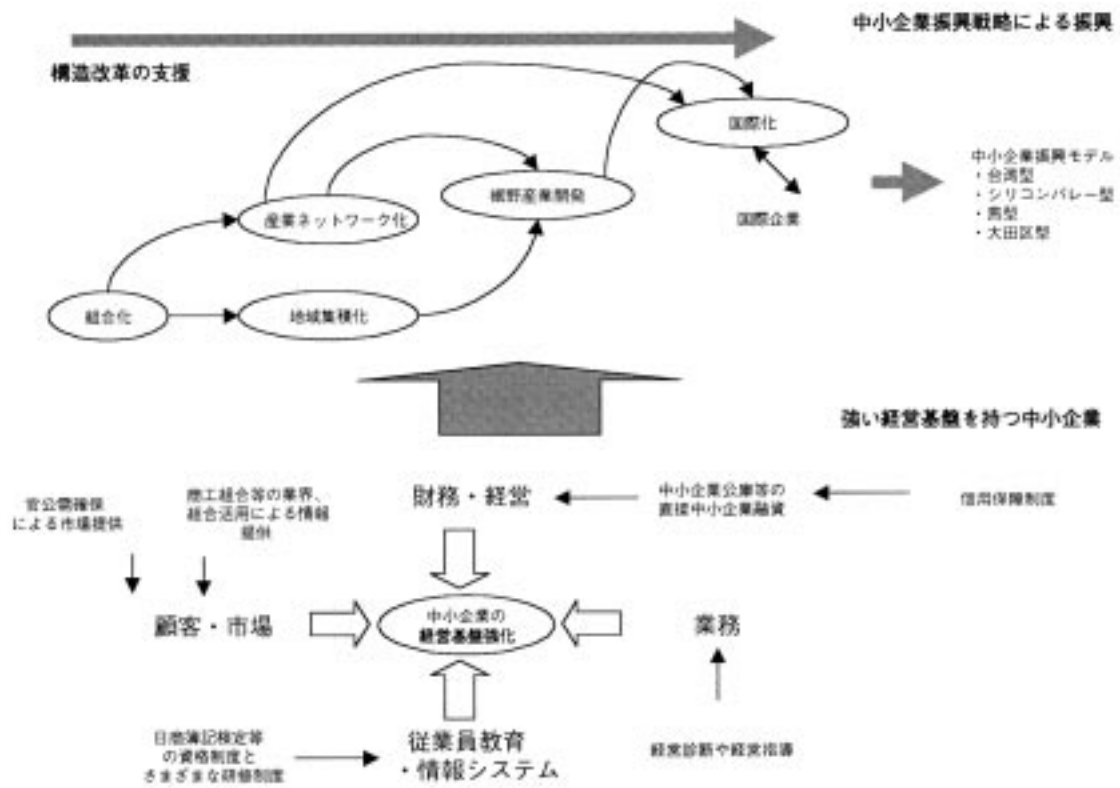
中小企業に関する定義をまとめて表にしたのが、表「中小企業の定義一覧」である。これによれば、各国共、資本金、売上高または（or）従業員数で、あるいは両方（and）で定義していて、各国の経済状態によって大きくばらつきがあるが、概ね、小規模企業が従業員10人以下、小企業が従業員約100人以下、中企業が従業員約500以下といった大雑把な企業の従業員数による規模の差によって区分されている。経営組織的な観点からも、10人以下であれば、家族や親族、友人によるいわゆる家族経営的な形態で企業が運用できるが、100人程度になると、一応のきちんとした会社組織として運用していかなければ経営できなくなり、500人程度の規模になれば、経営管理を分権化してかなりしっかりした会社組織にし、明確な管理規定を基に運営していかないと組織としてまとめていくことができないということが組織研究からも言われていて、この観点からも、この大まかな区分けが妥当性を持つ。

従業員規模のみならず、さらに、売上高や資本規模によっても区分されていて、これにより融資の優遇を決める線引きを行っている国が多いが、これは国によってばらつきがあり、1人当たりのドル換算GDPを基準に考えてもばらつきが大きい。さらに問題を複雑にしているのは、マレーシアやインドネシアのように、基準として資本規模を採択しながらも、そこに土地、建物といった不動産を含めない国もあり、実際的な格差を生じさせているので、比較検討の上では参考情報としてしか利用できなかった。

図「中小企業振興に係わる法制度と政策の関連」



図「バランス・スコアカードと中小企業施策要素」



表「各国の中小企業振興に係わる法制度の整備状況」

比較項目	ポーランド	ブルガリア	インドネシア	マレーシア	フィリピン	タイ	カンボジア	ラオス	ヴェトナム	バングラデシュ
①中小企業振興基本法	×	○	○	×	○	◎	×	×	◎	×
②経営基盤の強化										
金融対策	○	○	○	◎	○	◎	×	×	○	○
税制対策	○	○	○	◎	○	○	×	×	×	○
組織化対策	○	○	○	◎	◎	○	○	○	○	○
取引適正化対策	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○
事業分野の調整対策	×	○	○	○	○	○	×	×	×	○
官公需確保対策	×	○	×	×	○	○	×	×	×	○
倒産防止対策	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○
②構造改革の支援										
経営改革支援対策	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×
新規創業等支援対策	○	○	○	○	×	○	×	×	×	×
技術力向上支援対策	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ソフトな経営資源の充実	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
情報化対策	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○
高度化対策	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○
地域中小企業対策	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
中心市街地の活性化	○	○	×	○	×	×	×	×	×	×
流通合理化対策	×	×	×	○	×	×	×	○	×	×
労働問題	○									
エネルギー・環境対策	○	○	×	○	○	○	×	×	×	×
国際化対策	◎	○	○	◎	○	○	○	○	○	○
④小規模企業対策	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

表「中小企業の定義一覧」

国名	定義	注釈
日本	<ul style="list-style-type: none"> <li>工業・鉱業関係は従業員 300 人以下または資本金 1 億円以下（ただし、鉱業は 1,000 人以下または 1 億円以下）</li> <li>卸売業は 100 人以下または 3 千万以下</li> <li>小売業・サービス業は 50 人以下または 1 千万以下</li> </ul>	中小企業基本法
ポーランド	<ul style="list-style-type: none"> <li>小企業：従業員 50 人未満で、利益が 7 百万 ECU 未満または、総資産が 5 百万 ECU 未満の企業</li> <li>中企業：従業員 250 人未満で、利益が 40 百万 ECU 未満または、総資産が 27 百万 ECU 未満の企業</li> </ul>	Economic Activity Law により、中小企業を定義
ブルガリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>小企業：従業員数が 50 人以下で、売上が百万 BGL 未満、あるいは固定資産が 0.8 百万 BGL を超えない企業</li> <li>中企業：従業員数が 100 人以下で、売上が 3 百万 BGL 未満、あるいは固定資産が 2.4 百万 BGL を超えない企業</li> </ul>	Small and Medium-Sized Enterprise Act
インドネシア	<ul style="list-style-type: none"> <li>小企業：土地及び建物を除く資産 200 百万ルピア未満の企業</li> </ul>	The Law of the Republic of Indonesia Number 9 of the Year 1995 Concerning Small Business 中企業の規定は、Instruksi Presiden Republik Indonesia Nomor 10 Tahun 1999 Tentang Pemberdayaan Usaha Menengah（大統領令 #10：Republic of Indonesia President Instruction Number 10, the Year 1999）に実施規定として明確化されている。
マレーシア	<ul style="list-style-type: none"> <li>小企業：従業員 50 人以下でかつ年間の売上が 10 百万 RM を超えない企業</li> <li>中企業：従業員数が 51～150 人であり、かつ、年間の売上が 10～25 百万 RM である企業</li> </ul>	通産省通達
フィリピン	<ul style="list-style-type: none"> <li>小規模企業：土地、建物、設備装置を除く資産 1,500,011 ペソ未満の企業</li> <li>小企業：同資産 1,500,001～15,000,000 ペソの企業</li> <li>中企業：同資産 15,000,001～60,000,000 ペソの企業</li> </ul>	Magna Carta for Small Enterprises (R.A.6977)
タイ	<ul style="list-style-type: none"> <li>製造業：資産 200 百万バーツで従業員数 200 人以下</li> <li>サービス業：同上</li> <li>卸売業：資産 100 百万バーツで従業員数 50 人以下</li> <li>小売業：資産 60 百万バーツで従業員 30 人以下</li> </ul>	The Fundamental Frame of Master Plan of SMEs Development, 1999 による。
カンボジア	<ul style="list-style-type: none"> <li>従業員 50 人以下を便宜的に中小企業としている</li> </ul>	工業省の便宜的区分で、明確な定義はない。
ラオス	<ul style="list-style-type: none"> <li>大企業：従業員 100 人以上。</li> <li>中企業：従業員 10～99 人。</li> <li>小企業：従業員 9 人以下。95%。</li> </ul>	ラオス工業商芸省：Ministry of Industry and Handicraft の統計的な区分で、明確な定義はない。
ヴェトナム	<ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業：資本金 50 億 VND 未満あるいは従業員 200 人未満の企業</li> </ul>	1998 年の政府の暫定的な定義
バングラデシュ	<ul style="list-style-type: none"> <li>大企業：従業員 100 人以上もしくは資本金が 300 百万タカ以上の企業。</li> <li>中企業：従業員 50～99 人もしくは資本金が 100 百万タカ以上で 300 百万タカ未満の企業。</li> <li>小企業：従業員 50 未満もしくは資本金が 100 百万タカ未満の企業。Cottage Industry は除外。</li> </ul>	

### 2-1-3-1 中小企業振興関連法（中小企業基本法等）

先にも述べたように、日本の中小企業振興に係わる法制度を1つの枠組みとして置き、そこに、各国の中小企業振興に係わる法制度を当てはめて考えている。

この考えでは、中小企業基本法をベースとし、それを支える、あるいは関連する法規制を3つのグループに分けて考えている。すなわち、経営基盤の強化、構造改革の支援、そして小規模企業対策である。

中小企業基本法では、通常、中小企業の定義、国の中小企業に対する施策の枠組み、地方公共団体の施策、関連法規制との関係が定められている。この中小企業基本法が存在することで、国の振興政策とその他の関係団体が実施する振興政策の区分けや役割分担が明確化される共に、地方自治体等国以外の団体の中小企業振興に関する施策について枠組みを設けられるという利点がある。さらに、関連する法制度を、ツールとして体系化し、これを中小企業振興政策に活用していく際に、この中小企業基本法がその存在理由としてあるいは施策根拠となり、実施しやすくなるという一面もある。

ただ、これも先に述べたことだが、フィリピンやインドネシアの事例が示しているように、存在することが自動的に中小企業が振興されることを保証しているわけではなく、マレーシアの例が示しているように、中小企業基本法は存在しなくとも、関連する法規制をうまく組み合わせることで効果的に振興させていくことが可能である。

また、中小企業政策には、国家が置かれている経済的な立場と政府のリーダーシップ力が大きく関係してくる点も見過ごすわけにはいかない。ベトナムのように、そもそも民間企業が極端に少ない国家では、中小企業振興というよりは、中小企業そのものの数を増やすことが優先的な課題となる。逆に、インドネシアやタイのように中小企業の絶対数が多い場合は、その中から、可能性のあるサブ・セクターをどう育成していくかが課題となっている。このような基本的な課題の中で、中央政府が民間あるいは地方公共団体に対してどこまでどうリーダーシップを発揮していくかが重要になってくる。

こういった意味で、中小企業基本法は、存在し活用できれば中小企業振興に有利にはなるが、中央政府が強いリーダーシップを取り続けられ、そのために活用されることの方がより重要であると言えるであろう。

最後に協調しておきたいのは、中小企業振興と零細企業対策とは区別して対応あるいは施策を行っているのが一般的な方向である。

表「各国の中小企業基本法」

国名	基本法名	主な内容と零細企業対策の有無
日本	中小企業基本法（法律第154号）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の施策</li> <li>・地方公共団体の施策</li> <li>・中小企業構造の高度化等</li> <li>・事業活動の不利の補正</li> <li>・小規模企業（ここで零細企業対策の方針を与えている）</li> <li>・金融、税制等</li> <li>・行政機関及び中小企業団体</li> </ul>
ポーランド	基本法はない	ただし、1999年5月11日の内閣令“Government Policy Guidelines for Small and Medium-sized Enterprises until 2002”により、政策の枠組みが決められている。また、Economic Activity Lawにより、中小企業を定義
ブルガリア	Small and Medium-sized Enterprises Act	
インドネシア	The Law of the Republic of Indonesia Number 9 of the Year 1995, concerning Small Business	The Law of the Republic of Indonesia Number 9 of the Year 1995, concerning Small Businessの規定は小企業のみ。中企業については、1999年の大統領令#10によって決められている。
マレーシア	無し	
フィリピン	Magna Carta for Small Enterprises (RA.6977)	中小企業の定義と中小企業政策監視、中小企業融資資金の確保について述べている。
タイ	中小企業振興基本法	2000年2月、現地調査直後に成立。
カンボジア	無し	
ラオス	無し	
ヴェトナム	構想中	中小企業振興マスタープランに構想内容の原案が記載されている。
バングラデシュ	無し	

## 2-1-3-2 中小企業の経営基盤強化に関する法・政策（融資、投資、倒産防止等）

「経営基盤の強化」に関しては、金融対策、税制対策、組織化対策、取引適正化対策、事業分野の調整対策、官公需確保対策、倒産防止対策等の政策ツールとしての法規制が含まれる。

の金融対策は、1)民間金融機関による中小企業金融、2)国、地方公共団体等による中小企業向け融資等、3)民間資金の円滑な融通を図るための信用補間制度、4)投資育成事業に大別できる。日本では、1)に関しては、信用金庫法(昭和26、法238)に基づく信用金庫、中小企業等共同組合法(昭和24、法181)に基づく信用組合といったものが設けられている。

また、2)に関しては、中小企業金融公庫、国民金融公庫、商工組合中央金庫、環境衛生金融公庫等の政策金融機関が設けられている。また、この資金源は財政投融资資金等である。

3)の信用補間に関しては、日本の場合、信用保証協会や中央企業信用保険公庫が設けられセカンド・ティア構造で信用リスク転換が保証され、かつ最終的には国家保証がされている。中小企業用の信用保証のしくみがある国はまだ少なく、また、存在しても、マレーシアに見られるように、信用リスク転換が保証されていない国が多い。4)に関しては、中小企業投資育成株式会社が東京、大阪、名古屋に設けられている。

ただ、日本も含め、近年では、金融対策に関し、金融機関からの融資ではなく、株式市場からの直接的な資金調達を重要視する傾向にあり、そのため、中小企業向けに、上場審査基準を緩くし、さらに中小企業に限った株式市場を整備する傾向が見られる。このような市場として、ハイテクかつ中小企業に絞った米国のNASDAQ (the National Association of Securities Dealers Automated Quotations) に見習い、第2のNASDAQを創設しようとする動きがマレーシア等各国で見られ、また、インドネシアでは、あまり取引が活発でないスラバヤ証券市場をこのような中小企業向けの証券市場にしようとする案がある。

税制対策は、1)一般中小企業者を対象とする政策と、2)中小企業施策を推進する特定の法律に基づく対策に分かれる。1)の一般的処置として、資本金が1億円以下の普通法人については年所得800万円以下の部分で22% (通常は30%) の減税処置がある。また、中小法人の貸倒引当金の特例、法人住民税の均等割額の軽減等の特例措置がある。

日本における2)の中小企業施策推進のための税制対策に関しては、中小企業新技術体投資促進税制、いわゆるメカトロ税制を始めとするさまざまな特例がある。このような中小企業育成政策のための優遇税はどこの国にも存在し、例えばバングラデシュに見られるように、輸出関係の中小企業に対して免税措置や軽減措置を行うことで輸出を推進しようといった対策を取る国が多い。

また、青色申告等の簡易申告制度も、人件費削減の観点から、一種の税制対策と考えられる。

かつては、税制による国内産業保護、特に育成したい産業への保護が有功であったが、近年のWTO等のグローバル自由貿易主義の圧力で、関税で国内産業を保護することや、特定産業への優遇税制は採択しにくくなり、さらに、関税そのものをこの流れで撤廃する方向に軌道修正をせざるを得ず、このことは廻りまわって、関税等で得た税収を産業振興のための政府からの補助金に充当することも難しくしている。

組織化対策では、大きく組合制度と組合等に対する指導、組合等に対する助成に分けられる。組合制度は、1)中小企業等共同組合法(昭和24、法181)に基づく組合結成と相互扶助、2)中小企業団体の組織に関する法律(昭和32、法185)に基づく業界の改善発展、3)商店街振興組合法(昭和37、法141)に基づく商店街地域において共同事業経営を行うもの等がある。中小企業団体の組織に関する法律に基づき、日本では、競業組合、商工組合、商工組み相連合会が



結成されている。対象調査国でも、インドネシアのように組合方式を政策として積極的に進めていた国もある。

組合等に対する指導では、日本の場合、中小企業団体中央会があり、組合等の指導、人材養成、調査研究を行っている。中央商工会議所が配下の商工会議所の指導や人材育成を行っている例は多く、調査対象国で、例えばフィリピンの場合は、フィリピン商工会議所が、配下のラグナ市商工会議所等の地方商工会議所の組合経営を指導している。また、バングラデシュの場合は、バングラデシュ商工会議所連合がこのような指導的立場にある。

取引適正化対策では、下請中小企業振興法（昭和45、法145）により下請取引の適正化のために下請代金支払遅延等防止法や建設業法により、下請取引の保護を行っている。また、広い意味で、独占禁止法や不当価格競争禁止法もこの取引適正化対策に含まれる。

ただ、下請取引での中小企業保護は、ある意味では、契約書に細かい条件も含めて網羅的に記載し、その契約書の取り決め通りに厳格に商取引を行うとは限らない日本独特の商習慣に基づくものであると言える。契約書にあらゆる想定事項に対する処置も含めて記載し、網羅性を重視する契約社会の国では、下請取引での中小企業保護は法的にはあまり重要な問題にはなっていない。

事業分野の調整対策は、事業活動の機会の適正化を目的とするもので、1)不等競争防止等対策、2)大企業との調整対策、3)不公正な取引方法の是正に分かれる。通常、まず商工会議所等での組合員同士の話し合いによる自主的な調整が考えられ、このことに際し、日本の場合、主務大臣の許可を得て商工組合は過当競争による不況事態を克服し、安定事業を実施することができ、この制限行為は独占禁止法の提供を除外される。また、主務大臣には、中小企業安定審議会に諮問した上で、事業活動規制命令（安定命令）を発動する権限も認められている。

官公需確保対策に関しては、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41、法97）により、

- 1) 国、公社、公団等が物品の買入れ等の契約を締結するにあたって、予算の適正な使用に留意しつつ、中小企業の受注機械の増大を図るよう積極的に努力すべきこと。
- 2) この努力の方向と、それを裏付ける措置を明らかにするために、国は毎年度、国等の契約に関し、中小企業者の受注機械の増大を図るための方針を作成するとともに、その要旨を公表すること。
- 3) この方針の実行を確保するため、各省庁の長等は、毎年度終了後、国等の契約の実績の概要を通商産業大臣に通知すること。また、通商産業大臣は、必要な措置をとるべきことを各省庁の長に要請できる。
- 4) 地方公共団体は、国の施策に準じて施策を講ずること。

と定められている。

官公需確保対策に関しては、例えばブルガリアやバングラデシュにも同様の制度があり国内企業、特に中小企業に対して国内産業保護の観点から、一定の市場を確保しようとしている。

倒産防止対策は、主要商工会議所、都道府県商工会連合会等に設置されている、倒産防止（経営安定）特別相談室等の1)倒産防止特別相談事業と、や中小企業金融公庫と国民金融公庫等による中小企業倒産対策貸付制度等の連鎖倒産防止事業がある。

日本のように、倒産防止相談や連鎖倒産防止までのしくみを整えている国はまだ少なくインドシナ3国や旧共産主義国家のように、破産法そのものがなかった国もある。倒産の処理を明確化することが第1ステップとすれば、中小企業振興政策では、日本のように、次にその予防まで進めていくことが重要である。

### 2-1-3-3 中小企業の構造改革に関する法・政策（技術政策、情報化、労働対策、環境、移行経済化促進等）

経営基盤の強化が、競争力のある企業を育てる目的の、いわば経営内部環境に属する要素に対する支援や規制を行っているのに対し、構造改革に関する法規制では、中小企業の属する外部経営環境に属する要素に焦点を当てている。

「構造改革の支援」に関しては、経営革新支援対策、新規創業等支援対策、技術力向上支援対策、ソフトな経営資源の充実、情報化対策、高度化対策、地域中小企業対策、中心市街地の活性化対策、流通合理化対策、労働対策、エネルギー・環境対策、国際化対策等の政策ツールとしての法規制が含まれる。

経営革新支援対策では、日本の場合、その基本となるのは中小企業経営革新支援法（平成11、法18）である。この法を中心に、金融、税制、補助金等の支援措置が講じられている。調査対象国では、これらは中小企業を対象とするというよりも、マレーシア等に見られるように、むしろ工業開発を中心に考えられている所が多い。

新規創業等支援対策では、中小企業創造活動促進法（平成7、法47）、新規事業法、投資事業有限責任組合法等によるベンチャー企業への補助金支給、融資制度、優遇税、信用補間や械類信用保険の特別保険、設備近代化資金の助成等が行われている。

調査対象国でも、例えばフィリピンに見られるように、ベンチャーキャピタル用の制度によって新規創業等支援を図っている。産業政策の1つの考え方であるが、産業構造を望ましい方向に変えていくためには、産業を新しい方向にリードしていく可能性がある企業を起こしていく必要があり、かつては国营企業で政府自らがそういった事業を起こしていたが、近年は民間主導で行っていくしかなく、その担い手となるのがベンチャーなので、ベンチャー育成政策は大きなウェートを持っている。

技術力向上支援対策では、技術開発、物作り基盤強化、技術研修・指導等の処置が、国立試験研究所や中小企業事業団、都道府県等によって行われている。調査対象国でも、テクニカルセンターやビジネスセンターといった施設を創設して、技術移転を図っている国が多い。

ソフトな経営資源の充実は中小企業の経営管理技術を高めることを目的としたもので、日本の場合、中小企業指導法（昭和38、法147）に基づき、経営技術支援及び中小企業支援ネットワーク経営事業が実施されている。また、都道府県により、中小企業管理者研修と中小企業技術者研修が行われている。調査対象国では商工会議所が技術指導とネットワーク形成を行っている国が多い。

情報化対策は、中小企業の事務合理化や自動化を進めることを目的としたもので、中小企業向け業務アプリケーション・ソフト開発等により情報化による中小企業の業務を支援すると共に、広域連携情報ネットワーク整備事業等により中小企業を支援するハードウェアやインフラを整備している。また、最近の西暦2000年問題対策も広い意味で、この情報化対策に含まれる。

高度化対策では、日本の場合、中小企業近代化促進法（昭和38、法64）により、指定業種の近代化対策や特定業種の構造改革対策、新分野進出対策が講じられている。日本でも繊維工業構造改善臨時措置法（昭和42、法82）で繊維工業の産業構造調整及び近代化が進められた。調査対象国では、例えばポーランドに見られるように、石炭産業構造改革等の産業構造改革の一環として実施される国が多いが、とかく不況産業の構造調整だけで手一杯になりがちで、近代化への構造変革の観点ではあまりスムーズに進んでいない。

地域中小企業対策では、地域産業集積活性化法（平成9、法28）による部品集積地や産地

(地場産業)などの集積による活性化が図られている。これらを通して、地域産業振興が図られていく。

調査対象国でも、例えばラオス、カンボジア等に見られるように、地域産業開発と中小企業振興を合わせて考えている国が多い。しかしながら、同時に、地域産業開発の中で焦点になりがちな産業として、手工芸品や伝統工芸といった非先端技術産業、労働集約産業に偏りがちになり、SI振興等も含めた総合的長期的な中小企業振興政策が欠落しがちな傾向にある。

中心市街地の活性化対策では、日本では中心市街地活性化法(平成10、法92)が制定されて、大規模小売店舗立地法、都市計画法のいわゆる街づくり3法により中心市街の再生が行われている。このような都市計画と大規模小売店舗立地法、中心市街地活性化法がからんだ開発により、製造業地区とサービス業地区の並存、中小サービス企業と大企業の区分と並存が可能になり、スラム化等を防止しながら都市も発展でき、都市部の中小企業も発展できる。

しかし、このような都市計画が明確に絡んだ中小企業振興政策を明確に採択しているのは、調査国ではマレーシアのみであった。

流通合理化対策では、日本の場合、中小小売商業振興法(昭和48、法101)、特定商業集積法(平成3、法82)により、中小小売業の情報化や経営近代化等を行い振興させようとしている。商業施設を1ヶ所に集中し、中小小売商業と都市百貨店、スーパーなどの大型小売店との共存共栄を図る上で必要な働きをする特定商業集積法に関し、調査対象国では、タイのように、大型小売店等の出店を規制によってコントロールするといった対応程度で、地域都市開発の観点ではあまり考えられていない。

また、日本では、中小企業物流業務効率化促進法(平成4、法65)があり、地域中小企業の物流効率化も重要視されている。調査対象国では、カンボジアのように、そもそも地域物流が未整備であるとして整備を図りたいとする国があるが概して地域物流はあまり重要視されていない傾向にある。

労働対策では、中小企業が優秀な労働力確保を図るためには、労働時間の短縮等の労働条件の向上や職場環境の改善、福利厚生施設整備等の雇用管理の改善が重要との観点から、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(中小企業労働力確保法、平成3、法57)のもとに、労働力確保対策、雇用安定・職業能力開発対策、労働福祉対策を行っている。

エネルギー・環境対策では、パーゼル条約関連の情報提供や診断・指導が行われている。また、NEDO等の省エネ支援や公害防止設備等の18%の特別償却等、さまざまな省エネ、環境対策の支援がある。

対象調査国では、ほとんど全ての国で環境保護法を持ち、省エネ関係の支援に関してはフィリピンが有している。

国際化対策は、日本及びマレーシアの場合は、中小企業の海外進出への支援という意味が強く、このための機関として、JETROや中小企業事業団、日本商工会議所等がある。しかし、開発途上国にとっては、むしろ、外国投資の誘致や自国製品の輸出促進という意味合いになる。このような開発途上国側の外国投資誘致や自国製品の輸出促進に関し、各国の商工会議所や、日本のJETROが展示会開催やマッチングサービス、逆見本市開催や投資セミナー等で協力している。

#### 2-1-3-4 小規模企業対策に関する法・政策他

中小企業のなかでも特に大企業との格差が大きな小規模企業者に関しては、日本の中小企業基本法でも特に明記する形で触れていて、振興に考慮が払われることになっている。日本の場合、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（小規模事業者支援法；平成5、法51）により小規模事業者の経営改善事業、基盤設備事業、小企業等経営改善資金融資（マル経）制度の3つの制度で支援が実施されている。

また、中小企業近代化資金等助成法（昭和31、法115）により設備近代化資金制度、設備貸与制度として支援が実施されている。さらに、小規模企業共済法（昭和40、法102）により小規模企業の共済措置についても図られている。

基本的な考え方として、共済的な零細企業保護を行いながらも、商工会議所等を通じて経営指導を行い、地域特産品等の販路開拓を支援するための村興し事業等に参画してくるやる気のある企業を発掘し、商工会等の将来の担い手となる青年部・婦人部事業等の若手後継者等教育等のチャンスの場を活用しながら育成していくという、発掘、育成が図られている。こうして、やる気がある企業へチャンスを与え、そうでない企業には共済的な保護措置をとっている。

中小企業、特に小規模企業政策には、失業対策や地域開発の意味合いもあり、両者を組み合わせた対策を採択している国が多く、また、世銀等の国際援助機関も同じ考え方をしている。

マイクロファイナンスは、日本の制度では設備近代化に関してしか受けられず、しかも都道府県の近代化促進診断を受けることが義務づけられている。小規模企業に対するマイクロファイナンス機能は、むしろ国ではなく、信用金庫や地銀等の民間金融機関が担っている点が特徴で、従って、民間融資の層が開発途上国に比べて極めて厚い。しかし、開発途上国では、質屋等の伝統的金融機関しか存在しなく、日本の信用金庫のような民間の中小企業向け融資機関の層がきわめて薄く、マイクロファイナンスも十分に執行できない状態の国が多い。

日本の場合、さらに特徴的なことは、小規模企業共済制度で共済に加入し、積みたてを行う事業保証制度だが、このような仕組みがある開発途上国はきわめてまれであった。

なお、上記の日本の中小企業政策に関する記述は、中小企業診断協会編「中小企業施策の手引」（平成11年版）、1999、Tokyoを参照した。

#### 2-2 中小企業振興政策モデルとそれを支援する関連制度の体系

前説で日本の中小企業振興政策で使われている政策ツールを基本に、中小企業振興政策に関連してくる法制度やその目的を解説してきたが、ここでは、中小企業振興の戦略モデルとそれを支援する政策ツールとの関係について説明したい。

中小企業が係わる産業振興モデルとしてここでは5つに大別し、先進諸国がこれらのモデルを意識的あるいは無意識的に採択して、今日の先進的な地位を確保してきたと捉えている。ただ、ここで断っておきたいのは、整理のためはかなり単純化して示しているが、産業振興にはさまざまな要素があり、実際にはこれらの5つのモデルの組み合わせや+ として実施されていることである。

	モデル名	モデルの特徴
1	輸入代替型	農機具、化学肥料、農薬等第 1 次産業向けの工業製品の輸入代替からスタートし、徐々にセメントやトタン板等の建材に、さらに石鹼や日用品、繊維等の軽工業、プラスチック製品等の重化学工業へと産業基盤を強化し、重層化していくモデルで、日本や韓国等多くの国々で工業開発戦略として採択されてきた。
2	原材料代替型	これも原材料を輸出する国が、原材料の輸出だけでなく、加工品に加工し、付加価値を高めたものに代替していくもので、例えば、綿花の輸出国が綿糸や綿織物に加工し、綿糸や綿織物を輸出するようにしていくが、同時にそれに関係するサブ・インダストリーをうまく育成していく必要もある。成功事例として、インドの綿花輸出から綿糸輸出への変化がある。
3	工業集積型	あるカテゴリー化されたサブ・インダストリー（工業）を中心に、工業団地あるいは工業地域に産業を集積し、集積されたメリットで、品質や供給規模等で名声を上げつつ、供給業者、流通業者等を巻き込んだサプライチェーンを拡大しながら産業を振興していくモデルで、例えば、燕市の洋食器や神戸の皮革産業等の成功例がある。
4	城下町型	ある特定企業の製造拠点を中心に、その企業への原材料供給業者を集積或いは育成し、一貫製造による集積メリットを元に親企業の名声を利用しながら産業を振興させていくモデルで、豊田市や日立市等の成功例がある。ただ、親企業にあまりに依存しすぎると、親企業の企業戦略変更や盛衰によって、下請けや取引関係を持つ中小企業や地場の産業が影響を被る。
5	台湾型 (シリコンバレー型)	これは、中小企業サイズのハイテク企業が、ネットワークを持ちながら、ハイテク産業を中心に振興していくタイプで、マレーシア、インドネシア、フィリピン等から注目されている。高技術の維持とスピーディな開発が求められるため、通信ネットワークを利用しての、集積とアッセンブリの能力も重要とされる。台湾のみならず、米国のシリコンバレー等もこのカテゴリーに分類される。また、必ずしも IT 関係のハイテクではないが、高度な加工技術を持った中小企業が地元でネットワークを結び、バーチャルな大企業として受注や生産活動を行っている大田区モデルもこの一種とみなせる。

#### (1) 輸入代替型

輸入代替型は必ずしも中小企業に絞った戦略ではないが、産業育成によって、その産業構造に含まれる中小企業も成長していくという観点から、広義の意味でここでは中小企業発展戦略の1つとして捉えている。

さて、この戦略では、輸入を代替させていくための産業政策がきわめて重要になってくるが、輸入を代替させるために、輸入品の関税を高め、さらに、国内産業に優遇税制を与えるという税関係のツールを使った育成を試みる。しかし、輸入品の関税を高めると、密輸の問題が起き、この取締りとの戦いになる。また、そもそも日本のようにある程度の人口を抱えた市場がある国では国内競争が活発になり、それにより製品の品質向上も可能となったが、国内市場自体が小さい国において同様な効果が現れるかどうかには疑問が残る。さらに、近年はWTO等の関係で、輸入関税を軽減せざるを得なく、この手法がそれほどの有効性を持たない、或いは許容されないような状況となっている。

従って、間接的ではあるが、他国企業を排除しないまま、新規創造等支援対策で輸入代替品を製造する企業やそこへの原材料を供給する企業を育成し、経営改善支援対策や技術力向上支援対策により国内製造業者の製造技術向上（コスト低減と品質向上）を図ってい

くことが重要である。また、流通も大きく関係するので、国内製品の流通の便を良くすることや、国内消費者に、輸入品と変わらないことを認識させていくような戦略が必要となる。

2番目に重要な点は、育成していく産業の順番や組み合わせで、通常、単純なものや、低技術のもの、あるいは小規模な製造装置で製造できるものから育成していくが、近年ではむしろ、産業間の連携をどう構築していくかが重要とする考え方になってきている。低開発国かつ農業国の場合、灌漑等の農業インフラの整備と共に農業機器や農薬、化学肥料等を育成し、次に、農業インフラ整備に関連させてセメントや鉄板、パイプといった建材の育成と進められていく例も多く見られる。

## (2) 原材料代替型

これも上記(1)と全く関係がないわけではなく、中小企業のみならず絞った戦略ではないが、原材料輸出の場合、原材料をそのまま輸出するのではなく、加工品として輸出することで付加価値を高め、もって原材料代替部の工業振興を図ろうとする戦略で、綿花、原油、天然ガス等の輸出国がこういった戦略を採択してきた。いわば輸出品転換（付加価値が高い加工品への転換）というように言えるかもしれない。

技術力向上支援対策や 高度化対策により、公営試験場や試作工場等を提供し、加工品が製造できるような企業を育成していくことになるが、さらに、確立したサプライチェーン（原材料調達 製品加工 商品流通の製品と付加価値の流れ）を変えていく試みでもあるので、商工会議所等を活用した海外市場開拓や加工産業に関連してくる関連企業の育成も重要な点となる。例えば綿花産出国が綿糸や綿織物まで加工し輸出しながら、それ以上の発展を遂げられず、他の綿花輸出国に綿花調達を左右され、一方、綿糸や綿織物の製造価格を下げられず、品質もそれほど向上出来ないまま、肝心の輸出したい綿糸や綿織物の部分で苦勞するといった失敗の例もある。

低開発国かつ農業国の場合、キャッサバ、トウモロコシ、コーヒーといった換金作物の品質向上がまず必要であるが、キャッサバやトウモロコシの飼料用加工、コーヒーのブランド化といったことで知名度や加工度を上げていく方法を採用することが多い。これも、近年では、単品だけでなく、大分県の1村1品運動のように、例えば大分県そのものの全体のブランドイメージに繋がるような名産品産出・加工の方向性を持つ戦略が有功とも考えられている。

## (3) 工業集積型

高度化対策等により、工業団地あるいは工業地域を形成し、そこに地場産業や関連産業を集積することにより産業振興を行っていく方法である。さらに、このような形成した工業団地や工業地帯がある種の工業集積的な機能を持つことで、集積メリットを使いながら、商工会議所や同業者組合を活用しつつ、品質や供給規模等で名声を上げていくことが出来る。また、単一産業集積がある規模以上で可能になれば、供給業者、流通業者等をも集積地に呼び込むことが出来、これらの業界をも巻き込んだサプライチェーンを拡大しながらの産業振興が可能となる。成功事例としては、新潟県燕市の洋食器産業そのものと、この地におけるその後の金属加工産業地への転換が上げられる。

ところで、工業集積型戦略は、民族性や工業団地あるいは工業地帯の設計思想にも係わる問題であるが、民間主導や短期開発志向で工業集積を行うと、混在型になり、必ずしも同一種の産業集積が起きず、長期的志向でのやや広範囲な地方工業振興が阻害されてしまうという失敗例もある。例えば、フィリピンでは、輸出加工区を作り、外国投資誘致に成功しつつ

も、地元工業の集積や原材料供給を促進するようなサプライチェーン構造を構築出来ず、工業開発の起爆剤として開発した輸出加工区が遊離したようになってしまった例もある。ただし、かつては同一種という考えを重視していた日本でも、昨今は異質との共存によるシナジー効果への期待により、逆に異業種の組み合わせを重視する傾向へと変化もしつつある。

低開発国の場合、そもそも工業と言えるものが存在せず、民間企業育成といっても、蠟結染めや木彫りといった手工業から起こしていくしかない状態の国が多い。インドネシアで実施され成功した、地域の手工業の産業集積（例えば、インドネシア、バリ島ウブドゥの木彫りや水彩画等）を、観光客向けや外国の民芸品市場向けに行っていくのも1つの方法であろう。ただし、これは産業振興の第1ステップに過ぎず、この第1ステップで獲得した資金を元に、次にどのような産業をどう振興していくかが問題である。

#### (4) 城下町型

大手企業の拠点を中心に、その企業への原材料供給業者を集積していくもので、大手企業の努力によって、あるいは自然発生的に集積していくことが多い。大手企業側も、地元の取引業者を育成することで地元での調達率を向上させることが可能となり、一貫製造による集積メリットが生かせる。また地元の下請け業者（中小企業）も、大企業の名声を利用しながら販売を伸ばすことが出来、また、技術指導等を受けられるというメリットを持つ。こうした、パートナーシップにより産業を振興させていくモデルで、トヨタ関係の下請け工場が集まっていることで有名な豊田市や、日立の日立市、富士重工の太田市等の成功例がある。日本だけでなく、インドのタタ財閥が作った町等にも見られるように諸外国にも多く、また、中国の国営企業も企業が1種の生活共同体的な構造となっているので、この典型的なパターンとも言えよう。

このようなパートナーシップ構築による中小企業振興戦略は、例えばマレーシアでは、ILP: Industrial Linkage Programmeとして、インドネシアではパートナーシップ計画として取り組まれている。

ただ、中心となる大企業にあまり依存しすぎると、企業の企業戦略変更や盛衰によって、下請けや取引関係を持つ中小企業、或いは地場産業が影響を被る欠点があり、日立そのものの業績が悪くなったため、慌てて代替的な産業振興を行おうとしたが、すぐには見つからず問題に直面している日立市の場合や、釜石市のように、鉄鋼所が閉鎖され地場産業が衰退した例もある。

#### (5) 台湾型（シリコンバレー型）

最近マレーシア、インドネシア、フィリピン等から注目されているのが台湾型あるいはシリコンバレー型の産業振興である。これは、IT関係のハイテク企業が、ネットワークを持ちながら、ハイテク産業を中心に振興していくもので、ハイテク産業が集積することと、短期間に著しい産業成長を遂げるので魅力があると考えられている。必ずしもIT関係のハイテクではないが、高度な加工技術を持った中小企業が地元でネットワークを結び、バーチャルな1つの企業として受注や生産活動を行っている東京都大田区モデルもこの一種とみなせる。

なお、このモデルを元に産業振興していく政策は、ややもするとIT関係の産業が集積すればいいというように単純化されがちであるが、ネットワーク・インフラや大学等の知的高等教育・研究・開発機関からの支援（日本では ソフト経営資源充実化や 技術力向支援対策で実施）が重要であり、また、高技術の維持とスピーディな開発を行うことを求められるた

め、通関システムや関税システムの単純化やスピーディな処理といった、政府の輸出入や知的財産権関係の事務処理能力も重要とされる。

以上5戦略を包括して言えることは、まず、産業振興のためには、育成したい、あるいは育成するための成功要因となるという意味で望ましい産業に属する企業を起業させる必要がある。このためには 新規創業等支援対策でベンチャーとして企業を作り出していく必要がある。

2番目に、産業集積化を行う必要がある。中小企業の場合、適正な産業集積が起これないと、技術力向上支援対策の効率が悪く、生産性を上げたり、地域ブランドイメージを高めたりすることがなかなか出来ない。物理的な集積も重要であるが、ソフトな経営支援の充実ということでの中小企業支援ネットワーク形成も最近は重要になってきている。

さらに、次のステップではネットワーク化を構築していく必要がある。この方法としてパートナーシップや中小企業リンケージといった合従連合戦略があるが、重要なことは、個々の企業や産業の繋がりではなく、出来あがったネットワークの形とそれが形成するアウトプットで、それが国家開発戦略の中でどのような位置になり、どこまでアウトプットを占めるようになるかで発展性の方向が決まってくる。

なお、上記の説明のために、梶原弘和著「アジアの発展戦略」、青木昌彦他著「東アジアの経済発展と政府の役割」、Industrialization and Development: A Comparative Analysis, by Ray Kiely 他を参照、引用した。



## 第3章 中小企業振興に関する他援助機関の取り組みと問題点

### 3-1 援助機関全体の傾向

今回、訪問調査を行った機関は、世界銀行、米州開発銀行（IDB）、欧州復興開発銀行（EBRD）、経済協力開発機構（OECD）、米国国際開発庁（USAID）であった。一般的に言って、どの機関においてもまず中小企業振興という分野が重要視されていることはまぎれもない事実であり、それぞれにおいて、今回調査のキーワードでもある中小企業のための”Level Playing Field”整備は、ある種常識となっている感がある。また、そのために”Laws and Regulations”が重要な位置づけを持っていることも、訪問した全ての機関において認識されており、その意味でも何らかの形でこれら企業を取り巻く法制度整備へのコミットメントが見られる。

しかしながら、一言に法制度整備支援と言っても、そのアプローチ方法は各機関により大きく異なっている。上記5機関の中で具体的にガイドライン或いはモデルと呼べる法制度を予め策定し、それを各国の国内事情、整備進捗状況に合わせて修正を加えながら協力を行っているのはEBRDのみであり、他機関においては特に考慮すべき法制度の例はあるものの、どの法律・制度について事業を実施するかは、各プロジェクト担当者の判断に大きく委ねられている。IDBにいたっては、モデル法制度によるアプローチとは全く逆に、個別ケースからそれぞれの状況に合った方法を導き出し策定している。

ただし、EBRD以外の機関でも、それぞれの考え方を反映した枠組みをもって実施していることは確かであり、既に法制度整備面での模範国としてチリ、アルゼンチン、ハンガリーといった例も挙げられている。

### 3-2 国際開発金融機関

#### 3-2-1 世界銀行

世銀は、1944年7月に設立された国際復興開発銀行（IBRD）と1945年12月に創設された国際開発協会（IDA）を中心とする国際援助機関で、一般に世銀と呼んでいるが、実は世界銀行グループと呼ぶのが正確で、国際復興開発銀行（IBRD: International Bank for Reconstruction and Development、1998年2月末で、181ヶ国が加盟）、国際開発協会（IDA: International Development Association、1998年2月末で、160ヶ国が加盟）、国際金融公社（IFC: International Finance Corporation）、多数国間投資保証機関（MIGA: Multilateral Investment Guarantee Agency）、投資紛争解決国際センター（ICSID: International Center for Settlement of Investment Disputes）の5つの機関がグループとなったものである。このうち、開発途上国の中小企業振興政策に直接的な支援を行っているのは、技術支援及びマイクロファイナンスを実施しているIBRDの中のPSDD: Private Sector Development Departmentと、直接投資の形で開発途上国の中小企業開発事業を行っているIFC、及び投資促進や輸出促進の面で、開発途上国の中小企業振興政策に支援を行っているMIGAである。しかし、IFC及びMIGAは直接的に中小企業振興政策の支援を行っているわけではないので、ここではIBRDのPSDDの中小企業振興政策支援に限定して説明を述べる。

IBRDの開発支援は原則、エネルギーセクター等セクター単位及び東南アジア・リージョン等リージョン単位のマトリックスで実施されている。IBRDのPSDDは世銀本部にある中小企業振興の専門家集団という位置付けで、リージョナルそしてセクターで実施される世銀の支援に係わり、そこで実施されるセクター開発マスタープランの中の中小企業振興計画の項目に関して

専門家を派遣し、協力するという形で支援を行っている。

世銀で実施している中小企業振興政策に関する支援プロジェクトも存在するが、時代と共に金額も件数も減少してきていて、世銀の支援の方向性としては、先のように、セクター開発の中の1つの項目として実施するというように変化している。ただし、小規模対策、特にマイクロファイナンスに関しては、貧困対策及び失業対策といった性格もあるので、件数及び金額としては増加している。

#### (1) 中小企業の定義

PSDDの” Small Enterprise Development Unit ”によれば、国により中小企業の定義はまちまちで、世銀も明確な中小企業の定義を決めているわけではないが、概ね、従業員数が5～10人の企業を小規模企業、従業員数が50～100人程度の企業を小企業、従業員数が100～250人程度の企業を中企業と考えているが、プログラムの性格に合わせ、資産規模等他の要素によっても決めているとのことであった。中央アジアで実際に中小企業振興政策支援プロジェクトのタスク・マネジャーを行っていた担当者によれば、年間150～900ドル程度の運転資金で経営している企業を小規模企業、年間1,000～5,000ドル程度の資金で経営している軽工業や食品流通会社、修理工場や家内工業的な繊維工場を小企業、50,000～250,000ドル程度のものを中企業というように考えているとのことであった。これは、実際に（プログラムで）融資される金額と考えていいであろう。

#### (2) 世銀の中小企業振興政策に関する考え方

世銀の考え方として、中小企業と小規模企業（零細企業）を分け、中小企業は原則、自由競争、市場主義によりビジネスを実施すべきで、政府はそのLevel Playing Field（競争の公平な場）の整備を行うべきであり、産業保護等差別的な政策を行うべきではないという考え方をしている。

しかし、小規模企業も含めた中小企業の抱えている問題点として、中小企業にとって厳しすぎる規制等の経営外部環境制約、市場、情報、金融等に関するアクセスの制約、会計、生産・管理技術、事業計画等に関する経営内部環境制約の大きく3つの制約があり、この制約のために大企業と対等な立場で自由競争ができないと考えている。従って、これらの制約条件を除去あるいは緩和することで、中小企業も大企業と同じ立場で自由競争ができるので、政府あるいは世銀はこれらの制約条件が除去あるいは緩和されるような環境の整備の支援を行うのだとしている。

特に、の経営外部環境制約については、以下のような問題があるとして、それらを解消するような政策の支援を行なおうとしている。

- ・市場エントリーの障害となるような規制や市場での不平等競争を招くような規制
- ・ライセンスや登録、登記等で費用、時間的に中小企業に不平等な負担を強いる規則
- ・中小企業が成長していくことを阻害するような徴税制度
- ・資産を担保として設定する際に不都合を生じさせるような、粗雑な所有権設定
- ・商売リスクへの挑戦を妨げている商業取引や紛争解決に関する不適切な法体系
- ・中小企業に対し不利な税制度
- ・中小企業に対し挑戦を阻害するような官公需発注
- ・高収入を期待できる市場への中小企業の参入を阻む土地開発規制

- ・特に交通、公共ユーティリティ、マーケット・ファシリティ等に関する不経済的な政府のインフラ提供
- ・労働者の解雇や雇用に困難にし、費用がかさむものにし、労働資源をフレキシブルに流動的に活用することを阻害している厳格すぎる労働法規制

また、 中の金融へのアクセスに関し、特に小規模企業に関しては、金融へのアクセスが特に難しく、また貧困対策や失業対策の面もあるとして、小規模企業支援に関しては、マイクロファイナンス等直接的な財務支援も実施している。例えば、貧困対策に絡んだマイクロファイナンスでは、世銀内のCGAP: Consultative Group to Assist the PoorestやNGO等を通じた支援を行っている。

### 3-2-2 米州開発銀行

米州開発銀行（IDB: Inter-American Development Bank）は、中南米地域の経済・社会開発の促進を目的とした地域開発のための金融機関である。1959年に米州21カ国の国会で設置が決定されて設立され、1960年に開業した。当初の加盟国は、アメリカ合衆国、カナダという先進国の他に、中南米、カリブ海地域の開発途上国25カ国の合計27カ国であった。1972年の協定改定によって域外国の加盟も認められることになり、1976年に日本、ドイツなどの域外国17カ国が加盟した。現在の加盟国数は48カ国で本部はワシントンに置かれている。1997年度の融資承諾額は60億1700万ドル、61～97年度の累計額は840億1000万ドルである。

#### (1) 対象政策分野

IDBが対象としている政策分野（Policy Area）は、以下の3つである。

政策改革についての支援（Supporting Policy Reform）

例としては、財政部門の改革が挙げられる。

直接的技術協力（Direct Technical Assistance）

商工会議所、大学等の民間部門に対して、多国籍基金（Multilateral Fund）によって実施しており、補助（Grant）に近い形である。資本市場（Capital Market）の整備を支援するための技術協力も実施している。また、中小企業振興を専門的に所掌する機構設立についての育成・支援も行っており、支援にあたっては、各国の組織面の発展段階について考慮しており、モデル的类型を設定するという手法をとらず、各国の実情に基づくように努めており、IDBが専門家に委嘱するという手法をとっている。

Round Table Discussion

関係国の主催による中小企業振興政策に関する会議への参加であり、全体包括的討論型（Global Type Dialogue）と個別問題討論型（One by One Dialogue）とがある。

#### (2) 中小企業振興戦略

IDBの中小企業振興戦略（Enterprise Development Strategy, Small and Medium Enterprises, March 1995）の主たる目標は、中小企業が長期的な成長と雇用維持に貢献出来るようにその競争力を支援することであり、そのためには、公平な競争の場を創り出して市場における不利な立場を無くすること、中小企業の発展を妨げている市場の歪みやその他の制約を取り除くことを重視している。

また、中小企業にとっての不利な要素は、主として、多額の固定資本の調達が困難なこと、

規模の経済性に欠けること、生産のための基本的要素が不足していること等に因っていると認識のもと、公平な競争の場を創り出すための支援については、中小企業に不利な機構や規制に関する障害を軽減することを目的としている。さらに、投入市場の問題としては、資本、労働、技術その他生産のための要件、産出市場の問題としては、価格決定、競争、市場情報へのアクセス、規制の問題としては、租税、関税、調達、企業統治、事業規制についての政策が関係しているため、不利な立場を補うため、事業実施にあたっての取引コストを引き下げる、コスト分担主義に基づき、市場機構を通じて財政的及び非財政的サービスを供与することを支援すること、中小企業のための機構を強化すること等が必要と考えている。

IDBは中小企業セクターに対する支援そのものについては長期の影響力ある実績を有している。例えば、1990年以来Multi Sectoral Global CreditsはIDB資金として25億ドルを融資したが、これは地元機関による補強によって総貸付額としては48億ドルに達する。同じ期間における非財政的サービス貸付（non-financial services loans）も総額13億ドルに上っている。

こうした努力の一環として、地域の財政的ニーズに応えるために1989年にはInter-American Investment Corporation（IIC）を設立した。1997年現在でIICは総額4億5千万ドルに上る180の取引に参画した。Multilateral Investment Fundもまた、この地域において8つのVenture Capital Fundの創設に参画している。その総額は3千5百ドルに上り、一般的又は産業特化型小企業を対象としている。

今後の重要項目としては、政府の近代化と改革、分権化、労働市場改革が挙げられ、これらに関連するテーマとしては、規制の問題、調達、紛争解決を考えている。規制の問題に関しては、取引コストという枠組み（transaction-cost framework）の中で考察する必要があるが、これに関連するのは政府、労働、取引、競争等の問題である。こうした事業実施についての規制的環境を改革することによって、中小企業が活動できる場が設定され、その成長や雇用吸収が促進されると認識を持っている。なお、これに関連して、各国における中小企業の協会（associations）の設立についても支援している。こうした協会については、法案、法の施行、司法的解決等の政策推進にあたっての優れたモニターとしての役割を期待できるからである。

中小企業政策は、いわばマクロ政策とミクロ政策の合体であり、競争の公正性や透明性を創り出していくことが核心であり、それらを創出する状況は各国によって様々であるため、ある一定のモデルをベースとて協力するのではなく、各国の事情に合わせた戦略を個別に策定するというアプローチを採っている。これについては、代表的な例とも言えるアルゼンチンでは、中小企業政策について強力な組織を設置しており、人材開発や公務員の教育についても熱心であり、IDBは彼らの抱えている問題点を軽減するために、どのような法体系やその実施制度を構築するべきかについて支援と指導を行なっている。また、チリのCORFOも成功事例として名前が挙げられた例である。

### 3-2-3 欧州復興開発銀行

EC首脳会議で設立が決定され1991年3月に発足した。旧ソ連東欧諸国の市場経済への移行を支援し、また同域内の民間部門の主導性を促進することを目的とし、その業務は原則として、企業向け融資（世界銀行等の公的機関や民間銀行との協調融資も可能）、株式の引受を含む出資業務、保証業務、技術支援等である。

## (1) 法制度整備支援

ヨーロッパ大陸の思想の流れを汲んで業務を実施している欧州復興開発銀行（EBRD；European Bank for Reconstruction and Development）の特徴として、法律の理想像、或いは雛型をモデルとして構築し、それを基準に、法整備を実施していくというモデルアプローチが上げられる。現在、EBRDのOffice of the General Council中のLegal Transition Teamが、いくつかの法律に関し、モデル法を作り、EU加盟等で早急に法整備が必要な東欧・旧ソ連諸国を中心に法律整備のための支援を実施しており、その成功模範国として、既にハンガリー等の事例も挙げられている。

また、その焦点としては、倒産、会社法会社運営、Concession許可、資本市場の規制、担保付取引、通信規制改革に絞っている。モデル法は日本の資金提供もあって完成し、様々な国地域の大学や法律事務所と協力、大陸法と英米法の背景のあるメンバー混成チームによって、2つの法体系を融合して作成している。

このようなアプローチは、法制度整備に関し、一定のモデルを設定せず、個別の状況に合わせてアプローチを変えていく、いわゆるプラグマティズム的なアプローチを採択しているIDBのやり方とは180度異なると言える。ただし、EBRDでもモデル法をそのまま各国に導入するのではなく、状況的に必要な項目を付加或いは修正しながら法律を作るというアプローチを採択している。一般的には、EU加盟交渉中の諸国は法制度が進んでいるとも言える。

また、EUはEBRDの株主の1団体であるから、法制度改革案件では密接な協議が常に行われている。支援を行っている対象国としては、欧州国の旧ソビエト諸国、東欧諸国、中央アジア諸国への関与度合いはほぼ同じ割合である。さらに、モデル法が適用されてうまく運用されているか否かは内部監査人が調査している。

さらに、ERRDのOffice of the General Councilの考え方として、法律の整備も重要だが、それを実施していく人材の養成も重要であり、そのためにはEBRDは啓蒙部分も実践するという立場から、“Law in Transition”という季刊の法律専門誌を発行している。

## (2) 個別企業経営支援

EBRDが実施するTurn Around Management（TAM）プログラムは、UNDP、EBRD及びEUの3者共同で、中東欧及び旧ソ連の国営企業を将来的に利益の出せる自立した民間企業への変革を支援する目的で設立された。現在12人の本部職員と250人の非常勤専門家がいる。これまでに600以上のプロジェクトを担当し、経済移行時期の企業を支援してきた。また、このプログラムのために日本も資金提供を行っている。

具体的には、民営化された企業の支援を、販売、財務、生産を含む事業計画等の作成面から行い、投資と融資を呼び込む際の一助とする活動であるが、将来的にEBRD融資対象の（通常10,000人従業員企業）企業に育てることも目標としている。

TAM事業は、UNDPから1.2百万ドル、EU PHAREから18.5百万ドル、EU TACISから2.3百万ドル、ロシアから3.5百万ドル、ノルデックから6.7百万ドル、EBRDの多国技術支援基金から12.8百万ドル（日本から2.0百万ドルを含む）の合計4千5百万ドルの資金により運営されており、民間企業での経営経験のある人材をコンサルタントして派遣している。

コンサルタントのデータベースには、45人の日本人専門家も登録されているが、シニア産業専門家・部門技術専門家・業務調整員（毎年12のプロジェクトを管理調整する）が必要とされている。また、派遣期間は以前は90日間だったが、現在では6 - 8回の訪問、計60日間を現場でのアドバイスに当て、他期間中はファックス等でのアドバイスを行っている

る。シニア産業専門家は15年以上の実務経験があり、他国での生活に順応できる人で55歳以上が良いと考えられており、加えて、子供が既に成人し家族の面倒を見る負担が軽、英語が堪能、報酬が1日当たり500ドルで納得してもらえる等の条件が挙げられている。

1つのプロジェクトにつき1企業で対象企業は従業員300人以上平均は900 - 1000人であり、対象企業はEBRDのカントリーチームが選ぶ場合や、ポーランドであった例の様に企業側が直接申し込んで来ることもある。選定基準は、銀行や軍事産業やギャンブル産業やタバコ産業でないこと以外には、対象企業の責任者が積極的か否かが重要である。また、1件当たりの費用は、旧ソ連諸国ならば、合計85,500ユーロ程である。

#### 3-2-4 アジア開発銀行

アジア開発銀行（ADB；Asian Development Bank）は、域内開発途上国の経済開発を促進させる目的を果たすため、開発資金の融資、融資保証、投資、資源の活用や相互補完経済体制の推進及び域内貿易拡大に対する援助、技術援助を行う。基本的にはADBはより透明度が高く、簡素化されたビジネス環境・開かれた市場を整備することに重点を置いており、ガイドラインはないが、会社法（契約法、破産法を含む）や競争法（独禁法を含む）といった法制度を整えることが重要であると考えている。また企業統治（Corporate Governance）という観点からも法制度、特に破産法を重視している。これはあくまでも企業全般を対象とした法環境という意味であり、必ずしも中小企業に限定したものでなく中小企業基本法のような法律は重要視していない。

しかし、多くの中小企業が高金利の融資プログラムのみアクセスが可能である現状に対して、信用保証制度を始めとして銀行職員への研修なども含めたプログラムを立ち上げ、一般の商業銀行からの融資を行い易くするための試みが始まってもいる。

##### (1) 中小企業振興と法整備に関する考え方

ADBも”Level Playing Field”、すなわち公平な競争の場に関する法的整備が重要という考え方を採択していて、中小企業も大企業も同じ自由競争社会で競争を営むべきであり政府の役割はその競争が公平に実施される場を整備するという考え方に立っている。従ってADBのアプローチは、世銀等と似ていて、中小企業振興は民間企業セクター振興として捉えられており、さらに、この民間企業セクター振興政策は、産業振興や産業構造調整計画の1項目として考えられている。また、世銀や他の国際援助機関と同様に、零細企業に関しては、産業振興よりも貧困対策や失業問題、地域振興という観点から、マイクロファイナンス・プロジェクトにより直接融資も実施されている。

例えば、ADBの近年の支援の中心とも言えるアジア危機後の処理で、ADBは金融改革を多くの国で推進してきている。その中での1つのテーマが、政策金融機関の整理であるが、ADBでは中小企業向け政策金融機関の役割を、直接金融機能と信用保証制度に分け、直接金融機能はむしろ民間の銀行に転化して、政府は直接金融から手を引き、その枠組み管理を行うこと、さらに中銀と政府の役割も分け、中銀が銀行管理や貨幣流通管理を行い、政府の役割は政策に絞る等、金融管理と金融政策機能の分離も指導している。このような金融改革の例として、タイやインドネシアに対して現在行っているADBの提案がADBの金融改革の考え方を知る上で参考になる。

2番目にADBが推進していることは、税制改革である。多くのADB対象のアジア諸国が、

近年のWTO等のグローバルゼーションや自由貿易主義の圧力を受けて、そのために税制を調整せざるを得なくなってきた。これは方向性として、関税を撤廃することになり、国内産業を関税によってでは守れなくなるだけでなく、政策投資のための資金源を失うことも意味している。従って、歳入確保から、直接税から間接税への転換、関税のスムーズなWTO等への対応と共に、税制改革も含めそれを実施していくInstitutionの構築を指導している。このような税制改革の例としては、ヴィエトナムに対して提案したものがADBの考え方として参考になる。

さらに、法律全体の整備についても様々なセミナーやラウンドテーブル・ミーティングのみならず、提案や指導等さまざまな実施も行っており、法体系全体が民間セクターの振興の土台になるべきものであるということを強調している。このようなADBの、国家全体に対する法制度のやり方を知る上の例としては、モンゴル政府に対するプロジェクトが挙げられる。

また、先にも述べたように、ADBの零細企業に対する考え方は、中小企業振興に対する考え方とは違って、ここでは弱者救済的な考えに、地域振興的な考え方が盛り込まれ、マイクロ・ファイナンスも実施されている。ADBのマイクロファイナンスの特徴として、USAIDやEBRD同様にかなりきちんとしたモデルやフレームワークがあることが挙げられる。

### 3-3 その他国際機関

#### 3-3-1 経済協力開発機構

第二次世界大戦後におけるマーシャルプラン（欧州復興計画）の受入機関であった欧州経済協力機構（OEEC; Organization of European Economic Cooperation）に、アメリカ、カナダを加えた形で1961年9月に経済協力開発機構（OECD ; Organization for Economic Cooperation and Development）発足した。原加盟国は、イギリス、フランス、ドイツ、イタリア等のOEEC加盟国18カ国にアメリカ、カナダを加えた20カ国であった。その後、日本（1964年4月加盟）、チェコ、ハンガリー、ポーランド、韓国等も加盟して99年7月末現在の加盟国数（正式メンバー）は29カ国である。

その目的は、経済の安定成長と貿易拡大を図ると同時に、発展途上国に対する援助と支援の調整を図ることであり、事務局はパリに置かれている。年一回の閣僚理事会と常駐代表者会議で方針を決定され、下部組織としては、経済政策、貿易、開発援助など35の委員会を置き、経済分析と理事会への政策勧告を行っている。開発援助委員会（DAC ; Development Assistance Committee）は発展途上国援助政策を調整する機関として1960年に創設された。

#### (1) 中小企業振興に対する考え方

最近の欧米諸国における中小企業政策においては、新たに誕生する企業群に自由な成長と発展の機会を保障すべきだとする「誕生権経済」という概念が提唱されているが、1998年4月のOECD閣僚理事会でも、「中小企業の創造と成長のための条件を改善することが経済成長と雇用確保に重要である」旨が確認されている。また、創業やベンチャー企業の育成、中小企業の技術革新促進とこれによる雇用創造へと政策の重点が変化していると言われる。

中小企業政策にあっても、最も重要な要素は、競争の公正性と透明性を高めることであり、公正競争を実現していくことが最重要課題である。競争の透明性とは、あらゆる紛争が法の下に司法制度によって解決されるべきであるということであり、公正競争政策、消費者保護

政策の実施にあたって、検察部門が果たすべき役割は大きい。

また、中小企業政策の目的の一つは雇用創出であるが、個人に対する福祉的な保護政策と企業に対する政策を混同すべきではなく、中小企業政策であっても、それが保護的なものであれば公正競争政策とはなじまない。租税政策についても同様であって、累進課税制度等は、個人に対してならともかくとして、法人又は企業に対しては認められないと考えられている。

途上国への同分野における協力については、OECDは基本的に加盟国の経済政策が最重要であると考えていることもあり、一般的な途上国向けに中小企業支援を行う方針は持っておらず、また、あるレベルのマーケット経済が達成されなければ、企業支援をしても実質的な効果は生まれまいであろうとの認識も持っている。しかしながら、OECD諸国の経験がうまく生かすことが出来ると思われる国に対しては支援を行う意義は認められるので、アジアのいくつかの国に対して、APECが行っているような金融、経営、人材育成、職業訓練、技術分野での協力を行うことは可能であるとの考えも持っている。

また、中小企業関連のプログラムを実施するのは、基本的にScience, Technology and Industry局であるが、DACも中小企業振興に関する国際会議等を開催している。

## (2) 今後の課題

最近特によく議論されるKnowledge based Economyという点で、大企業中心の産業よりもサービス部門を中心とした中小企業の方が経済の中心となっていくと考えられるので、これら分野を伸ばしていけるような環境を整備することが、OECD加盟国も含めて重要であるし、このような課題を解決するためには、Debt FinancingよりもEquity Financingが主流となるような、リスクテキングを行いやすい環境を作ることが必要であるとの認識を持っている。また、より多くの組織・人々の参加を可能とするという観点からも、知的所有権や競争法が非常に大きな役割を持っており、その点ではこれら法律の整備のための知的支援などが有望な分野として挙げられる。

さらには、資源が悪い部分から良い部分へと早く流れるように、労働者の流動性を高めるという意味での労働法や、企業そのものの流動性向上という意味での破産法、さらには競争を厳しくして競争力を高めるという観点からの貿易政策も重要であり、労働者の流動性が高まると企業による人材育成が行われにくくなってしまおうという危惧はあるが、これに対応するには、イニシアティブは企業が取るとしても、補助金等の公的な資金負担によるトレーニングを増やして、国全体で人的資本の蓄積を行うという考え方をする必要もあると考えられている。

### 3-4 政府援助機関

#### 3-4-1 米国国際開発庁

1961年3月、時の大統領ケネディが、議会に「対外援助特別教書」を提出し、米国としての新しい対外援助構想を提案した。この対外援助構想を実現していくために、同年11月に、「1961年対外援助法」が制定され、この法律を根拠法として、援助実施機関としての米国国際開発庁（USAID；United States Agency for International Development）が設立された。なお、設立当初はそれまでの国際協力局、開発借款基金、国務省技術援助部局及び米輸出入銀行の一部業務を吸収した組織体であったが、1979年に国際開発協力庁（IDCA）が設立され、法的には国務省が



ら独立した機関となった。

USAIDは米国の援助政策実施機関であるため、政策の方をかなり重要視している。これはアメリカの援助政策でもあるが、例えば、東欧や旧ソ連邦の国への支援のように、Democracyを導入、推進し、Sustainable Political Reformすることに注力している。従って、政策支援が優先であり、次いで経済援助がされるというポリシーになっている。しかし、USAIDは過去にいくつも政策支援を実施し、その結果は必ずしも満足できるものではなかった。

そこで、近年では人権やNGOを通じた支援、社会問題への支援の3つの分野に注力している。当然ながら、政策支援と経済支援はきちんと区別できるものではなく、一体となったものではあるが、政策があって経済援助がなされるという方針は変わらない。この方針ゆえに、USAIDでは、政策的なパフォーマンスの方を、経済的なパフォーマンスよりも重要視している。

また、USAIDはGlobal BureauとEconomic Growth and Agricultureの2つの組織に分かれ、Global Bureauは地域別、Economic Growth and Agricultureはセクター別に分かれて支援を実施している。調査時点では、アフリカ、アジア中近東、ラテンアメリカ・カリビアン、欧州・新独立国のリージョンを担当する局と人権関係を担当する局によって海外援助が実施されていた。各部局の援助計画の一環として、中小企業が重要視されてはいるが、それらの援助計画は必ずしも中小企業振興政策のためのプロジェクトとして実施されるのではなく、世銀と同じく、むしろセクターのマスタープランの1つの項目として中小企業政策支援が実施されている。

#### (1) 中小企業政策支援

先にも述べたように、USAIDでは人権関係は別として、リージョン制で海外援助が実施されているが、中小企業政策支援がばらばらに実施されてしまう欠点を補うために、小規模企業支援に関し、1994年にMicroenterprise Developmentという組織を1994年に設立して、ここで統合した形で実施することになった。このセクションは11人のスタッフで、Micro Enterprise Development及び中小企業への支援を、Microfinance、技術支援、USAIDの各部局へのMicroenterprise Developmentに関する技術支援という形で提供している。しかし、中小企業に関しては、引き続きリージョンの中で分かれて実施している。

例えば、訪問調査したENI: Bureau for Europe and NISでの担当リージョンにおける中小企業政策支援の目的は、「法規制が、民間資本の小規模企業、中小企業の商業活動を効率的に支援しているような自由市場を形成すること」であるとして、・中小企業の経営管理面での改善のための技術支援（経営基盤の強化支援）・政府の自由競争の市場の確立と維持への支援を行いながら、企業育成 市場開発 機能的な市場形成という3段階で民間企業育成を行っていきこうとしている。また、過去の援助の反省として、法規制の整備だけではなく、法規制の実施がきわめて重要であるとして、政府だけでなくNGOと協調した実施や整備を強調している。

なお、USAIDの中小企業振興に関する考え方も世銀と基本的に同じであり、同じく小規模企業は一般の中小企業政策とは少し切り離して考えている。

#### (2) 小規模企業政策

USAIDのMicroenterprise DevelopmentにおけるMicroenterpriseの定義は、家族メンバー等の賃金支払いを行わない従業員も含め10人未満の従業員規模の会社である、Common Assetを元に低資産で低収入のビジネスを実施している企業である、農業以外の産業である、というように定義している。農業以外と言っても、直接的に農産物を生産するいわゆる農家

以外の産業は含めており、従って、食品加工や農産物流通ビジネスはMicroenterpriseの定義の中に含めている。先にも述べたが、MicroenterpriseはSocial Safety NetやSafety Guardの意味合いもある。

USAIDのMicrofinanceはFundやNGOを通じて実施されている。ただ、USAIDの場合、資金援助を行っているだけでなく、Business Developmentも重要視している。このBusiness DevelopmentではBusiness Development Providerへの資金援助を実施し、NGO等のBusiness Development Providerが開発途上国で事業を実施している。

USAIDが技術支援として、実施しているのは、Legal Systemの整備、ライセンス、輸出入の問題、オフィシャル・ハラスメント、トレーニング、キャパシティ・ビルディング（能力開発）、調査で、世銀等とのジョイント・プログラムもいろいろ実施している。USAIDとして一番重要視している技術援助は、Microenterprise Developmentのフレームワークやポリシー作りで、この中には、法制度や規制の改革、戦略的に注力すべき分野の選定、消費者金融(Small Bank)の整備・改革といったものが含まれ、例えばインドネシアでは、Ministry of Cooperative and Small Enterprisesに専門家を派遣して、こういったポリシーを構築している。

法改正や規制の改革では、独占禁止法の整備や汚職防止といったものがある。また、オフィシャル・ハラスメントは、例えばロシアに見られるように、Microenterpriseを、法をたてにいじめ、商業活動を妨害するといった問題を解決するための支援である。その他としては、トレーニングやマーケティング・サービスといったものを実施している。

USAIDのMicrocredit支援計画は主にNGOを通じて実施されているが、この経験の中で、Mobilizing Selling、Commercial Bank Provide Micro-Credit、Supervisingが重要であるということが分かってきた。特にMicro-Credit re-Foundが重要で、そのための、Micro-Financeに関する法規制改革が重要であることが分かってきた。

小規模企業政策も含め、中小企業政策支援に関し、特に注力重点分野というものを考えておらず、むしろ国によってニーズが違い、それぞれの国の開発状況で注力すべき分野や計画が違っているという考え方を採択しているが、ただ、女性及び弱者貧民層への貧困救済と財務的弱者（Financial Disability）に対する援助計画は、USAIDが特に注力している分野である。

## 第4章 各国の中小企業振興に関する法制度整備状況

### 4-1 要約

中小企業関連法制度各国整備状況一覧表

国名	ポルトガル	ブルガリア	インドネシア	マレーシア	フィリピン
国家計画	不明	National Economic Development Plan 2000-2006	なし。ただし、The Guideline of the State Policy Looking to the Future of the Indonesian Economy が暫定的に作成	Seventh Malaysia Plan 1996-2000	The Philippine National Development Plan: Directions for the 21 <sup>st</sup> Century , Medium-Term Philippine Development Plan 1999-2004
中小企業振興計画	Government Policy Guideline for Small and Medium-Sized Enterprises until 2002	National Strategy for Stimulating the Development of Small and Medium-sized Enterprises	なし	なし、ただし Second Industrial Master Plan 1996-2005 の中で、工業開発の一部として中小企業振興が含まれている	The Philippine SME Development Strategy: forging a truly dynamic and competitive SME Sector
中小企業政策機関	Department of Craft, Small and Medium-Sized Enterprises, Ministry of Economy	Agency for Small and Medium-Sized Enterprises	Ministry of Industry and Trade, Ministry of Cooperatives, Small and Medium Enterprises MOFT が工業振興を、MCSME が小規模企業振興を担当(現在流動的)	Ministry of International Trade and Industry, Small and Medium Industries Dev. Corp., Ministry of Entrepreneur Development , SMIDEC が中小振興、MED が小規模振興担当	Small and Medium Enterprise Development Council Bureau of Small and Medium Business Development, Department of Trade and Industry
民法	Civil Code 1964	整備済み	Civil Code of 1987	Contracts Act 1950, Contracts (Amendment) Act 1976	Defamation Act.
商法	Commercial Code 1934, Protection of Business Dealings Act 1994	Commercial Law,	Commercial Code of 1847	Companies Act 1965, Partnership Act 1961.	Civil Code 1949 Common Carriage Law , Insurance Code, Negotiable Instruments Law , Code of Commerce
会社法	Commercialization and Privatization of State Enterprise Act 1996, Companies with Foreign Shareholdings Act 1991		Law No.1/1995 concerning Incorporated , 1995年3月7日公布		Corporation Code 1980 , Law on Partnership
労働法	Labor Code 1974	Labour Code 1951, Law for Healthy and Safe Labour Conditions, Law	Act No.1/1951, Act No.2/1951, Act No.21/1954(Collective Labor	Industrial Relations Act 1967, Employment Act 1955, Trade	Labor Code

		for The Vocational Education and Training	Agreement), Act No.18/ 1956, Act No.22/1957 (The Settlement of Labor Dispute), Act No.12/1964 (Termination of Employment Act No.14/ 1969, Act No.1/1970 (Safety), Act No.1/1975,	Unions Act 1959.	
倒産法	Bankruptcy act 1934	整備済み	もともと1906年のオランダ法の影響が強い破産法があったが、改正 Bankruptcy Law が、1998年4月22日公布、1998年8月23日施行	Bankruptcy Act 1967 で個人の倒産、Companies Act 1965 で法人の倒産について規定。その他に、Companies(Winding-up) Rules 1972.	Insolvency Law
社会保障法	1999年に大幅な改正	Law for The Health Assurance, Law for Additional Voluntary Pension Insurance	Law No.3/1992 Act on The Employees' Social Security	整備済み	Social Security Act of 1997
知的財産法	Copyright and Neighboring Rights Act 1994	Law for The Copyright and Related Rights, Law for The Patents, Law for The Industrial Design, Law for Protection of the New Sorts of Plants and Animal Breed	Patent Law 1989, Revised Trademark Law 1993, Revised Copyright Law 1987	Trade Mark Act 1976, Patents Act 1995, Copyright Act 1987	Patent Law , Trademark Law, Copyright Law,
独占禁止法	Counteracting Monopolistic Practices Act 1990, Suppression of Unfair Competition Act 1993	Law for Protection of the Consumers and for the Trade Rules	1999年3月5日公布、2000年3月5日施行。USAID が1993年に競争法案を示したが採用せず、ドイツの法律専門家が協力したドイツ型。IMF 融資の条件であった	未整備。制定について検討中	整備済み
登記法	整備済み	Law for The Civil Registration	土地登記は Land Office, 商業登記は Register' s Office で行う	National Land Code 土地登記は Land Office で、Registration of Business Act 商業登記については Ministry of Domestic Trade and Consumer Affairs 管轄	土地登記法、公有地法、地権法 Bureau of Land で土地登記を行う
商事紛争解決法			Arbitration and ADR Law		

中小企業法	なし。中小企業の定義について Economic Activity Law に記載。また、中小企業法がなくとも、既存の法律や政策ツールを活用してある程度中小企業振興が可能という考え	Small and Medium-Sized Enterprise Act	The Law of the Republic of Indonesia Number 9 of the Year 1995 Concerning Small Business, Republic of Indonesia President Instruction Number 10, the Year 1999 #9,1995 が小企業振興を規定。中企業は、大統領令 #10,1999 で規定	なし。さまざまな政策ツールを組合せて中小企業振興が可能という立場。事実中小企業振興政策ツールがフルセットに揃っている	Magna Carta for Small Enterprises (R.A.6977), January 24, 1991
会計制度	会計基準整備済み	会計基準整備済み	会計基準整備済み	会計基準整備済み	会計基準整備済み
法人税	標準税率 32% をさらに引き上げる計画	標準税率 27% (小企業は 20%)	標準税率も累进的に 10, 15, 30%	標準税率 28% (外資合併企業は 25%)	標準税率 32%
所得税	累進課税	累進課税	累進課税	累進課税	累進課税
関税	EU に準拠	EU に準拠	あり	あり	あり
付加価値税	EU に準拠し 22%	EU に準拠し 20%	10%	販売税、サービス税、物品税	10%
備考	EU 加盟が当面最大の課題のため法制度については EU 準拠が原則	EU 加盟が当面最大の課題のため法制度については EU 準拠が原則	法規制の改革も含めさまざまな改革が計画され実施中で、混乱。省庁の権限範囲も流動的であり、中小企業政策まではいまだ明確化されず	強い政府指導のもとに、法規制も政策も共にしっかりしていかつ実施面でも安定しているので、中小企業政策も順調に効果を発揮	明確で先進的でありかつ、きちんとした法規制は存在するが、中央政府に強い指導力がなく、法規制がきちんと実施されていないため、効果を上げていない

中小企業関連法制度各国整備状況一覧表（続き）

国名	タイ	ラオス	カンボジア	ベトナム	バングラデシュ
国家計画	The Economic Stimulus Package, 1999	First Five Year Socioeconomic Development Plan 1996-2000	Vision of 20 Years National Socio-Economic Development Plan 1996-2000	ベトナム社会経済開発5ヶ年計画 1996-2000	The Fifth Five Year Plan 1997-2002
中小企業振興計画	Master Plan of Small and Medium Enterprises Development, 1999	工業計画、Industrial Plan and Actions 1998-2003 でカバーされている	なし。ただし、Department of Industry, Ministry of Industry and Handicraft で中小企業振興政策を研究中	公式なものはない。JICA から「中小企業振興計画」が、UNIDO から別提案がベトナム政府に提出済み	なし
中小企業政策機関	Bureau of Industrial Promotion Policy and Planning, Ministry of Industry ただし中小企業法成立後は中小企業庁として独立の可能性あり	Small Scale Industry and Handicraft Section, Ministry of Industry, Mines and Energy	Department of Industry, Ministry of Industry and Handicraft	Ministry of Planning and Investment Ministry of Industry MPI が政策を検討中。MOI は態度を保留中	Ministry of Industry Bangladesh Small and Cottage Industries Corporation
民法	Civil and Commercial Code (C C C)	JICA 専門家等の支援を受けて、民法、民事訴訟法についての草案準備中	Civil Code に全ての民事法を集約するという形式はとらず、相続法、家族法、契約法 (Contract Law)、不法行為法 (The Law of Non-Contractual Obligations) と分野毎に法律を策定	1995年10月28日国会採択、1996年7月1日施行	Law of Specific Relief, Law of Trust, Law of Transfer of Property, Personal Laws
商法		草案準備中。なお、商法 (Commercial law) の分野では、コモンロー (英米法) の採択が1996年2月28日付けの Directive 241 に定められている	Secured Transactions Law (1994)、The Decree on Checks (1996) 最近、(民事) 契約法の他に商事取引法を整備すべきだという議論が出てきている	1997年5月10日国会採択、1998年1月1日施行	Law of Contract, Law of Sale of Goods, Law of Negotiable Instrument
会社法	OCC と別に、公開 (予定を含む) 会社のための Public Limited Companies Act 1992 がある。(1978 年法を改正) タイにおける企業の組織形態としては、① Private Limited Company、② Public Limited Company、③ Partnership という3種類。①及び③は、Civil and		Business Law として整備済み (1994 年)	有限責任会社、合資会社、パートナーシップ企業、民間企業を対象とする法律を一本化 (既存の Law on Company, Law on Private Enterprise を代替) した新企業法 (Law on Enterprise) が制定され、1999年7月2日公布、2000年1月から施行	Companies Act 1994 (Companies Act 1913 を改正), Law of Partnership

	Commercial Code の定めに基づき設 立、②は、Public Companies Act に 基づき設立				
労働法	Labor Protection Act. 1998 年 2 月 20 日公布、180 日 後施行	1997 年 1 月 10 日 国会採択、1997 年 3 月 13 日 施行。 もともと 1972 年、 1992 年に成立した 労働法があったが、 1993 年 9 月の 新憲法の成立・施 行に伴い新規に立 法、旧法規を統合 して草案を作成。 草案作業には 2 年 程度を要したが、 フランス、米国、 ILO 等による協 力を受けた。	Labor Law, 1994 年 4 月公布、その 60 日後に施行	労働法 1994 年制 定。改正予定	Labor Laws
倒産法	1940 年から施行。 1998、 1999 年に大改正。 倒産関連 5 法 (改 正破産法、破産裁 判所設置法、略式 訴訟手続改正法、 担保実行手続改正 2 法) 成立	未整備	The Law on Enterprise Bankruptcy (1994)	企業倒産法 1993 年 制定。改正予定	
社会保障法	Social Security Act 1990	草案を準備中	Labor Law の中 に、Retirement Pension の章	社会保障法制定予 定	
知的財産法	Patent Act 1992、 1999 年に Patent Act を改正して Petty Patent 制度 を新設。 Trademarks Act 1991、Copyright Act 1994。Trade Secret については 独立した新法制定		Trademark Decree(1996)	民法の第 6 編で、 知的財産権(著作 権、工業所有権)お よび技術移転につ いて規定	
独占禁止法	既存の 1979 年価格 統制・独占禁止法を 商品サービス価格 法と取引競争法に 分割改正して、1999 年 3 月公布、4 月施 行			未整備(計画中)	
登記法	CCC、土地法典 (1954)土地登記は 県の土地局で行 う。商業登記は Ministry of Commerce が管轄				Law of Registration、商業 登記については Companies Act に 規定
商事紛争解 決法	Arbitration Act 1987		The Decree on the Resolution of Economic Disputes (1994)		

中小企業法	なし。ただし、SME Promotion Act が現在国会で審議中であり、成立すればこれが中小企業基本法となる	なし。作成したいという要望はある。Factory Law, 1995 で中企業についてはカバー		首相令によるものを検討中	なし
会計制度	会計基準整備済み	フランス会計を部分的に採用	会計基準整備済み	会計基準整備済み	会計基準整備済み
法人税	標準税率30%	標準税率20%	標準税率35% (外資合併企業は20%)	標準税率25%	標準税率40% (上場企業は35%)
所得税	累進課税	累進課税	累進課税 (外国技術者は優遇税率10%)	累進課税	累進課税
関税	あり	あり	あり	あり	あり
付加価値税	10% (毎月の申告、納税)	10% (1998年より導入)	売上税を付加価値税に変更予定	5, 10及び20% (1999年より導入)	15%
備考	日本型の法規制体系を整備しつつある。中小企業関係の法規制についても、水谷案を基に、日本型の体系や体制のものを整備中	混乱後、法規制が国際機関や先進国の支援で急速に作られているが、急速のため、パッチワーク的で、齟齬や疎漏がある。中小企業振興を考慮した法規制の整備はまだ当分先	ゆっくりとだが、法規制が国際機関や先進国の支援で作られている。しかし、基本的な法が整備中の段階で、中小企業振興を考慮した法規制の整備はまだ当分先	市場経済へ移行を目指して、法規制が先進国の支援で急速に作られているが、強い省庁縦割り性や利権確保で、なかなか進捗していない。中小企業振興政策としてはJICA案が提出されたが、まだ帰結がはっきりしない	明快できちんとした法規制はある (Common Law システムに拠っているため、必ずしも制定法が存在するわけではない) が中央政府に強い指導力がなく、法規制がきちんと実施されていないため、効果を上げていない



## 4-2 全体の傾向

中・東欧に関しては、バルカンまでをも含めたこれらの国々にとって、最も重要な当面の課題はEUへの加盟であり、法制度面でもEU Directiveに沿って法改正を行うことが大前提となっている。従って、法律・税制度そのものを制定する過程において、日本が入り込む余地は全くと言って良いほど無く、実際に企業を取り巻く主要な法律は、EU加盟交渉の第一陣であるポーランドのみならず、数歩遅れているブルガリアにおいてさえも、制定そのものは終了している法律が多い。

ただし、Implementation面が弱いのも確かである。例えばブルガリアの商法が過去8年間に10回以上も改正されたことから分かるように、各国の実状に合わせた改正が頻繁に行われることで、必ずしも実際に現場で運用に携わっている政府関係者が新しい制度について把握しているとも言い難く、法律の運用面では、問題が山積している。

それに加えて、EU Directiveはマーケットメカニズムを重視することが大前提となっていることから、中小企業にとって不利となるような社会主義時代の企業優遇といった不当競争の是正には大いに役に立っており、ある意味では”Level Playing Field”が整備されつつあるが、逆に中小企業を優遇するプログラム自体も、市場を歪めているという観点からEUには歓迎されないのも事実である。そのために、両国政府は中小企業育成のために様々な振興制度を実施したいとの意向を持ってはいるものの、EU加盟のためにはかなりの程度まで妥協し、その実施を見送らざるを得ない状況に置かれているのも一つの特色であろう。実際には、市場機能に任せただけでは”Level Playing Field”が形成されないため、EU諸国でも中小企業政策が存在するのであるが、加盟を控えている国々にとっては、そのような調整を行う余裕がない状況となっている。

次にアジア諸国に関して、アセアン創立時参加諸国であるインドネシア、マレーシア、タイ、フィリピンでは、基礎的な法律の整備は終わっているものの、例えばインドネシア、タイではアジア経済危機の後、世界銀行、IMF等の国際機関の指導を受けて倒産法、独占禁止法等の経済法規の再整備を進めている。しかしながら、これらの立法は行われたが実効化されるという見込みは少なく、タイにおいては、改正破産法の再改正に歩み始めていると言われる。

また、調整的かつ戦略支援的な促進法、推進法といった中間レベルの法、実施細則（実施法）に関してはまだまだ整備が必要であり、法や規制を実施するための支援システムもあまり整備されていない。例えば、計画策定における基礎とも言うべきマクロ経済政策策定支援用のエコノメトリックスモデル、中小企業政策支援のための中小企業情報データベースや、中小企業振興支援のためのナレッジマネジメントシステム、ケース（判例）のデータベース等の情報システムが挙げられる。

ラオス、ヴィエトナム、バングラデシュについては、民商法等の基礎的な法律の整備は終わっており、今後はその内容の充実と施行体制の強化が課題といえる。ただし、現代的な民商法が整備されたにもかかわらず、社会主義に基づく旧規定が併存しているというような現象も見られる。また、その他中小企業振興を支援する一連の法制度についても、パッチワーク的に作られている状態の中で、欠落も多く、整合性を欠き、中小企業振興を実施していける状態には程遠い状態である。さらに、中小企業振興を支援する組織の面でも、管轄する省自身にも、経験や人材、資金不足で、長期的な中小企業振興の構想が思い描けない状態となっている。

カンボディアにおいては、基礎的な法律の整備もこれからであり、商法は英米法（CommonLaw）に拠ることを既定の方針とする反面、民法・民事訴訟法については大陸法系に属する日本のJICA専門家による草案作成作業が続けられているという捻じれ現象が生じて

いる(ただし、施行状態はともかくとしても、植民地時代の1920年にCivil Codeが出来てはいる)。現代では、会社法や商取引法の分野については、米国を始めとするCommon Law国でも法典化されているのが一般的であり、Civil LawとCommon Lawとの差はそれほど大きなものではなくなっているといても、その施行の面で問題が残るのではないかと懸念される。

#### 4-3 中・東欧

##### 4-3-1 ポーランド

###### 4-3-1-1 整備済み法制度 (EU指令、EU規制との関連)

ポーランドは、1989年に発表された政府経済プログラム(いわゆる「バルツェロヴィチ・プログラム」)に基づき、一貫して中央管理撤廃、経済市場化、価格自由化、国営企業民営化、独占解体、競争原理導入、貿易自由化、各種規制撤廃、補助金廃止、資本・金融市場の整備等を実施してきた。そして同時に、こうした市場化・自由化政策の基礎となる法整備を推進してきた。その結果、新しい社会の骨格をなす法体系は、ほぼ完成したと言える。

こうした法制化の大きな流れの中で、ポーランド独自の歴史、伝統、価値観を法体系の中に織り込んでいくことにも多大な努力が払われており、1997年に制定された新憲法は「ポーランド法の国際標準化」と「民族の伝統的価値観」のバランスを調和させたものと言われている。新憲法第20条では、「経済活動の自由、私的所有権並びに社会的共同者 (social partner) 間の連帯、対話及び協力 (solidarity, dialogue and cooperation) に基づく社会的市場経済が、ポーランド共和国の経済的体系の基礎である。」と規定し、社会的市場経済 (social market economy) という独自の概念を提示している。

ポーランドでは、自由な経済活動が保証され、一方で不当競争や独占的行為が法律によって防止されており、所有権は憲法、民法、商法などによって完全に保護されている。また、商標権、著作権、特許権などの知的財産権も保護されている。

#### THE CONSTITUTION OF THE REPUBLIC OF POLAND

##### Article 20

“ A social market economy, based on the freedom of economic activity, private ownership, and solidarity, dialogue and cooperation between social partners, shall be the basis of the economic system of the Republic of Poland. ”

この規定に続いて次のように財産権を規定している。

##### Article 21

1. The Republic of Poland shall protect ownership and the right of succession.
2. Expropriation may be allowed solely for public purpose and for just compensation.

法令集(英訳)に掲載された主な法令名と主要な法令の冒頭条文を以下に挙げる。

#### (1) 民商法・会社法

ACT of 23 April, 1964 THE CIVIL CODE

[ Article 1. ] This Code regulates civil law relationships between natural persons and legal persons.

REGULATION BY THE PRESIDENT OF THE REPUBLIC OF POLAND of 27 June 1934

## THE COMMERCIAL CODE

[ Article 5. ] § 1. A commercial company or partnership is a registered trader.

§ 2. Registered partnerships, limited partnerships, limited liability companies and joint-stock companies shall be commercial partnerships and companies.

### (2) 倒産法

REGULATION BY THE PRESIDENT OF THE REPUBLIC OF POLAND of 24 October 1934  
BANKRUPTCY LAW

[ Article 1. ] § 1. An entrepreneur who has ceased to pay debts shall be declared bankrupt.

§ 2. An entrepreneur, being a legal person, and a registered partnership and limited partnership in liquidation shall be declared bankrupt also in cases where their estate is not sufficient to satisfy the debts.

REGULATION BY THE PRESIDENT OF THE REPUBLIC OF POLAND of 24 October 1934  
ARRANGEMENT PROCEEDINGS LAW

[ Article 1. ] An entrepreneur who, owing to exceptional circumstances and those beyond his control, has ceased to pay debts or foresee their payment to be ceased in the nearest future, may demand the opening of proceedings for an arrangement with creditors.

### (3) 労働法

ACT of 26 June 1974 THE LABOUR CODE

[ Article 1. ] The Labour Code shall define the rights and duties of employees and employers.

### (4) 競争法・独占禁止法

ACT of 24 February 1990 ON COUNTERACTING MONOPOLISTIC PRACTICES

[ Article 1. ] This Act shall determine the conditions of development of the competition, govern the principles and procedures for counteracting monopolistic practices, and infringements of the interests of consumers by entrepreneurs and their combinations, if they cause or may cause effects within the territory of the Republic of Poland, and shall specify authorities competent in such cases.

ACT of 16 April 1993 ON SUPPRESSION OF UNFAIR COMPETITION

[ Article 1. ] This Act shall regulate prevention and suppression of unfair competition in economic activity and, in particular, in industrial and agricultural production, in the building industry, trade and services in the interests of the public, entrepreneurs and customers, and the consumers in particular.

ACT of 23 December 1988 ON ECONOMIC ACTIVITY

[ Article 1. ] Everyone shall be allowed, on equal terms, to undertake and perform an economic activity freely, on fulfilling the conditions defined by the provisions of law.

### (5) 知的財産権法

ACT OF 4 February 1994 ON COPYRIGHT AND NEIGHBOURING RIGHTS

[ Article 1. ] The subject matter of copyright shall be any and all manifestation of creative activity of individual nature, established in any form, irrespective of its value, designation or manner or expression (work).

(6) **その他**

ACT of 25 September 1981 ON STATE ENTERPRISES

[ Article 1. ] A State enterprises is an independent. self-governing and self-financing entrepreneur having legal personality.

ACT of 30 August 1996 ON COMMERCIALISATION AND PRIVATISATION OF STATE ENTERPRISES

[ Article 1. ] 1. Commercialization, within the meaning of this Act, shall consist of transformation of a State enterprise into a company; unless the provisions of this act specify otherwise, such company shall succeed to all legal relations, of which the State enterprise has been a subject, regardless of the legal nature of those relations.

2. Privatization, within the meaning of this Act, shall consist of;

1) a transfer of shares owned by the State Treasury in companies established as a result of commercialization.

2) a disposal of all tangible and intangible assets of a State enterprise or a company established as a result of commercialization in accordance with the principles specified by this Act in the form of ;

a) a sale of the enterprises;

b) contributing an enterprises to the company;

c) giving an enterprise to be used for consideration.

ACT of 12 November 1965 ON PRIVATE INTERNATIONAL LAW

[ Article 1. ] 1. This Act sets out the law governing international personal and property relations within the scope of civil, family and guardianship, and labour law.

2. The provisions of this Act shall not apply where an international treaty to which the Republic of Poland is a party provides otherwise.

**その他に**

Companies with Foreign Shareholdings Act

National Investment Funds and Their Privatization Act

Real Estate Acquisition by Foreigners Act

Regulation on Contracts for Sale of Movables to Consumers

Protection of Business Dealings Act

Economic Matters Hearing Act

Foreign Exchange Law Act

General Foreign Exchange Permits Order

Banking Law Act

Bonds Act

Natural Person ' s Income Tax Act  
Legal Person ' s Income Tax Act  
Goods and Services Tax and Excise Duty Act  
Fiscal Control Act  
Insurance Activity Act  
Cooperative Law Act  
Communications Act  
Geological and Mining Law  
Crafts Act  
Public Contracts Act  
Accounting Act  
The Customs Act  
Public Trading in Securities Law Act  
Tax Ordinance Act

#### 4-3-1-2 法制度実施面で生じている問題

ポーランドは、中東欧の旧社会主義経済体制国家の中で、ソヴィエト政治経済圏にあった時代にあっても法の支配という文化（culture of rule of law）を維持した数少ない国家である。裁判所や司法の機能も比較的好く維持され尊重された。

しかしながら、このことは市民社会を発展させるという点ではプラスに働いたものの、改革を進めるという点ではその既存の制度が障害になる場合があるという皮肉な現象がある。例えば、担保法のような複雑な法を整備するためには、既存法体系の枠内に適合させる必要度が強い。このような場合、外国人専門家に法律案作成を委ねることは必ずしも適当ではなく、他方、自国の専門家では先進諸国の商慣習についての経験的知識に欠ける。

ポーランドは、1996年12月に登録質及び質権の登録についての法律（The Law of 6 December 1996 on the Registered Pledge and the Pledge Registry）を整備した。これはポーランド法務省民法典改正委員会が、IRIS（Institutional Reform and the Informal Sector, University of Maryland at College Park）を通じたUSAID（United States Agency for International Development）の援助を受けて行ったものである。この時にIRISがとったのは、ポーランドの専門家に財政的組織的な援助を与えるとともに国際的な専門家にできる限りの接触ができるように計うという方法であった。こうした配慮によって、ポーランド民法典、民事訴訟法典、銀行法の枠組み内で機能する100%ポーランド制定と云ってよい法律を整備することができたのである。

これに対して、この新法は北米におけるこの50年間の担保付取引法の進歩をとりいれていないという批判がある。しかしながら、この法律制定の経緯においては、世界銀行による不成功例があるのであり、世界銀行はこの担保付取引法の草案を提示したことがある。この草案はロンドンの専門家の手によるもので、担保付取引等についてのUCC第9編に基づき、米国で有効に機能している制度を創ろうとするものであった。この制度は西欧先進国での担保付取引には完全に適合するものであったが、ポーランドの法体系を考慮に入れて案出されたものではなかったのである。

したがって、ポーランド国立銀行及び関係者はこの草案を受け入れる事はできなかった。多

くの長所はあったものの、ポーランド民法典の構成の枠内で書かれたものではなく、ポーランドの法的伝統を考慮されたものでもなく、ポーランドで施行するには一般的に言って複雑すぎたのである。

ポーランドにとって当面の最大の課題はEU（欧州連合）への正式加盟である。したがって、法制面でも基本的にはEUスタンダード化が中期的な課題となっている。この場合その対象法制度が高度で複雑な社会経済的基盤の上に成り立つものであればあるだけ、上記のような問題が生じることになる。

（以上は、EBRD発行の“LAW IN TRANSITION” Summer 1997 に拠った。なお、同紙は、”The new law levels the playing field and does away with many of these aberrations.” と述べている。）

[ 参考 ]

[ 東欧諸国のEU加盟問題 ]

1989年の東欧諸国における社会主義体制崩壊に伴って、東欧諸国のEUへの加盟に関する問題が生じた。EUは、1991年12月にポーランド、チェコスロバキア（当時）、ハンガリーと、1992年12月にルーマニア、ブルガリアと連合協定を締結した。この協定は将来の加盟を前提とするものであるため欧州協定(European Agreement)とも呼ばれ、その内容は経済関係にとどまらず、政治、文化、法律などの広い分野にわたっている。1992年2月に調印されたマーストリヒト条約は、欧州統合の深化を企図するとともに将来のEU拡大、特に当方への拡大に備えるものであった。

1993年6月のコペンハーゲンにおけるEC首脳会談では、東欧諸国のEC加盟のための規準が定められ、1994年12月のエッセン会談では、加盟候補国への支援策の強化が同意された。欧州協定を締結した東欧諸国、バルト諸国は、ハンガリー（1994年3月）を皮切りに正式にEUへの加盟を申請した。1997年7月、EUはポーランド、チェコ、ハンガリー、スロベニア、エストニア及びキプロスを加盟交渉の第一陣に選んだ。これらの国々は、1998年3月から加盟に向けてEUとの実務レベルでの交渉を開始した。

#### 4-3-1-3 国際会計基準導入により生じた問題

##### (1) 国際会計基準とポーランド会計基準との相違

国際会計基準を導入し始めたが、なお多くの相違点がある。中小企業に関係する相違点は以下の表で比較出来るが、ポーランドでの会計実務は、大企業も含め全ての企業はポーランド会計基準に基づいている。（規模別に3種類の証券市場が存在し、それぞれ証券市場上場基準もある。それゆえ大企業が適用されると思われる、キャッシュフローステイトメント、連結決算も考慮される。また、それとは別に店頭売買の市場もある。）

	国際会計基準	ポーランド会計基準
棚卸資産	低価法による評価。 内部振替価格の含み益は控除。	低価法による評価。 規定なし。
売掛金	貸し倒れの見積もり計上。	見積もり計上は可。
有形固定資産	原価もしくは再評価価値。 見積もり耐用年数で減価償却。	再評価時価。 財務省決定による減価償却。
無形固定資産	試験研究費は発生時に費用化。 営業権は減価償却。	試験研究費は有効年数で減価償却。 財務省決定による減価償却。
投資	子会社は連結会計に包含される。関連会社は 持分法による。低下法の適用が必要。	連結会計による。
発生主義会計	すべての費用は発生主義にて計上。	利息費用は発生主義にて計上可能。
引当金	偶発性のある費用損失の見積もり計上。	偶発引当金は計上不可。
納税充当金	繰り延べ税金も計上。	繰り延べ税金の計上は可。
損益計算	すべての収益費用は計上。	年金会計とリース会計は検計中。

## (2) 相違が中小企業の会計実務に与える影響

有形固定資産の評価で時価法採用が認められる。その結果、毎年固定資産の時価を調査する事務負担がかかるのみならず、近時インフレ傾向でも固定資産毎の値段がどの様に変動するかを予想出来ない状況となっており、その結果減価償却費の見積もりが難しくなり原価計算の正確さが危ぶまれる。

さらに、年金会計が導入されないと中企業の人件費が正確ではなくなため、結果的にはその年次の損益を正確に報告していないばかりか、次年度以降の財務状況の予想も必然的に間違えることになる。

### 4-3-1-4 会計基準の企業レベルでの遵守状況と問題点

#### (1) 税務会計の現状

非国営企業のうち中企業は外国資本との合併が多く、会計は外国資本の本国に報告する必要から、必ずしもポーランド会計基準に準拠していない。税務上は会計事務所の助けを借りて、税務調整を施し、税務申告をしている例が多い。

一方、ポーランドの小企業でも従業員50人以上か資産総額100万ズロチ以上か年間売上300万ズロチ以上なら会計監査を受けなければならない。また、課税所得がわずかな金額であっても税務申告義務があるので会計帳簿は整備されている。

#### (2) 会計事務所の役割

外国資本との合併の中企業には会計事務所が関与している例が多く、会計事務所はポーランドの会計基準に基づく会計帳簿作成を指導している。また、税務申告もその帳簿に基づき代行しており、その点で会計事務所の役割は大きい。

一方、会計監査を受ける必要のない小企業は会計事務所を利用しないので、会計事務所の役割はほとんどないと言えよう。

#### 4-3-1-5 税制度の現状と問題点

##### (1) 徴税制度

税法以外に、政令（Decree）と通達（Circular）があり、制度の運用は改善されてきた。また、税務署の組織は社会主義経済体制のため納税者志向はなく、中小企業育成のための手厚い保護の観念もなく、それゆえ中小企業固有の優遇税制はない。税務署はワルシャワ地区だけでも45箇所ある。

##### (2) 中小企業を含む投資企業への優遇税制

中小企業固有の優遇税制はない。そのかわり、標準法人税率32%が17箇所の特別経済区での外資系合弁企業（初期投資額やポーランド人の従業員を一定人数以上採用する）の場合は最高10年間免税、さらに10年間50%減税される。付加価値税は年間売上8万ズローチ以下の企業は申告を免除される。

##### (3) 税務調査の実態

税務調査は、提出された税務申告書に基づき税法の規定により課税所得が算出され、税額が決定される場合が多い。また、税務調査の担当者は税務に精通していないので、付加価値税導入時は大変混乱した。

法人税や個人所得税の税収入より外国法人が負担する関税収入がいまだ重要である。



4-3-1-6 中小企業政策の現状と問題点

ポーランドの中小企業振興政策

項目	法規制及び制度等の名称	注 釈
・ 国家計画		
・ 中小企業振興計画	Government Policy Guideline for Small and Medium-Sized Enterprises until 2002	
・ 政策機関	Department of Craft, Small and Medium-Sized Enterprises, Ministry of Economy	
(1)中小企業法	なし	Economic Activity Law により、中小企業を定義
(2)経営基盤の強化		
1)金融対策		中小企業に特化した政策金融機関はないが、石炭産業構造調整法による信用保証や Agency of Industry of Development 等の政策金融機関を使って中小企業融資に対応
2)税制対策		中小企業に特化した税優遇措置はないが、投資や輸出促進に関連して優遇措置を受けられる。
3)組織化対策	Polish Chamber of Commerce 中小企業協会	ポーランド商工会議所は本部組織で各地方商工会議所もあり、各種業界団体も存在する。そのようなメンバーとして、中小企業協会が存在する。
取引適正化対策	Counteracting Monopolistic Practices Act 1990 Suppression of Unfair Competition Act 1993	
5)事業分野の調整対策		石炭産業構造調整法等構造調整計画及び法律が存在
6)官公需確保対策	官の国内企業からの調達規則が存在	
7)倒産防止対策	Bankruptcy Act 1934	
(3)構造改革の支援		
1)経営革新支援対策	商工会議所等で経営指導やセミナーが実施されている、	
2)新規創業等支援対策		ベンチャーファンドあり
3)技術力向上支援対策		
4)ソフトな経営資源の充実		
5)情報化対策		
6)高度化対策		
7)地域中小企業対策		地域振興にからめて実施
8)中心市街地の活性化対策		
9)流通合理化対策		
10)労働対策	Labor Code 1974	汎用的なもので中小企業に対する特別な条項はない
11)エネルギー・環境対策		世銀の環境保護基金を活用
12)国際化対策		
(4)小規模企業対策		石炭産業構造調整法による支給、NGO
(5)その他の施策		

### (1) ポーランドの産業構造と中小企業セクター

ポーランドのは、GDPが135,659百万米ドル（1997年。世銀、「世界開発報告」、1998/99による）で付加価値構造比は、農業セクターが6%、工業セクターが39%、サービス業が55%となっている。（同上）

Report on the Condition of the Small and Medium-Size Enterprise Sector in Poland for the Years 1997-1998, 1999によれば、中小企業セクターは付加価値構造比51.5%、雇用吸収率61.6%(1997年)となっている。

#### ポーランドの中小企業統計

企業分類	企業数	%
小企業（従業員数0-50人）	1,567,413	98.98
中企業（従業員数51-250人）	12,774	0.8
小計	1,580,187	99.78
大企業（従業員251人以上）	3,419	0.22
合計	1,583,606	100.00

Source: Active Enterprises (excluding financial intermediaries and budgetary units) in 1997 according to number of employees from "Report on the Condition of the Small and Medium-Size Enterprise Sector in Poland for the Years 1997-1998

また、産業省中小企業部によれば、中小企業数は約250万社で、全体の企業数の99%を占めている。（12/20/99中小企業部面接調査。Report on the Condition of the Small and Medium-Size Enterprise Sector in Poland for the Years 1997-1998によれば、1997年末時点での、農林水産業及び金融業を除くREGON: National Register of Economic Entitiesへの登録企業数は2,493,623社で、この中には60,091社の公営企業が含まれている。しかし、休眠企業もあるので、企業活動を行っているのは上記1,583,606社であるとのことである。）

ポーランドの工業政策は、社会主義計画経済から自由主義市場経済への移行という構造調整的側面と、EU加盟の準備及び加盟後のEUの枠組みでの産業振興という2つの側面がある。

前者の構造調整の面では、石炭や造船等の不況産業の調整が最大の課題で、国営企業の民営化が2番目の課題である。民営化計画は進んでいるが、まだ完全には終了していない。

中小企業セクターには、民営化された国営企業と、民間起業家による中小企業、および外国投資会社の内の中小企業の3つが存在する。この中で外国投資により作られた企業及びそれに付随する形での裾野産業の発達が顕著であるが、まだ、進出アッセンブリーメーカーに、品質及び価格の面で十分な部品を供給できるだけの裾野産業（旧国営企業及び民間起業家による中小企業）が育成されていない。（12/21/99 JETROとのインタビュー）もう一つの、EU加盟問題であるが、ポーランド政府は、当面のEU加盟が優先課題のため、関連法規制を応急処理で、急速に整備中である。このため、中小企業の商業活動の場を規定する商法も含め、法規制がEU基準に合わせて整備され、長中期的な産業政策やその中の中小企業振興の位置付けについては2次的な対応になりがちである。

EU規制の考え方は、中小企業も大企業も原則区別せず、自由競争を行わせ、政府は干渉しないというもので、ポーランド政府はEU加盟のために、全面的にこの考え方を取り入れた法整備を実施中である。従って、当面、ポーランド政府は、中小企業を保護するような中小企業基本法を制定する考えは持っていない。（12/20/99経済省）

## (2) 中小企業政策

ポーランド政府（産業省）は、中小企業基本法を特に設定しなくとも、石炭産業構造調整に関する特別法や産業振興政策用の基金等があり、これらの現行の法制度の組み合わせで中小企業政策を実施していくことが可能であると考えている。しかし、中小企業政策を中心となって進めていく担当機関は必要であるという考えで、このため、産業省に中小企業部（Department of Craft, Small and Medium-Sized Enterprises）が設置され、ここが中心となって振興政策を実施している。

また、1998年に内閣で承認されたEconomic Activity Lawにより、中小企業を定義し小規模企業を中心とした保護施策方針について定めている。Economic Activity Lawは、調査時点では国会で最終審議中のため、入手出来なかったが、その原案である、Draft Law on Business Activityでは、中小企業の定義として、以下のように定めている。

小企業：従業員50人未満で、利益が7百万ECU未満または、総資産が5百万ECU未満の企業  
中企業：従業員250人未満で、利益が40百万ECU未満または、総資産が27百万ECU未満の企業

また、この法案では、中小企業のために、

- ・融資や信用保証の制度も含めた法整備
- ・融資や信用保証のための基金の設定
- ・情報提供、トレーニングや経営技術アドバイスのための設備の設立
- ・中小企業支援のための支援機関の設立

等について述べている。

また、基本法はないが、1999年5月11日に、内閣令として、“Government Policy Guideline for Small and Medium-Sized Enterprises until 2002”を発令していて、これが2002年までの限定ではあるが、中小企業基本法に代わって、中小企業振興政策の枠組み及びそのための予算を定めている。

ここでは、中小企業振興の目的として以下の3点を述べ、そのための政策を規定している。

- ・中小企業セクターの競争力強化
- ・中小企業の輸出拡大
- ・中小企業セクターに対する投資拡大

また、中小企業振興に使える政策ツールとしては以下のようなものがある。

### 1)信用保証

石炭産業構造調整に関する特別法が設定されている。この中で、地方自治体が特別基金を使って構造調整を行うこと、社会資産（国家資産）を使うこと、国家による債務補償を規定している。国家保証では、インフラストラクチャーの構築や補修、輸出振興、自然保護、構造調整、新技術の導入の5つの分野の事業で受けられ、この国家保証は3段階にレベルを分けられる。一番上のレベルの保証は、大企業向けで（5千万エキューを超える金額）政府が保証する。中レベルの保証は中規模企業向けで（50万エキューから5千万エキュー）蔵相が保証を行う、さらに、一番下のレベルの保証は中小企業向けで（50万エキュー以下）地方住宅銀行（国営）が保証を行う。保証額は0.2%から最大2%までである。これを使い、中小企業に対する融資のための信用保証を行うことができる。

## 2)直接融資（国内）

また、直接融資に関し、中小企業振興（というよりは一般的な産業振興政策）に使える政府基金や機関があり、EU等国際機関からの資金的援助を受けているものもある。このような基金を使って、 リストラクチャリング、 中小企業支援、 負債の証券化取引、 株式市場からの資金調達に難しい企業への投資、 技術支援を実施することが可能である。これらの機関は、政府機関と言うよりは政策金融機関に似た性格であるので、中小企業への直接融資として活用できる。このような投資関係機関の中で、最大のものはAgency of Industrial Developmentであり、すでにいくつもの株式所有形式の投資も行っている。株式を所有し、利益が出ている企業の株式を売却し、利益を得ている。また、同機関は、中小企業の技術投資に対し融資だけでなく、ビジネスプラン策定等の経営技術支援も行っている。

2番目には政府基金による技術革新のための機関で、ここが特に中小企業支援を目的としており、技術導入に関し、財務支援も行っている。

また、不動産を運営管理している機関もあり、ポーランド政府は、ここも中小企業支援を行う道具と考えている。例えば、Agency of Restructuring and Modernization of Agricultureといった政府機関がある。これらの政府機関は、まだ保有している国有農場等の国家資産を売却することで資金を確保し、この資金を産業振興支援に振り当てていくことで、中小企業支援を行っている。防衛省もまた、不要な資産を売却し、防衛産業関係の中小企業振興を支えている。

産業省計画部の役割は、ばらばらな政府の予算を政策目的にまとめあげることであり、直接的な融資による支援を行うのは別の機関であると考えているが、経済省自身もいくつか基金を持っていて、実際に石炭産業の構造調整等に使っている。この基金についても、場合により中小企業振興に活用できる。

## 3)外国援助

ポーランドの場合、外国からの援助の中で、中小企業振興に活用できるものも多い。例えば、EUも中小企業振興のための基金に財務支援を行っている。これは、利用目的が主に中小企業でかつ輸出振興に限定されていて、しかも市中金利と大幅には違わないので、EUからも問題にされていない。

環境保護に絡んだ中小企業振興であれば、世銀の環境保護基金による支援が可能であり世銀は地域振興についても資金を提供している。地域振興に関連する中小企業振興は、原則として構造調整の枠組みで実施され、このための資金の50%がポーランド政府、残りの50%はEUと世銀が資金提供している。

政府調達に関し、現在、中小企業に対する優遇は一切行われていなく、中小企業も大企業も全く同じ条件だが、中企業はともかくも、小企業が応札でき中小企業振興に繋がるような戦略を考える必要があるとポーランド政府は考えている。

このように、中小企業基本法はなくとも、中小企業振興のために使えるツールは豊富に存在し、2002年まではGovernment Policy Guideline for Small and Medium-Sized Enterprises until 2002を基に中小企業政策を推進していけるので、特に法規制の面で大きな問題はないと考えられている。

#### 4-3-1-7 今後の中小企業振興の方向性とさらに整備が必要な関連制度

ポーランドの場合、経済的な条件が非常に有利に作用していて、中小企業が振興していくための追い風となっている。まず、国内市場規模が周辺の東欧諸国に比べて大きく、かつドイツ等西欧諸国の市場にも距離的に近いために、国内市場及び海外市場の両方を考慮した外国投資が急速に増えている。

さらに、EU加盟がほぼ決まっていて、最終的な調整段階に入っているために、さらに投資が加速される傾向にある。

従って、産業構造調整が終わった後の中長期的な中小企業振興政策として裾野産業の育成が課題になっていくものも考えられる。しかし、ポーランド政府も認めているが、外国援助も含め、中小企業振興に使える道具立てが比較的豊富であり、また、EU基準に合わせて急速に法整備が進んでいるので、品質管理等の技術支援は別として、特に日本の法制度整備に関する支援を求めているはいない。

#### 4-3-2 ブルガリア

##### 4-3-2-1 整備済み法制度（EU指令、EU規制との関連）

1991年7月の新憲法施行以来、EU指令や国連条約等による国際的な法基準に則るように、法令の整備に努めている。

経済活動については、憲法第19条に次のような規定がある。

Art. 19.

- (1) The economy of the Republic of Bulgaria shall be based on free economic initiative.
- (2) The State shall establish and guarantee equal legal conditions for economic activity to all citizens and corporate entities by preventing any abuse of a monopoly status and unfair competition, and protecting the consumer.
- (3) All investments and economic activity by Bulgarian and foreign persons and corporate entities shall enjoy the protection of the law.
- (4) The law shall establish conditions conducive to the setting up of cooperative and other forms of association of citizens and corporate entities in the pursuit of economic and social prosperity.

また、財産権については、次のように規定されている。

Art. 17.

- (1) The right to property and inheritance shall be guaranteed and protected by law.
- (1) Property shall be private and public.
- (2) Private property shall be inviolable.
- (3) The regime applying to the different units of state and municipal property shall be established by law.
- (4) Forcible expropriation of property in the name of state or municipal needs shall be effected only by virtue of a law, provided that these needs cannot be otherwise met, and after fair compensation has been ensured in advance.

企業に関する法としては、会社法、商取引法、破産（Insolvency）法を整備した他、1996年には証券取引法もでき、証券取引も始まった。商業登記（Registration）制度の整備も進んでおり、会社の設立についても制度が確立しつつある。労働法、知的財産法も整備されている。特に過去2年間は、EU基準に適合させることが課題であり、その中には腐敗（Corruption）規制に関する法、公務員法、調停（Mediation）法の整備も含まれる。

法整備については3段階を想定しており、短期的目標である第一段階は2000年までの目標である。中期的目標である第二段階は2005年为目标年である。

なお、社会主義体制に入る以前の契約法等は、フランス、イタリア等の制度を、商法はドイツの制度を参考にしていた。

## (1) 商法

現行商法（Commercial Code）は1991年に公布されているが、その後毎年頻繁に改正されている。1992年に1回、1993年に2回、1994年に1回、1995年に1回、1996年に5回、1997年に3回、1998年3回、1999年3回と計19回もの改正がなされており、特に最近の改正頻度が増している。

「第1編 総則」で商人、商業登記、商号、支店、代理商、商業帳簿等を規定し、「第2編 商人の類型」で個人商、公有企業、合名会社、合資会社、有限責任会社、株式会社について規定する等、日本商法と似た体系で、大陸法系の商法典であることが明らかである。

日本商法と異なる点としては、第1編（Part 1）で営業秘密（Trade Secrets）についての規定も置かれる。また、第3編（Part 3）では、為替手形（Bill of Exchange）、約束手形（Promissory Note）、小切手（Cheque）についての規定も置かれている。準拠法（Applicable Law）についても規定されている。知的財産権等についてのライセンス契約（License Contract）についての規定も見られる。第4編（Part 4）は、破産（Bankruptcy）についての規定である。

以下に、主な目次を挙げる。

Part 1 General Part

Part 2 Types of Merchants

Division 1 Sole Entrepreneur

Division 2 State-Owned and Municipal Enterprises

Division 3 Companies

Chapter 11 General Partnership

Chapter 12 Limited Partnership

Chapter 13 Limited Liability Company

Chapter 14 Joint Stock Company

Chapter 15 Partnership Limited by Shares

Chapter 16 Transformation of Companies

Chapter 17 Liquidation

Chapter 18 Commercial Groups

Section 1 Consortium Definition

Section 2 Holding Company Definition

Chapter 19 Applicable Law

Part 3 Commercial Transactions

Chapter 22 Commercial Sale

- Chapter 23 Leasing Contract
- Chapter 24 Commission Merchant Contract
- Chapter 25 Forwarding Contract
- Chapter 26 Contract of Carriage
- Chapter 27 Insurance Contract
- Chapter 28 Contract for Current Account
- Chapter 29 Banking Transactions
- Chapter 30 Bill of Exchange
- Chapter 31 Promissory Note
- Chapter 32 Cheque
- Chapter 33 Applicable Law on Bill of Exchange, Promissory Note and Cheque
- Chapter 34 Deposit in Public Warehouse
- Chapter 35 License Contract
- Chapter 36 Contract for Commodity Control
- Chapter 37 Applicable Law

#### Part 4 Bankruptcy

- Chapter 38 General
- Chapter 39 Instituting Bankruptcy Proceedings
- Chapter 40 Effect of Ruling on Institution of Bankruptcy Proceedings
- Chapter 41 Complementing of Bankruptcy Estate. Safeguarding Measures
- Chapter 42 Authorities and Management of The Bankruptcy Estate
- Chapter 43 Claiming Receivables
- Chapter 44 Reorganization of The Enterprise
- Chapter 45 Declaration of Bankruptcy
- Chapter 46 Converting The Assets into Cash
- Chapter 47 Distribution of The Assets converted into Cash and Completion of The Bankruptcy Proceedings
- Chapter 48 Out of Court Settlement
- Chapter 49 Specific Rules for Companies
- Chapter 50 Resumption of Bankruptcy Proceedings
- Chapter 51 Restoration of Debtor Rights
- Chapter 52 Applicable Law

#### (2) 労働法

現行労働法（Labour Code）は1986年に公布されているが、商法（Commercial Code）と同様に、その後頻繁に改正されている。1988年に1回、1990年に3回、1991年に3回、1992年に4回、1995年に2回、1996年に3回、1997年に1回、1998年に6回、1999年に2回と計26回もの改正がなされており、特に最近の改正頻度が増している。

以下に、冒頭の条文を挙げる。

[Art.1.] (1) This Code shall regulate the labour relations between the employee and the employer, as well as other relationships immediately related to them.

(5) Relations related to providing labour force shall be arranged as employment relations only.

(6) This Code shall aim to ensure the freedom and protection of labour, as well as equitable and dignified working conditions.

(3) 知的財産権法

LAW FOR PLANTS PROTECTION  
LAW FOR THE COPYRIGHT AND RELATED RIGHTS  
LAW FOR THE INDUSTRIAL DESIGN  
LAW FOR THE MARKS AND THE GEOGRAPHIC NAMES  
LAW FOR THE PATENTS  
LAW FOR THE SPECIAL INTELLIGENCE DEVICES  
LAW FOR THE TOPOLOGY OF THE INTEGRATED CIRCUITS

以下に、法令集(英訳)に掲載されたその他の主な法令を挙げる。

CIVIL PROCEDURE CODE  
LAW FOR PROTECTION OF THE CONSUMERS AND FOR THE TRADE RULES  
LAW FOR ADDITIONAL VOLUNTARY PENSION INSURANCE  
LAW FOR HEALTHY AND SAFE LABOUR CONDITIONS  
LAW FOR SECURITIES, STOCK-EXCHANGE MARKETS AND INVESTMENT COMPANIES  
LAW FOR THE CIVIL REGISTRATION  
LAW FOR THE HEALTH ASSURANCE

4-3-2-2 法制度面で生じている問題

法をとりまく新しい市場経済状況 (New Market Environment) が急速かつ本質的な変化を続けたため、立法にあたっての一定の法的枠組み (Legal Framework) を設定することが困難であったが、立法後も、経済状況の変化が激しいために、多くの改正の必要に追われている。例えば、商法はこの8年間に10回以上も改正している。

また、法律は成立しても、その円滑な施行は進まず、行政は混乱している。例えば、健康保険制度は、法律では2000年に発足することを規定しており、民衆は1999年7月から保険料の支払を始めなければならないとされているが、必要なカードはまだ発行されず印刷さえされていない状況である。

1999年9月中旬までに、大統領は、関税法 (Customs Law)、会計法 (Accounting Law)、Law on the National Accounting Officeの改正に署名した。さらに、1999年秋季会期に、政府は32の法案を国会に提出するが、その内11は既存の法律の改正で、21は新規立法である。

1999年10月末までに予定される立法は、道路運送、鉄道輸送、郵便電気通信委員会等についての法である。商法 (Commercial Code)、個人税法 (Law on Personal Taxation) の改正も議案に挙げられている。

Kostov首相は、とりわけ中小企業法、共同組合法、土地不動産登記法、税手続法、情報アクセス法等について、EUの政策決定者からの精査を受けるだろうと述べている。



#### 4-3-2-3 国際会計基準導入により生じている問題

##### (1) 国際会計基準とブルガリア会計基準との相違

国際会計基準を導入し始めたが、なお多くの相違点がある。中小企業に關係する相違点は以下の表で比較出来るが、ブルガリアでの会計実務は、大企業も含めてすべての企業はブルガリア会計基準に基づいている。(証券市場がまだないので、証券市場上場基準もない。それゆえ大企業が適用すると思われる、キャッシュフローステイトメント、連結決算は考慮されない。)

	国際会計基準	ブルガリア会計基準
棚卸資産	低価法による評価。 内部振替価格の含み益は控除。	低価法による評価。 規定なし。
売掛金	貸し倒れの見積もり計上。	見積もり計上は不可。
有形固定資産	原価もしくは再評価価値。 見積もり耐用年数で減価償却。	時価による再評価。 財務省決定による減価償却。
無形固定資産	試験研究費は発生時に費用化。 営業権は減価償却。	試験研究費は有効年数で減価償却。 財務省決定による減価償却。
投資	子会社は連結会計に包含される。関連会社は持分法による。低下法の適用が必要。	連結会計による。
発生主義会計	すべての費用は発生主義にて計上。	利息費用が発生主義にて計上可能。
引当金	偶発性のある費用損失の見積もり計上。	偶発引当金は計上不可。
納税充当金	繰り延べ税金も計上。	繰り延べ税金の計上は不可。
損益計算	すべての収益費用は計上。	小企業では単式簿記会計が可。外国通貨にても可。年金会計、リース会計は適用除外。

##### (2) 相違が中小企業の会計実務に与える影響

売掛金の貸し倒れの見積もり計上が認められない状態では、回収可能性の問題が表面化せず、後日その問題が大きくなってからでは遅すぎるとの懸念がある。なお、これによりその年次の損益を正確に報告していないばかりか、次年度以降の財務状況の予想も必然的に間違えることにもなる。

#### 4-3-2-4 会計基準の中小企業レベルでの遵守状況と問題点

##### (1) 税務会計の現状

非国営企業の中企業は外国資本との合併が多いと思われる。会計は外国資本の本国に報告する必要から、必ずしもブルガリア会計基準に準拠していない。また、税務上は会計事務所の助けを借りて、税務調整を施し、税務申告をしている例が多い。一方、ブルガリアの小企業は、家内工業規模での経営と想像されるため、会計記録は単式簿記で良く、整備されている場合もある。しかしながら、課税所得がわずかな金額であるので課税されていないのが常態である。

##### (2) 会計事務所の役割

外国資本との合併の中企業には会計事務所が関与している。会計事務所はブルガリアの会計基準に基づく会計帳簿作成を指導している。また税務申告もその帳簿に基づき代行している。その面で会計事務所の役割はある。会計事務所は中小企業(資産が30万レバ以上か、売上が60万レバ、従業員が30人以上の企業)に対して会計監査を行う。かなりの中企業は会計事務所の監査を受けている。

#### 4-3-2-5 税制度の現状と問題点

##### (1) 徴税制度

税法以外に、政令（Decree）と通達（Regulation）があり、制度の運用は改善されてきた。税務署の組織は社会主義経済体制のため納税者志向はなく、中小企業育成のための手厚い保護の観念もない。それゆえ中小企業固有の優遇税制はない。産業政策上の税制としての外資優遇策も1998年に廃止した。

##### (2) 中小企業を含む投資企業への優遇税制

中小企業固有の優遇税制はない。標準法人税率27%（課税所得が5万レバ未満なら20%）が外資系合弁企業の場合にも適用される。失業率の高い地域（全国平均の1.5倍以上の地域）に進出する企業は、投資金額の10%法人税から減額される。また追加投資額についても同様である。

##### (3) 税務調査の実態

税務調査は、提出された税務申告書の書面調査方式で実施されている。すなわち税法の規定に基づき課税所得が算出され、税額が決定される。幸い会計事務所の監査報告書と税務申告書が提出されているので調査しやすい。

税務調査の担当者は税法が頻繁に変更されることもあり、その新しい税法に精通していないため、税務調査は混乱している。例えば、外国会社が付加価値税を還付してもらう手続きがはっきりしないので困っている等の意見が日系商社からも出されている。

4-3-2-6 中小企業政策の現状と問題点

ブルガリアの中小企業振興政策

項 目	法規制及び制度等の名称	注 釈
・ 国家計画	National Economic Development Plan 2000-2006	
・ 中小企業振興計画	National Strategy for Stimulating the Development of Small and Medium-sized Enterprises	
・ 政策機関	Agency for Small and Medium-Sized Enterprises	
(1)中小企業法	Small and Medium-Sized Enterprise Act	
(2)経営基盤の強化		
1)金融対策		EU PHARE の資金による融資プログラムやベンチャーキャピタルもあり、信用保証を行う機関も3機関存在
2)税制対策		
3)組織化対策	ブルガリア商工会議所	
4)取引適正化対策	Law for Protection of Consumers and for the Trade Rules	
5)事業分野の調整対策		
6)官公需確保対策	Public Procurement Act	官の国内企業からの調達規則あり
7)倒産防止対策		
(3)構造改革の支援		
1)経営革新支援対策	ブルガリア商工会議所等の経営コンサルやトレーニングあり。	
2)新規創業等支援対策		
3)技術力向上支援対策		
4)ソフトな経営資源の充実		
5)情報化対策		
6)高度化対策		
7)地域中小企業対策		
8)中心市街地の活性化対策		
9)流通合理化対策		
10)労働対策	Labor Code 1951 Law for Healthy and Safe Labor Condition Law for the Vocational Education and Training	
11)エネルギー・環境対策		
12)国際化対策		
(4)小規模企業対策		NGO 労働政策社会省の構造改革基金
(5)その他の施策		

(1) ブルガリアの産業構造と中小企業セクター

ブルガリア経済は、GDPが9,484百万米ドル（1997年。世銀、「世界開発報告」、1998/99による）で付加価値構造比は、農業セクターが10%、工業セクターが33%、サービス業が57%となっている。（同上）また、明確な統計値は存在しないが、中小企業庁によれば、中小企業セクターに属する企業は20万社以上ということであった。

ブルガリアの工業政策には、社会主義計画経済から自由主義市場経済への移行という構造

調整的側面と、EU加盟の準備及び加盟後のEUの枠組みでの産業振興という2つの側面がある。まず、前者の構造調整の面では、国営企業の民営化が当面の課題で、民営化が進んでいるが、国営企業の抱えている不良資産処理及び従業員の雇用確保の問題があり、解決はそう簡単ではない。政府は工業セクターの民営化計画は終了したと述べている（12/16/99民営化庁でのインタビュー）が、これは計画に含まれている国営企業の民営化について、民営化計画の目処がついたという程度の意味合いで、実際には民営化対象外の国営企業も多く存在し、本格的な産業構造調整が終了するまでにはまだ時間がかかるというのが民間の関係者の見解である。（12/16/99日本進出企業とのインタビュー）

とはいえ、計画された工業セクターの国営企業の民営化計画はすでに終了し、少なくとも民営化計画の対象になった国営企業の全部が株式化されている。従って、中小企業セクターには、民営化された国営企業と、民間起業家による中小企業（ほとんどは零細企業）および外国投資会社の内の中小企業の3つが存在する。しかし、工業セクターでは、自動車修理等の零細企業を除いて、ほとんどはまだ旧国営企業である。民間企業はほとんどが商業関係で、商店や飲食店等の零細企業が多い。（12/16/99中小企業庁とのインタビュー）

もう1つの、EU加盟問題であるが、ブルガリア政府は、当面のEU加盟が優先課題のため、その他のことは優先順位が低くなる傾向にある。しかしながら、中小企業の商業活動の場を規定する商法も含め、法規制がEU基準に合わせて整備されつつある。

EU規制の考え方は、中小企業も大企業も原則区別しなく、自由競争を行わせ、政府は干渉しないというもので、未発達なブルガリアの中小企業は、EU加盟により競争上の不利益を被ることが予想されている。このためもあり、EU基準にあまり抵触しない範囲での中小企業振興政策が考えられている。

## (2) 中小企業政策

ブルガリアの中小企業政策は、もともとは2年前の金融危機をきっかけとして策定された国家戦略（National Strategy for Stimulating the Development of Small and Medium-sized Enterprises）によるもので、この中で、中小企業振興は構造改革にとって重要であり、競争力強化及び外国投資誘致にも必要とされる、またこれによって、製品及びサービスの品質向上や技術移転、技術改革が促進され、資源配賦が適正化され、就業も確保される、そして結果的にEUへの加盟に邁進していくことが出来るとされている。

この戦略中では以下の目標が謳われている。

- ・ 中小企業振興のための推進、規制機関を一本化
- ・ 中小企業への融資サービスの改善
- ・ 中小企業の競争力強化と競争環境の整備
- ・ EU化、グローバル化

これらを実現するための優先課題のうち、中小企業基本法の制定とそれを担っていく機関としての、中小企業庁の設立が実施された。（中小企業庁は旧産業省の中に設置された。）

しかし、中小企業への融資の枠組みについてはまだ政策的に未定であり、EU加盟と関連で、どのようにしていくのかについては、まだ明確には決まっていない。これも、1999年9月に、大蔵省からの資金により中小企業開発銀行が発足し、約百万ドルを上限とする長期低利融資を行おうとしたが、IMFの市場経済を阻害するというクレームを受け、利子に関しては商業銀行と同じ率に修正させられたという経緯を持つ。また、欧州開銀の関係で、EUPHAREの資金による融資プログラムやベンチャーキャピタルもあり、信用保証を行う機関も3機関存在

するなど、中小企業への融資の手段が全く存在しないわけではない。

また、小規模企業対策としてのマイクロクレジットのファンドについては比較的恵まれており、ドイツの援助機関や欧州開銀等のマイクロクレジットもあり、さらに、労働社会政策省が構造改革のために、旧国営企業からの退職者に対して2千独マルクを支払っていて、これを元手に起業する例も少なからず見られる。

さらに、中小企業に対する市場確保の意味から、官公庁は調達に関し、一定の枠を中小企業向けに割当ており、従業員教育支援についても、簿記短期コース等の実務レベルの教育が商工会議所で実施されている。

なお、JICAの短期専門家であった脇山氏が1999年10月にブルガリアに対する技術支援を行っていて、中小企業政策について、以下の4項目の改善提案を行っている。(産業省からの提供資料による)

- ・品質管理システムの導入により、ブルガリア企業の競争力強化と活性化を図る。このために、啓蒙活動を行い、必要であれば、認証取得を広げていくための基金を設立し、認証取得の財務支援を行う。
- ・工業開発戦略の策定。財務的、経済的なインセンティブと適切な規制化、国際協力によるプログラム実施により工業化を進めていく。
- ・省エネのためのセンターを産業省内に設立し、省エネタイプの産業育成を行う
- ・輸出保険、知的財産権、新技術・ハイテク関係の技術移転をブルガリアに対して進めていく。

### (3) 中小企業基本法

ブルガリアの中小企業基本法 (Small and Medium-Sized Enterprise Act) では、中小企業の定義、中小企業庁の役割、組織、権限、中小企業庁へのアドバイザー委員会、中小企業振興に関する政策評価手段、財務支援、中小企業振興プログラム、国営企業の民営化との係わり合い、監督等について定められている。

中小企業の定義については、以下のように定められている。

- ・小企業：従業員数が50人以下で、売上が百万BGL未満、あるいは固定資産が0.8百万BGLを超えない企業
- ・中企業：従業員数が100人以下で、売上が3百万BGL未満、あるいは固定資産が2.4百万BGLを超えない企業

(注：ブルガリアの通貨はドイツマルクに固定されている、1マルク=1,000レバ)

#### 4-3-2-7 今後の中小企業振興の方向性とさらに整備が必要な関連制度

ブルガリアは国家政策としてEU加盟を強く希望しており、現在そのための準備や整備で忙殺され、その他のことには手がつかないという状態である。従って、EU加盟後の産業の状態や中小企業の振興状況について十分考えているゆとりがない状況となっている。

旧社会主義陣営に属していた時代、ハイテク産業としての役割を担っていたために、ハイテク産業育成に有利と言う説もあるが、工業関係での中小企業が育っておらず、特に裾野産業の育成がなされていない。外国投資もポーランド等に流れる傾向にあり、国内市場規模及び西ヨーロッパ市場への輸出等の条件を考えるとブルガリアは必ずしも魅力的な位置ではない。従って、今後の中小企業振興の方向性、特に工業分野に関してはかなり難しいものがある。

EU加盟を意識した中小企業振興政策を実施していく上での問題としては、

- ・ EU基準・世界基準への準拠
- ・ 競争力の強化
- ・ インフラの整備、環境の改善
- ・ 品質改善
- ・ 地域開発

の5点が挙げられていて（12/18/99産業省での面談）これに関しての支援の希望があった。今後は、EU内でのブルガリアの工業開発と上記分野を織り込んだ中小企業振興策の策定が必要となってくるであろうが、きちんとした中小企業基本法が存在し、中小企業振興政策を担う機関及び財務支援のしくみについても記載されているので、法制度の面での大きな問題はないと思われる。

しかし、中小企業基本法を実施していく上での関連する法規制やしくみの整備の部分はまだまだなので、今後実施面での整備が必要となってくる。例えば、先方が緊急的に支援を必要としているのは、EU基準への準拠作業であり、この面ではあまり日本は支援できるとは考えにくいですが、日本が可能な支援分野として、現在既に行われているが、生産性向上・品質改善等の分野が、引き続き最も有望であると思われる。

#### 4-4 アセアン（市場化達成国）

##### 4-4-1 インドネシア

###### 4-4-1-1 整備済み法制度

旧オランダ東インド政府は、東インドでの立法について調和原則（Principle of “Concordantie”）を採用した。その結果として、オランダ植民地政府が制定した法律は基本的にオランダの法律を踏襲している。1945年インドネシア憲法の経過規定第 条により、新しい立法がなされない限り、オランダ植民地政府が制定した法律の相当数は、現在でも効力を持っている。上記憲法の条項は次のように規定している。

「すべての政府機関、および既存の法令（Regulations）は、従前の効力を有する。ただし、この憲法に基づいて新しい法律が公布されたときはこのかぎりではない。」

インドネシアにおける「法の段階」は、次のようになる。

Constitution

Law / Act

Government Regulation

Presidential Decree

Presidential Instruction

Ministry Regulation

例えば、1995年の中小企業法（Act No. 9 / 95）で小企業について規定しているが、中企業についてはPresidential Instructionで規定している。法令の公布は官報によって行われる。Presidential Instructionは大統領から、行政各部に対する内部通達であって、公布はない。

最近、6つの新しい法律が制定された。それらは独占的行為及び不正競争禁止法（Law Prohibiting Monopolistic Practices and Unfair Trade Competition）、消費者保護法（Law on Consumers Protection）、破産法（Bankruptcy Law）、環境法（Law on the Environment）、会社

法（Company Law）、仲裁及びADR法（Law on Arbitration and Alternative Dispute Settlement）である。

独占的行為及び不正競争禁止法、破産法の立法は、IMFによる追加融資を受ける上での条件とされたものである。

アジア金融危機後のここ数年、インドネシアの経済法制度は大きな変動を余儀なくされているが、こうした背景を受けて、1999年の10月4 - 5日に、日本の通産省、ジェトロ、アジア経済研究所と、インドネシアの通産省（MOIT；Ministry of Industry and Trade）、インドネシア大学法学部（FHUI；Faculty of Law University of Indonesia）の共催で、「経済法と制度についてのセミナー；インドネシアと日本」（Seminar on Economic Laws and Institutions: Indonesia and Japan）が行われた。

このセミナーでは、両国の競争法、消費者保護法、破産法、仲裁法、会社法、環境法等について報告された。

#### (1) 会社法

インドネシアでは、オランダの支配下で移入された1848年商法典の内の会社法規定(わずか21条)が、1995年に新会社法が制定されるまで存続した。この旧法では、19世紀半ばの制定ということから、会社の設立は特許主義(裁量許可)であり、また取締役会をおかずに、「コミサリス会」が取締役罷免権・重要事項決定権などの実験を持つ構造が特徴的であった。コミサリスという名称はオランダ商法の監査役に由来するものであるが、以上のように、実態としては監査役以上の権限を持った。

新会社法は、1995年3月に制定、96年3月に施行された。会社の設立、組織形態、株主総会、帳簿の監査、清算等について規定している。

この新法によって会社設立が準則主義となるなどの近代化が図られた。しかし、この新法でもコミサリス会等の基本構造は変わっておらず、新立法の主たる目的は会社経営構造の改革にあったというよりも証券市場活性化政策の一環であったと見られる。

一方では、株主代表訴訟の制度化、取締役責任の強化、買収・合併規定の創設等も盛り込まれている。

会社の類型としては、内国株式会社(Local PT Company)、PMDN Company、外資企業(PMA Company)の他に、金融関係会社がある。

会社の機関は株主総会、取締役会、コミサリス会から成っている。

##### 株主総会

定時株主総会は会計年度終了後6ヵ月以内に開催され、年次報告書の承認決議がなされる。取締役会は定時株主総会以外にも必要に応じて株主総会を開催する権限を持ち、少数株主(発効済株式の10分の1以上を所有)は、取締役会又はコミサリス会に株主総会の開催を要請することができる。

##### 取締役会

取締役は株主総会によって選任・解任され、任期は一定期間で再任可能である。各取締役がある場合や定款の定めがある場合を除き、代表権を持ち、会社の経営を執行する。

##### コミサリス会

取締役会の経営上の判断を監視し、取締役会に助言する。

## (2) 労働法

1997年10月に公布された新労働法は、1998年10月から施行される予定であったが、政治社会情勢の激変（1998年5月スハルト政権崩壊）のため、現在のところ施行が休止状態にある。従って、現在のところでは以前の5つの労働関連法が適用されている。「1948年労働法の全土への適用について（1951年）」、「1954年労働協約法」、「1958年外国人雇用法」、「1963年ストライキ・ロックアウト回避法」、「労働者に関する基本事項について（1969年）」である。

1997年新労働法の施行が中止されたのは、同法がスハルト体制の労働政策の基本であったパンチャシラ労使関係の集大成であったからだと言われている。スハルト政権下では政府が公認しない労働組合はパンチャシラ労使関係に反するとして、労働組合としての活動を許されないことになっていた。これは集会結社の自由を奪うものであるとの国際的な非難があった。そこで、この新労働法の施行を中止させることによって、自由な労働組合の設立・活動を認めさせることにより、民主主義確立を国際社会にアピールしたものであると言われている。1998年6月には、結社の自由・団結権に関するILO87号条約を批准した。

## (3) 倒産法

新破産法（Bankruptcy Law）は1998年4月22日に採択され、120日後の1998年8月に施行された。債権者と債務者間の紛争を迅速かつ実的に解決する方法を規定することを目的とする。IMFとの合意に基づき、1905年破産法を改正したものである。改正の主要点は、和議を進めるため、270日を限度とする債務弁済猶予の制度が詳しく規定された。

破産については新設の商業裁判所の管轄になり、破産事件については最高裁を控訴審とする二審制をとる。

各手続のタイムリミットが記載され、破産事務手続の迅速化が図られている。

破産申立権者が銀行については中央銀行、証券会社では証券市場監督庁に限られているが、他方では検事は公共の利益のために常に破産申立権者になれる。

会社更正等の担保権を制限する形での再建型倒産処理は規定されていない、等である現在、会社更生法(Corporate Reorganization Law)の草案が策定されつつある。

## (4) 独占禁止法

独占的行為及び不正競争禁止法（Law Prohibiting Monopolistic Practices and Unfair Trade Competition）は、1999年3月5日に公布され、その1年後即ち2000年3月5日から施行される。この立法は、議員立法案として作成された草案に政府が修正を加え、両者を折衷したという形で行われた。議員立法案作成についてはドイツの法律専門家が協力したので、ドイツ型のものである。

1993年に米国のUSAIDは、協力という形で草案を示していたが、これを採択することはなかった。その理由としては、

裁判所の能力が低いインドネシアにとっては、米国のように裁判所が果たすべき役割が大きな独占禁止法は適さない

米国の独占禁止法のように成文法としての条文が少なく、また、管轄官庁が司法省と連邦委員会という複数から成るという体系はなじまない

米国のようにメーカーについて販売店との取引拒絶を広く認めるような体系は、メーカーに外資系企業が多いインドネシアにはなじまない

といった点が挙げられている。



独占禁止法の実施機関としては、事業競争監視委員会（KPPU ; Business Competition Supervisory Committee）の設置が予定されている。委員会は政府やその他からの影響を受けない独立機関で、大統領に対して責任を負う（同法30条）。また、この独占禁止法の適用除外の内には、小企業起業家、その構成員のみのための共同組合活動が含まれている。

独占禁止法第50条に法の適用除外が列挙されており、

b. Contracts related to intellectual property rights such as license, patent, trade brand, copy right, industrial product design, integrated electronic series, and trade secrets, and contracts related to franchise.

等と並んで

h. Entrepreneurs categorized engaging in small scale business.

i. Cooperative business activities serving specifically only its members.

が挙げられている。

さらに、消費者保護法（Law on Consumers Protection）が、1999年4月20日に公布された。

#### (5) 知的財産権法

知的財産権法の分野で既に整備されているのは、特許権法、商標法、著作権法であり、さらに意匠法、営業秘密(Trade Secret)法、半導体法についての法案が1999年12月に国会に提出され、審議中である。審議中の3本の新法案作成については、特定の外国等による援助を受けたわけではなく、商工省と国内法律関係者からなるタスク・フォースによる作業による。

意匠法については実体審査規定はなく、ヨーロッパ方式である。実体審査体制は出来ていないから、その意味では妥当な選択であると考えられる。特許申請案件の97%が外国からのものであり、自国での審査を要しないものである。従って、特許についての審査能力の程度については未知数である。

#### 4-4-1-2 法制度面で生じている問題

IMFは、融資条件として破産法や独占禁止法の立法を要求し、破綻処理や公正取引が国際的な基準に近い形で行われるように誘導している。しかしながら、インドネシアの改正破産法の施行状況を見ると、現地政府と国会は現実と合わないとして立法はするが機能しないような骨抜き作業を行っては短現地財閥の経営権維持を図っていると言われる。

インドネシアでは、破産を一括審査することになった商業裁判所と最高裁判所が、大規模企業に対する債権者による破産申立てを拒否している。裁判所は破産法の条文の曖昧さを利用して政治的責任を回避している、という指摘がある。

また、独占禁止法についても、議員立法という形をとったこともあり、政府筋の反発の念は強く、「独占禁止法があると地場大企業は生まれず国家は発展しないが、IMFが融資の条件にしたので仕方なく立法した」という立案者の本音が随所にみられるという指摘もある。

(鈴木康二 1999「インドネシアにおける独占禁止法の立法」『国際商事法務』Vol.27, No.4、鈴木康二 1999「インドネシア改正破産法は利用されるか」『国際商事法務』Vol.27, No. 1、同「インドネシア1997年労働法の行方」『国際商事法務』Vol.27, No. 3でも、最近の改正法についての問題点が指摘されている。)

[ 参考 ]

[ 東南アジア諸国連合 (ASEAN ; Association of South-East Asian Nations) ]

ASEANは、経済社会、文化などの各分野の相互交流を目的とする地域協力機構であって、その設立は、1967年8月8日である。タイ、マレーシア、シンガポール、インドネシア、フィリピンが創立に参加した。1984年1月にブルネイ、1995年7月にヴェトナム、1997年7月にミャンマー、ラオスが加盟した。また、1999年4月30日には、加盟が見送られていたカンボディアの参加も認められた。

ASEANは、年1回の定例外相会議を中心に、経済閣僚会議、首脳会議などを通じて協議を行い、満場一致の原則で決定がなされる。また、アメリカ、日本、中国などの首脳、外相と、拡大ASEAN首脳・外相会議（ASEAN・PMC）を定例的に開催している。

[ アジア太平洋経済協力(会議) (APEC ; Asia-Pacific Economic Cooperation) ]

日本、アメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド等とASEAN諸国、韓国、台湾、香港等の計18カ国・地域が参加するアジア太平洋地域における協力会議。1989年1月にオーストラリアのホーク首相の提案で第1回閣僚会議がキャンベラで開催された。その後、第2回(1990年)はシンガポール、第3回(1991年)はソウル、第4回(1992年)はバンコク、第5回(1993年)はシアトル、第6回(1994年)はボゴール、第7回(1995年)は大阪で開催された。91年の第3回閣僚会議では、マレーシアが貿易ブロック適性格を持つ東アジア経済協議体(EAEC)構想を打ち出した。1996年の第8回マニラ会議では、第6回ジャカルタ会議で合意された貿易・当市自由化に関する具体的プランが提示された。1997年のバンクーバー会議では、新たにロシア、ペルー、ヴェトナムの3カ国が1998年のクアラランプール会議から加盟することを決定した。1999年はオークランドで開催され、金融市場の機能強化をうたった首脳宣言が発表された。

4-4-1-3 国際会計基準導入により生じた問題

(1) 国際会計基準とインドネシア会計基準との相違

国際会計基準を導入し始めたが、なお多くの相違点があり、中小企業に関係する相違点は以下の表で比較できる。インドネシアでの会計実務は、大企業も含めてすべての企業はインドネシア会計基準に基づいている。(証券市場が2つあり、証券市場上場基準もある。それゆえ大企業で適用されると思われる、キャッシュフローステイトメント、連結決算、年金会計、リース会計は今回考慮から外す場合もある。)

	国際会計基準	インドネシア会計基準
棚卸資産	低価法による評価。 内部振替価格の含み益は控除。	国際会計基準と同じ。 規定なし。
売掛金	貸し倒れの見積もり計上。	見積もり計上は可。
有形固定資産	原価もしくは再評価価値。 見積もり耐用年数で減価償却。	原価もしくは外資の現物出資価格。 減価償却。
無形固定資産	試験研究費は発生時に費用化。 営業権は減価償却。	試験研究費は有効年数で減価償却。 減価償却。
投資	子会社は連結会計に包含される。関連会社は持分法による。低下法の適用が必要。	国際会計基準と同じ。
発生主義会計	すべての費用は発生主義にて計上。	利息費用等発生主義にて計上可能。
引当金	偶発性のある費用損失の見積もり計上。	偶発引当金は計上可。
納税充当金	繰り延べ税金も計上。	繰り延べ税金の計上は任意。

(2) 相違が中小企業の会計実務に与える影響

インドネシアで中企業は華僑系が多いと聞いている。1事業につき1会社を設立する事業展開を志向するなら、会社の有限責任上事業の失敗があっても他の会社に連帯責任に基づく

資金負担という悪影響をもたらさない。しかし、会計上は連結会計を原則的にインドネシアでは要求されているから、資本持分50%以上の所有者は子会社関連会社を包含して連結財務諸表を作成することになる。連結納税制度がまだ導入されていない現状では、証券市場に上場していなければ、連結財務諸表の作成を怠っても罰則規定がないので実務上支障がない。しかし、企業の情報開示の制度上好ましくない。

#### 4-4-1-4 会計基準の中小企業レベルでの遵守状況と問題点

##### (1) 税務会計の現状

非国営企業の中企業は外国資本との合弁及び華僑系資本企業が多いと思われる。会計は外国資本の本国に報告する必要から、必ずしもインドネシア会計基準に準拠していない。外国資本との合弁企業は税務上は会計事務所の助けを借りて、税務調整を施し、税務申告をしている例が多い。一方、華僑系資本企業は2つないし3つの会計帳簿を作成し過度な節税用帳簿と、銀行から融資を受けるための帳簿を準備していると言われている。

##### (2) 会計事務所の役割

外国資本との合弁の中企業には会計事務所が関与している例が多い。会計事務所はインドネシアの会計基準に基づく会計帳簿作成を指導している。また、税務申告もその帳簿に基づき代行している。その面で会計事務所の役割はある。しかし、小企業は会計事務所を利用しないので、会計事務所の役割はほとんどないと言える。(証券市場に上場している大企業だけ会計監査を受けている。ジャカルタ以外にスラバヤにも約200社上場している証券市場があり、上場基準が緩やかなので中企業や社債、国債の上場も認めている。)

#### 4-4-1-5 税制度の現状と問題点

##### (1) 徴税制度

本税法以外に、解説(英語)があり、制度の運用は改善されてきた。しかし大統領令による特別措置が多く実際の取り扱いは、より複雑・不公平・不透明。税務署の組織は大きい、納税者志向はなく、又中小企業育成のための手厚い保護の観念もない。それゆえ中小企業固有の優遇税制はない。産業政策上の税制は外資優遇以外ほとんどない。人口2億人以上のインドネシアで個人の納税者が126万人である。一方、土地建物の固定資産税は7,500万件ある。

##### (2) 中小企業を含む投資企業への優遇税制

中小企業固有の優遇税制はない。そのかわり、標準法人税率10%、15%、30%の累進が新たな投資企業の場合はジャワとバリ以外の地域に進出した企業は5年間、ジャワとバリの地域に進出した企業は3年間免税扱いになる。さらに、それらの企業が雇用者が2千人以上、協同組合が株式を20%以上保有、投資額が2億\$以上の場合にはさらに免税期間が1年延長される。投資のための建設期間が5年未満で済む場合は、その節約期間の分の免税期間が延長される。さらに、経済統合開発地域へ進出する企業は以上の免税以外に様々な関税付加価値税の減免が享受できる。

### (3) 税務調査の実態

税務調査は、いわば交渉で決められる方式で実施されている。すなわち税法の規定に基づき課税所得が算出されるのではなく、事業規模から推定される方式で税額が決定される場合が多い。また、税務調査の担当者は税務に精通していないので恣意的な課税や納税者との接触の際の非行についての批判が多い。

法人税と個人所得税（45兆ルピア）や付加価値税（35兆ルピア）の税収入が外国法人が負担する関税収入（6兆ルピア）より多くなり、税務職員の教育と同時に納税者の理解が重要になってきた。

税務上、貸し倒れ引当金は認められないので、その分会計上の利益と税務上の所得が相違する。また、現物給与は法人税上損金不算入・個人所得税上課税所得にならない。

#### 4-4-1-6 中小企業政策の現状と問題点

##### インドネシアの中小企業振興政策

項 目	法規制及び制度等の名称	注 釈
・ 国家計画	なし	The Guideline of the State Policy Looking to the Future of the Indonesian Economy が存在。
・ 中小企業振興計画	なし	工業化計画 2000 年は存在する。
・ 政策機関	Ministry of Industry and Trade Ministry of Cooperatives, Small and Medium Enterprises	MOIT が工業振興を、MCSME が小規模企業振興を担当している。しかし、現在流動的である。
(1) 中小企業法	The Law of the Republic of Indonesia Number 9 of the Year 1995 Concerning Small Business	#9,1995 が小企業の定義や振興について規定してある。 中企業は、大統領令#10,1999 で規定されている。
	Republic of Indonesia President Instruction Number 10, the Year 1999	
(2) 経営基盤の強化		
1) 金融対策		政策金融機関が存在したが、現在金融改革のため見直し中
2) 税制対策		
3) 組織化対策	Law of the Republic of Indonesia Number 25 of the year 1992 concerning Cooperative The President of the Republic of Indonesia Decree Number 99 of 1998 on Fields/sorts of Businesses Reserved for Small Enterprises and Fields/sorts of Businesses Open to Medium or Large Enterprises on the Basis of Partnership	商工会議所のみならず、協力省が組合結成を推進してきた。 また、小企業と中あるいは大企業とのパートナーシップも同省が推進してきた。
4) 取引適正化対策		独禁法を 1999 年 3 月 5 日公布
5) 事業分野の調整対策		
6) 官公需確保対策		
7) 倒産防止対策		Bankruptcy Law が 1998 年 4 月 22 日公布
(3) 構造改革の支援		
1) 経営革新支援対策		
2) 新規創業等支援対策		
3) 技術力向上支援対策		
4) ソフトな経営資源の充実		

5)情報化対策		
6)高度化対策		
7)地域中小企業対策		協力省が、組合方式やビジネスセンターを活用した地域中小企業振興を実施してきた。
8)中心市街地の活性化対策		
9)流通合理化対策		
10)労働対策		Act No.1/1951 等いくつかに分かれて労働法が存在する。
11)エネルギー・環境対策		
12)国際化対策		商工会議所で見本市開催 JETRO 等の協力により、外国投資誘致活動も盛ん
(4)小規模企業対策		協力省が、組合方式やビジネスセンターを活用した手工芸品工業中心の中小企業振興を実施してきた。
(5)その他の施策		

#### (1) インドネシアの産業構造と中小企業セクター

インドネシア経済は、GDPが214,593百万米ドル（1997年。世銀、「世界開発報告」、1998/99による）で付加価値構造比は、農業セクターが16%、工業セクターが42%、（うち製造業が25%）、サービス業が41%となっている。（同上）

調査中に統計資料が入手できなかったが、訪問したBAPPENASの話によれば、インドネシアの小規模企業は約100万社あり、この小規模企業がインドネシアの企業全体の数の60%以上を占めているだろうということであった。

アジア危機の影響を最も強く受け、混乱状態になったインドネシアだが、国家の新しい方向性を示す必要から、National Policy Guideline 1999が緊急に出され、これが現在、国家計画あるいは国家の方向性を決めるものとなっている。

この内容は、主に2つの部分から成り、1999～2003年までの短期戦略として、産業の回復を危機前の水準まで早急に戻すことを、2004～2020年までの長期戦略として、輸入に頼らない国際競争力のある強いインドネシア工業を開発していくことをうたっている。

工業開発政策として、インドネシア工業省は、工業化計画2000年 (Program Pengembangan Ukm-Indag Tahug 2000)を2000年2月に出した。

インドネシアの中小企業としては、食品加工、繊維、縫製、紙製品、自動車部品、電化製品、電子部品といった産業サブセクターが主要部分を占めている。そして、資本財、中間財生産に関し、外国投資企業を中心に、危機前同様の高い成長率を維持している。このためもあり、インドネシア政府は、外国投資誘致が経済回復の重要な要因になるとして、外国投資誘致に力を入れようとしている。

#### (2) 中小企業政策

インドネシアの中小企業政策は、大きな政策はBAPPENASにより、その実施面では、工業省(Ministry of Industry and Trade)と協力省(Ministry of Cooperatives, Small and Medium Enterprises)の2つの省庁によって推進されてきた。しかし、この構造が大きく激変しようとしている。従って、将来どのような編成により中小企業政策が実施されていくのか現時点では不透明である。

従来は、まず、BAPPENASが国家計画を策定し、工業政策は工業省により実施されてきた。

工業省の政策は産業サブセクター毎に産業政策を打ちたて、実施していくというもので、あまり中小企業振興政策については関心を払ってきていなかった。また、中小企業振興についても、政策権限を協力省に奪われ、政策金融機関も政策ツールとして使えるような国営企業（製造業）も同省の権限下になく、同省としては、政策実施手段がなく何も実施できなかった。（国営企業は国営企業省が管轄）

小規模企業も含め小企業振興はむしろ協力省の範囲であった。協力省は、手工業や農業工業等の同業者組合、地域産業組合を作り、さらに、パートナーシップと呼ばれる、大企業との繋がり（下請け関係）を構築するという政策を展開してきた。しかし、同時に、この組織化のしくみが政治体制に組み込まれ、ゴルカ党の集票機構としての役割も担ってしまっていた。アジア危機と政治的混乱により、この政治的なきが否定されることになり、同省に対し大幅な予算削除と権限縮小がなされ、小規模企業育成や保護も含め、同省が担っていた中小企業振興に関する実施権限が地方公共団体に委譲され、同省には政策策定機能のみ残ることになっている。

同省が推進してきたパートナーシップ政策は、自動車産業（アストラ等）関連の裾野産業が育成されるなど、成功してきた部分も見られるが、アジア危機で、裾野産業のトップに存在する自動車アッセンブリーメーカーが不良資産化するなど、全てが泡になってしまい、それに伴い、同省の行ってきたパートナーシップ政策に対しても厳しい批判に晒されている。

#### 1) 中小企業向け金融

中小企業向けの政策金融機関として、Bank Indonesia等いくつかの国営銀行があったが、アジア危機を迎え、現在金融改革が進められている。しかし、中小企業向け金融は重要視されていて、IMF主導の元に、

- ・ BRI、PT Madani、BTNが信用保証を行う
- ・ Mandiri銀行は中小企業向け金融機関になる
- ・ BRIは商業銀行及びマイクロファイナンス専門の銀行になる

といった中小企業向け金融機関の整備が考えられている。

また、中小企業向けの証券市場として、スラバヤ証券取引場が考えられている。

#### 2) 技術支援、トレーニング

協力省中心に設置が進んできたビジネスセンターが地方公共団体に運用の権限が委譲され、これらの村落単位のビジネスセンターを中心に小規模企業中心の技術支援やトレーニングが実施されようとしている。

#### (3) 中小企業基本法

インドネシアの中小企業政策の枠組みを定めたものとして、小企業のみを対象とした、The Law of the Republic of Indonesia Number 9 of the Year 1995 Concerning Small Businessがある。ここでは、「土地及び建物を除く資産200百万ルピア未満の企業」と定義されている。また、この中小企業基本法は、Industrial Law, Law #5 1984（工業振興法）に基づいて作られ、また1979年にMOITが中小企業振興の所轄官庁の1つというように定められてもいた。

一方、協力省の中小企業政策の基本でもあり、この省の行政の基本ともなっているのは、The Law of The Republic of Indonesia Number 9 of The Year 1995 Concerning Small Businessである。さらに、この省で実施している協力化（パートナーシップ）に関してはThe

President of the Republic of Indonesia Decree Number 99 of 1998 on Fields/Sorts of Businesses Reserved for Small Enterprises and Field/Sorts of Businesses Open to Medium or Large Enterprises on the Basis of Partnershipが、組合化に関し、Law of the Republic of Indonesia Number 25 of the year 1992 concerning Cooperativeが基本になっている。

The Law of The Republic of Indonesia Number 9 of The Year 1995 Concerning Small Businessでは小企業について規定されていて、中企業については規定されていないが、中企業の規定は、Instruksi Presiden Republik Indonesia Nomor 10 Tahun 1999 Tentang Pemberdayaan Usaha Menengah（大統領令#10：Republic of Indonesia President Instruction Number 10, the Year 1999）に実施規定として明確化されている。

法務省によれば、新しい法律あるいは上記の法律が改定されない限り、上記の法律は有功であり、従って、例えば協力省の中小企業振興実施権限が地方公共団体に移管されても上記の法律の枠組みで中小企業振興が実施されることになるとのことで、従って、上記、特にThe Law of the Republic of Indonesia Number 9 of the Year 1995 Concerning Small Businessは小企業基本法として有功であると考えられている。このことは、地方公共団体も、この法の枠組みに沿って中小企業政策を実施しなければならないことを示している。

#### 4-4-1-7 今後の中小企業振興の方向性とさらに整備が必要な関連制度

混乱から回復しつつあるインドネシアだが、まだ経済的な回復を明確に示す数値は経済統計には表れていない。しかし、調査時点での面会者は一様に、明るい兆しを感じると述べていたことが印象的であった。

日本の支援として、タイには水谷専門家を中心として中小企業振興マスタープランを策定するための今日yろくを行ったが、インドネシアにも浦田教授を中心としたミッションが入り、本格的な調査や支援がスタートすることになるので、そちらにより方向性や整備課題が打ち出されるべきと考えるが、2、3調査で気付いた点のみを述べる。

協力省が進めてきたパートナーシップや組合方式等も含め、国内企業育成の政策の全てが悪かったわけではなく、中には正しかったものもあり、一応の成果を上げたものもある。強引な産業連関を無視したパートナーシップを進めたという欠点もあり、また組合方式を急速に進めようとして癒着を招いたといった失敗もある。そのような失敗や欠点は反省し評価できる部分は評価し、次の総合的な中小企業振興政策に生かすことが重要である。

また、今後のインドネシアの経済発展の上で、パティーク（ロウケツ染め）等の手工芸品を中心とした小規模企業振興よりも、外国投資を中心とした裾野産業育成がより重要であると思われる。インドネシア政府も、パートナーシップ等でこの裾野産業育成を一生懸命実施してきたが、アジア危機で批判が出てストップ状態になっている。しかし、裾野産業育成の重要性は変わっていない。問題はどのような産業をどう育成していくかで、インドネシア経済を確実に復興させ、さらに発展させていくためにも、しっかりとした工業開発マスタープランや中小企業振興戦略が早急に必要であると思われる。

## 4-4-2 マレーシア

### 4-4-2-1 整備済み法制度

今回のアジアにおける訪問国の中では、一人当たりGDPが最も高い国であり、企業活動のために必要な基礎的法制度はほぼ整備されている。

法制度については、少なくとも表面上は、いまだに英国法の伝統を強く残している。例えば、法曹の多くは英国またはオーストラリアに留学し、上位裁判所においては英国と同様にガウンが着用され、法律用語には英語が使用されている。

#### (1) 会社法

マレーシアでは、MITI (Ministry of International Trade and Industry) が、工業及び国際通商に関する行政を所管するのに対して、MDTCA (Ministry of Domestic Trade and Consumer Affairs) は、国内通商についての行政を所掌している。そして、このMDTCAに属するROC (Office of the Register of Companies) が、会社の登記や会社法の施行に関する業務を所掌している。会社について規定するのは、1965年会社法 (The Companies Act 1965) である。

この1965年会社法によって設立可能な会社の種類は

株式有限責任会社 (Company Limited by Shares)

保証有限責任会社 (Company Limited by Guarantee)

無限責任会社 (Unlimited Company)

の3種類である。

のCompany Limited by Sharesでは、出資者の個人責任はその所有する出資株式額面 (par value of their shares) に限られ、のCompany Limited by Guaranteeでは会社清算時の出資者の責任はそれぞれが保証した限度額 (nominated amount) に限られる。これらに対して、のUnlimited Companyは、出資者が無限の責任を負う会社である。

株式有限責任会社 (Company Limited by Shares) は、最も一般的な会社形態であって、非公開会社 (Private Company) か公開会社 (Public Company) かのいずれかの形態をとる。

定款に次のような記載がある場合は、非公開会社 (Private Company) としての株式会社を設立することができる。

- (a) 株式譲渡の権利を制限している。
- (b) 従業員及び元従業員を除いて、株主数を50人以下に制限している。
- (c) 株式及び社債 (shares and debentures) の公募を禁止している。
- (d) 供託金受入 (deposit money with the company) の公募を禁止している。

株式会社は公開会社 (Public Company) として設立することも可能であるが、非公開会社 (Private Company) が1965年会社法第26条の規定に則って公開会社に転換することも可能である。また、同条によって、公開会社が非公開会社に転換することも可能である。

公正取引委員会という組織はなく、独占禁止法も制定されていない。現在制定に向けて検討中である。

#### (2) 証券委員会法

マレーシアの証券行政を担当する主な政府機関は、大蔵省と証券委員会 (SC ; Securities Commission) である。証券委員会 (SC) は、Securities Commission Act 1993に基づき、1993年8月1日に設立され、企業の株式上場基準の選定・管理、企業の合併・買収についての審査等を行う。その他、外国投資委員会 (FIC ; Foreign Investment Committee) が、新開発政策



(NDP; New Development Policy)の実施機関として、外国人投資家の株式保有状況を監視するという役割を果たしている。

マレーシアには、クアラルンプール証券取引所 (KLSE) とブミプトラ証券取引所 (BSE) の2つの取引所がある。KLSEは、一部市場 (Main Board) と二部市場 (Second Board) の2市場からなり、一部市場では、株式、社債、不動産信託と1989年から上場が認められたTSR (Transferable Futures Exchange) の取引が行われている。二部市場は発展途上の中小企業に資金調達の間を提供するために1988年11月に開設された。ブミプトラ証券取引所 (BSE) の参加者は、ブミプトラ (マレー系住民) に限られているため、上場企業数は5社に過ぎず、取引も不活発である。

公開会社は、1965年会社法の規定に則った目論見書 (Prospectus) をROCに登録しなければ、株式の公募を行うことができない。また、目論見書がROCに登録受付される前に、株式の公募申請を証券委員会 (SC) に提出して許可を得なければならない。

1997年10月には主として新興ハイテク関連企業を対象としたマレーシア株式店頭市場 (MESDAQ; Malaysia Exchange of Securities Dealing and Automated Quotation) の設立構想が発表され、1999年4月30日から取引を開始した。

### (3) 最近の会社法等改正動向

社債市場の活性化を目的として、1995年会社法、1993年証券委員会法、1989年銀行・金融機関法の改正について検討されている。改正後は、社債発行の認可機能が証券委員会 (SC) に集中され、手続きが簡素化される。引受手数料の低下を促す措置についても検討中である。

マレーシア企業にとっての資金調達手段は銀行借入と株式発行が中心であったが、通貨危機の際には、金融機関が株式を担保とした融資の回収に動いたことが、企業の財務状況を悪化させたとの指摘がなされていた。このため、政府はリスク分散という観点から社債市場の育成を進めることとしたものである。

### (4) 技術移転

1975年工業調整法 (Industrial Coordination Act 1975) に基づいて製造ライセンスを取得したすべての製造業プロジェクトは、外国のパートナーとの間で技術移転契約 (technology transfer agreement) を締結する場合は、MITI から事前に書面による承諾を得なければならない。これは、マレーシア側当事者にとって、不公平で不当な制限や不利な条件が契約で課せられたり、契約によって国益が侵害されたりしないよう、また報酬の支払がある場合にはそれが移転される技術のレベルに見合っていることを確実にするためである。

マレーシア国民保有企業又はマレーシアとの合弁企業と外国企業との間で合意された技術移転契約についての適用法令はマレーシア法である。紛争の仲裁はマレーシア国内で行われ、準拠法は1952年マレーシア仲裁法 (1972年改正) (Arbitration Act 1952) 又は国連国際商取引法委員会 (UNCITRAL; United Nations Commission on International Trade Law)、仲裁規則 (Arbitration Rules) の何れかとし、在クアラルンプール アジア・アフリカ法諮問委員会 (AALCC; Asian-African Legal Consultative Committee)、地域仲裁センター (Regional Center for Arbitration) で処理されるべきだとされる。

### (5) 知的財産権法

特許権保護は1983年特許法 (Patents Act 1983) 及び1986年特許規定 (Patents Regulations 1986) に基づく。特許権者は、特許を受けた発明を利用し、特許権を譲渡あるいは移転し、

ライセンス契約を締結する権利を有する。

商標権保護は、1976年商標法（Trade Marks Act 1976）及び1997年商標規定（Trade Marks Regulations 1997）に基づく。

著作権保護は、1987年著作権法（Copyright Act 1987）に基づく。著作権の対象となる作品にはコンピューターソフトウェアも含まれる。

工業用デザイン（意匠）については、1996年に意匠法（Designs Act 1996）が制定された。

#### 4-4-2-2 法制度面で生じている問題

マレーシア会社法の問題点としては、会社法自体というよりもその施行体制にあると言われる。それは、行政庁による経営監視体制が強すぎるという点である。特に、会社登録官（Registrar）が有する情報請求・検査・査察権限が強すぎるという点が指摘されている。

しかも、その運用が日系企業を始めとする外資企業や非有力華僑系企業には特に厳しいという点が指摘されている。以上の点も含めて、マレーシア法制度の問題点の多くはプミプトラ政策に帰着すると言ってよい。

マレーシア第7次開発計画（1996-2000）の「第3章 貧困是正、社会再編、所得分配」においても、計画目標として、1) 貧困是正、2) プミプトラ産業社会、3) 企業の所有と支配、4) 所得分配を挙げて、「2) プミプトラ産業社会」の項だけでなく、「3) 企業の所有と支配」の項でも、プミプトラ系会社資本所有が少なくとも30%に成るように努力する等の目標を述べている。

こうしたプミプトラ政策と英米法の基本原則である「法の支配（Rule of Law）」との適合性は、今後とも問題として残るであろう（法の支配における「法」とは、議会が制定した「法律」を超えた、自然法的な響きが込められている）。

#### 4-4-2-3 国際会計基準導入過程で生じている問題

##### (1) 国際会計基準とマレーシア会計基準との相違

国際会計基準を導入したが、マレーシア独自の会計基準は別に制定している。なお多少の相違点があり、中小企業に関係する相違点は以下の表で比較できる。マレーシアでの会計実務は、大企業も含めてすべての企業は国際会計基準プラスマレーシア会計基準に基づいている。（証券市場があり、証券市場上場基準もある。それゆえ大企業が適用されると思われる、キャッシュフローステートメント、連結決算、年金会計、リース会計も考慮されている。）

	国際会計基準	マレーシア会計基準
棚卸資産	低価法による評価。 内部振替価格の含み益は控除。	低価法。 国際会計基準に準拠。
売掛金	貸し倒れの見積もり計上。	国際会計基準に準拠。
有形固定資産	原価もしくは再評価価値。 見積もり耐用年数で減価償却。	国際会計基準に準拠。 国際会計基準に準拠。
無形固定資産	試験研究費は発生時に費用化。 営業権は減価償却。	試験研究費は有効年数で減価償却。 買入営業権のみ計上し償却。
投資	子会社は連結会計に包含される。関連会社は持分法による。低下法の適用が必要。	連結会計による。
発生主義会計	すべての費用は発生主義にて計上。	国際会計基準に準拠。
引当金	偶発性のある費用損失の見積もり計上。	国際会計基準に準拠。
納税充当金	繰り延べ税金も計上。	国際会計基準に準拠。
損益計算	すべての収益費用は計上。	国際会計基準に準拠。

(2) 相違が中小企業の会計実務に与える影響

試験研究費が発生時に費用化せず、有効年数で減価償却するのが相違である。中小企業にとってこの相違は大問題にならないと思われ、税務上も費用が次年度以降に繰り延べられるので、問題となりにくい。

4-4-2-4 会計基準の中小企業レベルでの遵守状況と問題点

(1) 税務会計の現状

中企業は外国資本との合併と華僑系が多く、会計は外国資本の本国に報告する必要から国際会計基準に準拠していると思われる。税務上は会計事務所の助けを借りて、税務調整を施し、税務申告をしている例が多い。実務上監査証明書済み決算書の添付が要求される。一方、マレーシアの小企業は、家内工業規模での経営と想像される。会計記録は整備されていなく、かつ課税所得がわずかな金額であるので税務調査で概算課税されるのが常態である。

(2) 会計事務所の役割

外国資本との合併の中企業には会計事務所が関与している例が多い。会計事務所はマレーシアの会計基準に基づく会計帳簿作成を指導している。また、税務申告もその帳簿に基づき代行しており、その面で会計事務所の役割はある。しかし、小企業は会計事務所を利用しないので、会計事務所の役割はほとんどない。一方、華僑系企業は、東南アジアに資金を動かす都合上、会計事務所や銀行の金融サービスを利用している。

4-4-2-5 税制度の現状と問題点

(1) 徴税制度

税法があり、制度の運用は改善されてきた。税務署の組織は社会主義経済体制のため納税者志向はなく、又中小企業育成のための手厚い保護の観念もない。それゆえ中小企業固有の優遇税制はない。むしろ富裕税が残存しているように、産業政策上の税制は外資優遇以外ほとんどない。

(2) 中小企業を含む投資企業への優遇税制

中小企業固有の優遇税制はない。そのかわり、標準法人税率28%が外資系合併企業の場合は25%に減税される。投資優遇措置としては、パイオニアステータスとして操業後5年間は無税になる。一方、投資税額控除を選択すると、固定資産の割増償却が利益が計上できるまで何年でも繰越ができる。さらに事業を継続してきて追加的に投資をする場合にはその再投資額の60%が割増焼却として所得から控除できる。

(3) 税務調査の実態

税務調査は、いわば交渉で決められる方式で実施されている。すなわち税法の規定に基づき課税所得が算出されるのではなく、事業規模から推定される方式で税額が決定される場合が多い。また、税務調査の担当者は税務に精通していないので、売上税(5%、10%、15%)とサービス税(5%)は混乱した。なお、法人税や個人所得税の税収入より間接税収入が重要である。(全税収の46%)

4-4-2-6 中小企業政策の現状と問題点

マレーシアの中小企業振興政策

項 目	法規制及び制度等の名称	注 釈
・ 国家計画	Seventh Malaysia Plan 1996-2000	現在第 8 次国家計画のドラフトがある。
・ 中小企業振興計画	Second Industrial Master Plan 1996-2005	Second Industrial Master Plan 1996-2005 の中で、工業開発の一部として中小企業振興が考えられている。
・ 政策機関	Ministry of International Trade and Industry SMIDEC; Small and Medium Industries Development Corporation Ministry of Entrepreneur Development	SMIDEC が中小企業振興を、Ministry of Entrepreneur Development が小規模企業振興を担当している。
(1)中小企業法	なし	さまざまな政策ツールを組合せて中小企業振興が可能という立場である。事実中小企業振興政策ツールがフルセットに揃っている。
(2)経営基盤の強化		
1)金融対策	SMIDEC の ITAF CGCMB: Credit Guarantee Corporation Malaysia Berhad	SMIDEC の ITA は直接融資 CGCMB は信用保証を行う公社
2)税制対策		ITA: Investment Tax Allowance RA: Reinvestment Allowance IAA: Incentives for Industrial Adjustment Incentives for High Technology Industries 等きわめて多くの中小企業振興に使える税制対策ツールが存在する。
3)組織化対策	マレーシア商工会議所 マレーシア工業連盟	通産省の ILP や起業省の VDP といったスキームで、大企業と中小起業とのネットワーク化も進められている。
4)取引適正化対策		
5)事業分野の調整対策		
6)官公需確保対策		
7)倒産防止対策	Bankruptcy Act 1976 Companies Act 1965 Companies (Winding-up) Rules, 1972	Bankruptcy Act 1976 では個人倒産を、Companies Act 1965 では会社倒産を規定。
(3)構造改革の支援		
1)経営革新支援対策	SMIDEC の ITAF	
2)新規創業等支援対策		TUB: Tabung Usahawan Baru 等のさまざまなベンチャー・キャピタルが存在する。
3)技術力向上支援対策		SMIDEC の ITAF 等が利用可
4)ソフトな経営資源の充実		SMIDEC の ITAF 等が利用可
5)情報化対策		SMIDEC の ITAF 等が利用可
6)高度化対策		SMIDEC の ITAF 等が利用可
7)地域中小企業対策		
8)中心市街地の活性化対策		
9)流通合理化対策		
10)労働対策	Employment Act 1955 Industrial Relation Act 1967 等	
11)エネルギー・環境対策		
12)国際化対策		
(4)小規模企業対策		起業省
(5)その他の施策		

## (1) マレーシアの産業構造と中小企業セクター

マレーシア経済は、GDPが97,523百万米ドル（1997年。世銀、「世界開発報告」、1998/99による）で付加価値構造比は、農業セクターが13%、工業セクターが46%（うち製造業が34%）、サービス業が41%となっている。（同上）

SMIDEC: Small and Medium Industries Development Corporationによれば、中小企業セクター（製造業）は製造業数の91%を占め、1998年では製造業セクター全体の15.8%の売上を占め、製造業の労働人口の29.9%を吸収しているとのことである。なお、この数字には、小規模企業は含まれていない。

マレーシアの中期国家計画として、第7次開発計画（Seventh Malaysia Plan 1996-2000）があり、調査時点では、次期計画である第8次開発計画の策定作業がほぼ完成した段階であった。第8次開発計画の内容は不明であるが、第7次開発計画の中の第9章：工業開発において、SMI: Small and Medium Industriesが取り上げられ、中小企業開発公社(SMIDEC)の設立と制度的な政策改善が述べられている。

また、これと一部関連しつつ、工業開発に関し、Second Industrial Master Plan 1996-2005が作成されていて、マレーシアの工業開発の方向性を決める新しい概念として、価値連鎖を強調したManufacturing++が打ち出されている。なお、この工業開発計画では、特に中小企業を1つの産業セクター横断的な新しいセクターとして見ていなく、電気・電子産業、繊維・アパレル産業、化学工業産業等縦割りの産業サブセクターの中で包括的に振興が考えられている。

以下SMIDECからの資料によるが、マレーシアの中小企業（工業）の主用産業サブセクターとその中小セクターにおける占有率は以下のようにになっている。また、中小企業の輸出産業と国内産業の割合では、輸出産業が20%、国内産業が80%となっている。

Contribution by Industry Sector, 1999

産業サブセクター	占有率
食品加工	17.4%
金属	12.1%
木材加工	8.6%
非金属	6.5%
産業機械	6.0%
その他	4.3%

Source: SMIDEC Annual Report 1998

Contribution of SMIs in the Manufacturing Sector, 1998

工業セクター貢献度	貢献率
付加価値率	20.1%
生産	15.8%
雇用	29.9%

Source: SMIDEC Annual Report 1998

## (2) 中小企業政策

マレーシアの中小企業振興は、主としてマレーシア通産省中小企業開発公社及び起業省の2つの省によって実施されている。前者は工業分野の中小企業振興政策を主に主幹し、後者は

むしろ起業及びプリブミ系小規模企業の保護と振興を担当している。

マレーシア政府は、中小企業基本法を定めていない。中小企業基本法が特になくとも、既存の政策ツールの組合せで中小企業振興が可能という考えで、むしろ、政策や計画として中小企業振興を行っていくという考えで現在中小企業振興が進められている。また、中小企業という産業セクターで振興することも重要だが、まず産業サブセクターの振興政策が優先されるべきであり、その中で、大企業と中小企業とのリンケージで、大企業が中小企業を育成し、それを政府が支援するという方法で中小企業育成を考えている。

なお、中小企業の定義であるが、通産省から、1998年1月23日付けで、

- ・小企業：従業員50人以下でかつ年間の売上が10百万RMを越えない企業
  - ・中企業：従業員数が51～150人であり、かつ、年間の売上が10～25百万RMの企業
- という定義が通達されていて、SMIDEC及びFMM: Federation of Malaysian Manufacturers等通産省と関連がある機関はこの定義を採択している。

#### 1) SMIDECの中小企業政策

SMIDECは第7次開発計画（Seventh Malaysia Plan 1996-2000）に添って1996年5月2日に設立された公社で、通産省の主張する工業開発コンセプトであるManufacturing ++に添って、以下の4つの中小企業育成プログラムを推進している。なお、SMIDECの中小企業支援プログラムは、一部プリブミ企業に限定されたものもあるが、中国系企業にも開放されたものもあり、きわめて豊富な、融資、信用保証やコンサルティング等を伴うフルセット型の支援メニューとなっている。

- ・ILP: Industry Linkage Program(大企業や先進企業とマレーシアの国内企業を結び付けて、大企業の指導のもとに国内企業を育成していこうという下請企業育成計画)
- ・技術・経営基盤強化支援
- ・財務支援
- ・女性企業家向け支援

このうち、技術及び経営基盤支援プログラムの部分では、技術開発、技術統合、市場開発、起業家育成、スキル開発、インフラ開発の6つのコンポーネントを用意している。の技術開発では、(a)技術的なアドバイザーサービスと、(b)技術力向上支援プログラムの2つのメニューを用意していて、(a)では、テクニカル・クリニック(技術診断)やワークショップ、セミナーといったものを用意し、技術について指導、啓蒙すると共に、どのような技術が存在するのかについての情報データベースを作成している。次の時代の世界では、ナレッジマネジメントが重要な役割を占めるので、ナレッジベースの情報や知識の集積を行っていききたいとSMIDECでは考えている。

(b)では、製品開発や製造プロセス改善の支援、品質改善やISO9000といった国際基準への対応を支援している。この一環として、工場診断(ファクトリー・オーディット)を実施している。これは、中小企業の要請に基づいて、その道の専門家を派遣して、設備や技術等を評価し、指導を行ってもらうものだが、問題によっては要請ではなく、SMIDECが自主的に実施することもある。例えば、西暦2000年問題では、SMIDECが専門家を自主的に選択した中小企業に派遣し、対応状況を調査させ、問題がある場合は指導した。

の技術統合では、中小企業が持つ独自の技術や技術開発力を支援し、さらには核となる生産技術の習得を支援したり、品質向上や生産性向上のための技術取得を支援するものである。

の市場開発では、まず主流をなすものとしてILPを基にマッチングサービスや中小企業と大企業のネットワーク作りを推進している。これを補間するため、市場開発では、可能性にある市場についての情報収集や中小企業へのその市場に関する情報提供、見本市や博覧会への出展支援、ブランド作りの支援、国際的なトレードフェアへの参画やミッションの派遣を実施し、こういった活動を通じて市場開発を行っている。これらの市場開発の活動は、MITI傘下にある商工会議所等と協力しながら実施している。

の起業家育成では、毎週水曜日、朝9時から午後4時までビジネス・クリニックを開いている。だれでも自由にSMIDECを訪れ、融資の手続きの相談からILPへのアクセスの相談まで、何でも自由に相談できる。予約する必要もない。さらに、ビジネス・クリニックへの訪問者に対し、要望に応じてビジネスプランの作成の支援を行っている。

スキル開発では、全国10ヶ所のスキル・デベロップセンターで、中小企業の従業員を対象に技術トレーニングを実施している。内容的には、電気修理技術といった現場で要求されるハードの部分の技術トレーニングと、経営技術といったソフトな部分のトレーニングの2つの教育を実施している。しかし、あくまでも目的は中小企業の従業員のトレーニングが目的で、中小企業の経営者を対象としたものや、MBAコースのような高度なトレーニングを実施しているわけではない。中小企業の経営者は、大部分、高等教育を受けていて、MBAコースのようなトレーニングを緊急に必要としているわけではない。マレーシアの中小企業の場合、従業員のスキルの底上げの方が重要である。これらのトレーニングの費用は、50%をSMIDECが負担し、残り50%は人材開発基金を受けることができるので、従業員も会社もトレーニング費用の直接的な負担をする必要はない。

インフラ開発では、工場地区を開発し、場合によれば共同で利用できる工場や倉庫、従業員用のアパートといったものを用意し、提供している。しかも、融資ではなく無償供与を行っている。マレーシアでは、土地利用区分を厳格に区別して経済開発を進めようとしており、従って、工業地区、商業地区、住宅地区と利用区分を明確に分け、工場は工業地区に設置し、そこで工業製品を生産すべきであり、商業は商業地区で営むべきであり、住宅地区はこれらの地区とは切り離して、静かに暮らしを営める環境を維持しなければならないというように考えていて、そのための支援も行っている。

SMIDECの財務的な支援プログラムはITAF: Industrial Technical Assistance Fundを基に実施されている。これはCompanies Act 1965に基づき実施されている基金制度で、年間取引高25百万リンギット以下で、フルタイムの従業員数150人以下であり、かつ、最低限70%のマレー資本の企業であり、ILPの対象となっている中小企業を対象に、4つのスキームに関する財務支援を行うものである。

また、SMIDECの中小企業向け基金から、50の銀行を通じて間接融資を行っている。5万~5百万リンギットの範囲で、年率10%を越えない利息で融資している。

第1のスキームはITAF1と呼ばれ、市場に関するF/S、技術に関するF/S、ビジネスプランニングの調査、国内及び国際市場に関する調査、ブランドに関する調査に関して財務支援を行っていて、この部分のポーションとして4万リンギットまで支援している。

第2のスキームはITAF2と呼ばれ、新製品開発や生産性向上、製品改良に関する財務支援を行っている。この部分のポーションとして25万リンギットまで支援している。

第3のスキームはITAF3と呼ばれ、品質改善や標準化対応、ファクトリー・オーディットの費用、ISO9000等の認証手続きのための費用やTQCのための費用に対して財務支援を実施している。この部分のポーションとして4万リンギットまで支援している。

第4のスキームはITAF4と呼ばれ、国内外のトレードフェアや博覧会、展示会に出展したり、国外のトレードミッションに参画したりするための費用やカタログ等プロモーション用配布物印刷費に対して財務支援するもので、25万リンギットまで支援している。

また、中小企業の製造設備の自動化や近代化のためにMIDFからの融資の斡旋を行っている。これは最高1.0百万リンギットを上限として、設備や機械の購入価格の75%まで、年率4%で融資するものである。

1993年からは、食品加工業の中小企業を対象に、Bank Pembangunanからの融資の斡旋を行っている。1994年の法律改正により、プミプトラの中小企業の製造業は、全てこの融資の対象になった。プミプトラの製造業の中小企業はBank Pembangunan から1.0百万リンギットまで、年率4%で融資を受けられる。またBank Industriから、最高1.0~2.0百万リンギットまで、年率3.5~5.0%の利息で、プロジェクト・ファイナンスとワーキング・キャピタル・ファイナンスが受けられ、SMIDECはこの斡旋も行っている。

さらに、上記の支援プログラムとは別枠で、女性企業家向けの支援を実施していて、この支援では、製造業という枠組みも外している。製造業関連や教育関連、ソフト開発、デザインや包装関係、マーケティングといった分野の企業にも支援を行っている。100%マレーシア資本であり、女性が過半数(51%)の株式支配権を持っているか、あるいは資産の主権を女性が握っていてかつ女性により企業が運営されている企業、社長や最高経営責任者が女性で、彼女が最低10%の企業資産を保有している企業に対して、Company Actの条項に沿って、財務支援及び技術支援をグラントで実施している。

## 2) 起業省の中小企業政策

SMIDECがやや高度な技術分野の製造業中小企業に対する支援を実施しているのに対し、手工芸や労働集約型のやや低技術製品を製造するプリプミ企業に対する振興を担当しているのがこの起業省(Ministry of Entrepreneur Development)である。ここでも、VDP: Vendor Development Programと言う、先の中小企業振興公社のILPと同じようなコンセプトの計画が実施されている。また、フランチャイズ開発という、地方への産業振興展開の計画支援も行っている。さらに、この省の特徴は、配下にさまざまな銀行や信用保証会社を抱えて、実際の計画実施はそれらの機関に委託している点にも特徴がある。

### 4-4-2-7 今後の中小企業振興の方向性とさらに整備が必要な関連制度

マレーシアは、自動車、電気、電子の3分野で裾野産業の育成を図ってきて、これがかなり成功してきている。例えば国産自動車プロトン等は、中近東やアフリカ等の市場で強い国際競争力を持つようになってきている。電気製品や電子製品に関しても、同国の部品集積能力を生かし、部品集積供給地として強味を持つだけでなく、ASEAN等への市場に対する輸出力を持っている。しかし、電気製品に関し、マレーシアは中国を脅威と感じていて、また、積極的に対抗していこうとも考えていない。産業として伸びていく可能性があるのはむしろ電子産業、特にハイテク産業であると考え、この分野を戦略的に振興させていこうとしている。そして、この電子産業やコンピュータ関係の産業育成をリードするために、サイバージャヤ・プロジェクト等政府主導の大型プロジェクトを起こし、また、サイバー・ロー(電子取引法)等の新しい法整備も試みている。この分野の産業育成に関しては日本より取り組みの点で進んでいる面もある。



マレーシアの中小企業振興政策の特徴として、中小企業基本法こそないものの、様々な中小企業振興に使える政策ツールが豊富に存在することが上げられる。まず、直接融に関しては、先に述べたSMIDEC他の融資やグラントが存在する。また、信用保証制度も存在し、Credit Guarantee Corporation等が信用保証業務を実施している。ただ、信用保証制度は、セコンド・ティア、サード・ティア等の保証リスク転換構造がまだ不十分なので、今後この方面の充実が考えられていくであろう。

品質管理の面でも、ISO9000等の推進のみならず、Prime Minister ' s Quality Award等マレーシア独自の賞制度を持っている。そういった意味で、フルセットで体系だった中小企業振興政策ツールを揃えている国は、今回の調査対象国の中ではここだけであった。しかしながら、一方、プミプトラ系の地場企業はまだ日本等の進出企業が求める水準の部品を製造できない等、基礎的な技術面ではまだまだ立ち遅れている面もあり、これを強化し、実施していくしくみの整備や既存のしくみとの連携強化がもっと必要とされる。

#### 4-4-3 フィリピン

##### 4-4-3-1 整備済み法制度

フィリピンでは、憲法（1987年2月11日発布）で国語（national language）がFilipinoと定められながら、同時に公用語（official language）として英語が規定され、憲法自身もFilipinoと英語で公布されることが憲法に明記されている（Article 14）。

商事関係法、労働法、知的財産権法その他企業活動の基礎となる法令の整備は進んでいる。また、フィリピンにおける企業形態を規定するのは会社法（THE CORPORATION CODE 1980）と民法（CIVIL CODE 1949）である。

会社法によって規定されるのは、株式会社（Stock Corporation）と一般会社（Non-stock Corporation）、民法によって規定されるのは一般パートナーシップ（General Partnership）と有限責任パートナーシップ（Limited Partnership）で、いずれも法人格を取得する。

##### (1) 民商法

フィリピンでは、1889年に当時の宗主国スペインの商法典を移入し、米西戦争後の米国支配下で1907年会社法を制定した。この1907年会社法は大陸法的な骨格は維持されたが、運用の実態は米国法的なものであった。

その後、1980年に会社法が改正され、現在のフィリピンにおける企業形態を規定するのは、この1980年会社法（THE CORPORATION CODE 1980）と民法（CIVIL CODE 1949）である。

会社法によって規定されるのは、株式会社（Stock Corporation）と一般会社（Non-stock Corporation）、民法によって規定されるのは一般パートナーシップ（General Partnership）と有限責任パートナーシップ（Limited Partnership）で、いずれも法人格を取得する。

この1980年会社法は会社制度の理想を追求するという姿勢で編成されたと言われる。特徴的な点としては、閉鎖会社の株主を自然人20人未満に限定し株主総会の直接経営支配を原則としたこと、大企業については資本充実強化・経営責任強化を図り一般株主や対外債権者の利害に関心を払っていること等が挙げられる。

法令集に掲載された主な法令名と主要な法令の冒頭条文を以下に挙げる。

## THE CORPORATION CODE 1980

[SEC.2] A Corporation is an artificial being created by operation of law, having the right of succession and the powers, attributes and properties expressly authorized by law or incident to its existence.

[SEC.3] Corporations formed or organized under this Code may be stock or non-stock corporations. Corporations which have capital stock divided into shares and are authorized to distribute to the holders of such shares dividends or allotments of the surplus profits on the basis of the shares held are stock corporations. All other corporations are non-stock corporations.

## CIVIL CODE 1949 (Law on Partnership)

[ART.1767] By the contract of partnership two or more persons bind themselves to contribute money, property, or industry to a common fund, with the intention of dividing profits among themselves.

Two or more persons may also form a partnership for the exercise of a profession.

## NEGOTIABLE INSTRUMENTS LAW 1911

[SEC.1] An instrument to be negotiable must conform to the following requirements :

- a) It must be in writing and signed by the maker or drawer ;
- b) Must contain an unconditional promise or order to pay a sum certain in money ;
- c) Must be payable on demand, or at a fixed or determined future time ;
- d) Must be payable to order or to bearer ; and
- e) Where the instrument is addressed to a drawee, he must be named or otherwise indicated therein with reasonable certainty.

## (2) 労働法

現行労働法は、Labor Code of the Philippines on 1 May 1974 であるが、その後、相当改正されている。

労働者の権利としては、現行憲法Sec.8において、「公的部門であると民間部門であるを問わず、被雇用者が法律に反しない目的のために、組合、協会等を結成する権利は制限されない (The right of the people, including those employed in the public and private sector, to form unions, associations, or societies for purposes not contrary to law shall not be abridged) 」と定められている。

経営者側の権利として挙げられるのは、事業を行う権利 (Right to conduct business) 、規則を定める権利 (Right to prescribe rules) 、従業員を選択する権利 (Right to select employees) 、従業員を配転又は解雇する権利 (Right to transfer or discharge employees) 等である。

労働紛争が発生した場合の和解策 (Dispute Settlement) としては、三段階がある。

団体交渉 (Collective Bargaining) による自治的解決

任意的調停 (Arbitration) による解決

強制的調停 (Arbitration) による解決

調停により解決できなかった場合は、裁判所による判決を求めることになる。憲法で行政

処分を含む全ての行為についての司法審査権を定めている。しかし、今のところ、調停等による裁定が司法によって覆されたという実例はない。

### (3) 倒産法

INSOLVENCY LAW 1909

[SEC.1.] This Act shall be known and may be cited as the Insolvency Law, and in accordance with its provisions every insolvent debtor may be permitted to suspend payments or be discharged from his debts and liabilities.

### (4) 知的財産権法

PATENT LAW 1947

[SEC.7.] Any invention of a new and useful machine, manufactured product or substance, process, or an improvement of any of the foregoing, shall be patentable.

[SEC.8.] An invention shall not be patentable if it is contrary to public order or morals, or to public health or welfare, or if it constitutes a mere idea, scientific principles or abstract theorem not embodied in an invention as specified in seven hereof, or any process not directed to the making or improving of a commercial product.

LAW ON TRADE-MARKS, TRADE-NAMES AND UNFAIR COMPETITION 1947

[SEC.2.] Trade-marks, trade-names, and service marks owned by persons, corporations, partnerships or associations domiciled in the Philippines and by persons, corporations, partnerships or associations domiciled in any foreign country may be registered in accordance with the provisions of this act: Provided, That said trade-marks, trade-names, or service marks are actually in use in commerce and services not less than two months in the Philippines before the time the applications for registration are filed: And provided, further, That the country of which the applicant for registration is a citizen grants by law substantially similar privileges to citizens of the Philippines, and such fact is officially certified, with a certified true copy of the foreign law translated into the English language, by the governments of the Republic of the Philippines.

DECREE ON THE PROTECTION OF INTELLECTUAL PROPERTY 1972

[SEC.5.] Copyright shall consist in the exclusive right;

- a) To print, reprint, publish, copy, distribute, multiply, sell, and make photographs, photo-engravings, and pictorial illustrations of the works;
- b) To make any translation or other version or extracts or arrangements or adaptations thereof; to dramatize it if it be a non-dramatic work; to convert it into a non-dramatic work if it be a drama; to complete or execute it if it be a model or design;
- c) To exhibit, perform, represent, produce, or reproduce the work in any manner or by any method whatever for profit or otherwise; if not reproduced in copies for sale, to sell any manuscript or any record whatsoever thereof;
- d) To make any other use or disposition of the work consistent with the laws of the land.

#### 4-4-3-2 法制度面で生じている問題

固有の法秩序・慣習や宗教的背景の上に欧米法を移入することを余儀なくされ、欧米法に基づく法体系を表層的には整備したものの、その主体的な消化・施行は十分ではないという実態は、

今回訪問対象のアジア諸国に共通した問題点である。これに加えて、フィリピンの場合に特徴的であるのは、欧米法の継受において、大陸法系に属するスペイン法とコモンロー系に属するアメリカ法の混交が見られるという点である。複数の法系が混交している例はタイにも見られるが、タイの場合は独立国として、一応は任意的又は主体的継受であったのに対して、フィリピンの場合は植民地の宗主国の交代による全くの非任意的なものであったという点が特異である。第二の宗主国であるアメリカは、スペイン法の踏襲を原則としながらも、実際には英語教育の導入、アメリカ型の司法制度の樹立、企業法等へのアメリカ法の導入などを行ったため、独立後の現在においては、法制度全般がアメリカ型のものとなっている。そして、それらはアメリカ法制度の理想型に基づいていることから、法は整備されたものの、表層的法制度と社会的実態との乖離が特に顕著に見られる。

今後はこうした制度をどこまで消化し、実効化できるかが法制度全般にわたる課題である。

#### 4-4-3-3 国際会計基準導入過程で生じている問題

##### (1) 国際会計基準とフィリピン会計基準との相違

国際会計基準を導入しているが、なお多くの相違点がある。中小企業に関係する相違点は以下の表で比較できる。フィリピンでの会計実務は、大企業も含めてすべての企業はフィリピン会計基準に基づいている。(証券市場があるので、証券市場上場基準もある。それゆえ大企業が適用されると思われる、キャッシュフローステートメント、連結決算、年金会計も考慮される。)

	国際会計基準	フィリピン会計基準
棚卸資産	低価法による評価。 内部振替価格の含み益は控除。	低価法による評価。 規定なし。
売掛金	貸し倒れの見積もり計上。	貸し倒れの見積もり計上。
有形固定資産	原価もしくは再評価価値。 見積もり耐用年数で減価償却。	時価法。 税法決定による減価償却。
無形固定資産	試験研究費は発生時に費用化。 営業権は減価償却。	試験研究費は有効年数で減価償却。 税法決定による減価償却。
投資	子会社は連結会計に包含される。関連会社は持分法による。低下法の適用が必要。	連結会計による。
発生主義会計	すべての費用は発生主義にて計上。	利息費用は発生主義にて計上可能。
引当金	偶発性のある費用損失の見積もり計上。	偶発引当金は計上不可。
納税充当金	繰り延べ税金も計上。	繰り延べ税金も計上。
損益計算	すべての収益費用は計上。	リース会計はまだ強制適用されない。

##### (2) 相違が中小企業の会計実務に与える影響

有形固定資産は時価で評価される。それゆえ最近のインフレ上昇傾向が続く限り、毎年有形資産の評価増が認識され(その評価増は利益にはならず、資本剰余金になる)その結果減価償却額が毎年大きくなる。固定資産の含み益を算出させる考え方には一理あるが今のところ国際会計基準にはなっていない。結果的にはその年次の損益を正確に報告していないばかりか、次年度以降の財務状況の予想も必然的に間違えることになる。

#### 4-4-3-4 会計基準の中小企業レベルでの遵守状況と問題点

##### (1) 税務会計の現状

非国営企業の中企業は外国資本との合併が多いと思われる。大企業の数と中企業の数ほぼ同数である。会計は外国資本の本国に報告する必要から、必ずしもフィリピン会計基準に準拠していない。税務上は会計事務所の助けを借りて、税務調整を施し、税務申告をしている例が多い。一方、フィリピンの小企業は、家内工業規模での経営と想像される。

会計記録は整備されていなく、かつ課税所得がわずかな金額であるので税務調査で概算課税されるのが常態である。

##### (2) 会計事務所の役割

外国資本との合併の中企業のみならずフィリピンの中企業には会計事務所が関与している。会計事務所はフィリピンの会計基準に基づく会計帳簿作成を指導している。また税務申告もその帳簿に基づき代行している。その面で会計事務所の役割はある。しかし、小企業は会計事務所を利用していても名目的で、会計事務所の役割はほとんどない。

#### 4-4-3-5 税制度の現状と問題点

##### (1) 徴税制度

税法以外に、政令と通達があり、制度の運用は改善されてきた。税務署の組織は旧態依然の体制のため納税者志向はなく、汚職体質の残った組織である。大統領からも非難されている。中小企業育成のための手厚い保護の観念はない。それゆえ中小企業固有の優遇税制はない。産業政策上の税制は外資優遇等いろいろ工夫が施されている。

##### (2) 中小企業を含む投資企業への優遇税制

中小企業固有の優遇税制はない。そのかわり、標準法人税率32%が投資委員会の優遇措置で投資企業の場合は事業開始から非開拓的分野の新規プロジェクトなら4年間または開拓的分野なら6年間は無税とされる。経済特別区の企業は前記無税の期間後は国税地方税にかえて総所得の5%税率ですべての税務負担が完結することとなる。輸出入に関わる関税の様々な免除もある。VAT(付加価値税)10%は小企業事業者(年間55万ペソ以下の売上しかない。)には申告免除されている。

##### (3) 税務調査の実態

税務調査は、いわば交渉で決められる方式で実施されている。すなわち税法の規定に基づき課税所得が算出されるのでなく、事業規模から推定される方式で税額が決定される場合が多い。

税務調査の担当者は税務に精通していなく、税務署は汚職体質の残った組織である。不正な脱税を考えている中国系の中小企業は2重3重の帳簿を作成している様である。

4-4-3-6 中小企業政策の現状と問題点

フィリピンの中小企業振興政策

項目	法規制及び制度等の名称	注 釈
・ 国家計画	The Philippine National Development Plan: Directions for the 21 <sup>st</sup> Century Medium-Term Philippine Development Plan 1999-2004	
・ 中小企業振興計画	The Philippine SME Development Strategy: forging a truly dynamic and competitive SME Sector	Medium-Term Philippine Development Plan 1999-2004 の第4章: Industry and Services でもカバーされている
・ 政策機関	Small and Medium Enterprise Development Council Bureau of Small and Medium Business Development, Department of Trade and Industry	Small and Medium Enterprise Development Council が監督委員会で政策実施機関が Bureau of Small and Medium Business Development, Department of Trade and Industry である。
(1)中小企業法	Magna Carta for Small Enterprises (R.A.6977), January 24, 1991	正式名称は Republic Act No.6977 9as amended by RA 8289)
(2)経営基盤の強化		
1)金融対策	一般商業銀行に対する中小企業融資の枠規定あり SBGFC の中小企業直接融資及び信用保証制度あり	
2)税制対策		
3)組織化対策	フィリピン商工会議所中小企業部会	
4)取引適正化対策		
5)事業分野の調整対策		
6)官公需確保対策		
7)倒産防止対策	Insolvency Law	
(3)構造改革の支援		
1)経営革新支援対策		
2)新規創業等支援対策	SBGFC のベンチャーファンドあり	
3)技術力向上支援対策		フィリピン大学中小企業研究所等で実施
4)ソフトな経営資源の充実		
5)情報化対策		フィリピン大学中小企業研究所等で実施
6)高度化対策		フィリピン大学中小企業研究所等で実施
7)地域中小企業対策	地方商工会議所	
8)中心市街地の活性化対策		
9)流通合理化対策		
10)労働対策	Labor Code	
11)エネルギー・環境対策		
12)国際化対策		
(4)小規模企業対策		NGO SBGFC 等の政府機関も NGO 利用
(5)その他の施策		

(1) フィリピンの産業構造と中小企業セクター

フィリピン経済は、GDPが83,125百万米ドル（1997年。世銀、「世界開発報告」、1998/99による）で付加価値構造比は、農業セクターが20%、工業セクターが32%（うち製造業が22%）、サービス業が48%となっている。（同上）

Small Business in the Philippines, 1996によれば、中小企業セクターに属する企業は約22万社で、大企業が1,242社、中企業が1,114社、小企業が19,206社、小規模企業が202,720社（製造業、サービス業合計）となっている。売上では大企業が625,500百万ペソ（67%）、雇用が666,501人（3%）なので、中小企業の売上比率は33%、雇用吸収力は97%（いずれも小規模企業を含む）となる。

フィリピンの中小企業規模別企業数、売上、雇用数

	企業数			売上（百万ペソ）			雇用		
	製造業	サービス業	合計	製造業	サービス業	合計	製造業	サービス業	合計
大企業	895	257	1,242	590,700	34,800	625,500	553,778	112,723	666,501
中企業	753	361	1,114	79,000	9,400	88,400	96,570	51,298	147,868
小企業	9,350	9,856	19,206	127,900	36,300	164,200	258,338	236,891	495,299
マイクロ	79,032	123,688	202,720	24,700	31,400	56,100	317,896	477,650	795,546
合計	90,030	134,164	224,194	822,300	111,900	934,200	1,226,582	978,562	2,105,144

Source: Small Business in the Philippines, 1996

フィリピンの長期国家計画として、The Philippine National Development Plan: Directions for the 21st CenturyがNEDA: National Economic and Development Authorityを中心に1998年に策定されている。この中で、21世紀初頭には世界先進国の仲間入りを果し、競争力のある農業セクターを維持しつつも、近代的な商業セクターを有する近代的な工業国になりたいというビジョンを示している。特にこの中では中小企業セクターには触れられていないが、ビジョン達成のために、持続可能な成長と地域開発、そのための中央政府と地方公共団体との密接な協力を強調している点が注目される。

中小企業振興は、フィリピンの中期国家計画であるMedium-Term Philippine Development Plan 1999-2004で触れられていて、中小企業は、財務面、資材調達面、技術面の問題を抱えていることを認識し、これらの問題解決のために、通産省等関連省庁の取るべき支援について記載している。その主な内容は、次の6点に集約される。

- ・（原料）生産者と製造業のネットワーク強化
- ・生産者間の情報交流
- ・工業地区に存在する企業も含め、大企業と中小企業との連携を促進
- ・マイクロファイナンスを含む財務支援のためのスキームの開発
- ・中小企業基本法の実施とモニタリングの強化（特に融資フレーム）
- ・職業訓練や起業家育成のための教育の強化

(2) 中小企業政策

フィリピンの中小企業振興は、中小企業基本法(Magna Carta for Small Enterprises (R.A.6977)の枠組みの基に、政策監督機関として、Small and Medium Enterprise Development Councilが置かれ、政策実施機関として、通産省（Department of Trade and Industry）の中小企業開発局（Bureau of Small and Medium Business Development）が中小企業振興を担当し

ている。

この機構の中で、中小企業振興政策は The Philippine SME Development Strategy: forging a truly dynamic and competitive SME Sectorとしてまとめ、Small and Medium Enterprise Development Councilの責任のもとに公表されている。

この骨子は、中小企業がフィリピンの21世紀を担う重要な役割を果たすことになるので中小企業振興がきわめて重要であるという認識の基に、躍動的で競争力のある中小企業を民間主導のもとに、市場主義により振興していくという方針を打ち出している。

そして、特に集中的に振興すべきサブ・セクターを選び、企業間のリンケージを発展させていき、技術や研究開発を強化し、中小企業のための人材開発を支援し、さらに中小企業への融資フレームを改善していくための方策が打ち出されている。

また、この中で、フィリピンの中小企業が競合力を持つ産業サブセクターとして、例えばセラミックス、家具、テキスタイル、宝石といったものが電気機器・電気部品、機械部品、プロフェッショナルサービス等と同格に取り上げられて、伝統手工芸的なものと近代工業的なものが混合されたまま政策が進められている観をぬぐえない。これは、フィリピンの計画や政策が、ボトムアップで関連機関から上がってきたものをまとめていく方式のため、重点的かつ戦略的な振興計画や振興政策を打ち出せないことに起因している。

#### 1) 中小企業融資

中小企業基本法に添った中小企業金融の枠組として、中銀の管理下にある商業銀行は、融資金額の6%を小企業向けの融資に、2%を中企業向けの融資に振り向けなければならない。

もし、商業銀行が中小企業に融資しなければ、これらの融資資金枠はSBGFC: Small Business Guarantee and Finance Corporationに委託しなければならない。つまり商業銀行は、上記の6%と2%の合計8%を中小企業に融資しなければならず、直接融資するかあるいはSBGFCを通じた間接融資を行うかの選択権しかないことになる。しかし、実際には直接的手段によっても間接的手段によっても、8%の中小企業への融資は実施されていない。

SBGFCは、中小企業基本法の規定により創立された通産省管轄の公営企業（政策金融機関）であり、LBP: Land Bank of the Philippines, PNB: Philippines National Bank, DBP: Development Bank of the Philippines, SSS: Social Security System GSIS: Government Service Insurance Systemの政府系金融5機関から資金10億ペソを集め1991年、中小企業への融資及び信用保証を行う機関として設立された。SBGFCは直接融資や信用保証以外にも、ベンチャーキャピタル資金計画(SBGFC Venture Capital Program等でメニューを増やして、中小企業振興に対応しようとしている。また、SBGFC以外にも、The Enterprise Stabilization Guarantee Fund, Transaction Guarantee and Financing Programといった、中小企業振興用に信用保証や融資の面で利用できるツールがいくつか存在する。

#### 2) 技術支援

フィリピン商工会議所が、各地方商工会議所で、実務レベルの教育を盛んに実施している。簿記等の中小企業の従業員のための実務教育も行われているが、起業家向けの事業計画策定フレームワーク教育といった高度な中小企業経営者および起業家向けのトレーニングに力を入れている点に特徴がある。

また、産学共同方式の試みとして、フィリピン大学中小企業研究所(Institutes of Small Scale Industry)を中心に、企業情報ネットワークの構築や情報ネットワークを使った中小企業振興が試みられている。



### 3)小規模企業対策

マイクロファイナンスを絡ませた小規模企業対策に関しては、上記SBGFCもNGOを使って資金提供を行っており、また、有力な世界規模のNGOもいくつかマイクロファイナンスを実施している。このため、小規模企業対策は実質上もっぱらNGO主導で実施されている。

### (3) 中小企業基本法

中小企業基本法、Magna Carta for Small Enterprises (R.A.6977)の正式名称は、Republic Act No. 6977 9as amended by RA 8289), An act to promote, develop, and assist small and medium scale enterprises through the creation of a small and enterprise development (SMED) council, and the rationalization of government assistance, programs and agencies concerned with the development of small and medium enterprises, and for other purposes.である。その名の通り、中小企業振興のための機関や方策の枠組み、予算が決められている。

まず、中小企業の定義だが、同法第3条に以下のように規定されている。

- ・小規模企業：土地、建物、設備装置を除く資産1,500,011ペソ未満の企業
- ・小企業：同資産1,500,001 15,000,000ペソの企業
- ・中企業：同資産15,000,001 ~ 60,000,000ペソの企業

また、同法で、政府の役割、民間の役割を明確化し、その上で、政策監督機関として、Small and Medium Enterprise Development Councilの設置、中小企業への融資・信用保証機関の設置が述べられている。

同法では、中小企業のカテゴリ基準はSmall and Medium Enterprise Development Councilが見なおすことができることを唄っていて、最近のインフレを受け、この基準金額を見なおしたいという要望もある。しかし、その他の部分に関しては、フィリピン政府はこの基本法を基に中小企業政策を推進していくことに確信を持っていて、同国の中小企業振興が民間主体、地方自治体主体で推進されていく際の枠組みの規定やガイドラインになると考えている。

#### 4-4-3-7 今後の中小企業振興の方向性とさらに整備が必要な関連制度

フィリピンの中小企業振興政策は、現在、伝統手工芸的なものと近代工業的なものが混合されたものとなっている。フィリピン政府としても、近代工業的なものが21世紀のフィリピン産業をリードしていく必要があることは認めているが、具体的にどのサブセクターがリードしていけるのかについては確信を持っていない。また、基本的なフィリピン政府の考えとして、保護主義ではなく、完全市場競争主義なので、保護的な政策や著しい重点支援政策を採択する意思はない。

そもそも、中小企業基本法の正当性が少しあいまいで、「議会で正式に承認された法ではないが、しかし、大統領が署名し、関連省庁が参画しているので、政府関係者はこの中小企業基本法の推進に協力する義務を負っている。そう言う意味で非公式なものではなるが、有効なものである。」という説明を当事者から受けた。また、「議会で正式に承認されたのは、フィリピン中期国家計画だけである。しかし、中小企業基本法はフィリピン中期国家計画に基づいて策定されたものである。この点でも有効である。」「また、Small and Medium Enterprise Development Councilも法律的に議会で設立が承認された会議体である。」ということで、ここで発表された政策や意思決定も有効になるというややこしい関係にある。

しかし、一番の大きな問題は、どの産業サブセクターを牽引として産業政策を展開するかのビジョンが明確ではなく、そのため、中小企業の位置付けを明確化できないこと、中小企業金融のしくみが必ずしも有効に機能していないこと、技術支援やインキュベーションがうまくいっていないことであろう。

政府も、次世代の牽引サブセクター育成のために、インキュベーションやハイテクに力を入れようとしているが、まだ効果的な方法が見つかっていない。そもそも、製造業セクターの基盤が弱い状態で、基盤の強化を抜かして、いっそく飛びに先端技術や先端産業に集中しようとする一貫性や持続性の欠如が問題である。

従って、裾野産業育成や企業間ネットワークの確立等製造業基盤の強化のための政策強化やそのための法整備が必要である。同国は英米法の法文化を継承しているので、成立した法で、基盤強化政策に関連してくる法律を調べ上げ、その調整と必要な新しい法律の制定が必要である。

#### 4-4-4 タイ

##### 4-4-4-1 整備済み法制度

MFの指導により、金融セクター等で制度改革が進められているタイでは、最近経済法関係の改正・制定が相次いでいる。主なものとしては、倒産処理関係5法(改正破産法、破産裁判所設置法、略式訴訟改正法、担保実行手続法改正2法)、競争法関連2法、コンドミニウム法、土地法改正、商工業用不動産賃貸借法、外国人事業法 (Foreign Business Act) 等である。

こうした背景を受けて、1999年の12月2 - 3日に、日本の通産省、ジェットロ、アジア経済研究所、タイ工業省、タイ商業省、タマサート大学法学部の共催で、「経済システム改革セミナー；経済法制と発展 - タイと日本」が開かれ、両国の競争法、消費者保護法、倒産法、投資・産業振興法、中小企業法、環境法等について報告された。

##### (1) 企業法

タイでは、民法と商法は民商法典 (CCC ; Civil and Commercial Code) という一つの法典となっている。CCCでは、事業のための組織として、Partnershipと(Private) Limited Companyについて規定し、公開会社については公開会社法 (Public Limited Company Act) が規定している。Partnershipは、Ordinary PartnershipとLimited Partnershipに分けられる。Ordinary Partnershipにおいては、単一の種類のPartnerのみから成り、PartnerはPartnershipの全ての義務について連帯かつ無限の責任を負う。Ordinary Partnershipは、商業省 (Ministry of Commerce) に登録 (登記) することもしないことも任意であり、登録 (登記) した場合は "Registered Ordinary Partnership" と呼称される。Limited Partnershipにおいては、Partnershipへの出資の限度においてのみ責任を負う者とPartnershipの全ての義務について無限責任を負う者との2種類のPartnerがあり、Limited Partnershipは登録 (登記) する義務がある。以上から、PartnershipはさらにUnregistered Ordinary Partnership、Registered Ordinary Partnership、Limited Partnershipという3種類に分けられることになる。

Limited Companyの設立には7人以上の、Public Limited Companyの設立には15人以上の発起人を要し、定款を登録 (登記) しなければならない。最低資本金制度はない。Limited Companyを設立するために要する資本金額は5パーツ×7人=35パーツということになる。公開会社法 (Public Limited Company Act) は、1978年に整備されたが、その規制が厳しすぎ

たために、その後10年経過しても公開株式会社として設立されたのは約20社程度であった。このため、1992年に証券取引法を整備するとともに公開会社法（Public Limited Company Act）を改正した。

1999年11月24日に外国人事業法（Foreign Business Act）が成立し、2000年3月3日から施行される。ここにいう外国人（Foreigner）とは、タイ国籍を持たない人、タイ国において登録（登記）されていない法人、株式又は総資本額の過半数以上が外国人によって保有されている法人、タイ国籍を持たない人がPartnerとなっているRegistered Ordinary Partnership やLimited Partnership等である。

外国人事業法（Foreign Business Act）では、外国人が参画できない業種についての規定があるが、この数は旧法に比べて大幅に減少した。外国人企業については最低資本金についての規定もある。

登録（登記）所は、Bangkokに8ヶ所ある。1999年6月現在における、商業省（MOC）登録法人総数は、403,747である。これらの登録法人は、定期的に財務諸表を報告する義務があり、これらの財務諸表は一般の閲覧に供される。

最近3ヵ年の新規登録（登記）法人数（全国計）を種類別に見ると次のようになる。

## (2) 倒産法

破産法は1940年から施行されているが、この1940年破産法は清算のみを規定していた。この法律には軽微な改正が加えられてきたが、1998年及び1999年に大きな改正が行われた。1998年改正は、破綻企業についての更正手続の導入であり、1999年改正は、更正手続の強化と清算手続に付随する障害の軽減についてであった。なお、破産事件は従来では一般の民事裁判所の管轄であったが、1999年4月の法律により1999年6月に新たに破産事件を専担する破産裁判所が設置された。

	Number of Firms		
	Year of Registration		
	1999	1998	1997
Limited Company	15,249	12,438	16,608
Limited Partnership	9,378	7,746	12,258
Ordinary Partnership	50	17	38
Public Company	6	5	11
Total	24,683	20,206	28,915

## (3) 労働法

労働法規の基本的な法律であるLabour Protection Actは、1998年2月20日に公布され、その180日後に施行された。労働者保護に厚い規定が多い。草案が審議されている時点では好況だったが、その後経済危機に陥ったために、実行面では問題が多い。また、これを施行するための省令は未整備である。それまでは、革命評議会布告（Announcement of the Revolutionary Party）によって定められていた。

労働災害については、労災保険制度があり、従業員10人以上の事業所従業員がその対象となり、休業3日以上が補償の対象となる。安全管理者教育については法令で規定している。ILO、UNDPの他、日本の長期専門家も安全衛生についての指導を行った。また、職業訓練についてはドイツが指導した。

労働法規の規定は実態をかなり超えており、労働者の意識が高まってくると問題となる可能性が高い。紛争については調停で解決できなければ労働裁判所での判決ということになるが、裁判官が勧めることもあり、全て和解で終わっておりまだ判決までいったケースはない。また、失業保険については、その制度の創設について法律の付則で規定されているが時期については定められていない。

タイ国では、政令はなく、施行令は省令（Ministerial Regulation）以下である。ただし、その成立過程はわが国の政令に近いもので、各省協議を経ることになっている。

#### (4) 知的財産権法

Trade Secretに関する法律は、TRIPS（Trade Related Aspects of Intellectual Property Rights）協定に対応するための法整備である。その定義はTRIPS協定のものと同様である。日本では不正競争防止法の全面改正により対応したが、タイでは独立した新法をつくった。

最近、Patent Lawを改正して（1999年9月27日施行）Petty Patent制度を新設した。申請はこれまでで200件程度で、月に50件ぐらいである。96%は内国出願である。無審査登録であるが、タイでは弁理士制度がないことが原因で、90%は様式審査で不備となり出願様式について指導を行う結果となっている。また、報酬が高額過ぎるため、弁護士に特許出願を依頼することはない。

Petty Patent制度が中小企業振興のために寄与しているかは、施行後の期間が短いこともあり不明である。ワークショップやセミナーを開く等によって制度の周知に努めている。

商標については国内出願が多いが、特許については9割が国外からの出願である。これは、商標法が成立したのは1931年で70年近い歴史があるのに対して、特許法は1979年に成立し、20年程度の歴史しかないということも原因の一部であろう。

また、タイにおいては、知的所有権に関しては主として刑事事件として問題になることが多く、民事事件となることは少ない。

さらに、ASEANの地域間又はそれぞれの国との間の二国間協力については、今後積極的に対応していく方針を持っており、研修や研究の面での協力を強化する必要についても認識している。

#### (5) 証券取引

1999年6月21日には、第二の株式市場であるMarket for Alternative Investment（MAI）が設立された。これは、中小企業の資金調達を目的とするものである。MAIは、「中小企業の再生と発展」というコンセプトを掲げており、中小企業に対して、資金調達手段の提供だけでなく、内部監査体制やコーポレートガバナンスの確立に至るまで、中小企業に対して広範な指導を行っていく。中小企業を「個人商店」から「企業」へと進化させることを狙っている。

MAIの主要な目的は次の3点である。

中小企業に資金調達の機会を提供すること。

ベンチャーキャピタリストと中小企業をつなげること。

債務の株式化を通じて債務再編成(Debt Restructuring)を促進すること。

タイがIMFとの間で1997年に取り交わしたコンディショナリティでは、経済安定化を目指す3つの柱（為替の安定、財政緊縮、増税）だけではなく、経済改革関連法案の制定の他に会計・監査に関する制度の見直しも盛り込まれていた。例えば、1998年始めには上場企業について監査委員会（Auditor's Committee）の設置義務を課すことに合意している。監査委員会は、社外取締役3名以上で構成され、その中に会計・金融についての知識を有する者を1名は含まなければならない。これは、社内監査役との間で適切に役割を分担し、監査の独立性とその質の向上を図ろうとするためである。

監査委員会（Auditor's Committee）の設置義務は、1999年12月末が期限となっており、1999年12月末現在、上場企業389社の内336社が設置済みである。未設置の53社の内訳は、一般企業22社（向こう6カ月の猶予が与えられる）、長期取引停止企業21社（6カ月の猶予、さらに3カ月内に設置できない場合は直ちに上場停止）、事業更生法適用企業6社、金融機関4社となっている。

しかしながら、制度のみを国際基準や米国の監査基準に合わせても、実際の運営面ではそれについていけないのではないかという指摘がなされている。また、日本が従来から協力してきた中小企業支援プロジェクトでは、企業診断制度を一つの重要な柱としているがこの中小企業診断制度と、これらの経済改革関連法案の制定や会計・監査制度の見直しを含む制度改革との関連が定かではないのではないかという指摘もある。ただし、公認会計士による監査制度や監査委員会制度等のアメリカナイゼーションの対象となるのは389社の上場企業に過ぎず、中小企業の多くは非公開会社である。従って、公開会社と非公開会社では、企業制度面でますます乖離していくことになる。

法律制定審議委員会の主要構成員が主として欧州で法学教育を受けた人々から成っており、国際機関が進めようとしているアメリカナイゼーションの方向とはなじまないことが法制度改革における大きな問題だとする指摘がある。タイでは、外務省、司法省には欧州留学派が有力であるが、経済関係機関では米国留学派の影響力が圧倒的に強いと言われる。すなわち、こうした考え方や意見の相違が、法律制定委員会、国会での審議段階、そして実際の施行現場と各段階で表われてくるという指摘もなされている。

また、タイの会社法では、会計基準として国際基準をとるのが、タイ基準を用いるのかについての明確な規定がなく、この点を明確にしていく必要がある。

破産法は大改正がなされたが、残る問題として多国籍倒産に関連するものがある。現在の破産法は属地主義をとっているが、会社更正手続きが導入されたことにより、問題が複雑になっている。更正会社についての債権者が外国人であることが多いからである。その問題点としては、

- 外国事件及び外国代理人の承認
- 外国債権者の取り扱い
- 本国送還資産（Repatriation Assets）
- 抵触法の問題

などである。特に、現在までのところ、タイの法制度では民事事件、破産事件共に外国事件の承認・執行を認めていない点が問題であり、こうした抵触法上の諸問題についての法制度整備が緊急の課題である。

以上で見られるように、通貨危機の構造的要因を解消するために、IMF融資に伴う指導は、国内経済関連法の多様な分野における改革に及んだ。そこには、改革に向けての有効な方策も見られるが、一方では、国外からの圧力に対する、財界等の既得権保有集団からのナショナルリ

ズムに基づく反対も招くことになり、これらの立法にも多くの妥協の後が見られる。立法過程の審議においても、「先進国制度の押しつけ」だとか、「外資への身売り」等と主張する激しい反対論が展開されたと言われる。さらに、IMF合意についての違憲性（国会の承認なき条約の締結）を問う憲法裁判なども行われたため、こうした反対論との妥協に時間を要したと言われている。

さらに、改正破産法施行後も、新設された会社更正手続きは2件しか適用されず、早くもその再改正に動き始めていると言われる。

#### 4-4-4-3 国際会計基準導入過程で生じている問題

##### (1) 国際会計基準とタイ会計基準との相違

国際会計基準を導入し始めたが、なお多くの相違点がある。中小企業に關係する相違点は以下の表で比較できる。タイでの会計実務は、大企業もふくめてすべての企業はタイ会計基準に基づいている。（大企業向けと中企業向け証券市場があり、証券市場上場基準もある。それゆえ大企業が適用されると思われる、キャッシュフローステートメント、連結決算、リース会計も考慮されている。）

	国際会計基準	タイ会計基準
棚卸資産	低価法による評価。 内部振替価格の含み益は控除。	低価法。 規定なし。
売掛金	貸し倒れの見積もり計上。	見積もり計上は可。
有形固定資産	原価もしくは再評価価値。 見積もり耐用年数で減価償却。	原価もしくは時価法。 財務省決定による減価償却。
無形固定資産	試験研究費は発生時に費用化。  営業権は減価償却。	試験研究費は発生時に費用化が原則。しかし有効年数で減価償却も可。 財務省決定による減価償却。
投資	子会社は連結会計に包含される。関連会社は持分法による。低下法の適用が必要。	連結会計による。
発生主義会計	すべての費用は発生主義にて計上。	利息費用が発生主義にて計上可能。
引当金	偶発性のある費用損失の見積もり計上。	偶発引当金は計上可。注記が必要。
納税充当金	繰り延べ税金も計上。	繰り延べ税金の計上は可。
損益計算	すべての収益費用は計上。	年金会計は検討中。

##### (2) 相違が中小企業の会計実務に与える影響

有形固定資産の評価が時価法採用がみとめられる。その結果、毎年固定資産の時価を調査する事務負担が掛かるのみならず、近時インフレ傾向でも固定資産毎の値段がどの様に変動するか予想できない。その結果減価償却費の見積もりが難しくなり、原価計算の正確さが危ぶまれる。

さらに、年金会計が導入されないと中企業の人件費が正確でなくなる。結果的にはその年次の損益を正確に報告していないばかりか、次年度以降の財務状況の予想も必然的に間違えることになる。（世界銀行がBuilding capacity for financial accountability and good governance project で会計基準と監査基準の改善提案を計画している。）

#### 4-4-4-4 会計基準の中小企業レベルでの遵守状況と問題点

#### (1) 税務会計の現状

非国営企業の中企業は外国資本との合併も多いと思われる。会計は外国資本の本国に報告する必要から、必ずしもタイ会計基準に準拠していない。税務上は会計事務所の助けを借りて、税務調整を施し、税務申告をしている例が多い。一方、タイの小企業は、家内工業規模での経営と想像される。会計記録は整備されていなく、かつ課税所得がわずかな金額であるので税務調査で概算課税されるのが常態である。さらにタイの小企業といえどもすべての会社は会計事務所の監査を受けなければならないがその会計監査はいわば盲サインであるとの批判がある。

#### (2) 会計事務所の役割

外国資本との合併の中企業には会計事務所が関与している例が多い。会計事務所はタイの会計基準に基づく会計帳簿作成を指導しており、また税務申告もその帳簿に基づき代行しているため、その面で会計事務所の役割はある。しかし、タイの会社はすべて監査を受けなければならないが、公認会計士1人が300社以上の会計監査は担当できないため、4 - 5,000人しかいない公認会計士がどれほど満足行く監査を実施しているか疑問である。さらに、小企業は会計事務所を名目的にしか利用しないので、会計事務所の役割はほとんどない。

### 4-4-4-5 税制度の現状と問題点

#### (1) 徴税制度

税法制度の運用は付加価値税の厳格な適用とコンピューターの利用で改善されてきた。税務署の組織は納税者志向はなく、中小企業育成のための手厚い保護の観念もない。それゆえ中小企業固有の優遇税制はなく、産業政策上の税制も外資優遇以外ほとんどない。付加価値税は毎月の申告納税で納税者の事務負担は掛かるが脱税防止の効果はあがっている。

#### (2) 中小企業を含む投資企業への優遇税制

中小企業固有の優遇税制はない。(売上が60万以下の小企業は付加価値税申告は免除。売上が60万以上120万バーツ以下の小企業は付加価値税10%のかわりに、計算を簡便にするため売上の1.5%で代用することを認められる。)標準法人税率30%が外資系合併企業の場合は最高8年間まで法人税が免税される(欠損金はその後5年間の相殺控除)。奨励地域の企業はさらに免税期間後5年間50%減税される。また10年間水道、電気、輸送費用の二重控除がみとめられる。輸出企業の場合には輸入輸出税の大幅な減免がある。

#### (3) 税務調査の実態

税務署の職員は4,000人ほどで税務調査は申告書類のチェックで必要に応じて会社を直接訪問する。最近付加価値税の追跡がコンピューターの利用で可能になったので、真摯な調査は期待できるようになってきた。

### 4-4-4-6 中小企業政策の現状と問題点

## タイの中小企業振興政策

項 目	法規制及び制度等の名称	注 釈
・ 国家計画	The Economic Stimulus Package, 1999	第 8 次経済社会開発計画が存在するかどうか不明
・ 中小企業振興計画	Master Plan of Small and Medium Enterprises Development, 1999	
・ 政策機関	Bureau of Industrial Promotion Policy and Planning, Ministry of Industry	
(1) 中小企業法	SMEs Promotion Act	
(2) 経営基盤の強化		
1) 金融対策	SICGC: Small Industry Credit Guarantee Cooperation SIFC: Small Industry Finance Cooperation	
2) 税制対策		
3) 組織化対策	Thai Chamber of Commerce Thai Federation of Industry	
4) 取引適正化対策	The Business Competitive Act, 1999	
5) 事業分野の調整対策		
6) 官公需確保対策		
7) 倒産防止対策	タイ破産法	
(3) 構造改革の支援		
1) 経営革新支援対策		
2) 新規創業等支援対策	SME Institutes, Thammasat University	
3) 技術力向上支援対策		
4) ソフトな経営資源の充実		
5) 情報化対策		
6) 高度化対策	SME Institutes, Thammasat University	
7) 地域中小企業対策		
8) 中心市街地の活性化対策		
9) 流通合理化対策		
10) 労働対策		
11) エネルギー・環境対策	環境に関する 1992 年工場法	
12) 国際化対策	タイ国輸出入銀行	
(4) 小規模企業対策		
(5) その他の施策		

### (1) タイの産業構造と中小企業セクター

タイ経済は、GDPが157,263百万米ドル（1997年。世銀、「世界開発報告」、1998/99による）で付加価値構造比は、農業セクターが11%、工業セクターが40%（うち製造業が29%）、サービス業が50%となっている。（同上）

1999年6月に行われたタイ中小企業振興プロジェクトの水谷専門家最終報告での資料によれば、タイにおける中小企業は製造業の企業総数の98%、従業員数では約5割を占めていて、軽工業品の輸出、組立産業への部品供給等で重要な役割を發揮しているという。

## タイの中小企業数



	小企業	中企業	大企業	合計
定義（従業員数）	～50人	51～200人	201人～	
事業者数	116,807	7,401	2,603	126,811
構成比	92.1%	5.8%	2.1%	100.0%
従業員数	882	706	1,563	3,152
構成比	28.0%	22.4%	49.6%	100.0%

注 1: At December 1997

注 2: 従業員数は千人単位

Source: Department of Industrial Works, Ministry of Industry

タイの国家計画とも言うべき1992-1996年をカバーした第7次経済社会開発計画が国家経済社会開発庁から発表されているが、第8次経済社会開発計画が作成されているかどうか、現地調査では不明であった。しかしながら、もし、存在したとしても、アジア経済危機により、計画は大きく狂ってしまっていたであろうことは明確である。

アジア危機後、その対応と経済の建てなおしのために、そして第8次経済社会開発計画に代わる経済再建国家計画が、The Economic Stimulus Package, 1999として策定され現在これに従って、金融改革を始めとするさまざまな計画が策定され、実施中であり、タイ政府は現在、その実施と経済再建で手一杯で、長期的な計画を策定する余裕がないという政府関係者の悲鳴も聞かれた。

## (2) 中小企業振興政策

しかしながら、中小企業振興はいずれにしる重要課題であり、タイ経済を担っていく重要な柱であるという認識は政府では一致していて、このため、日本の支援（水谷ミッション）で行われた中小企業振興政策大綱案（Master Plan of Small and Medium Enterprises Development, 1999）に添った形でタイの中小企業振興政策が展開している。

この中小企業振興政策大綱案では、主に

- ・ 中小企業基本法の制定
- ・ 企業診断制度の導入
- ・ 信用保証制度整備、中小企業専門金融機関の設立、中小企業向けエクイティ・ファイナンス促進制度設立等の金融の強化施策
- ・ 総合的巡回指導プログラムやグローバルスタンダードを目指した技術支援、TQM、ISO等による生産管理、品質管理等を中心とした技術・経営能力強化支援
- ・ 中小企業向け研修促進のための制度的支援を中心とする人材育成
- ・ 輸出促進活動の強化、物流効率化対策、中小企業向け情報化の支援等の事業環境の整備の6つの施策を中心に、
- ・ サポートング・インダストリー振興政策を始めとする業種別振興政策
- ・ 地域中小企業振興政策

を展開していくことが考えられている。

中小企業基本法（SMEs Promotion Act）は、調査実施時点ではちょうど国会で審議中であったが、タイでの調査終了直後（2000年2月）に国会で承認された。

この中で規定されると思われる中小企業の定義であるが、同法を制定するための元の計画

とも言うべきThe Fundamental Frame of Master Plan of SMEs Development, August 23, 1999によれば、以下のようになっている。（「それぞれ、以下の資産規模及び従業員を超えない企業を中小企業とする」と定めている。）

	資産規模（百万バーツ）	従業員数（人）
製造業	200	200
サービス業	200	200
流通卸業	100	50
小売業	50	30

The Fundamental Frame of Master Plan of SMEs Development, August 23, 1999

2番目の企業診断制度の導入に関しては、TPI: Technical Promotion Institutesをカウンターパートとして、日本の協力で、診断制度の枠組みの構築、中小企業診断士の育成のためのトレーニング、タイの中小企業そのものに対する診断の実施が行われていて、ではすでに初級・中級を合わせ300名以上のトレーニングを実施（中級は99名）している。（調査時）

また、前記4番目及び上記では171社の企業診断を実施し、40社の診断が積み残しになっていて（調査時）、企業診断に対する企業側の関心も担当者の予想をはるかに越えた高さであった。

#### 1) 中小企業向け金融

3番目に関しては、SIFC: Small Industry Finance Corporationのスキームで実施されているが、SIFCの規模が小さく、金融業界そのものがまだ産業としてそれほど強くなく金融改革中ということもあり、中小企業金融の分野はまだ不透明である。

また、SIFCは融資の都合上、固定資産を基準に、50百万バーツ以下を小企業、200百万バーツ以下を中企業と定義している。

#### 2) 技術支援、トレーニング

タイ商工会議所は簿記等の実務向け短期コースを行っているが、さらに、タイ商工会議所は独自に商業大学を運営し、やや高度な教育や人材育成を行っている。また、ラオス等近隣諸国から留学生も受け入れている。商工会議所が簿記等の短期職業訓練や起業家向けのセミナーを実施している例は多いが、商業大学まで経営している例は少なく、また、日本の産業能率大学のような高度な経営技術の教育と独自の研究を持つ機関は、中小企業振興に有功でありかつ必要なので、タイ商工会議所のこの試みも注目される。

#### 4-4-4-7 今後の中小企業振興の方向性とさらに整備が必要な関連制度

水谷プロジェクトの中小企業振興政策大綱案（Master Plan of Small and Medium Enterprises Development, 1999）に添った形でタイの中小企業振興政策が実施されていくと仮定した場合、日本型のフルセットの中小企業振興政策が実施されていくことになると考えられる。そして、フルセットでの制度が完成していった場合、次の課題は、輸出振興とハイテク、国際開発（メコン流域、トライアングル国境地区）に主体が移っていくことが予想される。

また、メコン流域開発は地方産業振興とからめて、タマサト大学を中心とする産学ネットワークMRCL: Mekong Regional Law Center等を中心に進めていこうという構想があり、日本の小

淵総理がタイ訪問の際にも賛同している。従って、こういった、国際的な地域開発の分野で、産学共同的な支援を行っていくための整備が必要となってくる。これはメコン流域開発で言えば、タイのみならず、中国、ラオス、カンボジア、ベトナムといった近隣諸国が絡んだ関連制度整備となる。

#### 4-5 アセアン（市場化移行国）

##### 4-5-1 カンボディア

###### 4-5-1-1 構想段階法制度の現状

**カンボディアの現行憲法（The Constitution of The Kingdom of Cambodia）は、1993年9月21日に採択された。この憲法では、第5章が経済と題されており、次のように、市場経済体制（market economy system）の採択が宣言されている。**

Article 56 :

The Kingdom of Cambodia shall adopt the market economy system. The preparation and process of the economic system shall be determined by the law.

Article 63 :

The State shall respect market management in order to guarantee a better standard of living for the people.

**財産権については、次のように規定している。**

Article 44 :

All persons, individually or collectively, shall have the right to ownership. Only Khmer legal entities and citizens of Khmer nationality shall have the right to own land. Legal private ownership shall be protected by law.

The right to confiscate properties from any person shall be exercised only in the public interest as provided for under the law and shall require fair and just compensation in advance.

**これらの憲法規定により、市場経済に基づく経済関連法の整備が計画されているが、進捗状況は芳しくない。**

**現在、JICA専門家等の支援を受けて、民法、民事訴訟法についての草案を作成している。商法（Commercial Law）の分野では、コモンロー又は英米法を採択することが1996年2月28日付けのDirective 241 に定められている。**

**刑法、刑事訴訟法は既に草案が出来ており、現在検討中である。（“ The Constitution of the Kingdom of Cambodia ” は、1993年9月21日に成立・施行されており、そのArticle 38の3項で、“ The prosecution, arrest, or detention of any person shall not be done except in accordance with the law. ” と規定されている。）また、商業登記制度の整備は終わっている。**

**以下は、CAMBODIA INVESTMENT GUIDE (May, 1999) が巻末に挙げる主要な商事法令の一覧である（数字は成立年）**

- 1 . Amendment to the Constitution creating the Senate (1999)
- 2 . Financial Management Law for 1999 (1998)
- 3 . Royal Decree on Creation of the Board of Management for Cambodian National Petroleum Authority (1998)
- 4 . Law on Organization and Functioning of the Constitutional Council (1998)

- 5 . Sub-Decree on Build-Operate-Transfer (1998)
- 6 . Sub-Decree on Creation and Functioning of Dry-Port Inspection Bureau (1998)
- 7 . Financial Management Law for 1998 (1998)
- 8 . Order on the Management of State Property (1997)
- 9 . Tax law of 1997 (1997)
- 10 . Labor Law of 1997 (1997)
- 11 . Sub-Decree on Implementation of the 1994 Investment Law (1997)
- 12 . Foreign Exchange Law (1997)
- 13 . Sub-Decree on Construction (1997)
- 14 . Financial Law for 1997 (1996)
- 15 . Nationality Law (1996)
- 16 . Environment Protection and Natural Resource Management Law (1996)
- 17 . General Statute on Public Enterprises (1996)
- 18 . Financial Management Law for 1996 (1995)
- 19 . Law on Organization of the CDC/CIB (1995)
- 20 . Commercial Register Law (1995)
- 21 . Law on Protection of Cultural Heritage (1995)
- 22 . Forest Management Sub-decree (1995)
- 23 . Sub-Decree on Public Procurement (1995)
- 24 . Royal Decree Establishing National Authority for Protection and Management of Angkor Site (1995)
- 25 . Chamber of Commerce Law (1995)
- 26 . Bar Statute (Attorneys) (1995)
- 27 . Financial Management Law for 1995 (1994)
- 28 . Immigration Law (1994)
- 29 . Investment Law (1994)
- 30 . Land Management, Urbanization and Construction Law (1994)
- 31 . Civil Aviation Law (1994)
- 32 . Constitution of 1993 (1993)
- 33 . Sub-Decree on the Management of Commercial Banks (1992)
- 34 . Law on the Management of Financial Institutions (1992)
- 35 . Law on the Organization and Functioning of the National Bank of Cambodia (1992)
- 36 . Land Law of 1992 (1992)
- 37 . Contract Law (1988)

#### 4-5-1-2 法制度面で生じている問題

公布手続きが、予算の不足もありうまく進んでいない。税の徴収率が悪い原因としては、法令の周知徹底が不足しているという点もあると考えられる。今後は、掲示板による公示についても考える必要があるかもしれない(ただし、法律の公布については以下に示す憲法93条によってOfficial Gazetteによることが定められている)。ラジオ、テレビ等による広報も必要であろう。

## THE CONSTITUTION of the Kingdom of Cambodia

[Article 93]

Any law approved by the National Assembly and signed by the King for its promulgation, shall go into effect in Phnom Penh 10 days after signing and throughout the country 20 days after its signing.

Law that are stipulated as urgent shall take effect immediately throughout the country after promulgation.

All laws promulgated by the King shall be published in the Official Gazette and published throughout the country in accordance with the above schedule.

[Article 57]

Tax collection shall be in accordance with the law. The national budget shall be determined by the law.

**また、言語としての英語が世界の通商における通用語であり、ASEANにおける事実上の公用語であることはそのとおりであるとしても、英米法又はCommon LawがASEANの内だけでなくその外の主要通商国での主流であるという以下のような事実認識は明らかに誤っている。カンボディアが商法では英米法又はCommon Lawに則って法整備を進めるという方針を決定したことの是非はともかくとして、他方では民法、民事訴訟法の整備を大陸法である日本の協力によって進めていることは、たとえ立法がなされても、その後の施行段階において問題を生じるのではないかという懸念が残る。**

“ We find ourselves geographically located in the middle of a region of the world where the major unofficial language of trade and commerce is English ? in fact, the official language of ASEAN is English ? and where many countries have a “ common law ” or “ Anglo-Saxon ” legal tradition and current legal system. I have already mentioned that (it) is important for Cambodia to have laws which are consistent with ASEAN. It is equally important that our commercial laws be consistent with those of our major non-ASEAN trading partners, in particular the United States, the European Union member states, Japan, Korea, China, Taiwan and Hong Kong. This need has already been recognized in Directive 241 dated February 28, 1996 of the Council of Ministers, calling for the adoption of the “ common law ” or “ Anglo-Saxon ” system of law in the commercial law field. ”

**(1998年6月に開催されたINTERNATIONAL CONFERENCE ON “ CAMBODIAN LEGAL AND JUDICIAL REFORM IN THE CONTEXT OF SUSTAINABLE DEVELOPMENT ” における Opening Remarks における Minister of Commerceのスピーチ)**

### 4-5-1-3 国際会計基準導入過程で生じている問題

#### (1) 国際会計基準とカンボディア会計基準との相違

国際会計基準を導入しておらず、フランスの会計基準を部分的に採用している。しかし正式でなく、フランスから独立しても慣例的に採用している。それゆえ国際会計基準と比較して多くの相違点がある。中小企業に関係する相違点は以下の表で比較できる。カンボディアでは大企業も含めてすべての企業はカンボディア会計実務に基づいている。(証券市場がまだないので、証券市場上場基準もない。それゆえ大企業が適用されると思われる、キャッシ

ュフローステイトメント、連結決算、年金会計、リース会計も考慮されない。)

(世界銀行は Development of a system of financial accountability のプロジェクトでカンボディアに会計士協会を設立させ、会計原則と監査基準を作成支援する予定である。)

	国際会計基準	カンボディア会計実務
棚卸資産	低価法による評価。 内部振替価格の含み益は控除。	原価法。評価減は証明が難しく無理。 規定なし。
売掛金	貸し倒れの見積もり計上。	見積もり計上は不可。
有形固定資産	原価もしくは再評価価値。 見積もり耐用年数で減価償却。	原価もしくは外資の現物出資価格。 財務省決定による減価償却。
無形固定資産	試験研究費は発生時に費用化。 営業権は減価償却。	試験研究費は有効年数で減価償却。 財務省決定による減価償却。
投資	子会社は連結会計に包含される。関連会社は 持分法による。低下法の適用が必要。	連結会計がない。
発生主義会計	すべての費用は発生主義にて計上。	利息費用のみ発生主義にて計上可能。
引当金	偶発性のある費用損失の見積もり計上。	偶発引当金は計上不可。
納税充当金	繰り延べ税金も計上。	繰り延べ税金の計上は不可。
損益計算	すべての取益費用は計上。	売上原価費用は発生主義。

## (2) 相違が中小企業の会計実務に与える影響

棚卸資産の評価は原価法しか採用できない。それゆえ棚卸資産が陳腐化し長期間滞留して販売や使用が出来ないためその価格価値が下落した場合、評価減出来ず、不良在庫を抱えることになる。それを会計上、数値で表現出来ず「不良在庫を抱えている」ということを開示していないことになる。また売掛金の貸し倒れも見積もり計上できない。結果的にはその年次の損益を正確に報告していないばかりか、次年度以降の財務状況の予想も必然的に間違えることになる。

### 4-5-1-4 会計基準の中小企業レベルでの遵守状況と問題点

#### (1) 税務会計の現状

非営企業の中企業は外国資本との合併が多いと思われる。会計は外国資本が本国に報告する必要から、必ずしもカンボディア会計実務に準拠していない。税務上は会計事務所の助けを借りて、税務調整を施し、税務申告をしている例が多い。一方、カンボディアの小企業は、家内工業規模での経営と想像される。会計記録は整備されていなく、かつ課税所得がわずかな金額であるので税務調査で概算課税されているか、あるいは課税されていないのが常態である。

#### (2) 会計事務所の役割

外国資本との合併の中企業には会計事務所が関与している例が多い。会計事務所はカンボディアの会計基準に基づき会計帳簿作成を指導している。

また税務申告もその帳簿に基づき代行している。その面で会計事務所の役割はある。しかし小企業は会計事務所を利用しないので会計事務所の役割はほとんどない。

#### 4-5-1-5 税制度の現状と問題点

##### (1) 徴税制度

税法以外に、1998年1月1日より執行された付加価値税（10％）については英語版のガイドがあり、関税についてはレート表ガイドがあり制度の運用は改善されてきた。税務署の組織は社会主義経済体制のため納税者志向はなく、又中小企業育成のための手厚い保護の観念もないため、中小企業固有の優遇税制はない。むしろ税収が期待できる外資系企業を対象を絞って関税制度の充実をはかっている。産業政策上の税制は外資優遇以外ほとんどない。

##### (2) 中小企業を含む投資企業への優遇税制

中小企業固有の優遇税制はない。そのかわり、標準法人税率20％が投資企業の場合は9％に減税される。創業開始後最長8年間は無税であり、赤字は5年間その後の黒字と相殺して課税所得計算できる。

また、操業前の建設期間と操業開始後1年間の関税は無税。輸出産業か経済特別区域での外資企業ならさらに関税の免除減額がある。1998年より導入されたVAT（付加価値税）は1年以上免税減税されている。個人所得税については優遇はない。

##### (3) 税務調査の実態

税務調査は、いわば交渉で決められる方式で実施されている。すなわち税法の規定に基づき課税所得が算出されるのではなく、事業規模から推定される方式で税額が決定される場合が多い。

また、税務調査の担当者は税務に精通していないので、VAT導入時は大変混乱した。なお、、法人税や個人所得税の税収入より外国法人が負担する関税収入がまだ重要である。

4-5-1-6 中小企業政策の現状と問題点

カンボディアの中小企業振興政策

項目	法規制及び制度等の名称	注 釈
・ 国家計画	First Five Year Socioeconomic Development Plan 1996-2000	第2次5ヶ年計画はドラフト段階
・ 中小企業振興計画		工業計画、Industrial Plan and Actions 1998-2003 でカバーされている
項目	法規制及び制度等の名称	注 釈
・ 政策機関	Small Scale Industry and Handicraft Section, Ministry of Industry, Mines and Energy	
(1)中小企業法	なし	作成したいという要望はある。Factory Law, 1995 で中企業についてはカバーされている。
(2)経営基盤の強化		
1)金融対策	Law on the organization and function of the National Bank, 1996	
2)税制対策	Law on Taxation, 1997	
3)組織化対策	Phnom Penh Chamber of Commerce	Law of Chamber of Commerce, 1995
4)取引適正化対策		
5)事業分野の調整対策		
6)官公需確保対策		
7)倒産防止対策		
(3)構造改革の支援		
1)経営革新支援対策		
2)新規創業等支援対策		
3)技術力向上支援対策		
4)ソフトな経営資源の充実		
5)情報化対策		
6)高度化対策		
7)地域中小企業対策		
8)中心市街地の活性化対策		
9)流通合理化対策		
10)労働対策	Labor law, 1997	
11)エネルギー・環境対策		
12)国際化対策		
(4)小規模企業対策		NGO
(5)その他の施策		

(1) カンボディアの産業構造と中小企業セクター

カンボディア経済は、GDPが3,095百万米ドル（1997年。世銀、「世界開発報告」、1998/99による）で付加価値構造比は、農業セクターが50%、工業セクターが15%（うち製造業が5%）、サービス業が35%となっている。（同上）

カンボディア工業省：Ministry of Industry, Mines and Energyから提供された中小企業振興セミナー資料によれば、中小企業セクター（従業員50人以下）に属する企業は24,663社（1998年）で、大企業（従業員50人以上）が302社となっている。一番多いのが製造業で24,365社（内中小企業24,097社）、次いで食品加工18,622社（内中小企業18,590社）、金属、木



材加工、繊維・縫製と続いている。

カンボディアの中期国家計画として、First Five Year Socioeconomic Development Plan 1996-2000がアジア銀の肝いりで作成された。同計画は2000年で終了するので、次期5ヶ年国家計画を作成したいとカンボディア政府は望んでいるが、国家計画策定能力や実施能力が当初の狙いどおりにカンボディア政府内に育成されていないこともあり、現在アジア銀は次期5ヶ年国家計画策定を渋っている。

しかし、調査機関中には入手できなかったが、次期5ヶ年国家計画の骨子がドラフトとして固まっていて、その内容として、継続的に農業振興を中心に据えつつも、灌漑、排水等の農業関係のインフラ整備から少しずつ工業地帯へのインフラ整備（道路インフラ等）に重点をシフトしてゆき、もっと外国投資を誘致し、商工業振興を図っていきたいとしている。

この計画の中で、中小企業振興として、ラオス国境地域のいくつかの県の農産物（椰子油、コーヒー等）を利用した食品産業振興と、Kandal県の軽工業振興を打ち出そうとしている。

この構想と独立した形で、工業省：Ministry of Industry, Mines and Energyが工業化計画として、Industrial Plan and Actions 1998-2003を策定しており、この計画の中で、

- ・労働集約型産業の振興
- ・天然資源活用型産業の振興
- ・中小企業及び手工業の振興
- ・アグロインダストリーの振興
- ・技術移転と品質向上
- ・工業地帯の振興
- ・いくつかの消費材関係の輸入代替推進

が謳われている。しかし、中小企業及び手工業振興として挙げられているのは、伝統家具、彫刻、観光用土産等の手工業が中心で、かろうじて工業サブセクターとしてはテキスタイル、ジュートが挙げられているにすぎなく、残りは砂糖工場、椰子油工場、ゴム、カッシュナッツといった農産物加工ばかりである。

また、同計画における工業地帯の振興として、プノンベン郊外及びシハヌークビル周辺とその中間地帯が対象地域に考えられている。この地域は、道路インフラ、港湾インフラを中心としたインフラ整備重点地域であり、外国投資を中心とした工業化が考えられている。

カンボディアの工業省が望んでいる輸入代替に関しては、建材、紙製品、化学肥料、石鹼等の日用品と農業機械等が考えられている。

## (2) 中小企業政策

カンボディアは、先にも示したように、実質的にほとんどが従業員50人以下の中小企業と書いていい状態なので、先の工業振興政策がすなわち中小企業振興政策と同じであると言える。しかし、これらの構想はあっても、実際に工業を振興させていくことは、実施手段がないため、難しい。例えば、中小企業金融を見ても、金融機関自体が二重銀行制度からの移行期で、そのため脆弱で、国民の貯蓄率も低く、資金を集めて融資するという機能がきちんと動く状態にはまだなっていない。実質的に融資を得る手段としては、ほとんどが、農業開発銀行やNGOのマイクロファイナンスである。

また、商工会議所も出来たばかりで、人材不足のため、中小企業の経営者及び従業員への実務研修を行うことやコンサルテーションを実施できる状態にはなっていない。ちなみに、中小企業に関する明確な定義はまだないが、工業省では、統計の便宜上、従業員50人以下を中小企業、それ以上を大企業としている。

#### 4-5-1-7 今後の経済・企業制度の方向性とさらに整備が必要な関連制度

カンボディアの場合、内戦による破壊、特に人材不足が著しい。当面、農業加工品を中心にした産業振興と、プノンペン - シハヌークビル間の工業地帯のインフラ整備による外国投資誘致をてこにした輸入代替政策により産業振興を行っていくしかないであろう。カンボディア政府としても、農業国のまま留まっていたら人口を養えなく、またASEANに加盟し、その中でも生き残っていく必要があり、工業振興は必然と考えている。

法整備が遅れていて、この面では諸外国の支援を受け、猛烈な勢いで法整備が進んでいる。しかし、法整備を急ぐあまり、整合性が十分検討されないままパッチワーク的に進められているので、漏れや重複の調整が必要となってくることが予想される。また法制度の実施面での体制も不十分である。中小企業振興に関連しても、中小金融のしくみが未整備で、上記の工業省の計画を実施していくためには、この面の確立が早急に必要となるものと思われる。また、コンサルティングや教育に関しても、政府にも民間にも実施していく人材が極端に不足している。中小企業への技術移転や指導を行っていくための、商工会議所への技術支援も望まれる。

#### 4-5-2 ラオス

##### 4-5-2-1 構想段階法制度の現状

Lao PDRの法律体系は、Laoの伝統や慣習、フランスの植民地統治により形成されてきたが1975年以降はソヴィエト流の社会主義イデオロギーが採択された。しかしながら、1980年代中期以降は、隣接する 베트남 や中国において起こった法律経済の移行体制による影響を受けてきた。Lao PDRの法律体系は、こうした全ての歴史的経緯を包含しつつ、市場経済への移行を進め、ASEAN諸国との協調を強めたいという、近年のLao PDR自身の国家経済的必要性によって発展している。

ラオス憲法は、1991年8月14日に国会で採択され、1991年8月15日に公布された。その第2編で社会経済体制 (THE SOCIO-ECONOMIC SYSTEM) と題して、次のように規定している。

Article 13.

The economic system of the Lao People ' s Democratic Republic is a multi-sectoral economy having as objective the expansion of production and increase of goods circulation, and the transform glean of the subsistence economy into a commodities economy in order to develop the national economic base and improve the material and spiritual living conditions of the multi-ethnic people.

Article 14.

The state protects and promotes all forms of state, collective and individual ownership, as well as the private ownership of both domestic investors and foreigners who invest in the Lao People ' s Democratic Republic.

The State encourages all economic sectors to compete and cooperate with one another in expanding their production and business activities. All economic sectors are equal before the law.

**続く第15条で、財産権の保障について規定する。**

Article 15.

The State protects the rights of ownership (right to possess, right to use, right to transfer) and

organizations' and individuals' right to inherit property. As for the land which is owned by the national community, the State ensures the right to use, transfer, and inherit it in accordance with the law.

**しかし、第16条では、国家の市場に対する規制（調整）を明文で規定する他、政治体制について、第3条ではLao People's Revolutionary Partyの一党制を規定する。**

Article 16.

Economic management is carried out according to the mechanism of the market with the adjustment by the State, and is implemented by the principle at central level in combination with a reasonable delegation of the responsibility to local authorities.

Article 3.

The right of the multi-ethnic people to be the masters of the country is exercised and ensured through the functioning of the political system, with the Lao People's Revolutionary Party as its leading nucleus.

**Lao PDRでの1980年代で最初の法律整備は刑法（Penal Code）であった。1990年からはフランス人専門家の指導を得て民法の整備を進めた。**

Lao PDRでは、フランス法の伝統を有することもあり、原則としてCommon Lawにはよらず、Civil Law（大陸法）に基づく法整備を進めてきた。ただし、近年では、Civil Law（大陸法）とCommon Lawの差も少なくなってきた。そうした法体系にこだわらず、各国の法律を参考にして立法を行っている。

民法については、Civil Code（民法典）に全ての民事法規を集約するという形式はとらず、相続法、家族法、契約法、不法行為法と分野毎に法律を策定している。この他に企業法、破産法がある。

1986年には法曹界の人材を育成するためにVientiane Law Schoolが設立された。当初は法務省の管轄であったが、1995年に政府の方針により、教育省の管轄である国立大学の一学部となった。これと同時に学部名も政治法律学部となった。法律、行政、政治経済の三類に分かれている。法学士取得のための修了年限は5年である。1年は予備課程で、4年間で法学教育を行っている。

国会で成立した法律は30日以内に大統領名で公布される。公布は官報（Official Gazette）によって行われる。

1988年以来、以下のように憲法の他合計34の法が制定された。

Constitutional Law No.1（1991）

Foreign Investment Law（1988）（amended in 1994）

Economic Crimes Law（1988）

Criminal Code（1990）

Criminal Procedure Code（1990）

State Bank Law（1990）

Extra-Contractual Obligations (Tort) Law（1990）

Civil Procedure Law（1990）

Contract Law（1990）

Inheritance Law（1990）

Family Law（1990）

Business Law (dealing with corporate and related entities)（1994）

Bankruptcy Law (1994)  
Secured Transactions (mortgage and suretyship) Law (1994)  
Domestic Investment Law  
Banking Law

**5カ年計画(1996 - 2000)で法案提出が予定されていたのは次の34の法律であった(年号を記入したものは成立済みの法律)。**

1. Land Law
2. Forestry Law (1996)
3. Water Law (1996)
4. Check Law
5. Electricity Law
6. Mining Law
7. Commercial Law
8. Economy/Special Zones Law
9. Government Assets Law
10. Wildlife Law
11. Industry Law
12. Handicrafts Law
13. Education Law
14. Culture Law
15. Communications law
16. Surface Transportation Law
17. Posts Law
18. Urban Planning Law
19. Civil Servants Law
20. Local [Government] Authorities Law
21. Tourism Law
22. Office Of Economic Dispute Resolution Law
23. Judicial Police Law
24. Lawyer Law
25. Prison Law
26. Execution Of Court Decisions Law
27. Intellectual Property Law
28. Environmental Law
29. Securities Law
30. Public Health Law
31. Food And Drugs Law
32. Addictive Drugs [Narcotics] Law
33. Civil Aviation Law
34. Procurement and Construction Law

#### 4-5-2-2 法制度面で生じている問題

最近では、(民事)契約法の他に、商事取引法を整備すべきであるという議論が起こってきている。その他に地方行政法や航空法が未整備であり、整備を急ぐ必要がある。

また、いわゆる東西回廊道路の整備に伴い、ADBの主導によって、タイ、ヴィエトナムとの間の三国間道路運送協定が締結されているが、ラオスでは道路交通法(運転免許制度等)、車両検査に係る法制度が未整備であることもあり、協定の実施において極めて不利な立場に甘んじている。現状では、ラオスの車両がバンコク港まで運送することが認められておらず、このことによる運送費のコスト増が、ラオスの輸出品の国際的価格競争力を弱めている。今後、協定の相互性を確保して、ラオスの車両がタイ、ヴィエトナムの港まで運送できるようするために国際的レベルの道路交通法、車両検査法の整備が急務である。

#### 4-5-2-3 国際会計基準導入過程で生じている問題

##### (1) 国際会計基準とラオス会計基準との相違

国際会計基準を導入することの検討はまだである。従って、多くの相違点があるが、中小企業に関係する相違点は以下の表で比較できる。ラオスでの会計実務は、国営企業をふくむすべての企業はラオス会計基準に基づいている。なお会計処理は、小企業と中企業と大企業で要求程度が相違する。小企業なら複式簿記によらずに損益計算書が作成できれば良い。しかし勘定コード番号は指定されている。(証券市場がまだないので、証券市場上場基準もない。それゆえ大企業なら適用されると思われる、連結決算、年金会計、リース会計も考慮されない。)(アジア開発銀行が Enhancing government accounting regulations and procedures のプロジェクトで国営企業を含む政府関係機関の会計制度の構築を支援している。)

	国際会計基準	ラオス会計基準
棚卸資産	低価法による評価。 内部振替価格の含み益は控除。	原価法。 規定なし。
売掛金	貸し倒れの見積もり計上。	見積もり計上は不可。
有形固定資産	原価もしくは再評価価値。 見積もり耐用年数で減価償却。	原価もしくは外資の現物出資価格。 関係省庁決定による減価償却。
無形固定資産	試験研究費は発生時に費用化。 営業権は減価償却。	試験研究費は有効年数で減価償却。 関係省庁決定による減価償却。
投資	子会社は連結会計に包含される。関連会社は持分法による。低下法の適用が必要。	連結会計がない。
発生主義会計	すべての費用は発生主義にて計上。	利息費用のみ発生主義にて計上可能。
引当金	偶発性のある費用損失の見積もり計上。	偶発引当金は計上不可。
納税充当金	繰り延べ税金も計上。	繰り延べ税金の計上は不可。
損益計算	すべての収益費用は計上。	認められた費用のみ計上可能。

##### (2) 相違が中小企業の会計実務に与える影響

そもそもラオスの会計基準があまりにも一般的で、実務の指針になりえない。棚卸資産の評価は原価法しか採用できないと思われる。それゆえ棚卸資産が陳腐化し長期間滞留して販売や使用ができないためその価格価値が下落した場合、評価減できず、不良在庫を抱えることになる。また、それを会計上、数値で表現できないで「不良在庫を抱えている」ということを開示していないことになる。結果的にはその年次の損益を正確に報告していないばかり

か、次年度以降の財務状況の予想も必然的に間違えることになる。売掛金の貸し倒れも引当計上できないので同様である。(掛売りが少ないビジネス環境である。)

#### 4-5-2-4 会計基準の中小企業レベルでの遵守状況と問題点

##### (1) 税務会計の現状

外国営企業の中企業は外国資本との合併が多いと思われる。会計は外国資本の本国に報告する必要から、必ずしもラオス会計基準に準拠していない。税務上は会計事務所の助けを借りて税務調整を施し、税務申告をしている例が多い。一方、ラオスの小企業は、家内工業規模での経営と想像される。会計記録は整備されていなく、かつ課税所得がわずかな金額であるので課税するにしても税務調査で概算課税されるのが常態である。

##### (2) 会計事務所の役割

外国資本との合併の中企業には会計事務所が関与している例が多い。会計事務所は正確な会計帳簿作成を指導している。また、税務申告もその帳簿に基づき代行しており、関税の取り扱いが難しいこともあり、会計事務所が税務署との交渉の仲介も行っている。その面で会計事務所の役割はある。しかし、小企業は会計事務所を利用しないので、会計事務所の役割はほとんどないと言える。

#### 4-5-2-5 税制度の現状と問題点

##### (1) 徴税制度

税法以外に、関税法が別に定められている。税務署の組織の関税部門以外は弱体である。中小企業固有の優遇税制はない。また、産業をこれから育成する段階であるので、法人税の税収は多くを望めない。むしろ、売上税が関税と並んで徴収実績が上がっているため、売上税を付加価値税に変更して徴収実績をあげる様検討している。

##### (2) 中小企業を含む投資企業への優遇税制

中小企業固有の優遇税制はない。そのかわり、標準法人税率35%が外資系合併企業の場合は20%に減税される。高給取りの外国技術者を優遇するための個人所得税については、税率10%のフラットレートだけである。

##### (3) 税務調査の実態

税務調査は、いわば交渉で決められる方式で実施されている。すなわち税法の規定に基づき課税所得が算出されるのではなく、事業規模から推定される方式で税額が決定される場合が多い。また、税務調査の担当者は税務に精通していないので、税収は増えない。法人税(全税収の10%)や個人所得税の税収入より売上税や外国法人が負担する関税収入がまだ重要である。(なお監査基準が decree として定められており、税務調査の指針になりうる。)

4-5-2-6 中小企業政策の現状と問題点

ラオスの中小企業振興政策

項 目	法規制及び制度等の名称	注 釈
・ 国家計画	Vision of 20 Years National Socio-Economic Development Plan 1996-2000	Vision of 20 Years はドラフト段階
・ 中小企業振興計画	なし	中小企業政策について研究中
・ 政策機関	Department of Industry, Ministry of Industry and Handicraft	
(1)中小企業法	なし	Department of Industry, Ministry of Industry and Handicraft で研究中
(2)経営基盤の強化		
1)金融対策	なし	Agricultural Promotion Bank の融資 スキームが農村工業振興用に利用可能
2)税制対策		
3)組織化対策	Lao National Chamber of Commerce	
4)取引適正化対策		
5)事業分野の調整対策		
6)官公需確保対策		
7)倒産防止対策	The Law o Enterprise Bankruptcy, 1994	
(3)構造改革の支援		
1)経営革新支援対策		
2)新規創業等支援対策		
3)技術方向上支援対策		
4)ソフトな経営資源の充実		
5)情報化対策		
6)高度化対策		
7)地域中小企業対策		
8)中心市街地の活性化対策		
9)流通合理化対策		
10)労働対策	Labor Law, 1994	
11)エネルギー・環境対策		
12)国際化対策		
(4)小規模企業対策		NGO
(5)その他の施策		

(1) ラオスの産業構造と中小企業セクター

ラオス経済は、GDPが1,753百万米ドル（1997年。世銀、「世界開発報告」、1998/99による）で付加価値構造比は、農業セクターが52%、工業セクターが21%（うち製造業が15%）、サービス業が28%となっている。（同上）

ラオス工業商芸省：Ministry of Industry and Handicraftによれば、1998年の統計では、企業数は16,000社あり、以下のような分類となっている。（統計的な区分で、中小企業政策上公式に定義された区分ではない。）

- ・ 大企業：従業員100人以上。企業数は全体の1%未満。
- ・ 中企業：従業員10～99人。5%弱。
- ・ 小企業：従業員9人以下。95%。

ラオス工業商芸省ではISICによる業種分類を採用していて、中小企業の主なサブセクターは食品加工、手工芸、陶磁器といったものが主流を占めている。また、長期国家ビジョンとしてドラフト段階であるがVision of 20 Yearsがあり、ここではLLDCからの脱却を目標としつ

つも、社会開発と経済開発のバランスを保ちながら経済開発を進めていくことと、国内産業保護を強く打ち出している。特徴として、社会開発と経済開発のバランスを保つことを強調していて、経済開発は推進するにしても、急激な経済開発によって、大都市への人口集中によるスラム化や極端な都市部と農村部の経済格差等の社会問題を引き起こすことは是認しないという方針を強く打ち出している。

さらに、国内産業の保護についても、外国投資は経済発展には必要と認めていて、ただ、国内産業とのバランスが崩れないように全体をモニタリングし、調整することが強調されている。

このビジョンよりも前に、国連関連機関が支援して、National Socio-Economic Development Plan 1996-2000が作成され、これが中期国家計画として機能している。この計画の中では、国会で承認を得た次の8項目が重要政策課題として述べられている。

- ・食料増産
- ・農業の安定
- ・商品の増産
- ・インフラ開発・整備
- ・社会経済の管理システムの改善と世界経済との良好な関係の構築
- ・地域開発
- ・人材開発
- ・サービスセクターの開発

## (2) 中小企業政策

ラオスの工業開発はMinistry of Industry and Handicraftが主幹となって実施されているが地理的、歴史的な原因に起因するさまざまな困難を抱え、難しい状況にある。

まず、計画経済のシステムを採択してきて、現在市場主義へ移行しつつあるが、まだ移行中で完全に移行が終了していない。また、ラオス政府及び党も急速な市場主義への移行には反対の立場であり、移行はゆっくり進んでいる。しかしながら、ASEAN加盟やWTO加盟を希望していて、この加盟のための法規制に関する整備がUNDP等の国際援助機関の協力を得て進んでいる。

2番目に地理的要因であるが、内陸国で輸出入港を持たないため、貿易に不利な地理的条件を抱えている。また、タイと長い国境を接し、しかもメコン川が国境であるために、国境管理も難しく、さらに道路法等の法整備状況の差や国境管理能力の弱さにより、商品流通及び貨幣流通を含むさまざまな要素でタイ経済やそのしくみの影響を強く受け、金融政策、工業開発政策等を含めラオス政府が経済をコントロールしにくい状況となっている。

中小企業の実態であるが、やっと民間セクターが発生しはじめたという状態で、めぼしい企業は、民営化されたもと国营企業がある程度で、ほとんどは家内工業の段階である。主な産業セクターとしては、食品加工、手工芸、陶磁器、木工、家具等で、近代産業はほとんど存在しない。

工業商芸省としては、現在タイや中国から主に密輸で国内に流れ込んでいる建材、鉄棒、鉄パイプ等の建築資材や日常雑貨の輸入代替を行い、こうして国内産業の保護と育成を果した上でプラスチック製品等やや重工業的な産業を育成していきたいという考えがあるが、実施となると難しい状況である。

なお、中小企業育成についての重要性は認識していて、そのための政策を現在研究中である。



#### 1) 中小企業金融

現在ラオスには中銀の下に8つの国営銀行が存在する。この中で、政策金融機関として活用できる可能性があるのは、Agricultural Promotion Bankのみで、これも農業振興のため、従って食品加工業向けあるいは農村工業向けの振興に利用目的が限られる。そういった意味で、工業振興に利用できる政策金融機関を有していない。

信用保証制度もなく、その他の銀行としては、ヴェトナムの銀行との合資による2行、タイの商業銀行7行の支店のみで、金融業界そのものがきわめて弱い構造にある。

#### 2) 中小企業への技術支援

中小企業への技術支援についても、例えばラオス商工会議所等による実務レベルの技術支援やトレーニングが実施されていない。

#### 4-5-2-7 今後の経済・企業制度の方向性とさらに整備が必要な関連制度

ラオスの置かれている地政的制約から急速な工業化は難しい。ラオス政府自身も、まずは農業振興により自給自足を基本とし、徐々に工業化を目指すという考えである。

しかし、経済発展の可能性として、メコン流域開発、東西国際回廊の完成や道路を中心としたインフラ整備には期待していて、これをてこに、観光産業及び観光産業の裾野産業とも言うべき、食品加工、手工芸品を中心とした土産物産業から産業化が開けるのではないかと考えている。

また、密輸の問題や、輸出のためのタイ国内運輸に関する不平等問題等さまざまな国際関係とからむ法規制の問題があり、この解決や整備に苦労している。これらに関しては、タイ政府等との国際交渉が必要となる。(例えば、タイ側にも容認できる水準の車両整備に関する法規制、道路交通)

#### 4-5-3 ヴィエトナム

##### 4-5-3-1 整備済み法制度

ドイモイ以降、多くの法令の整備が進められ、JICAの法制度支援等の協力も行われている。また、ビジネス環境が整えられつつあり、近年法制度変革が相次いでいる。

##### (1) 企業法

新企業法(The Law on Enterprises)は、1999年6月12日の国会で採択され、2000年1月1日に施行された。全10編・124条から成っている。この法律を施行するために、2000年2月3日に「商業登記に関する政令(Decree of the Government on business registration)」、「企業法のいくつかの条項の実施を指示する政令(Decree of the Government guiding implementation of some Articles of the Law on Enterprises)」、「企業法の規定に反する許可の廃止に関する首相令(Decision of the Prime Minister abolishing certain types of permits which are contrary to the provisions of the Law on Enterprises)」が出された。

この新企業法は一般会社だけでなく、株式会社に転換された国有企業(SOE)についても適用される包括的な企業法である。これまで国営企業法、外資企業法、会社法、個人企業法等

のさまざまな個別法によっていた各種の企業形態についての規定が、この新企業法に一本化されることになった。

ヴェトナムの企業法の歴史を見ると、1987年に外国投資法（1996年に改正）、1990年に民間法人についての会社法（破産法の制定に伴って1994年に改正）、1995年に国営企業法が制定された。このような個別的な立法が示すように、1990年会社法は、国営企業改革や外資企業法との統一を視野に入れた包括的な会社法として考えられたものではなかった。

ところが、1995年に国営企業法が制定され国有企業改革が本格化するにつれて、その株式会社化が不可避となり、国有企業（SOE）から転換した株式会社についても適用される株式会社法の必要性が高まってきた。この過程で1990年会社法の改正作業が本格的に開始され、1996年1月に第1次改正草案が起草された。しかしながら、1998年7月の第10次草案の段階までは、国有企業や外資企業との関係は明確ではなかった。ところが、1998年8月の第11次草案の段階で名称が会社法から企業法（Enterprise Law）に改められ、個人企業も対象に含まれた。さらに、SOEが株式会社又は有限責任会社へ組織変更できる旨も明記された。

制定された企業法（The Law on Enterprises）の英訳を見ると、全10編の構成は以下のとおりである。

Chapter 1 総則（General Provisions）

Chapter 2 設立と商業登記（Establishment, and Registration of Business）

Chapter 3 有限責任会社（Limited Liability Company）

Section 1 2人以上の出資による有限責任会社

( Limited Liability Company with two or more Members)

Section 2 1人出資による有限責任会社

( Single-Member Company with Limited Liability)

Chapter 4 株式会社（Shareholders Company）

Chapter 5 合名・合資会社（Partnership）

Chapter 6 個人企業（Private Enterprise）

Chapter 7 会社の再構成、解散及び破産（Re-organization, Dissolution and Bankruptcy of an Enterprise）

Chapter 8 企業に対する政府の管理（State Management over Enterprises）

Chapter 9 報奨と違反についての措置（Awards, and Violation Handling）

Chapter 10 付則（Implementation Provisions）

Chapter 7の会社の再構成(Re-organization)は、会社の分割、営業譲渡、合併、会社形態の変更（有限責任会社から株式会社への転換等）等についての規定である。破産（Bankruptcy）は表題にあるだけで、規定については破産法に譲っている。

なお、従来では、ほとんどの事業について事業許可を要したために、会社の設立が実質的には許可主義となり、また事業運営にもさまざまな規制があったが、2000年2月3日に出された「商業登記に関する政令（Decree No.02/2000/ND-CP dated 3 February 2000 of the Government on business registration）」では、企業法によって創立・運営している企業について商業登記（Business Registration）の手続きを簡素化し、さらに、同日付の「企業法の規定に反する許可の廃止に関する首相令（Decision No.19/2000/QD-TTg dated 3 February 2000 of the Prime Minister abolishing certain types of permits which are contrary to the provisions of the Law on Enterprises）」によって、84業種の事業許可（Business Licenses）、事業資格証明（Certificates of Business）、操業許可その他の許可が廃止されている。

## (2) 民法

ヴェトナム民法（The Civil Code）は1995年10月28日に国会で採択され、1996年7月1日から施行されている。全7編・838条から成っている。これによって、1996年7月1日以降、1991年民事契約法令、（Ordinance on Civil Contracts dated 29 April 1991）、1991年住宅法令（Ordinance on Residential Housing dated 26 March 1991）、1990年相続法令（Ordinance on Inheritance dated 30 August 1990）、1989年工業所有権保護法令（Ordinance on Protection of Industrial Property Rights dated 28 January 1989）、1994年著作権保護法令（Ordinance on Copyright Protection dated 2 December 1994）、1988年ヴェトナムへの外国技術の移転に関する法令（Ordinance on Transfer of Foreign Technology into Vietnam dated 5 December 1988）は廃止された。この廃止法令のリストからも分かるように知的財産権や技術移転に関する規定も含んでいる。また、国際私法に関する規定も含まれている。

全7編の構成は以下のとおりである。

- Part 1 総則(General Provisions)
- Part 2 財産及び所有の権利(Property and Ownership Rights)
- Part 3 債務と民事契約(Civil Obligations and Civil Contracts)
- Part 4 相続(Inheritance)
- Part 5 土地使用権についての条項(Provisions of Land Use Rights)
- Part 6 知的所有権及び技術移転(Intellectual Property Rights and Technology Transfer)
- Part 7 外国要素を含む民事関係 Civil Relations involving Foreign Elements

## (3) 担保貸付制度

1999年12月29日付けで、金融機関による担保貸付についての政令178号を公布した。この政令178号は、金融機関法（Law on Credit Institutions）による金融機関から顧客への貸付の担保について適用される。

この政令178号によると、貸付債務は 借手の財産についての抵当又は（及び）質、 第三者の財産を用いた保証、 貸付による収益から形成された財産についての抵当又は（及び）質によって担保することが可能である。また、この政令では、国営金融機関による無担保貸付が可能な場合の条件、抵当権又質権の目的物の評価についても定めている。

## (4) 外国投資法

計画投資省は、2000年3月29日、5月に開会される国会での成立を目差している改正外国投資法の最終案を明らかにした。この要点は、

従来から合併企業の重要案件決定における要件としていた取締役会の全会一致ルールを緩和する。

株式会社形態での企業設立を認める、

合併から全額出資への形態転換を容易にする、

等である。

改正は、1996年11月以来の約3年半ぶりである。外資導入低迷が長期化しているのに対応するためのもので、投資環境を改善するのが狙いである。

現行制度で取締役全員の賛成が必要とされているのは、社長・副社長の任免や定款変更、決算承認、資金調達の決議等である。改正案では、定款変更を除いて、51-75%の賛成で可能として、通常では出資比率が現地側を上回っている外資側の経営権を強くする。

従来から認められていた有限会社形態に加えて株式会社での合併・全額出資子会社設立を認めるのは、株式市場創設等をにらんで、資金調達手段を拡大させるのが目的である。

既存の合併事業で、パートナー間の意見対立が目立っているため、全額出資への移行が可能な条件についても示される予定である。また、工場建設地からの住民立ち退きに現地側合併相手が責任を持ち、土地所有権の担保差し入れ先として外資系金融機関も加えることも盛り込まれる予定となっている。

#### (5) 労働法

労働法は1995年に整備されている。それまでの労働行政は、多くの行政命令や規則によって行われており、最近ではその改正が課題となっている。労働組合とも協議の上で2001年には改正草案が国会へ提出される予定である。この労働法は、政府職員、SOE、民間セクターの区別をつけずに等しく適用されるが、従業員数10人以上と未満の企業の間で、社会保険制度の適用や労働紛争解決方法等で異にしている。この1995年の労働法立法は、ILOの勧告にも従ったものであるが、ヴェトナムが批准した条約数は14である。

1995年労働法では、労働紛争の解決についての規定もおかれている。労働紛争については個人レベルのものと組合関連の団体問題という2種類がある。個人レベルのものは、協議によって解決できない場合は紛争委員会の調停に持ち込まれ、それでも解決しない場合は裁判によって判決される。団体問題については、協議によって解決できない場合は地方委員会(Provincial Council)による仲裁(Arbitration)を求めることになる。仲裁人は、労働組合側、雇用者側、労働省又は地方公共団体の行政側という三者から構成される。

輸出加工区(EPZ)の内外間で労働法の適用を異にするわけではないが、EPZ内の企業はまずEPZ委員会の管理規則に従う義務があるという点で違いがある。EPZ委員会は、地方公共団体の検査・監督を受けることになっており、EPZの外では直接に労働部局の監督を受ける。

原則として、労働法の適用に関して、内国資本と外資企業の間でその適用を異にすることはない。異なるのは最低賃金と人員採用についての2点についてである。

社会保険制度については、1990年に行政命令(Decree)が出された。社会保険制度については、災害事故、妊娠出産、年金、病気などについての制度がある。従業員数が10人以上と未満の企業では、その加入が強制的か任意的かについての違いがある。

SOEの民営化については、1999年に、民営化にともなう失業者の増加についての対策等についての政令(Decree)が出されている。

#### 4-5-3-2 法制度面で生じている問題

以下のような点が指摘されている。

- ・ 各法令に曖昧な点が多く、法令間の矛盾もある。
- ・ 施行細則が策定されていないために、その運用に統一性がない。
- ・ 法令改正の施行までの猶予期間が十分でないために運用において混乱が生じている。
- ・ 法律に関する情報が十分に普及されていない。

証券取引所設立については、1994年から準備を進め、1997年夏には担当機関である国家証券委員会(SSC)を発足させたが、1999年も計画は実現しなかった。上場を予定している国営企業の改革が遅れているため、上場基準を満たす企業がほとんどなかったということが主な理由

である。また、既得権を守ろうとする官僚の抵抗によって、国有企業の株式会社化が遅れており、1999年時点で株式会社化されているのは、年間目標の400社を大幅に下回る160社でしかない。アジア金融危機で他国の市場が混乱に陥ったのを見て、保守派が市場重視の運営に慎重になっているとも言われる。

労働法の施行についての問題点としては、施行後まだそれほどの期間が経過していないということもあり、特に中小企業においては、雇用者、労働者ともに労働法について十分に理解していないということがある。

#### 4-5-3-3 国際会計基準導入過程で生じている問題

##### (1) 国際会計基準とベトナム会計基準との相違

国際会計基準を導入し始めたが、なお多くの相違点がある。中小企業に関係する相違点は以下の表で比較できる。ベトナムでの会計実務は、大企業もふくめてすべての企業はベトナム会計基準に基づいている。(証券市場がまだないので、証券市場上場基準もない。それゆえ大企業が適用されると思われる、キャッシュフローステイトメント、連結決算、年金会計、リース会計も考慮されない。)

しかし国営企業は共産党の指導で管理運営されているので必ずしも市場経済の企業会計を實踐しておらず、多くのベトナム会計基準との乖離がある。(カナダ国際開発庁とUNDPが共同でVietnam - Canada oceans and coastal cooperation programme-petroleum legislation のプロジェクトで石油法に関連する会計監査及び税制を含む法制度の整備を支援している。)

	国際会計基準	ベトナム会計基準
棚卸資産	低価法による評価。 内部振替価格の含み益は控除。	原価法。評価減は証明が難しく無理。 規定なし。
売掛金	貸し倒れの見積もり計上。	見積もり計上は不可。
有形固定資産	原価もしくは再評価価値。 見積もり耐用年数で減価償却。	原価もしくは外資の現物出資価格。 財務省決定による減価償却。
無形固定資産	試験研究費は発生時に費用化。 営業権は減価償却。	試験研究費は有効年数で減価償却。 財務省決定による減価償却。
投資	子会社は連結会計に包含される。関連会社は持分法による。抵下法の適用が必要。	連結会計がない。
発生主義会計	すべての費用は発生主義にて計上。	遊休休暇、契約済み固定資産の修理代、保証引当、利息費用のみ発生主義にて計上可能。
引当金	偶発性のある費用損失の見積もり計上。	偶発引当金は計上不可。
納税充当金	繰り延べ税金も計上。	繰り延べ税金の計上は不可。
損益計算	すべての収益費用は計上。	外国通貨為替差損益、従業員賞与福利基金、政府よりの補助金、法人税は損益計算からはずす。事業発展基金・資本支出基金・管理支出基金は準備金として別会計。

##### (2) 相違が中小企業の会計実務に与える影響

棚卸資産の評価は原価法しか採用できない。それゆえ棚卸資産が陳腐化し長期間滞留して販売や使用ができないためその価格価値が下落した場合、評価減出来ず、不良在庫を抱えることになる。それを会計上、数値で表現できず「不良在庫を抱えている」ということを開示していないことになる。

結果的にはその年次の損益を正確に報告していないばかりか、次年度以降の財務状況の予

想も必然的に間違えることになる。為替差損益や退職給与引当金の計上も認められず、国際会計基準からの乖離が大きい。

#### 4-5-3-4 会計基準の中小企業レベルでの遵守状況と問題点

##### (1) 税務会計の現状

非国営企業の中企業は外国資本との合併が多く、会計は外国資本の本国に報告する必要から、必ずしもベトナム会計基準に準拠していない。税務上は会計事務所の助けを借りて、税務調整を施し、税務申告をしている例が多い。一方、ベトナムの小企業は、家内工業規模での経営と想像される。会計記録は整備されていなく、かつ課税所得がわずかな金額であるので税務調査で概算課税されるのが常態である。

##### (2) 会計事務所の役割

外国資本との合併の中企業には会計事務所が関与している例が多い。会計事務所はベトナムの会計基準に基づく会計帳簿作成を指導している。また税務申告もその帳簿に基づき代行しており、その面で会計事務所の役割はある。しかし、小企業は会計事務所を利用しないので、会計事務所の役割はほとんどない。

#### 4-5-3-5 税制度の現状と問題点

##### (1) 徴税制度

税法以外に、政令（decree）と通達（circular）があり、制度の運用は改善されてきた。税務署の組織は社会主義経済体制のため納税者志向はなく、中小企業育成のための手厚い保護の観念もない。それゆえ中小企業固有の優遇税制はない。むしろ富裕税が残存しているように、産業政策上の税制は外資優遇以外ほとんどない。

##### (2) 中小企業を含む投資企業への優遇税制

中小企業固有の優遇税制はない。そのかわり、標準法人税率35%が外資系合併企業の場合は25%に減税されている。しかし海外からの投資を優遇するため、創業開始後事業内容により10年間から15年間は税率を10%、15%或いは20%に軽減している。減税特別区の企業は減税され、創業開始後4年間は無税、さらにその後の4年間は50%の減税、その後の税率は10%となる。1999年1月1日より導入されたVAT（付加価値税）は製造業は50%減税されている。個人所得税については高給取（月額800万ドン以上の税引き後の所得者）は追加30%の富裕税が課税される。また、ラオスとカンボジアとの貿易による関税は免除されている。

##### (3) 税務調査の実態

税務調査は、いわば交渉で決められる方式で実施されている。すなわち税法の規定に基づき課税所得が算出されるのではなく、事業規模から推定される方式で税額が決定される場合が多い。また、税務調査の担当者は税務に精通していないので、VAT導入時は大変混乱した。

なお、法人税や個人所得税の税収入より外国法人が負担する関税収入がまだ重要である。

#### 4-5-3-6 中小企業政策の現状と問題点

##### ヴェトナムの中小企業振興政策

項目	法規制及び制度等の名称	注 釈
・国家計画	ヴェトナム社会経済開発5ヶ年計画 1996-2000	次期5ヶ年計画はドラフト段階
・中小企業振興計画	公式なものはない。	JICAから「ヴェトナム国中小企業振興計画」が、UNIDOからも別提案がヴェトナム政府に提出されている。
・政策機関	Ministry of Planning and Investment Ministry of Industry	MPIが政策を検討中。MOIは態度を保留中。
(1)中小企業法	首相令によるものを検討中	現在審議中
(2)経営基盤の強化		
1)金融対策	Law on the organization and function of the National Bank, 1996	
2)税制対策	Law on Taxation, 1997	
3)組織化対策	Vietnam Chamber of Commerce	
4)取引適正化対策		
5)事業分野の調整対策		
6)官公需確保対策		
7)倒産防止対策	企業倒産法 1993	
(3)構造改革の支援		
1)経営革新支援対策		
2)新規創業等支援対策		
3)技術力向上支援対策		
4)ソフトな経営資源の充実		
5)情報化対策		
6)高度化対策		
7)地域中小企業対策		
8)中心市街地の活性化対策		
9)流通合理化対策		
10)労働対策	Labor law, 1994	
11)エネルギー・環境対策		
12)国際化対策		
(4)小規模企業対策		NGO
(5)その他の施策		

#### (1) ヴィエトナムの産業構造と中小企業セクター

ヴェトナム経済は、GDPが24,893百万米ドル（1997年。世銀、「世界開発報告」、1998/99による）で付加価値構造比は、農業セクターが27%、工業セクターが31%、サービス業が42%となっている。（同上）

ヴェトナムの中小企業について、1998年、政府は暫定的な定義として、「資本金50億 VND未済あるいは従業員200人未満の企業」という定義を定めている。JICAが1999年12月にヴェトナム政府に提出した、「ヴェトナム国中小企業振興計画調査報告書（要約）」によれば資本規模別企業数及び従業員規模別企業数、主用産業別従業員規模別民間製造企業数は以下のようにになっている。従って、ヴェトナムの中小企業は約1.9百万社(1995)ということになる。また、1995年と1998年の推計という違いを考慮しても、製造業に従事している民間企業数が極めて少ないことがわかる。（統計数字はすべて、ヴェトナム国中小企業振興計画調査報告書（要約）p-3～p4より孫引きした。）

資本規模別企業数（1995年）

企業形態	統 計	50億D未満	50～100未満	100～200未満	200～300未満	300億D以上
国営企業	5,873	4,367	691	421	141	253
合併・外資	692	353	104	96	42	97
個人企業	10,916	10,882	26	4	1	3
株式制会社	118	90	12	9	4	3
有限会社	4,242	4,123	42	26	10	11
合作社	1,867	1,827	22	12	3	3
自営業者	1,879,402	1,879,402	-	-	-	-

資本規模はヴィエトナムドン

(出所) Industrial Department, MPI, 1999

従業員規模別企業数（1995年）

企業形態	統 計	100人未満	100～200未満	200～500未満	500人以上
国営企業	5,873	4,086	190	263	1,333
合併・外資	692	406	15	33	238
個人企業	10,916	8,120	165	351	2,780
株式制会社	118	92	3	3	20
有限会社	4,242	3,276	105	142	719
合作社	1,867	1,096	38	97	636
自営業者	1,879,402	1,879,402	-	-	-

(出所) Industrial Department, MPI, 1999

## (2) 中小企業振興政策

ヴィエトナムの国家計画として、「ヴィエトナム社会経済開発5ヶ年計画1996-2000: The 1996-2000 Five-Year Plan for Socio-Economic Development」が存在し、現在次期の5ヶ年計画がドラフトとして存在する。次期5ヶ年計画の内容は調査時点では不明であったが、1996-2000年の5ヶ年計画には中小企業振興政策については触れられていなく、また、中小企業をセクターとして捕らえ、振興していくという考えは持っていなかった。(The 1996-2000 Five-Year Plan for Socio-Economic Developmentの主な内容は、2000年までに、投資を30%増加させ、GDP成長率平均9-10%を達成し、1人当GDPを1990年の水準の2倍にすること、農林水産品加工業との関係を重視した年平均4.5-5%の成長を目指した第1次産業セクター開発、工業開発では、食品加工、一般消費財、輸出志向の工業の開発を優先すると共に石油ガス、セメント、機械工業、電子、鉄鋼、化学肥料、化学等の重要産業の育成を図り、年率12-13%の第2次産業セクター開発、運輸、情報通信産業、貿易、観光、金融、プロフェッショナルサービス等の強化を中心とした年率12-13%の第3次産業セクター開発をうたっている。)

その後、地方振興と雇用問題、貧困対策の観点から、MPI及び工業省を中心に中小企業振興政策が検討され、JICAを始めとするいくつかの先進国及び国際援助機関が、中小企業振興政策に対する提案を行っている。

この中小企業振興政策に関する提案は、主に3つある。1つは、JICAが実施したヴィエトナム国中小企業振興計画調査であり、この中で、中小企業基本法の制定、振興組織の創設、金融制度の整備、日本の診断・指導をモデルとした診断・指導士育成が提案されている。

これと並行するような形で、宮沢構想プロジェクトにより、金融制度改革が提案され、この中で、中小企業向け金融制度の提案が行われている。先のJICAの中小企業振興計画は、こ



の宮沢構想プロジェクトに合わす形で、金融制度の整備の部分が修正されているので、この2つの計画提案に関しては特には矛盾はない。

しかしながら、UNIDOがやはり中小企業振興政策についてヴェトナム政府に別の提案を行っている。日本側と違う点は、中小企業振興政策実施機関の形態で、日本側の提案が、中小企業庁の創設と、政策立案及び実施面での実施機能の集中化を特徴としていることに対し、UNIDOの提案は、中小企業庁は既存政府機関内に持ち、新しい行政機構を創設することに反対していることと、政策機能と実施機能の分離、実施機能の民間及び既存機関での実施を主張していることに違いがある。UNIDOは、この中小企業政策の枠組みに関し、ドナーからの援助資金のプール制を主張し、その取りしきりをUNIDOが行うことを主張している。

合意されているJICAの提案の中小企業基本法の制定だが、ヴェトナム側の意向として、法として制定するのではなく、首相令として制定したい意向で、調査時点ではその準備が進行していたが、当初の予定よりも遅れていた。

#### 1) 既存の中小企業振興

ヴェトナムはまだ国営企業及び外国投資企業（合併を含む）が産業をリードしている状態で、国営企業の民営化もまだ完全には進んでいなく、また、外国投資会社（合併等を含む）を除いて、民間企業そのものがまだ十分存在しない。民間企業でありかつ中小企業といった場合ほとんどが家内工業的なものであり、しかも製造業に関してはきわめて数が少ないという現状である。従って、中小企業政策と言った場合、ヴェトナム政府側には、まだ貧困対策及び失業対策といった感点が濃厚である。

しかしながら、工業省及び科学技術省のもとに、いくつかの産業振興政策が実施されてきていて、この政策が今後の中小企業振興政策に何らかの形で反映していくものと思われる。

工業省は、配下の国営企業（製造業）に対して、従業員の質の向上のために職業訓練を実施してきた。また、管轄下にある製造業関連の企業に対して、従業員のために職業訓練を実施することを指導してきた。企業が職業訓練を実施できない場合には、工業省が有するトレーニングセンターのトレーニングコースに従業員を参加させることを指導している。また、特徴的なこととして、企業が実施する職業訓練をオープンにし、その企業の従業員でなくとも、その企業が実施する職業訓練コースに参加することを認めている。（ただし費用は負担しなければならない）

科学技術省もまたドイツの援助を受けて起業家育成プログラムや職業訓練、品質管理（ISO9000の取得を目的としたもの）等のトレーニングプログラムを実施している。起業家育成に関しては経営者に対してファイナンスも行っている。

同じような職業訓練は商工会議所でも実施されていて、このように、いくつかの省がすでに中小企業への技術支援を実施しているが、省庁行政が縦割りのために、お互いの技術支援は全く関連性を持っていない。

#### 4-5-3-7 今後の経済・企業制度の方向性とさらに整備が必要な関連制度

JICAの提案は、日本型の中小企業法を基礎に、裾野産業育成を牽引に、診断制度や中小企業診断士の育成、融資制度等の確立を目指すフルセット型の中小企業振興政策を提案している。

この考え方は、完全自由競争主義を主張する欧米の中小企業振興政策と合わない面がある。

ベトナムがどちらの政策を採択するのかは現在不明である。しかし、もし日本の提案が受け入れられるのであれば、ベトナム国中小企業振興計画調査報告書の提案及び宮沢構想プロジェクトの提案に沿って、中小企業向け金融制度の確立や診断制度の確立といった提案されている制度が整備されていくことになる。

#### 4-6 その他アジア

##### 4-6-1 バングラデシュ

###### 4-6-1-1 整備済み法制度の現状

バングラデシュ共和国の独立は1971年12月16日であるが、それ以前の長い政治的及び法的歴史がある。法律制度の歴史を大別すると、「Hindu時代」、「Muslim時代」、「英国統治時代」、「現代」の4段階になる。バングラデシュの法制度は独立後全く新たに作られたものではなく、歴史と共に進化形成されてきたものである。

「Muslim時代」は西暦1100年頃から、「英国統治時代」は1757年のインドへの統合から「現代」は1947年のインド、パキスタン独立から始まる。Muslim時代が数世紀を経た後の英国統治時代後半期に多くの法制度が確立された。このため、バングラデシュの法制度はIndo-Mughal法と英国法が合わさったものであるが、Common LawとEquityからなる英国法の影響が極めて大きい。1947年に英国の統治から脱した後も、政治的には独立したものの法律制度の基本構造に変化があったわけではない。

バングラデシュ共和国憲法 (THE CONSTITUTION OF THE PEOPLE'S REPUBLIC OF BANGLADESH) は、1972年11月4日に国会で採択され、1972年12月16日に施行された。その15条は次のように規定している。

It shall be a fundamental responsibility of the State to attain, through planned economic growth, a constant increase of productive forces and a steady improvement in the material and cultural standard of living of the people, with a view to securing to its citizens -

- (a) the provision of the basic necessities of life, including food, clothing, shelter, education and medical care ;
- (b) the right to work, that is the right to guaranteed employment at a reasonable wage having regard to the quantity and quality of work ;
- (c) the right to reasonable rest, recreation and leisure ; and
- (d) the right to social security, that is to say, to public assistance in case of undeserved want arising from unemployment, illness or disablement, or suffered by widows or orphans or in old age, or in other such cases.

財産権については、その13条で次のように規定されている。

The people shall own or control the instruments and means of production and distribution, and with this end in view ownership shall assume the following forms -

- (a) state ownership, that is ownership by the State on behalf of the people through the creation of an efficient and dynamic nationalized public sector embracing the key sectors of the economy ;
- (b) co-operative ownership, that is ownership by co-operatives on behalf of the members within such limits as may be prescribed by law ; and
- (c) private ownership, that is ownership by individuals within such limits as may be prescribed by

law.

民商法の分野における主要な制定法を挙げると、民事法分野では、Specific Relief Act 1877 , Trust Act 1882 , Transfer of Property Act 1882 , Registration Act 1908 , 商法分野では、Contract Act 1872 , Partnership Act 1932 , Sale of Goods Act 1930 , Negotiable Instruments Act 1881 , Companies Act 1994 (1913年法を改正して1994年9月12日公布、1995年1月1日施行)がある。なお、Companies Act は商業登記 (Registration) や清算 (Winding Up) についても規定している。

労働法令としては、Workmen ' s Compensation Act 1923 , Factories Act 1965 , Mines Act 1923 , Industrial Relations Ordinance 1969 がある。

1994年会社法 (Companies Act 1994) によると、会社は有限責任会社 (Limited Companies) と無限責任会社 (Unlimited Companies) に分けられ、有限責任会社は、さらに株式有限責任会社 (Company limited by shares) と保証有限責任会社 (Company limited by guarantees) に分けられる。株式有限責任会社は、非公開有言責任会社 (Private limited companies) と公開有限責任会社 (Public limited companies) とに分けられる。

非公開有限責任会社 (Private limited companies) は、通常定款 (articles) によって、

- a) 株式の譲渡に制限を付しており、
- b) 社員 (被雇用者を除く) 数を2人以上50人以内に制限しており、
- c) 株式や債務証券 (debentures) への出資についての公募を禁止しており
- d) 設立の日から事業を開始する、

会社である。

公開有限責任会社 (Public limited companies) は、

- a) 1994年会社法 (Companies Act, 1994) 及び1993年証券取引委員会法 (Securities and Exchange Commission Act, 1993) の定める要件に従った目論見書 (prospectus) によって株式出資や債務証券への出資を公募し、
- b) 社員の数が7人以上であり (上限はない)
- c) 取締役が3人以上であり、
- d) 事業を開始するためには、商業登記所 (Registrar of Joint Stock Companies) から事業開始証明書を受けなければならない。

#### 4-6-1-2 法制度面で生じている問題

バングラデシュの法制度はコモンローに基づいているが、原則として制定法によって整備が進められている。植民地時代、パキスタン時代を通じて、形式的には制定法の基礎的整備は終わっているが、今後、英米法の基本原理である「法の支配 (Rule of Law)」を確立できるように適正な施行を図る必要がある。

#### 4-6-1-3 国際会計基準導入により生じた問題

##### (1) 国際会計基準とバングラデシュ会計基準との相違

国際会計基準を導入し始めたが、なお多くの相違点がある。中小企業に関係する相違点は以下の表で比較できる。バングラデシュでの会計実務は、大企業も含めてすべての企業はバ

ングラデシュ会計基準に基づいている。(証券市場が存在するので、証券市場上場基準等もある。それゆえキャッシュフローステートメントは大企業・上場企業でも考慮されている。)  
(アジア開発銀行が Strengthening project portfolio performance のプロジェクトで政府内部のプロジェクト会計と監査制度の構築を管理手法の改善の一貫として支援している。)

	国際会計基準	バングラデシュ会計基準
棚卸資産	低価法による評価。 内部販売価格の含み益は控除。	原価法。評価減は低価法採用で可能。 国際会計基準に準拠。
売掛金	貸し倒れの見積もり計上。	国際会計基準に準拠。
有形固定資産	原価もしくは再評価価値。 見積もり耐用年数で減価償却。	国際会計基準に準拠。
無形固定資産	試験研究費は発生時に費用化。 営業権は減価償却。	試験研究費は有効年数で減価償却。 国際会計基準に準拠。
投資	子会社は連結会計に包含される。関連会社は 持分法による。低下法の適用が必要。	国際会計基準と同じ。
発生主義会計	すべての費用は発生主義にて計上。	国際会計基準と同じ。
引当金	偶発性のある費用損失の見積もり計上。	国際会計基準と同じ。
納税充当金	繰り延べ税金も計上。	繰り延べ税金の計上。
損益計算	すべての収益費用は計上。	リース会計と年金会計は検計中。

## (2) 相違が中小企業の会計実務に与える影響

試験研究費とリース会計が大きな相違である。中小企業には多額の試験研究費の支出が予想できないので実務上大きな問題にはならないだろう。しかしリース会計がまだ採用されないのでキャピタルリースが資産計上されないでリース代金支払い時のみ費用処理され、そのために資産構成の実態が正しく表示されてないことになる。

結果的にはその年次の損益を正確に報告していないばかりか、次年度以降の財務状況の予想も必然的に間違えることになる。(すでにリース事業はバングラデシュでは立ち上がっている。)

### 4-6-1-4 会計基準の中小企業レベルでの遵守状況と問題点

#### (1) 税務会計の現状

非営企業の中企業は外国資本との合併が多いと思われ、会計は外国資本の本国に報告する必要があるにもかかわらず、多分にバングラデシュ会計基準に準拠している。また、税務上は会計事務所の助けを借りて、税務調整を施し、税務申告をしている例が多い。

一方、バングラデシュの小企業は、家内工業規模での経営と想像される。会計記録は整備されていなく、かつ課税所得がわずかな金額であるので税務調査で概算課税されるのが常態である。

#### (2) 会計事務所の役割

証券市場に上場している大企業と外国資本との合併の中企業には会計事務所が関与している例が多い。会計事務所はバングラデシュの会計基準に基づく会計帳簿作成を指導している。また税務申告もその帳簿に基づき代行している。その面で会計事務所の役割はあると言えるが、小企業は会計事務所を利用しないので、会計事務所の役割はほとんどない。

#### 4-6-1-5 税制度の現状と問題点

##### (1) 徴税制度

税法があり、制度の運用は改善されてきた。税務署の組織は多分に汚職で腐敗していて、納税者志向はなく、中小企業育成のための手厚い保護の観念もない。それゆえ産業政策上の税制は外資優遇以外ほとんどない。

また、人口1億人以上の国で個人の納税者は29万人たらずである。

##### (2) 中小企業を含む投資企業への優遇税制

中小企業固有の優遇税制はない。そのかわり、外資の優遇策として、標準法人税率40%が外資系合併企業の場合は25%に減税される。小規模企業には100%の所得税還付を認めている。また、特別経済区への進出企業は12年間免税であり、既開発地域への進出企業は5年間免除、開発途上地域への進出企業は7年間免除、未開発地域への進出企業は9年間免除となっている。

さらに、輸出加工区（ダッカとチッタゴン）への進出企業は10年間免除。VAT（付加価値税）15%は減免税されている。個人所得税については外国技術者を優遇して3年間は免税にしている。

##### (3) 税務調査の実態

税務調査は、いわば交渉で決められる方式で実施されている。すなわち税法の規定に基づき課税所得が算出されるのではなく、事業規模から推定される方式で税額が決定される場合が多い。また、税務調査の担当者は税務に精通していないので、VAT導入時は大変混乱しており、町の市場で営業している中小企業や個人経営者を見つけては小額課税している。さらに、2年目も同額課税し3年目以降10%ずつ増額して課税し、税収を増やしている。

会計帳簿を作成保管している中小企業は少なく、税務調査はコンピューターで20%の納税者を無作為に選んで実施している。70万人の納税番号保持者がいるが、実際にはその5倍の納税義務者がいると予想している。また、納税者と商業登記はリンクしており、多額の納税者は法人である。今後、付加価値税の税務調査を充実させる意向をもっているが、これにより反面調査も可能となる。

なお、法人税や個人所得税の税収入（247億タカ）より付加価値税収入（505億タカ）や外国法人が負担する関税収入（500億タカ）がまだ重要である。

4-6-1-6 中小企業政策の現状と問題点

バングラデシュの中小企業振興政策

項 目	法規制及び制度等の名称	注 釈
・ 国家計画	The Fifth Five Year Plan 1997-2002	長期的ビジョンとして、Bangladesh 2020: A Long-run Perspective Study, The World Bank, 1998 がある。
・ 中小企業振興計画	なし	産業サブセクター別振興政策として考えられており、中小企業セクターとして考えた振興政策は存在しない
・ 政策機関	Ministry of Industry Bangladesh Small and Cottage Industries Corporation	
(1)中小企業法	なし	
(2)経営基盤の強化		
1)金融対策		
2)税制対策		
3)組織化対策		
4)取引適正化対策		
項 目	法規制及び制度等の名称	注 釈
5)事業分野の調整対策		
6)官公需確保対策		
7)倒産防止対策		
(3)構造改革の支援		
1)経営革新支援対策		
2)新規創業等支援対策		
3)技術力向上支援対策		
4)ソフトな経営資源の充実		
5)情報化対策		
6)高度化対策		
7)地域中小企業対策		
8)中心市街地の活性化対策		
9)流通合理化対策		
10)労働対策		
11)エネルギー・環境対策		
12)国際化対策		
(4)小規模企業対策		NGO
(5)その他の施策		

(1) バングラデシュの産業構造と中小企業セクター

バングラデシュの経済は、GDPが32,838百万米ドル（1997年。世銀、「世界開発報告」、1998/99による）で付加価値構造比は、農業セクターが30%、工業セクターが17%（うち製造業が9%）、サービス業が53%となっている。（同上）

バングラデシュ工業省の説明では、中小企業分類を以下のように定めているということであった。また、労働吸収力では、全労働者の12%を工業セクターが吸収し、そのうち小企業及び小規模企業が82%の労働吸収を行っているということであった。

企業区分	定義	企業数	工業部門労働吸収力
大企業	従業員 100 人以上もしくは資本金が 300 百万タカ以上の企業	約 3,000 社	
中企業	従業員 50~99 人もしくは資本金が 100 百万タカ以上で 300 百万タカ未満の企業。		
小企業	従業員 50 未満もしくは資本金が 100 百万タカ未満の企業。	5.3 千社	
小規模企業	Cottage industry で、住居空間を利用して家族経営で営まれているもの。	485 千社	82%

同省の説明によれば、中小企業の主なサブセクターとして、食品加工、縫製、皮、陶磁器、軽工業、電気、電子、手工芸品といったものが主流を占めていて、GDPへの貢献度は約5%、就業者数は5百万人いるとのことであった。

バングラデシュの長期国家ビジョンとして、世銀の協力で、“Bangladesh 2020: A Long-run Perspective Study”，1998が出されているが、ここでは、人材教育と水資源管理が重要視されていて、あまり工業開発には触れられていない。

国家計画として、“The Fifth Five Year Plan 1997-2002”が計画省・計画委員会から発表されている。残念ながらここでも特に中小企業セクターという考え方で産業振興政策は打ち出されていないが、繊維産業セクター、皮革産業セクターといった重点産業サブセクター毎の産業振興政策が打ち出されていて、中小企業振興はこれらの産業セクター振興政策の中で、セクター振興政策として実施していくという考え方を採択している。

## (2) 中小企業政策

バングラデシュの工業開発はMinistry of Industriesが主幹となって実施されているが、小企業及び小規模企業に関しては、政策実施権限をBSCIC: Bangladesh Small and Cottage Industries Corporationに権限委譲されている。

Ministry of Industriesは工業政策をIndustrial Policy 1999としてまとめ、その中の第4章において、前記の中小企業の分類定義を明確化し、同第9章において、BSCICが行うべき小企業及び小規模企業についての政策を打ち出していて、BSCICを使って、小企業及び小規模企業の振興のために、

- ・信用保証
- ・BSCICの資産提供
- ・女性、若年失業者、熟練工、帰国労働者、土地無し労働者向けの起業計画の実施
- ・小企業及び小規模企業のためのインフラ整備（教育・訓練関係）
- ・小企業及び小規模企業の製造品のための市場開拓支援

といったことを実施することを決めている。

また、このために、特に小規模企業向けの基金や融資スキームを構築すると決めている。

### 1) 中小企業向け金融

バングラデシュには国営商業銀行も民間商業銀行も、証券市場も存在する。従って、金融ツールは一応全部揃っているが、中小企業向け金融という観点で見た場合、これらは全く機能してない。中央銀行も含めた政府に金融政策をリードしていく力が弱く、また、開発途上国に見られる不正や汚職により資金流動がうまくいかず、金融機関側に融資審査能力がない等さまざまな原因が複雑に絡み合っていてこのような状態を招いているのだが、

政府も金融改革を行うことを宣言しながら、改革は遅々として進んでいない。

しかしながら、NGO活動がきわめて活発で、グラミンバンクを始めとするマイクロファイナンスを中心とした貧困対策がうまく機能している。

## 2) トレーニング・技術支援

これも、商工会議所等で実施されてはいるが、実施側に十分な資金も設備もなく、また対象とする人口があまりにも多すぎて、焼け石に水のような活動で終わっている。

### 4-6-1-7 今後の経済・企業制度・中小企業振興の方向性とさらに整備が必要な関連制度

現在、バングラデシュの工業振興を支えているのはジュート産業と縫製産業で、後は特に目立つものがない。しかもジュートは衰退産業であり、縫製に関しても、先進国（米国、欧州）の輸入優先枠によりかろうじて輸出が許されている状態で、競争力が弱い。

バングラデシュの場合、産業振興が弱体なのは、法制度が不備であるのではなく、政府がリードして産業振興を安定的に持続して進めていくことができない点にある。

この打開策として、関係者を限った、いわば限定された商業空間を構築し、それを成功させ、成功事例として少しずつ認知させ、広げていくというアイデアがある。似たようなしくみは、バングラデシュではグラミンバンクや地方電化組合で成功していて、また、タイやマレーシアの華僑のやり方として東南アジアでも定着している。これは、例えば、出資者によるメンバー制の信用組合を設立し、メンバーの信用保証によってのみ金融を行うものである。



## 第5章 日本による高度知的支援協力

### 5-1 各種制度の整備に関する協力可能な項目案

#### 5-1-1 法制度

今回調査を行った国でも、その多くについては法制定そのものは一応の整備は終わっているが、制定済みの法律について、それらの改正や法の施行にあたっての施行令の策定や実際の施行実務についての協力は、今後も極めて有効であろう。

例えば、ASEANの創立参加4カ国が西洋主導の国際貿易体制に組み込まれ、西洋法継受による経済体制整備を開始したのは、近代（欧米）民法典の成立時期が、日本が1899年であるのに対して、タイでは1925～34年、インドネシアが1848年、もともとスペイン法を継受したフィリピンは1888年と、ほぼ日本と同時期である。

従って、これらの国は、我が国と同様に19世紀末から20世紀初頭にかけて西洋法を継受することを事実上強制され、その消化に苦闘してきたという我が国と同一の経験を有している。そして、今またいわゆるアジア金融危機を経て、タイ、インドネシア等は、IMF、世界銀行等から、基本的に英米法（というよりアメリカ法）に近い法原理に基づく倒産法、競争法等の制定・改正指導を受け、その消化と経済再生に向けて苦しんでいる面も否定は出来ない。こうした苦闘は、我が国が、明治維新後、初めての近代的（欧米的）法律体系として大陸法を継受し、さらに第二次大戦敗戦に伴い会社法、会社更正法、競争法等について英米法の移入を強いられた経験、さらに近年における著作権法改正や不正競争防止法改正等の知的財産権法や経済法の分野において英米法の影響を受けることを余儀なくされている経験等と、基本的に相似したものである。

これらを勘案すると、我が国の経験と実務の蓄積は、行政実務施行上の参考例として極めて有用であると言え、法の施行にあたっての施行令の策定や実際の施行実務についての我が国による協力は相手国にも極めて有効であろう。しかも、これらの国々では、直接投資を通じて経済体制整備と我が国経済体制とが緊密連鎖的な関係にあり、そのために、経済的基盤にまで踏み込んだ協力についても比較的受容される余地が大きいと考えられる。

また、法の施行を円滑に進めるための法令集作成や行政官庁・裁判所のための法律情報ネットワーク・データベースシステムの整備についての技術協力も有効であろう。さらには、これらに付随して、中小企業行政、企業法整備・施行のための人材育成についての協力も重要となってくる。

#### 5-1-2 税・会計制度

まず、税関連では、輸出入に関係して課税される関税は、発展途上国にとって一大財源であり、輸入を抑えて国内産品を輸出振興する目的と同時並行的に、自国では生産できない比較的安価な輸入品に頼るしかない状況も理解できる。そのような環境で関税率や関税品目を決定するのは国家主権の行使として各国に委ねられており、その関税制度が不備であれば制度充実のため支援は必要である。ただし、今回の中小企業支援のフレームワークのなかで、そのような関税制度の整備支援は訪問10か国には必要ないと考えられる。EUにおいてもASEANにおいても関税は軽減し、近い将来（2003年）には5%のレベルに引き下げる予定である。

一方、付加価値税については、財源確保の目的および法人税の税収を高める予定があれば、前段階として国民経済を把握し徴税事務の軽減化の図れる付加価値税の整備は急務である。

発展途上国では税負担の公平の観点から、高税率は望ましくないが、将来の法人税・所得税の実行性を高めたいなら、税務体制の整備の一貫としてこの付加価値税の制度構築支援は重要である。例えば、タイでは最近の導入で成功しているが、カンボディアは制度の整備は着手したがまだ実績は上がっていない。

また、法人税については、一連の中小企業支援がある程度達成された後に、それら中小企業から法人税を徴税する支援・プロジェクトの必要性も発生するであろう。

上記の税務項目を制度整備支援するに際し、国民と税務担当官の理解と認識が重要であることを考えると、税務担当官の教育も必要となってくる。国民の税務担当官への信頼感が欠如しては税務制度が機能せず、例えば、インドネシアやフィリピンの税務担当官は汚職の公務員として信頼感に欠けることもある。従って、税務教育を通して、税務徴税技術と税務知識の向上が必要である。これに加えて、国民の税関連教育はテレビ新聞の利用とあわせて、地域の商工会議所の協力、民間会計事務所の関与を有機的に活用すべきであると思われる。また、既存の会計事務所のみならず、タイでスタートした中小企業指導士等が税務相談指導（及び会計相談指導）の担い手にも成りうることから、これら人材の養成が今後求められるとも言える。

会計制度については、先進国及び発展途上国の双方に受け入れられ始めた国際会計基準は、必ずしも中小企業の適用がうまくいくとは限らない。従って中小企業の適用を推進するには、現実には部分適用が考えらるが、EBRDなどは対象国の発展段階に応じて国際会計基準の一部を適用除外にしている。また、各国の会計基準の運用の整備と関連するが、国際会計基準の各国の会計基準との調整は個別国の検討項目になり、特に中小企業の法的支援の観点からは重要であると言えよう。

ところで、法律の形を採ろうが、会計基準として権威ある団体が発表したものであろうが、今回訪問した10か国には会計基準は存在した。その会計基準は精粗の差異があり、かつ中小企業向けの配慮が施されているものもあった。中小企業の支援の観点からみれば、ラオスの様に大企業、中企業、小企業の3区分に分類するのも現実的かもしれないが、カンボディアのようにフランス会計の暫定的利用で、会計基準はかなり細かく自由裁量が利かないほど詳細な説明が付いているところもある。また、インドネシアの税法も注釈は教科書的に説明が丁寧である。結局のところ、中小企業の会計基準をより実務的にするには、各国の会計基準が明確に規定していない項目について、国際会計基準の準用にも耐えられる各国の会計基準の修正版作成が必要となってくるのに加えて、より丁寧な説明が注釈、付則、細則等が必要であり、この点での協力は可能性があると言えよう。

最後に、中小企業が正確な会計帳簿を作成することが出来るか否かで、会計基準が活きるかどうか、税法が財政に寄与するかどうかが決まってくることから、会計帳簿を正確に作成する、いわば普及活動が地域の商工会議所や地方市役所、税務署の協力により不可欠となってくる。また、会計事務所の関与が強制できないので、従来のその関与より新たな税務帳簿士のような資格を設けて都市部のみならず地方部にまで普及できる制度をつくる協力も可能性があるであろう。

### 5-1-3 中小企業政策

中小企業政策に関しては大きく2つの考え方がある。1つは、日本のやり方だが、中小企業基本法といった中小企業振興政策の枠組みを決める法、あるいは法と同じような執行力を持ったガイドラインや計画を制定し、主に技術支援と財務支援を中心に中小企業そのものの経営基盤に対する支援を行いつつ、他方で、輸出振興や裾野産業育成等も含めた構造調整を行いつつ

ら、国内産業を育成していくというものである。

この場合は、日本型のいわゆるフルセット型の中小企業振興制度の確立が中心になり、この場合の支援可能な項目としては以下のようなものが考えられよう。もちろん、これらをパッケージとして確立し、その中で、相手国側に合った部分を中心に使えるものから支援していけばいいという考えもあるが、ここで強調しておきたいことは、個別メニューではなく、総合メニュー、従って、全体として、フルセット型重層型の中小企業振興政策の確立が狙いとされている点である。

- ・ 中小企業振興マスタープランの策定支援
- ・ 中小企業基本法策定支援
- ・ 経営基盤整備支援のためのしくみ開発支援
- ・ 金融対策（中小企業向け融資制度の強化、信用保証制度の確立等）
- ・ 税制対策（産業育成のための優遇税等の優遇税制度確立や事務簡素化のための支援）
- ・ 組織化対策（商工会議所の強化、産業団体の組織化強化支援等）
- ・ 取引適正化対策（独禁法の制定支援や独禁取締委員会の確立支援等）
- ・ 事業分野の調整対策（診断制度の確立支援等）
- ・ 官公需確保対策（官公調達制度の確立支援等）
- ・ 倒産防止対策（倒産法等の制定支援）
- ・ 構造改革の支援
- ・ 経営革新支援対策（経営指導制度の確立支援、専門家派遣等）
- ・ 新規創業等支援対策（インキュベーターやベンチャーキャピタル制度の確立支援等）
- ・ 技術力向上支援対策（技術センター支援、専門家派遣等）
- ・ ソフトな経営資源の充実（同上）
- ・ 情報化対策（中小企業情報ネットワーク構築支援等）
- ・ 高度化対策（工業団地開発支援等）
- ・ 地域中小企業対策（メコン流域開発等の国際＋地方振興政策策定支援等）
- ・ エネルギー・環境対策（省エネ化支援、環境対策支援等）

もう1つの考え方は、欧米的な考え方だが、小規模企業は別として、中小企業も大企業も差別することなく、完全自由競争に任せるとするもので、中小企業に特化した政策は一切排除するという考え方である。この場合も以下のような、競争のPlaying Field確立のための法規制整備支援が可能と思われる。

- ・ 金融対策（融資制度の強化、信用保証制度の確立等）
- ・ 税制対策（透明かつ平等な税制確立のための支援）
- ・ 組織化対策（商工会議所の強化、産業団体の組織化強化支援等）
- ・ 取引適正化対策（独禁法の制定支援や独禁取締委員会の確立支援等）
- ・ 倒産防止対策（倒産法等の制定支援）

## 5-2 協力実施案

### 5-2-1 各国における経済の発展度合による協力方法

これまで見てきたように、中東欧、アジアの国々はその経済発展（工業化及びその中での中小企業振興の段階）の度合により法律・制度面での状況も大きく異なる。関連法制度の制定後

も国内事情に合わせるため既に何度も改正を実施してきた国、新法が成立したばかりの国、基礎的な法制度面での整備もこれからの国といった具合である。そこで、日本が今後このような分野に関してどのような協力を行っていくことが出来るかを考える際には、法制度支援として全ての国に対して同じプログラムを行うのではなく、これら発展段階、整備状況、産業振興の方向性等を考慮した上で、それぞれに対して個別の戦略を立てる必要がある。そこで、そのような戦略を今後日本政府が考えていく上での参考としての協力方法案を考える。

まず、各国を分類する際に考慮する項目として次の3点が挙げる。

産業振興の段階と支援内容（中小企業を含む経済セクター振興政策）

法制度の整備状況（基礎的法制度、実施細則・実施システム）

日本の貢献可能性

なお、 については、我が国からの直接投資、輸出入関係、外交関係その他の政治経済的関係度合を見ても相当の差が見られることから、以下のように、中小企業振興と特に関連の強い直接投資を参考にして、今後の貢献可能性を分類したものである。まず、1998年6月末時点のポーランドへの日本からの直接投資は11件、投資累計額は1億7,800万ドルとなっている。1997年6月末と比べ1億3,700万ドル増と大幅に伸びたものの、ポーランドの直接投資累計額合計の0.8%を占めるにとどまる。国別順位では、1位が米国（20.8%）、2位がドイツ（14.3%）、3位がイタリア（8.3%）となっている。（直接投資についての統計は『1999年版ジェットロ投資白書』による、以下同じ。）

ブルガリアについては、1997年には新たに190万ドルの投資が行われ、1998年8月末時点での投資累計額は309万ドルとなったが、ブルガリアの直接投資累計額合計の比率は0.2%に過ぎない。国別順位では1位がドイツ（18.0%）、2位がベルギー（18.0%）、3位が米国（8.3%）で、日本は23位である。

これに対して、アジア諸国への日本からの直接投資を見ると、1997年のタイへの投資は、1,634億バーツで、タイへの外国直接投資合計の49.1%を占め、国別順位は94年以降連続1位である。マレーシアは、1996年は外国直接投資合計の27.0%（国別順位1位）、1987年は18.9%（国別順位2位、1位は米国）、1998年8月現在では23.6%（国別順位2位、1位は米国）となっている。

また、インドネシアについては、1967年から1997年末までの累計で、外国直接投資合計の16.4%で、国別順位は1位であり（2位は英国、3位はシンガポール）、フィリピンについてはフィリピン経済区庁認可ベース（内外資計）で、1995年は投資額合計の68.9%（国別順位1位、2位は韓国、3位は米国）、1996年は47.4%（国別順位1位、2位はフィリピン、3位は韓国）、1997年は48.4%（国別順位1位、2位は米国、3位は韓国）である。

ヴェトナムについては、1993年から1998年9月までの累計で、外国直接投資合計の10.8%で、国別順位は3位（1位はシンガポール、2位は台湾）、カンボディアについては、1997年の日本の投資額は不明であるが、内外資投資額の国別で1位は韓国（19.2%）、2位はマレーシア（14.2%）、3位が台湾（13.0%）であり、ラオスについては、1997年で外国直接投資合計の3.8%で、国別順位では5位である（1位はマレーシア、2位はタイ、3位は韓国。88年から97年までの累計ではタイが全体の約5割を占めて1位）。最後に、バングラデシュについては、1993年から1997年度までの累計で、外国直接投資合計の15.6%で、国別順位は5位である（1位は米国、2位はマレーシア、3位は韓国）。

以上を基にして、今回訪問した国をまとめると次のようになる。

		法制度の整備状況			
		未整備	整備済 実施細則・システム		
			施行度低	相当程度施行	施行度高
日本の 貢献 可能性	比較的 小		ブルガリア		ポーランド
	比較 的 大	直接 投資 少	ラオス、 パプアニューギニア		
	直接 投資 大		グアテマラ	インドネシア、 マレーシア、 フィリピン、タイ	

まず、日本との関連度が比較的小さい2カ国について見ると、ポーランドのように産業振興の方向性が比較的明確で、条件も整っていて、法整備の進捗状況が数段進んでいる場合には、例えばEUレポートによると未だ内容的にも遅れが見られると報告されている、知的財産権、認定・認証制度等の個別分野に絞った上での協力を行うことも可能である。さらに、市場を歪めるのではなく、市場全体の経済効率を高める目的での下請構造の強化という意味から、下請促進法制定や地方産業振興法強化などを支援する等の方法によって、EU Directiveとは相反しない何らかの形態を考えた上で、中小企業振興関連法の強化を後押しするというのも一案である。

ただし、これらは欧米の国が既に活動を行っている分野でもあり、日本の影響力が小さいことも勘案するとその実現性には大きな疑問が残る。このような場合には、やはり法制度面にこだわるのではなく、日本が優位性を持っている生産性向上等、個別プログラムでの協力が適していると思われる。また、中小企業政策そのものでは、経済的弱者である中小企業の不利を補正するというような従来の形ではなく、あくまでも「適正な取引条件の確保」という観点から、下請取引の円滑化を図るため、我が国の下請代金支払遅延等防止法、下請中小企業振興法等の整備・施行の実績・経験を踏まえた上での協力の余地もあろう。

ブルガリアは、ポーランド同様、法制度の制定そのものへの協力は現実的ではないが、可能性が無いわけではない。例えば企業法、契約法といった法律は存在していても、今後どのように法制度そのものを運用していくかに、政府は腐心していくことになる。そこで、例えば他ドナーが未ださほど入り込んでいない実施細則面にまで立ち入り、これらを定める過程での協力を行うことは意義がある。そして、法の施行を円滑に進めるための法令集作成や、行政官庁・裁判所のための法律情報ネットワーク・データベースシステムの整備についての技術協力へと繋げていくことも可能となる。また、ブルガリアの場合は、工業化や中小企業振興の方向性がまだ明確に固まっていない。EUに合わせた方向性あるいはEUの中の位置付けを考えた方向性にはなるが、この方向性を固めることの支援と、その実現を合理的に実施していけるような中小企業振興関連法の整備、強化を支援していくことが有効である。

なお、EUに関心が向いているブルガリアのような国では、日本企業がかなりの部分進出して国内経済に影響を持っているならまだしも、そのような状況にない場合には、他EU加盟国或いは今後加盟していく国とのシステムの整合性という面に留意することが必要である。

なお、両国ともに、我が国と同様に大陸法系に属することから、中小企業行政、企業法整備・施行のための人材育成についての協力は有効だと考えられる。

次に日本の影響度が大きい8カ国については、インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイでは、前2カ国同様、実施細則とともに、データベース・システム整備に対する支援へと協

力を繋げ、情報提供面から貢献していくことが考えられる。これらの国々は経済的にも日本の影響度が大きい国であるので、各国の中枢システムにまで枠を拡げた協力が比較的受け入れられやすいとも考えられ、また、将来的に日本企業が活動する際にも直接メリットとして返ってくる可能性も高い。

また、ラオス、ヴィエトナム、バングラデシュは、法制度は整備されつつあるが、例えば、ラオスにおいて流通を活性するための道路交通法のように、社会的基盤施設（インフラ）の活用のために不可欠な法律が未整備であるというような状況も残されている。こうした現代社会経済生活にとって不可欠と考えられる法律の整備・改正についての我が国による協力の余地は大きいと言える。

さらに、制定はされているものの、今後改正を数回繰り返すことによって徐々に国情に合ったものが出来ていくことが予想され、基本的な法律改正の際の協力を行い、余裕があればシステム面での協力を行うことになろう。ただし、ここで配慮しなければならないのは、単に法制度支援として五月雨式に分野を絞らず広義な法制度支援を行うと、効果が見えにくく、日本側にも支援の経験が蓄積されにくいということが起こり得るということである。

カンボディアのように、基本的な法律整備がまだまだこれからの国では、民法、民事訴訟法の制定についてJICAが既の実施しているように、法律の制定そのものについての協力も必要であろう。また、法律の草案を書いたことがあまりないという国に対しては、まずは日本側が法律の望ましい全体的な体系（あるいはマトリクス）を明確化し、この体系に添った形で法律案を全て作った上で先方に投げるくらいの手厚い協力を行わない限り、進展の度合いも非常に低いものになってしまう恐れもあることを認識する必要がある

ただ、ここで留意しなければならないのは、大陸法を採用している日本の専門家が英米法を採用している国に対して協力を行うことは、かえって混乱を招くことになりはしないかということである。カンボディアでは、一方で世界銀行等の支援による商事法の整備を予定しておりこれらはCommon Lawに基づく法体系となることが明言されている。極めて密接な関係にある民法と商法そして民事訴訟法が異なる法体系を基礎として制定されることは、今後の施行にあたって、様々な問題点を噴出させることが懸念される。しかも、カンボディアでは長年の戦乱によって、かつて一応は存在した植民地時代の（大陸法系に基づく）法律体制の伝統はほとんど残っておらず、法律の専門的知識を持つ人材もほとんど皆無に近い状況である。こうしたソフト・ハード両面の制度整備にはかなりの期間を要するものである。それだけに我が国が協力出来る余地も広いということも言えるが、その場合にあっても、常に他の機関による協力内容との緊密な調整作業が不可欠である。従って、単純な会社法制定のための支援といったことを考えるだけでなく、このような実態を把握した上で協力計画を策定する必要があり、このような状況の中でも協力を行うと決定するのであれば、英米法の専門家を日本国内で目処を立てた上で計画を練る必要がある。

また、カンボディアでは、制定した法律については官報によって公布されることにはなっているものの、官報の配付も十分でない状況のようである。官報の作成からさらに法の施行を円滑に進めるための法令集作成や行政官庁・裁判所のための法律情報ネットワーク・データベースシステムの整備についての技術協力も極めて有効であると考えられる。

ところで、今回の法制度整備協力は、あくまでも中小企業振興を大目標とした上でのものであることから、上記のような協力方法を考えるには、各国の産業・中小企業振興状況を勘案する必要があり、それらとの連関で協力方法を検討する必要がある。従って、以下のような項目で各国を再度分類する。

産業振興の段階と支援内容	国名
1) 第 1 産業セクター（農林水産業）中心で、今後もどちらかと言えばこの第 1 セクター中心でゆっくり中小企業振興を行っていく方針の国。従って、中小企業振興の中心は、農林水産品加工業、手工業、及びその流通に関する産業振興に対する支援が中心。	ラオス
2) 第 1 産業セクター中心だが、経済発展の上からも政府の意向としても工業化を必要としている。しかしながら、未だ振興政策の方向性や振興戦略が見出せていない国。従って、第 1 ステップとして、農林水産品加工業、手工業、及びその流通に関する産業振興後の工業化、及びその中での中小企業振興についての方向性や戦略を固め、次の第 2 ステップへの産業振興の方向性を固めていくことが支援の中心。法制度整備に関しては、中小企業基本法を整備し、その上でどの関連法を整備していくかということを明確化し、整備していくというやり方が有効になる。	ブルガリア、 カンボディア、 ヴェトナム、 バングラデシュ
3) 第 1 次産業セクター中心の経済や社会構造から脱却しつつあり、工業化のための基礎的な要素（工業地帯の確立等）も一部満たされている国。従って、これらの存在する要素と存在しない要素を勘案し、工業化及びその中の中小企業振興の方向性や振興体制を強化することが支援の中心。法制度整備では、中小企業基本法を整備というよりは、中小企業振興関連法を、産業振興のツールとして整理し、体系付け、欠落している法制度のツールを整備していくことが有効。	ポーランド、 フィリピン、 インドネシア
4) すでに第 2 産業セクター（工業）や第 3 産業セクター（サービス業）が産業の中心で、周辺諸国や地域は限られるものの国際輸出力もある程度持っている国。従って、工業化戦略や計画に関しては支援は必要なく、むしろそれらを踏まえた中小企業振興に絞って、かつ、その実施体制を中心に支援することが中心となる。法制度整備では、国際化や信用保証制度の強化等のさらに中小企業セクターを強化、振興していく上で必要なツールに絞って、整備あるいは改定していくことが有効。	マレーシア、 タイ

前出の法制度面での分類とともに、このような分類をも含めて、総合的に判断し、協力内容を議論していく必要がある。

最後に、国際機関との関連で日本としての協力を考えると、そもそも日本の中小企業振興に係る協力自体が、他機関の動きをあまり考慮せずに、日本が得意とする現場レベルでの協力を中心として行っている傾向があることから、まずは意見交換を頻繁に行う必要があると思われる。これにより、他機関が何を行っているのかについて定期的に情報収集し、それら事業との重複を極力避けながら、日本の強み、経験の蓄積を発揮出来る内容、方法は何であるのか（例えば零細企業よりも中小レベルに焦点を当てた協力、或いはフレームワーク自体は既に確立しているEBRD等のものを採用するが他機関では実施面で弱いと思われる分野で日本が参加する）を、日本の中小企業協力として国際機関に理解される枠組みを整理した上で、日本の役割がアピール出来る形で行うことが求められている。

これに関しては、世界銀行が主催して 22 のドナーの中小企業振興担当者が集まって議論するコミッティーが存在してはいるが、残念ながら JICA は今のところ名前だけの参加に留まっており、2000 年 4 月にハノイで開催される会合から、ようやく参加することとなった。今後ただ参加するだけでなく、積極的な情報の発信も求められよう。

また同時に、現状では外部者が報告書を参照しようとしてもあまり役に立たないとはしばしば言われている JICA 事業の調査報告能力を、国際的にも理解され得るレベルにまで引き上げるには、例えば今回のような調査の結果を、世界銀行とのジョイントでワシントン DC などワーク

シヨップを開催し、関係者からの意見聴取を広く実施することなども考えられる。さらに、世界銀行などの調査そのものにJICA職員が調査企画等の立場で、雇用したコンサルタントと共に参加し、他機関の方法論を直に学ぶということも、大いに意味があると思われる。

### 5-3 今後の課題

協力方法は上記に示してきたが、最後に、これらを実施する際の課題についても若干触れておく必要がある。まず始めに、ベストプラクティス情報の整備が挙げられる。日本或いは他国の経験を理論化する第一歩は、その成功・失敗事例をまず知ることであり、それをさらに利用して成功のためのフレームワークを構築していくこととなる。そこで、これら情報の整備を推進するというものである。これは世界銀行なども中小企業振興のセクションが現在進めている事項でもあり、特にアジアの成功事例の情報提供に関しては、JICAをはじめとした日本の機関への国際機関からの期待も決して低くはない。

次に、日本からの提案型総合的支援が挙げられる。今回調査の全体を総合して言えることは、知的支援というものは、場当たりの対応や内容の吟味では意味が無く、例えば知的財産権、工業標準に関する協力1つを考えてみても、ハードウェアやその場その場の人材養成のための技術支援のみならず、システム構築等の面での協力も含めて、大戦略を持って対応を考えていく必要があるということである。しかしながら、当該国の政府関係者が、それぞれの地域の事情により、EU Directive或いはASEAN、APECといった枠組みの中での政策と法制度支援との兼ね合いに腐心し、後手に回った対応を取らざるを得ない状況では、なかなかそのような大戦略を策定する余裕もないのが現実である。そこで、要請主義という形式を採りながらも、先方から依頼された法律についての専門家をただ送るのではなく、このような戦略策定部分から日本が積極的に関与し、協力していくことが、ある種求められているとも言える。

これは実は単なる協力の域を越え、このような活動により、例えば日本の工業標準の伝播も同時並行的に行い、将来的に日本の企業がその国の企業と活動し易くなる環境、また、工業標準などに関する国際機関等において、日本案に賛成する国が増えるような環境を整備することも可能となるはずである。